

早稲田大学審査学位論文（博士）

地方自治体の反核兵器政策の展開  
—安全保障政策を巡る中央政府との対峙—

The Dynamics of Anti-Nuclear Weapons Policy of Local Governments  
-Focusing on Their Confrontation with Central Government over Security Policy -

早稲田大学大学院社会科学研究科  
地球社会論専攻 国際関係論研究

川口 徹  
KAWAGUCHI, Toru

2020年2月



地方自治体の反核兵器政策の展開  
—安全保障政策を巡る中央政府との対峙—

目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 序章                               | 1  |
| はじめに                             | 2  |
| 第1節 先行研究の傾向                      | 2  |
| (1) 国際社会から中央政府に安全保障政策の変更を迫るアプローチ |    |
| (2) 国内から中央政府に安全保障政策の変更を迫るアプローチ   |    |
| (3) 地方社会中心アプローチ                  |    |
| 第2節 ガバナンス理論における本稿の位置付け           | 6  |
| (1) 分析枠組み                        |    |
| (2) ガバナンス概念が登場した背景               |    |
| (3) 安全保障を地方自治体の視点で捉える問題視角の展開     |    |
| (4) ガバナンス理論の動向と本稿におけるガバナンスの定義    |    |
| 第3節 研究対象の位置付け                    | 11 |
| (1) 研究対象                         |    |
| (2) 本稿の構成                        |    |
| 第1部：仮説編—安全保障領域におけるガバナンス          |    |
| 第1章：1970年代—長洲一二の安全保障観            | 17 |
| はじめに                             | 18 |
| 第1節 日米同盟と新たな安全保障                 | 18 |
| (1) 日米同盟を中心とした安全保障               |    |
| (2) 安全保障に関与する地方自治体               |    |
| 第2節 民際外交と長洲一二                    | 19 |
| (1) 民際外交の起源と特徴                   |    |
| (2) 長洲一二の「中道」                    |    |
| 第3節 在日米軍基地問題・核兵器問題を巡る止揚          | 23 |
| (1) 総合安全保障                       |    |
| (2) 中央政府との止揚                     |    |
| おわりに                             | 27 |
| 第2章：2000年代—規範的理論とアイデア            | 29 |
| はじめに                             | 30 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1節 自治体平和政策という議題                | 31 |
| (1) 自治体平和政策が議題となる理由             |    |
| (2) 自治体平和政策が議題となる経緯             |    |
| 第2節 自治体平和政策を巡る学説                | 33 |
| (1) 政治学からのアプローチ                 |    |
| (2) 平和的生存権                      |    |
| (3) 対話型立法権分有説                   |    |
| 第3節 無防備地域条例制定運動の現状とアイデア再考       | 36 |
| (1) 国民保護計画策定との比較における無防備地域条例制定運動 |    |
| (2) 条約・憲法・条例の架橋                 |    |
| おわりに                            | 40 |
|                                 |    |
| 第2部：事例編—安全保障に関与する地方自治体の政治過程     |    |
|                                 |    |
| 第3章：1970年代—非核神戸方式による国際環境の機能的変化  | 45 |
| はじめに                            | 46 |
| 第1節 天津市との友好都市提携に至る過程            | 47 |
| (1) 貿易促進の希求と中国の反応               |    |
| (2) 宮崎辰雄の訪中                     |    |
| (3) 友好都市提携の淵源                   |    |
| 第2節 非核神戸方式が成立する経緯               | 51 |
| (1) 接收解除されない第6突堤                |    |
| (2) 第6突堤の返還                     |    |
| (3) 非核神戸方式が生まれるきっかけ             |    |
| (4) 宮崎の思想                       |    |
| 第3節 非核神戸方式に対する中央政府と米国の反応        | 59 |
| (1) 非核神戸方式の波及と中央政府の見解の変遷        |    |
| (2) 米国の見解と非核神戸方式の効力             |    |
| おわりに                            | 62 |
|                                 |    |
| 第4章：1980年代—非核自治体宣言が提示した争点志向型の連携 | 65 |
| はじめに                            | 66 |
| 第1節 非核宣言自治体の概要                  | 66 |
| 第2節 1970年代以前の非核宣言自治体            | 69 |
| (1) 原水禁運動の分裂                    |    |
| (2) 原水禁運動の再展開                   |    |

|  |     |
|--|-----|
| 第3節 非核宣言自治体が増加した理由                     | 73  |
| (1) 核競争と日米関係                           |     |
| (2) 始動する反核平和運動                         |     |
| (3) 非核自治体宣言運動の高まり                      |     |
| 第4節 非核自治体宣言の思想                         | 79  |
| (1) 民際外交と非核自治体宣言                       |     |
| (2) 市民発意                               |     |
| (3) 国際連帯                               |     |
| おわりに                                   | 84  |
| 第5章：1990年代—高知県における非核港湾条例を巡る議論とガバナンスの萌芽 | 87  |
| はじめに                                   | 88  |
| 第1節 港湾の非核化を検討するに至った経緯                  | 89  |
| (1) 1999年11月の高知県知事選挙                   |     |
| (2) 住民の間で評価が割れた非核港湾条例                  |     |
| (3) 橋本大二郎の安全保障観                        |     |
| 第2節 日米安全保障体制を巡る対話                      | 93  |
| (1) 日米安保重視路線の問い直し                      |     |
| (2) 日米安全保障体制の「再定義」を巡る日米両国間の対話          |     |
| (3) 周辺事態を巡る中央政府と地方自治体との対話              |     |
| 第3節 非核港湾条例を巡る対立                        | 99  |
| (1) 対立の潜在化                             |     |
| (2) 対立の顕在化                             |     |
| (3) 強調された安全保障観                         |     |
| (4) 中央政府・米国に影響を与えた非核港湾条例               |     |
| おわりに                                   | 105 |
| 第6章：2000年代—平和首長会議によるガバナンスの展開           | 107 |
| はじめに                                   | 108 |
| 第1節 荒木武の自治体平和政策                        | 108 |
| (1) 広島平和文化センターの財団法人化                   |     |
| (2) 平和問題調査会・広島平和研究所の設置                 |     |
| (3) 平和首長会議の結成                          |     |
| 第2節 平和首長会議の展開                          | 114 |
| (1) 平和首長会議に通底する理念                      |     |
| (2) 2020ビジョンの下での国内の市民団体・住民との連携         |     |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 第3節 平和首長会議と地方自治体組織・国連との連携 | 121 |
| 第4節 「核の傘」を巡る中央政府と平和首長会議   | 124 |
| (1) 「核の傘」からの離脱を申し立てた平岡    |     |
| (2) 「核の傘」を重視する中央政府        |     |
| (3) 「核の傘」からの離脱を申し立てた秋葉    |     |
| (4) 「核の傘」離脱に向けた平和首長会議の戦略  |     |
| おわりに                      | 130 |
| 終章                        | 133 |
| はじめに                      | 134 |
| 第1節 分析結果の整理               | 134 |
| 第2節 結論                    | 136 |
| 第3節 今後の課題                 | 137 |
| 参考文献一覧                    | 139 |
| 初出論文一覧                    | 152 |
| 資料                        | 153 |

## 序章

はじめに

### 第1節 先行研究の傾向

- (1) 国際社会から中央政府に安全保障政策の変更を迫るアプローチ
- (2) 国内から中央政府に安全保障政策の変更を迫るアプローチ
- (3) 地方社会中心アプローチ

### 第2節 ガバナンス理論における本稿の位置付け

- (1) 分析枠組み
- (2) ガバナンス概念が登場した背景
- (3) 安全保障を地方自治体の視点で捉える問題視角の展開
- (4) ガバナンス理論の動向と本稿におけるガバナンスの定義

### 第3節 研究対象の位置付け

- (1) 研究対象
- (2) 本稿の構成

## 序章

### はじめに

安全保障は、元来、中央政府の排他的管轄の領域とされてきた。しかしながら、中央政府による安全保障が、住民の安全を脅かす場合、地方自治体は中央政府へ異議を申し立てる。安全保障領域を巡る議論では、「国家にとっての安全」（安全価値）と「国民・住民にとっての安全」（人権価値）との衝突を完全に避けることはできない。本稿の目的は、1970年代以降、核兵器を巡る日本の安全保障に関与することで中央政府と対峙した地方自治体の政治過程を分析し、地方自治体の反核兵器政策の展開を明らかにすることにある。現代日本政治史において、安全保障は中央政府の専管事項であるというテーゼの下、中央政府に異議を申し立てる地方自治体を定点観測したケーススタディは、豊かにある。本稿の学問的貢献は、1970年代から時系列で捉えることを以て、中央政府に安全保障政策の変更を迫る地方自治体の反核兵器政策の展開に光を当てることにある。

安全保障の構築を担う主体として地方自治体を位置付ける政治領域での研究は、これまでに積み上げられてきた。本章では、最初に国際関係論と行政学・政治学・社会学界における先行研究の傾向を確認した上で、本稿の位置付けについて述べる。次に、これまでのガバナンスに関する理論研究に焦点を当て、理論上での本稿の位置付けについて述べる。最後に、本稿が研究対象とする1970年代の神戸市、1980年代の非核自治体宣言、1990年代の高知県、2000年代の平和首長会議について、研究上の位置付けを説明するとともに、本稿の構成について記す。

### 第1節 先行研究の傾向

#### (1) 国際社会から中央政府に安全保障政策の変更を迫るアプローチ

国際関係論の立場から、安全保障の構築を担う主体として地方自治体を位置付ける政治領域での研究は、多様化している。1つ目に、国際場裡での、地方自治体を含む非国家主体間における連携を考察する研究がある。非国家主体による国際制度の構築を研究関心とする都留康子は、中央政府を迂回し、核兵器禁止に向けた国際世論を形成しようとする地方自治体の国際活動<sup>1</sup>を評価した〔都留 2011:648〕。

さらに、各国の中央政府間の交流から相対的に自立した経済的・文化的な恒常的關係である「地域圏」を考察する研究が挙げられる。市岡政夫によれば、「日本海を平和と友好の海に」するための自治体間・住民間の堅固な積み重ねがある「環日本海圏」は、「平和

---

<sup>1</sup> 地方自治体による外交・安全保障に関する活動（自治体国際活動）を、大津浩は、国際関係に何らかの影響を及ぼす「機能的意味」と中央政府の国際的権限との抵触問題を惹起する可能性を含む「法的意味」に措定する〔大津 1997:64〕。具体的な自治体国際活動として「対外的活動（国際交流・国際協力・国際連携・国際的自治権保障）」と「対内的活動（内なる国際化・自治体制裁措置・自治体平和政策）」に分類できる〔大津 2016:286〕。本稿では、「自治体平和政策」に着目する。



圏」としての役割を期待させる〔市岡 2000:185〕。石川捷治は九州・沖縄を含んだ「環黄海」という捉え方で、北東アジアの平和構想・安全保障共同体構想を提示した〔石川 2004:834-835〕。近年の研究によれば、地域秩序形成の萌芽となる沖縄県の自治体国際活動は、自立経済・経済交流の促進による東シナ海秩序の強靱化とともに、国連に加えて日米両政府などへ働きかける「基地削減活動」によって構成されている〔小松 2017〕。

「地域圏」を構築する地方自治体間の交流・協力は、国家間の緊張を緩和させる試みであり、総合的な安全保障を築く。

制度構築に係る研究と地域研究との共通点として、次のようにいえる。両者は、国際社会に出た地方自治体が、地方自治体を含む非国家主体との連携を通し、中央政府に安全保障政策の変更を迫る。

### （2）国内から中央政府に安全保障政策の変更を迫るアプローチ

2つ目として、安全保障を巡る中央政府と地方自治体との関係を考察する研究がある。その研究者として、池尾靖志が挙げられよう。2012年に上梓された『自治体の平和力』で、「安全保障の問題は自治体の仕事の外だという発言を聞くことがあるが、本当にそれでいいのだろうか」〔池尾 2012:5〕という問いかけにも示された通り、安全保障は中央政府のみに係る事項ではない。池尾は、非国家主体による制度・地域圏の構築を重視しながらも、中央政府と地方自治体との関係に注目した。ここには、国内における他の地方自治体、市民団体・住民の声も反映されている。1990年代の沖縄米軍基地問題や核艦船の寄港問題を分析した上村直樹は、非国家主体による安全保障への関与が限定的であったことを否定しない一方で、従来の保革の枠組みとは異なる論理で、市民団体・住民と連携する地方自治体を扱った〔Kamimura 2001:1-16〕。木村朗も、平和を創り出す住民の主体性に着目した〔木村 2005〕。

以上のように、国内での中央政府と地方自治体との関係に着目する視点は、安全保障に参画する市民団体・住民を重視してきた。その中では、中央政府に対峙する地方自治体にある「限界」も指摘せざるをえない。次に3つ目として、国内政治を扱う学問領域が、地方自治体内にある「限界」をどのように考察してきたのかを記述する。

### （3）地方社会中心アプローチ

行政学界で、地方自治体の中にある「限界」に踏み込んだ一人が、富野暉一郎である。富野は1984年から8年間、神奈川県逗子市長として、池子米軍家族住宅建設問題<sup>2</sup>に関

---

<sup>2</sup> 池子住宅地区及び海軍補助施設（池子米軍家族住宅地区）は、逗子市池子、久木、横浜市金沢区に所在し、その面積は、全体で288.4ヘクタールに及ぶ。1954年の市制施行と同時期に池子接收地返還運動が始まった。米軍家族住宅建設問題は、1983年から10年余りの間、市を二分した。逗子市基地対策課「逗子市の基地対策」  
<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kititai/>（2016年1月30日閲覧）。

わった。建設問題を巡り、環境影響評価条例の適用を巡り迷走した神奈川県への違和感を隠さない〔富野 2010a:9-10〕。政治学界で藪野祐三は、行政と市民との関係は一枚岩ではないことに言及した。地方自治体の国際活動における政策決定要因は、主体として行政（首長機能）と市民（立法機能）の二層があり、目的として経済的なプログラムとともに非経済的なプログラムがある。したがって、主体と目的を軸にした場合、次の図のように示すことができる。それぞれのセルは、対立する場合が少なくない〔藪野 1994: 24-29〕。例えば、行政・首長がリードする艦船寄港の反対（B）に対し、住民は経済的に合理性があるとして賛成する（C）こともある。

自治体国際活動の多様性

|       | 経済 | 非経済 |
|-------|----|-----|
| 行政・首長 | A  | B   |
| 立法・市民 | C  | D   |

出所：〔藪野 1994: 28〕。

白鳥浩は、政党間の対立軸がない現代日本政治の構造の中で、国際 이슈に析出された 1996 年の沖縄県民投票と 1997 年の名護市民投票を分析した。意見表明としての住民投票を評価する一方で、投票の中で住民の意思が一枚岩でないことを指摘する〔白鳥 2009:55-79〕。社会学界では、大野光明が京都府京丹後市丹後町宇川地区での米軍基地建設に伴うローカル・コミュニティの変容を分析する。大野は、建設に抵抗する住民が、統制される客体へと変えられていく逆説的な力学があることを明らかにした〔大野 2015〕。このように、国内政治を扱う学問領域は、地方自治体に内在する「限界」について、異なる地理的レベルの地方自治体間関係や、地方自治体の構成要素である行政と住民との関係、あるいは住民間における関係に着目しながら、議論を精緻化してきている。

これまでの議論を整理すると次の表のように示すことができる。まず、国際関係論の先行研究の傾向として、地方自治体による①「国際社会から中央政府に安全保障政策の変更を迫るアプローチ」と②「国内から中央政府に安全保障政策の変更を迫るアプローチ」が確認された。その一方で、中央政府に対峙する地方自治体の中にある「限界」ゆえ、中央政府との溝は埋まらない。国内政治を扱う行政学・政治学・社会学界は、この「限界」について精緻化してきた。②が地方自治体を中心としたアプローチだったのに対し、③「地方社会中心アプローチ」と呼ぶこととしたい。したがって、中央政府と地方自治体との関係に焦点を当てた②を中心に据えた場合、①は外的条件（国際社会における地方自治体、市民団体との連帯）に着目している一方で、③は内的条件（国内における地方自治体、市民団体・住民との自治）に着目しているといえよう。

## 先行研究の整理

|                                    |      |            |
|------------------------------------|------|------------|
| ① 国際社会から中央政府に<br>安全保障政策の変更を迫るアプローチ | 外的条件 | 国際社会における連帯 |
| ② 国内から中央政府に<br>安全保障政策の変更を迫るアプローチ   |      |            |
| ③ 地方社会中心アプローチ                      | 内的条件 | 国内における自治   |

出所：筆者作成

多元主義的な国際関係において非国家主体のうち非国家組織（NSO：Non-State Organizations）にあたる主体である地方自治体は、サブナショナルな主体でもある〔山本 2013: 214〕。まさに、地方自治体は、この両義性のうちに国際社会、国内で多様な主体との連携を行いながら、中央政府と対峙するという特徴を有す。

本稿の結論を先取りしていえば、国境を越えて他国の地方自治体、市民団体と連携することと並行して国内で当該地方自治体内部の住民を含めた多様な主体と連携することによって、中央政府の核兵器政策に影響を与えようとする地方自治体の反核兵器政策の展開が明らかになる。したがって、本稿では、②「国内から中央政府に安全保障政策の変更を迫るアプローチ」を基調としつつ、外的条件に着目する①と内的条件に着目する③との相互作用に着眼する。

この着眼は、従前から提唱されていたことを付言する必要がある。管見の限りではあるが、国内政治を扱う学問領域において、地方分権一括法が成立した直後に成された新藤宗幸の指摘から、次のことを確認することができる。すなわち、安全保障を巡る中央政府との緊張関係を緩和させるには、国際政治における地方自治体による他の地方自治体や国際機関との連携が奏功する。並行して、国内政治において、安全保障の問題に地方自治体が住民とともに関わりを持つ必要がある〔新藤 1999〕。そして、国際関係論では、進藤兵が、2010年に上梓された『地域から平和をきづくーオキナワ・イワクニからみた日本』（池尾靖志・井原勝介・伊波洋一著、晃洋書房）について次のように評した。「民衆（地域住民）の生活への軍事的脅威に焦点をしぼって、『防衛は国の専管事項』という枠組から脱却する展望を記している」。そのために、具体的には、「1.個々の自治体による平和政策の可能性、2.自治体どうしや国際的非政府組織との国境を越えた連携、3.これらと非軍事志向の中堅国や国際連合との連携、という動態のなかにみいだそうとする」〔進藤 2014:174-175〕。

このように、国内政治を扱う学問領域・国際関係論の双方において、相互作用への着眼は、提唱されてきた。しかしながら、これまでに分析の試みはない。1970年代から現在に至るまでの核兵器を巡る日本の安全保障に関与した地方自治体に着目する本稿が、これらの提唱の途上にあることはいうまでもない。これらの提唱に即せば、地方自治体における複眼的な外的条件と内的条件が、中央政府との対峙にどのように影響するのかは、解明

すべき重要な課題となる。次に分析枠組みと理論について記述し、本稿の位置付けについて述べる。

## 第2節 ガバナンス理論における本稿の位置付け

### (1) 分析枠組み

安全保障の構築を担う主体として地方自治体を位置付けた政治領域での研究の潮流において、共通する分析枠組みとして『『軍事化する日本』（政府の政策）VS『戦後日本の平和運動』』（進藤 2014:175）が挙げられる。本稿では、この枠組みを基に、中央政府と対峙した地方自治体の政治過程を分析する。分析上で、ガバナンスの表象に着目する。そこで、次節では、これまでのガバナンスに関する理論について概観しておく。ただし、ガバナンスについての議論は、開発学・経済学・地理学・国際関係論・都市計画・政治学・行政学・社会学など多種多様な学問領域で行われている [Bevir 2012:2]。すべてを網羅するのは困難である。

次項からは、ガバナンスについての理論を概観し、理論上での本稿の位置付けについて述べる。具体的には、まず、ガバナンス概念が登場した背景を記述する。次に、安全保障を地方自治体の視点で捉える問題視角の展開について記述する。最後に、安全保障の構築を担う主体として地方自治体を位置付けたガバナンス理論の動向を確認し、本稿におけるガバナンスの定義を行う。

### (2) ガバナンス概念が登場した背景

欧米で 1980 年代後半に政治や地方自治で普及した「ガバナンス」という言葉は、日本では 1990 年代中頃から政治学や行政学で用いられた [佐藤 前田 2017:2]。この背景には、「官」である中央政府のみによって公的な課題の解決を図れなくなるという、統治の変貌がある。1970 年代のオイルショックによるフォーディズムの危機以降、新自由主義的行財政改革、そして行き過ぎた民営化・市場化への省みとしての「第 3 の道」が押し進められた。さらに経済のみならず環境課題など国境を超える問題群が拡大した。その中で、中央政府を加えた多元的な主体が、「公」を担うという認識が普及した。その認識を端的に示すのが「分権化」である。分権化は地方自治体だけに留まらず、地方行政以外の主体との関係でも進められた。

近年のガバナンスは、主体と制度との相互作用において、中央政府の「命令・統制」によるヒエラルキーや市場による調整のみに基づくものではなくなりつつある [伊藤 2016:191-194,197-198]。ローズは、公的な課題を巡る多元的な主体との連携、協働、意思決定を図るためのプロセスをネットワーク型のガバナンスという言葉で表した [Rhodes 1997:52-53]。「官・民・私」を含めた多元的な主体が連携を通じて、「公」的な課題の

解決に向かうという仕組みが広がりを見せてきている<sup>3</sup>。そして、ベビアは「新しいガバナンス」の特徴の1つとして次を示した。それは、複数の管轄権を跨ぎ、多くの場合、国境も跨ぐ、ということである。社会科学の新しい形態であるガバナンスが、ネットワークの役割の増大を気付かせ、中央政府とそれ以外の行動主体との間に新しいタイプのパートナーシップを設けることを、積極的に求めさせるようになった [Bevir 2012:6, 95-97]。次項では、安全保障領域において民主的な秩序原理を構成すべく、その一主体として地方自治体を捉える問題視角の展開について記述する。

### (3) 安全保障を地方自治体の視点で捉える問題視角の展開

明治元年に明治政府は「政体書」で、各府、各藩、各県に対し「私ニ外国人ヲ雇フ勿レ、隣藩或ハ外国ト盟約ヲ立ツル勿レ」と中央政府の許しのない国外との関係を禁止した。これにより、「外国との盟約」は中央政府に委ねて、国民はそれを挙国一致して支持するという図式が強く成立した [江橋 1988:182, 1990:175-176]。その後、安全保障を地方自治体の視点で捉える問題視角が誕生した背景として、進藤兵は次の2つを挙げた [進藤 2014:174-175]。

1つ目に、松下圭一による史的展望である。松下によれば、日本社会は、農村型（伝統型）社会→近代化（Ⅰ国民国家形成→Ⅱ経済成長→Ⅲ福祉国家）→都市型（市民型）社会に移行する。この中で、1960年代から1970年代の高度成長の下で成立した都市型社会は分業型である。分業型において、住民は納税と選挙により政府信託を行う「主権者」であり、自治主体となる。工業化・民主化の浸透によるムラの崩壊とともに、都市型社会は国民国家に国際化・分権化を促し、地方自治体が国際活動によって国際政治の一主体となる [松下 1988:261]。

2つ目に、佐々木寛らによる提起である。2010年に上梓された『地方自治体の安全保障』の序論で、佐々木は、他国からの軍事的脅威に対して軍事力で対応する中央政府による安全保障が、地方自治体並びに人々の生活の安全とは必ずしも一致しないこと、ひいては住民の安全を犠牲にする葛藤が生じていることを指摘した。この葛藤を含めて近年の多様な脅威に対し、地方自治体も主体となって存立のために非軍事的に対応する「ローカル・コミュニティの安全保障」というテーマを生成すべきと提起した [佐々木 2010:3-8]。佐々木が提起するように、「中央政府による安全保障」が、地方自治体並びに人々の生活の安全とは必ずしも一致しない中で、非軍事的に対応する「ローカル・コミュニティの安全保障」というテーマが生じた背景には何があったのであろうか。

国際政治上で変遷してきた「安全保障」の概念は、精神的な側面に重点が置かれていた

<sup>3</sup> 官とは、政府、民とは、企業、私とは、家族・個人を指す。公とは、共同体を指す。それぞれに、emotional identityに基づく「情」、functional identityに基づく「利」、issue-oriented identityに基づく「理」の多寡がある。公の核となるのは、「理」の共同体である [多賀 2008:335-337]。

ラテン語の“securus”ないし“securitas”（「～がない」を意味する“se”ないし“sine”＋「不安、心配」を意味する“cura”）を語源とする〔中西 2007:23〕。それは、第二次世界大戦下で、その定義をいったん集約した。すなわち、軍事力を中心に、外交・経済・資源・情報・科学技術などあらゆるものを総合戦力として必要とする「国家安全保障」（National Security）の概念が誕生した〔古関 2002:68〕。この伝統的安全保障の概念は、中央政府による実務的な概念として、軍事を想定している。国家の安全と国民の安全との「関係」は検証しにくい〔初瀬 2005〕。確かなことは、安全保障体系を形成する中心軸は、国家の強化であり、個々人の人権ではない、ということである。

この命題の中で、国家ではなく、人間の安全を重視する概念が 1990 年代に登場した。核戦争の脅威からの解放とグローバル化の進展にあった 1990 年代に、国連開発計画（UNDP）は、経済成長中心の開発アプローチへの批判に対応した。すなわち、開発のみならず地域紛争や難民問題にも取り組んだ。地域紛争は公的な軍事力を私的なテロ組織・犯罪組織などに変え、難民問題は食糧不足・環境破壊・地球環境温暖化などを生み出す。すなわち、地域紛争や難民問題は、国境を越える脅威に繋がる。UNDP は 1994 年に『人間開発報告書』の中で、「人間の安全保障」<sup>4</sup> という新たな安全保障の概念を提唱した。その構成要素は、これまでに国家安全保障が向き合ってきた「恐怖からの自由」に加え、「欠乏からの自由」であり、これらを実現するための基本方策は「領土偏重から人間を重視」・「軍備から持続可能な人間開発」にほかならない<sup>5</sup>。人間の安全保障は、安全保障を国家中心から「人間中心」<sup>6</sup>に見直すことを意味している。想定する攪乱要素は多様ながら、その目的は一人ひとりの安全の確保をおいてほかにない〔赤根谷 2007:108-109, 長 2012:100, 110-136〕。人間の安全保障は、「平和」と「安全保障」が一体であった啓蒙時代の個人の安全保障、社会の安全保障、そして、第二次世界大戦後の国家安全保障を旋回してきた。まさに人間の安全保障が「200年ぶりの『人間の復権』」〔古関 2013:5,7〕と評される所以である。

また、伝統的安全保障と切り離せない関係にある非伝統的安全保障<sup>7</sup>の議論では、従来の中央政府に加えて、地方自治体、NPO、民間企業、市民などが安全保障の新たな主体となることが指摘されている。例えば、国境横断的に変容・拡散する「テロリスト」の封じ込めを目的に、中央政府が攻撃を無制限に拡大し住民に対する監視網を広げる結果、暴力の連鎖が生じる〔土佐 2016:1-14〕。したがって、今日、政治・経済・社会生活・環境

<sup>4</sup> 人間の安全保障の下敷きとなる理論は、インドの経済学者アマルティア・センによる「ケイパビリティ論」に遡る。「ケイパビリティ」とは、社会関係・個人の特質という条件を明示的に考慮した上で、一人ひとりにとって享受できる選択の幅・実現可能な生き方の幅を指す〔峯 2011:18-19〕。

<sup>5</sup> UNDP 『人間開発報告書 1994』 24 頁。

<sup>6</sup> 同書 23 頁。

<sup>7</sup> 非伝統的安全保障は、一義的に国家を安全保障の対象とする。人間の安全保障が対象とするのは、個々人にほかならない。

といった領域における脅威や危険も安全保障の対象として含める考え方が主流になりつつある。それらの脅威や危険は、中央政府のみでは対処しえない。ここに、従来の中央政府に加えて、地方自治体、NPO、民間企業、市民などが安全保障の新たな主体となる。

近年、安全保障の客体・主体に非国家主体を俎上に載せる一方で、核抑止や平和のための原子力といったレトリックとともに中央政府が推進してきた核技術に基づく伝統的安全保障は、人間社会に不確実性を増大させてきた。これを如実に示す近年の事象が、放射性物質を大量放出した福島原発事故であることは論を俟たない。従来の中央政府が主導する非民主的なリスク・ガバナンスの構造的問題に焦点を当てる際、援用される批判的安全保障論の概念に言及しておきたい。批判的安全保障論とは、「誰のための安全保障か」を問い直し、安全保障という名目の下で強化されている抑圧的な政治権力構造からの「解放」の可能性を検討する概念である。核技術の不確実性から派生する制御不能のリスクに対する手段として、中央政府は「強靱性（レジリエンス）」の要求とともにレジリエンスを市民に押し付ける。ここからは、中央政府が責任を放棄し市民の責任に転嫁しようとする一面があることが分かる。今日、この事実を明らかにする批判的安全保障論は、“抑圧性を持ち人間の安全保障を脅かす伝統的国家安全保障”、すなわち、“中央政府が主導する非民主的なリスク・ガバナンス”からの復権のためには、弱者・被害者となる人々の視点からのオルタナティブの模索を示唆する【土佐 2014:256, 267,270-271】。

以上の議論を整理すれば、安全保障研究は、従来の『『国家が、他国から、国家のために、軍事的方法で』安全を確保する』に『『国家以外の誰が（何が）、何から、国民・住民のために、非軍事的な方法で』安全を確保する』を加え、深化している。非軍事的に対応する「ローカル・コミュニティの安全保障」というテーマが生起した背景にあるのは、この深化にほかならない。この深化と並行し、安全保障領域の一主体として、地方自治体を捉える問題視角が展開されてきた。次項では、今日の安全保障に関するガバナンス理論の動向を確認し、本稿におけるガバナンスの定義を行う。

#### （４）ガバナンス理論の動向と本稿におけるガバナンスの定義

安全保障の構築を担う主体として地方自治体を位置付けたガバナンス理論を提示した研究者として、赤坂一念が挙げられる。2004年に赤坂は、安全保障は様々な主体との様々な関係のうちに動的かつ相対的に確保されるものである、とした。そして、『『ガバナンス』化する安全保障政策』として、かつては中央政府の専管事項と思われていた安全保障をめぐる政策プロセスに、「内外」の主体が参画・関与するようになってきていることを指摘した。ここでいう「内外」とは、「内」として地方自治体や市民団体、「外」として米国を指す。ここで提唱されているのは、調整役としての中央政府を中心とした安全保障を巡るガバナンスにほかならない。ガバナンス化する安全保障政策は、緊張関係を伴った主体の利益とパワーが交錯する。そして、ダイナミズムと均衡によって生み出される諸価値の暫定的な調和がもたらす形象としての性格を持つ【赤坂 2004:40-41】。

前項で述べた「ローカル・コミュニティの安全保障」というテーマを生成すべきと提起した佐々木は、次の文章を以て序論を閉じている。

確かに、「ローカル・コミュニティの安全保障」というテーマは、依然として未開拓であり、本書においても、理論的にはきわめて未熟な段階に留まっている。しかし、政治空間が多層化する現代政治の文脈の中で、もはや「安全」をめぐる政治学もまた、再構築されねばならなくなっているという事実も疑いえない [佐々木 2010:7]。

佐々木が指摘する多層化する政治空間について、ガバナンスは、欧州にて典型的にみられるように、スーパー・ナショナル—ナショナル—ローカルといった多層的 (multi-level) な組織における関係を指す場合がある。公的な課題に対処するために、様々なスケールの機関や組織からなる連携を示している、といえよう。ただし、欧州と比して、日本では国家間機構や自治体間機構の役割は相対的に弱い [佐藤 前田 2017:11-13]。

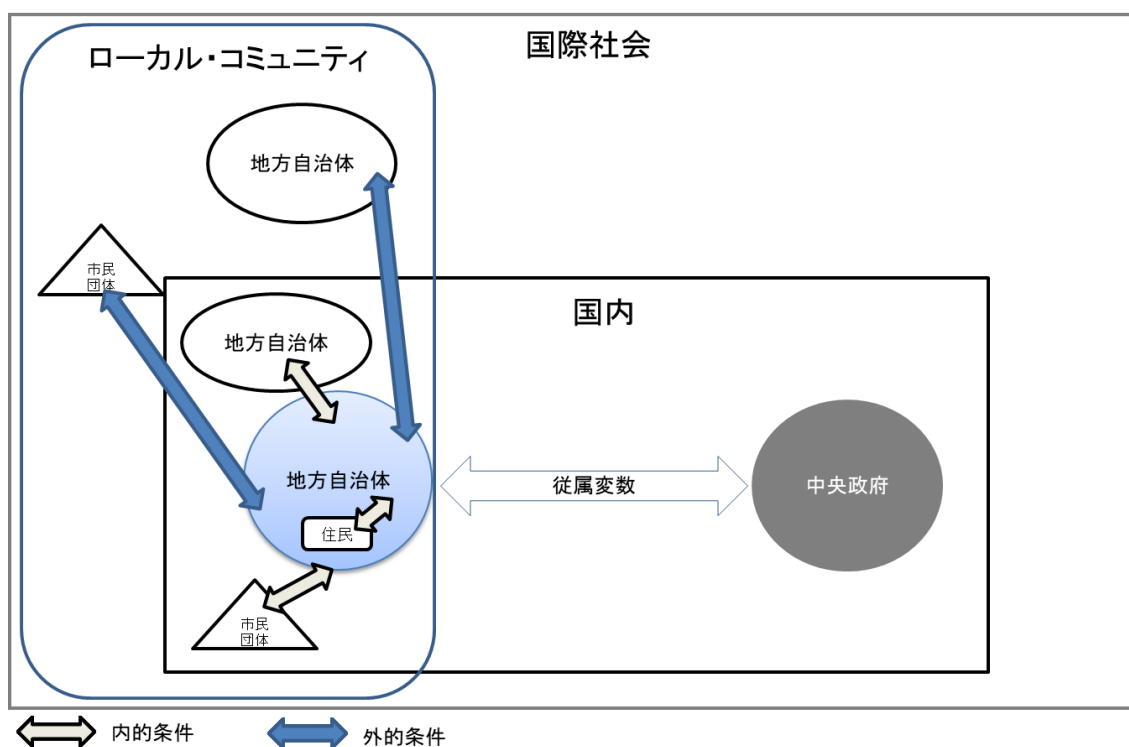
したがって、本稿でのガバナンスを定義付ければ、「安全保障に係る『公』的な課題を巡り、多面的な主体による連携などを通じた『治める』というプロセス」を示す分析概念と表現できよう。その対象は、国内における中央地方政府間関係の枠組みのみで捉えられるわけではない。地方自治体を「中央」に対し「地方」と指定した場合、一般的に国家より狭域の地理的範囲を指す<sup>8</sup>。それに加えて、本稿では、国境を越えた地方自治体・市民団体などとの連携も含まれる。この「地方」をローカル・コミュニティと呼ぶこととした。

本稿の論点は、ガバナンスの表象に着目する中で、赤坂がいうところの「内」における地方自治体を基点とした内的条件と外的条件との相互作用に着眼しながら、1970年代以降、核兵器を巡る日本の安全保障に関与することで中央政府と対峙した地方自治体の政治過程を分析することにある。したがって、ローカル・コミュニティの内的条件と外的条件を独立変数、中央政府とローカル・コミュニティとの関係を従属変数とし、これを図示した場合、次の概念図となる。

---

<sup>8</sup> 「地方」の語源は、土地の形状、地域の農業、民衆の生活の在り方を示す「地方<sup>じかた</sup>」という言葉にある。この源流を持つ「地方」は、日本では、明治以降の集権化システムの確立に対応した。具体的には、「地方<sup>じかた</sup>」は、行政用語化され、「地方<sup>ちほう</sup>」が中央政府への対立概念となり、支配する中央政府に対して従属する「地方」という図式が生まれた [玉野井 1990:7]。今日も、「中央と地方」という対立概念で捉えることが多い [中澤 2005:16]。なお、「自治」とは、元来、国家の枠組みにおける中央か地方かの二者択一を越え、人々による自己決定に基づき他者と連携しながら統治する政治形態である、といえよう。





出所：筆者作成

最終節では、本稿が研究対象とする 1970 年代の神戸市、1980 年代の非核自治体宣言、1990 年代の高知県、2000 年代の平和首長会議について、まず、研究上の位置付けを説明する。次に、本稿の構成について述べる。

### 第 3 節 研究対象の位置付け

#### (1) 研究対象

1968 年 1 月に首相の佐藤栄作は、衆議院本会議で日本の「核の基本政策」（核四政策）を表明した。それは、前年 12 月に佐藤が公式表明した「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」という①非核三原則に加えて、②米国の「核の傘」への依存、③核軍縮への努力、④原子力の平和利用推進—の 4 本柱から成り立つ [若泉 2009:140-141]。核四政策は自由民主党（自民党）が政策文書としてまとめたものであり、政府の公式見解ではないが、この路線は続いているといえよう [水本 2016:203]。ここにある「自己矛盾」の 1 つが、①と②との間にある。その「自己矛盾」とは、「自分たちは核兵器を持たないが、米国の核兵器は必要だ」というねじれにほかならない [川崎 2011:81]。本稿では、研究対象として、核四政策の下で「非核三原則」と米国の核抑止力に基づく「核の傘」への依存を抱えた中央政府の矛盾を突く、地方自治体の反核兵器政策に着目する。

研究方法としては、1970 年代から 2000 年代における、それぞれの年代で代表格と考えられる地方自治体の反核兵器政策の事例を 1 つずつ取り上げ、政治過程を分析する。こ

ここで、1970年代以降の事例を取り上げる理由について述べたい。非核三原則が、実質的に形成されつつあったのは、1960年前後の岸信介内閣時である。その後、非核三原則が1960年代後半に定着した契機は、ベトナム戦争時の在日米軍基地の使用と沖縄返還を巡る対米交渉にあった〔水本 2000:232-235〕。非核三原則が定着する過程と並行して、日本では、たびたび米原子力軍艦から放射能調査による異常値が検出された。初めて、米原子力潜水艦が入港したのは1964年11月、米原子力空母が入港したのは1968年1月であり、いずれも佐世保市である。核兵器搭載可能艦の寄港を巡り、入港反対の世論は強かったが、最終的に佐世保市議会は容認せざるをえなかった〔山下 2009:24-25〕。そして、1968年5月にある事件が日本中を震撼させた。事件とは、佐世保港に寄港していた原子力潜水艦が異常放射能を排出したことである。西日本新聞がこの事件を明るみに出し、その後、中央各紙もこれを追い、約1か月間、日本のマスコミは異常放射能問題で埋め尽くされた〔堀江 1970:78〕。その後、1972年には原子力潜水艦寄港地の那覇軍港とホワイトビーチで異常値が検出され、これを巡り国会で論戦が交わされた1974年には、科学技術庁原子力局次長であった伊原義徳が、原因の1つは米原潜であるとした当初の発言を撤回する事態が起きた〔新原 2011:155-156〕。以上から分かるように、地方自治体の反核兵器政策が本格的に開始される源泉には、1960年代後半以降の非核三原則の定着と米原子力軍艦の入港への反対がある。したがって、本稿が取り上げる地方自治体の反核兵器政策は次の通りである。1970年代は、1975年に神戸市議会が全会一致で採択した「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づく行政措置である「非核神戸方式」を扱う。1980年代は、その年代において急増した「非核自治体宣言」を取り上げる。1990年代は、高知県議会で審議され、最終的に否決されるに至った「非核港湾条例を巡る議論」を扱う。2000年代は、その年代において発展した現在の「平和首長会議」を扱う。本稿が扱う対象の時期は、冷戦期および冷戦後の日本で安全保障が模索された時代にほかならない。ここには、2000年の地方自治法の改正も含まれる。

事例の分析に際し、日本の中央政府や地方自治体が発表した文書資料のほか、一般には公表されておらず依頼することで入手できた文書資料を一次資料として用いる。内外の機関による報道や論評も使用する。また、それらを分析した専門家らの論攷も二次資料として参考にする。

## (2) 本稿の構成

論点を考察するために、本稿は2部構成をとった。第1部は、第1章と第2章でなり、仮説を提示する。第2部は、仮説を検証するため、第3章から第6章でなり、時系列に事例の分析を行う。各章の内容は、以下の通りである。

第1章では、1970年代後半に神奈川県知事として、在日米軍基地問題・核兵器問題に対処した長洲一二の安全保障観とその構成要素に着目する。第2章では、主に法学に依拠し、2000年代に、長洲が提示した安全保障観・構成要素を補う理論・アイデアがあるこ

とを、指摘する。

以上より、第1章と第2章から、安全保障領域におけるガバナンスの萌芽と展開を仮説として提示する。続く第3章から第6章では、この仮説を検証するため、核兵器を巡る日本の安全保障に関与することで中央政府と対峙した地方自治体の政治過程を、内的条件・外的条件との相互作用に着眼しながら、分析する。

第3章では、1970年代に成立した非核神戸方式の成立過程を分析し、非核神戸方式の特徴と非核神戸方式が国際環境に与えた影響を探求する。第4章では、1980年代に非核宣言自治体が増加・拡大した要因を分析し、非核自治体宣言の意義を明らかにする。第5章では、1990年代に行われた高知県における非核港湾条例を巡る議論を分析し、非核港湾条例を巡る議論の特徴と議論が国際環境に与えた影響を探る。第6章では、2000年代に発展した平和首長会議の軌跡を分析し、この現象の深淵にあった平和首長会議の理念と動態を明らかにする。この構成から分かる通り、第3章と第5章で基礎自治体と広域自治体に、第4章と第6章で地方自治体組織に着目することで、年代ごとに多様な地理的レベルのローカル・コミュニティを扱う。



第1部：仮説編—安全保障領域におけるガバナンス



## 第1章：1970年代—長洲一二の安全保障観

はじめに

### 第1節 日米同盟と新たな安全保障

- (1) 日米同盟を中心とした安全保障
- (2) 安全保障に関与する地方自治体

### 第2節 民際外交と長洲一二

- (1) 民際外交の起源と特徴
- (2) 長洲一二の「中道」

### 第3節 在日米軍基地問題・核兵器問題を巡る止揚

- (1) 総合安全保障
- (2) 中央政府との止揚

おわりに

## 第1章：1970年代—長洲—の安全保障観

### はじめに

1978年に開催された「地方の時代」シンポジウムで、神奈川県は「民際外交」を提唱した。この民際外交は、在日米軍基地問題・核兵器問題と不可分の関係にある。しかしながら、在日米軍基地や核兵器の視点から、神奈川県の民際外交の記述を試みた研究は、管見の限りない。

本章の目的は、民際外交の提唱者である長洲一二に着目し、在日米軍基地問題・核兵器問題への対応の背景にあった、安全保障観とその構成要素を明らかにすることにある。ここでいう安全保障観とは、安全保障領域における中央政府との止揚にほかならない。そして、安全保障観の構成要素は、人々による自治と連帯である。

以下では、第1節において、地方自治体が安全保障に関与する理由を日米同盟と新たな安全保障との関わりから整理する。次に、第2節において、戦後日本政治との関わりに即して、民際外交の起源と特徴、提唱者であった知事の長洲一二について記述する。そして、第3節では、在日米軍基地問題・核兵器問題を巡り、中央政府との関係において止揚を試みた2期目の長洲に言及する。

### 第1節 日米同盟と新たな安全保障

#### (1) 日米同盟を中心とした安全保障

日本では、ヨーロッパにおける「外」からの平和研究や1970年代末からの「内」なる見直しがあり、安全保障の言説に幾度も修正を迫ってきた〔遠藤 2014: 37-42〕。近年、安全保障に備わる多義性を意識するも、「安全保障」といえば、それは日米安全保障条約によって制度化された日米同盟のみを指す感を否めない。古関彰一によれば、安全保障は「アンポ（日米安全保障条約）」として、使われてきた。そしてアンポという言葉すら忘れられる傾向にあり、「日米同盟」といい換えられている〔古関 2013: 2〕。

一方で、近年、「人間の安全保障」という言葉から、日本国、日本人が第一に想起するのは開発途上地域での暴力や貧困である〔田中 2013: 66-67〕。1998年に首相であった小渕恵三による演説の中で、人間の安全保障に類似する言葉が明確に外交政策の柱とされた。

ODA政策に関連付けられながら、国家安全保障と並列されたが、国家安全保障との論理的連関性は明らかにされなかった。佐藤誠は、途上国の人々を対象とした人間の安全保障に基づく日本の外交は、もっぱら米国の国家安全保障による破壊の再建と位置付け、対米協調の一環である、と指摘する〔佐藤 2006〕。さらに、人間の安全保障を国内の安全保障政策として展開する動きはほとんどみられない〔富野 2010b: 219〕。

#### (2) 安全保障に関与する地方自治体

以上の状況の下で、「核の持ち込み」（イントロダクション）に関し、米軍艦船の寄港・一時持ち込み（トランジット）が事前協議の適用除外事項とされてきた背後には、日



米双方の利害の一致がある。日本政府は、国内に向けて米艦船上の核兵器に事前協議が適用されると説明する一方で、米国の NCND 政策（核兵器の存在を肯定も否定もしない（Neither Confirm Nor Deny）という政策）を尊重する、という曖昧な態度を執ってきた。米軍艦船のトランジットが事前協議の適用除外事項であることを、人口に膾炙するきっかけとなったのは、2010年の民主党政権による調査である。だが、適用除外事項としての核搭載艦船のトランジットが存続しているか否かは、未だ瞭然たる事実ではない〔豊田 2015:10-11, 132-134〕。それは、背馳の関係にある非核三原則と核抑止力の使い分けが存在することを、露呈する。換言すれば、中央政府は国益上の判断を優先し、ローカル・コミュニティにおける住民福祉や住民の権利を、二次的な問題として、政治・行政・司法判断において国益の範囲内で処理する。日本政府は米国政府との認識の懸隔を狭めようとする一方で、国内世論との溝を埋められない。

中央政府が日米同盟を追求すると、その調和から零れ落ちるローカル・コミュニティの諸利益が存在する。すなわち、安全保障群の中で二律背反する、中央政府と地方自治体とのゼロサムの関係が、顕在化する。中央政府が一元的に統括し保障しようとする安全保障は、住民の安全や暮らしを脅かすことがある。その場合、捨てられてきた住民の視点を掘り取らなければならない。

そこで、地方自治体は自らの存立のため、「人間中心」かつ非軍事的な安全保障を求めて、関与する。その手法は自治体国際活動であり、活動の内容は次の2つに大別されよう。1つ目は、在住している住民の安全の確保にほかならない。そして、2つ目は、政府機構を含む各主体との連携である。軍事力を持たない地方自治体は「国家の安全を軍事力で守るのではなく、人間の安全を信頼のネットワークで守る。（略）最悪事態への備えを高価な兵器に頼る中央政府をしり目に、政策決定・現場とともに顔の見える展開から交流と協力の基盤づくりをする」〔多賀 2003:52〕<sup>1</sup>。

「中央政府以外の主体による中央政府の安全保障に関与する態度」は、「中央政府による安全保障の努力を放棄する態度」と同義ではない。「中央政府による安全保障」と「中央政府以外の主体による安全保障への関与」との連関を探るべきだからである。次節では、この連関を探った、1970年代の民際外交とその提唱者である長洲一二について記述する。

## 第2節 民際外交と長洲一二

### （1）民際外交の起源と特徴

自治体国際活動には、2つの原点がある。1つが、1980年代にアカデミックな議論の中で使われ始めた平行外交（parallel diplomacy（略称はparadiplomacy））である〔Tavares 2016:7〕。平行外交は、経済的・政治的な利益を求める。もう1つが、軍事や権

<sup>1</sup> もっとも、日米安全保障条約を中心に据えた国家と自治体と企業が「合体して組織的に人間を管理する社会機構の中で生じている人権侵害」〔太田 1982:22〕が指摘されていたことも付言しなければならない。

力政治に規定された国家間における紛争のエスカレーションを防止するというアイデアを淵源とする民際外交（*people-to-people diplomacy*）にほかならない。民際外交は、

1956年にドワイト・D・アイゼンハワー大統領により、政府主導で始まった〔山本 2013:209, 215-217〕<sup>2</sup>。

日本では、1974年に長洲一二が、神奈川県知事選への出馬に際に宣言した「新神奈川宣言」において、「民際外交」を提唱した。1970年代以前から、すでに民間交流は存在していた。例えば、交戦国の和解のシンボルとして1955年に開始された、長崎市と米国セントポール市との姉妹都市交流が挙げられる。当時の民間交流は、国連加盟と国交回復のための世論喚起としての役割を担った〔菅沼 2013:45〕。民際外交は、1972年に朝日新聞に投稿された坂本義和の「民際関係」<sup>3</sup>から着想を得た、といわれている〔後藤 1997:122〕。

坂本の論旨は次の通りである。①国際社会では、特に先進国間で、民間レベルでの財貨、情報、人間の交流が行われている。②国家間関係において、東西関係では「疎隔による平和」が成立しているが、それだけが平和なのではない。「世界の平和」にとって、南北関係では「連帯による平和」が必要となる。ただし、政府を通した「連帯による平和」は、内政干渉に陥る危険が伴う。③そこで、国家という枠組みで平和を求めることに重大な限界があるという問題の下、国家とは別の枠組みとして、脱国家的な「民際関係」が平和のきずなとなりうる。日本には、アジア諸国との間で、脱国家的な「民際関係」に基づく「連帯による平和」の構築が求められている一。したがって、「民際関係」を基とした民際外交は、市民的な価値を含有していた。この裏付けとして、1978年に開催された「地方の時代」シンポジウムで、長洲は「地方の時代」は「市民自治」の時代であるとした〔長洲 1978:60〕。民主政治の模索が地方自治体を中心に進行していた中で、民際外交は日本的市民社会の構築に向け先駆けとなった、ともいえよう。そして「地方の時代」シンポジウムを契機として「民際外交」は人口に膾炙した。

1970年代に入ると、1970年には日ソ沿岸市長会議（現在、日露沿岸市長会議）が、1972年には日朝友好・貿易推進日本海沿岸都市会議が、日本海側の地方自治体により始まっていた。民際外交がこれらと一線を画す点はどこにあるのであろうか。それは、大別して2点に分けられよう。

1点目に、民際外交は「国際社会・中央政府・地方自治体」を並置することを明示した点で一線を画す。「地方の時代」シンポジウムで、長洲は次のように述べた。「問題に対応した適正な物差しとして、世界、国家、地方の3つが適切に組み合わせられねばならない」〔長洲 1978:52〕。同年に、神奈川県庁が刊行した『神奈川県の民際外交』で長洲は、

<sup>2</sup> タヴァレスによる議論の中では、民際外交は、平行外交の一つであり、「儀式的な平行外交（*ceremonial paradiplomacy*）」に当たる〔Tavares 2016:31〕。

<sup>3</sup> 朝日新聞「転換する平和像 国際よりも『民際』 平和戦略 日本の進路」（1972年1月1日）。

現実の外交が、国家間の具体的利害の調整作業であるとした〔長洲 1980:177〕。その一方で、ニクソンショックに代表される政治的・経済の基本的枠組みの崩壊などに基づいて「わが神奈川県が、国家レベルの国際外交（inter-state diplomacy）を補完する、民衆と民衆、地域と地域の興隆、つまり『民際外交』（inter people diplomacy）を主張する」〔長洲 1978:51〕とした。そして、1977年の日米関係民間人会議（下田会議）の講演では、世界に対する仏教の「慈悲」、すなわち「ヨコにつながり、広がる愛、平等なもの同士が互いにその苦しみを理解する共感」を語った〔民際外交 10年史企画編集委員会編 1990:30〕。

2点目に、民際外交は基地問題を中心に据えて、国際関係と地方との連関を位置付けた点で一線を画す。知事選に立候補する際、長洲は、経済に加え、在日米軍基地の課題に取り組む意欲を示した〔長洲 1975:61〕。「新神奈川宣言」では、基地返還と関連して民際外交を提唱した〔民際外交 10年史企画編集委員会編 1990:5-6〕。その背景にあるのは、今日まで続く基地県としての神奈川県の現状にほかならない。佐世保、沖縄と比較した場合、神奈川県の現状として次のことが読み取れよう。1972年から2013年までの原子力艦の寄港状況を示したデータによると、佐世保の20.8%、沖縄の28.5%に対し、横須賀は50.6%に上る〔梅林監修 2014:164-165〕。神奈川県は厚木飛行場など県内11市町村に米軍基地を抱える。神奈川県の米軍基地数は、沖縄県のそれに次ぐ。長洲が知事に就任した後、神奈川県の民際外交は政策体系として進化を遂げたことに疑いはない。その証左として、1987年に策定された「第2次新神奈川計画」において、基本目標の1つである「市民と世界の出会いによる平和・国際協調」の3本柱は、「地域と世界を結ぶ民際外交」・「平和への貢献」・「基地返還の促進」であった〔民際外交 10年史企画編集委員会編 1990:61〕。ここから、民際外交と基地問題は、同じ基本目標の下、政策レベルで分割して強化されたことが分かる。

ところで、その後の民際外交は地方自治体の在り方による。例えば、米国では、1992年に始まった「州兵・国家パートナーシップ・プログラム（SPP:The National Guard State Partnership Program）」の下で国防省・国務省・州が、他国の軍と様々な協力を行っている〔山本 2013:216〕。例えば、2010年にスロベニア軍とともにアフガニスタンに展開されたコロラド州兵は、アフガニスタン国民陸軍に対し助言的役割を担った。このような活動はイラクやコソボでも実施されている<sup>4</sup>。これについて付言すれば、日本も例外ではない。米国の州兵制度などを参考にしながら、首長によって指揮され、包括的な危

<sup>4</sup> Lawrence Kapp and Nina M. Serafino, “The National Guard State Partnership Program: Background, Issues, and Options for Congress,” CRS Report for Congress, August 15, 2011, p.5. <http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R41957.pdf>（2014年5月10日閲覧）。

機管理システムを備える、警察及び軍となった自衛隊との中間的な存在である実行部隊<sup>5</sup>の必要性が語られているからである。併せて、この議論は、経済のグローバル化を背景に効率性の希求を出自とする道州制を巡る議論 [白藤 2013:136-137]と並行して唱えられている点を指摘しておきたい<sup>6</sup>。神奈川県は、軍事的に連邦政府と州政府がアプローチするSPPとは異なる。その意義は、構造的な暴力の不在、積極的な平和を除いてほかはない [菅沼 2013:46-47]。

本項を整理すると次のようにいえる。1972年に坂本によって提示された市民概念に着想を得て誕生した民際外交は、「地方の時代」と分けて考えることはできず、「国際社会・中央政府・地方自治体」を並置した。以上の民際外交に基づく国際政治観からは、長洲の県政運営の基本理念である人々の有機的な行動によって支えられた「自治と連帯」 [久保 2006:21]の構想が浮かび上がる。そして、民際外交は在日米軍基地問題を切り離さなかった。それでは、民際外交を推進した長洲は、中央政府との関係において、民際外交をどのように位置付けたのであろうか。次項では、この回答を探るため、長洲の「中道」に着目する。

## (2) 長洲一二の「中道」

横浜国立大学を退官した長洲が神奈川県知事に就任した1975年の統一選挙では、革新自治体の勢いが退潮に向かっていた。これに先立つ1971年の全国革新市長会<sup>7</sup>における総会の基調報告は、革新市長会の政治的位置の転換を示していた。すなわち、基調報告は、限定的な政党・党派に立つ内容ではなく、自治確立を中心とした政党と協力する姿勢を示したものであった [全国革新市長会 地方自治センター編 1990:i,81,112]。実際に、内政のみならず国際関係においても、革新首長が自民党政権に貢献した1970年代前半の事例は、少なくない。例えば、1972年に米軍の戦車輸送阻止闘争の先頭に立った横浜市長の飛鳥田一雄は、日中国交正常化前の1971年に使節団を上海に派遣し、1974年に第2回アジア卓球選手権大会を招致した。1967年に中央政府の反対を押し切り朝鮮大学校を各種学校として認可した東京都知事的美濃部亮吉は、1971年に自民党幹事長の保利茂の手紙を周恩来首相に渡した。以上のように、保守と革新が互いに歩み寄りをみせる中で、知事就任の前年の1974年に、長洲は、自らを無党派の一学者としながら、人生観・社会観

<sup>5</sup> 実行部隊の具体的な任務として、平時は「災害への対処や治安維持」、有事は「総理大臣の命を受け軍とともに国内外での活動」が挙げられる [鈴木 矢野 2008]。

<sup>6</sup> もっとも、2008年の道州制ビジョン懇談会の中間報告では、中央政府は外交・軍事、皇室、通商政策など、道州政府は産業・高等教育・環境対策などに責任を持ち、基礎自治体は住民生活に近い医療・福祉・義務教育を行うといった役割分担が想定されている。この場合、例えば基地問題は外交・軍事問題で、地方自治体がこれについて意見を述べられない、ということになりかねない [岡田 2008:76-78]。

<sup>7</sup> 全国革新市長会は、1963年の第5回統一自治体選挙で誕生した革新首長の大量当選を契機とし、1964年に結成された。1973年の会員数は、131に及ぶ。

として強い関心を抱く「中道」に言及した。商業学校を卒業後、日本銀行に勤務する中で国禁の左翼書に傾倒し〔長洲 1982:8〕、その後、東京商科大学（現一橋大学）に学び、マルクス経済学者の道を歩んできた長洲によれば、「中道」は、右でも左でもないという消極的なものではない。全体的な根本理念であり現実を打開する変革の原理である〔長洲 1974:101-102〕。

日本社会党（社会党）や日本共産党（共産党）、無党派層に推された革新首長の殿軍の長洲は、保守・革新を問わない自治体改革に取り組んだ〔地方自治センター資料編集委員会編 1998:143,170-171〕。1978年に、革新首長をいただく東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市が設けた「首都圏地方自治研究会」のプロジェクトの一環として、「地方の時代」シンポジウムが横浜市で開催された。この基調講演で、長洲は、保革の間で選挙公約が近似してきており、革新自治体はこの変動に適応すべく「革新自治体から自治体革新」の必要性を唱えた〔長洲 1978:56〕。

その一方で、中央政府と地方自治体との関係について、長洲は、公害等の負の累積への中央政府の無策に対する先導的な革新自治体の功績を認めながら、自治体万能論・分権万能論の立場に与しなかった〔長洲 1978:53-55〕。同シンポジウムにおいて、「自治体革新」の上位概念として位置付けられた参加型地方分権制への転換を呼び掛けたキーワード、「地方の時代」は、翌1979年の大平正芳の施政方針演説にあった田園都市国家構想と軌を一にする<sup>8</sup>。特別補佐官として長洲に16年間仕えた久保孝雄によれば、中央政府と地方自治体を巡る政治姿勢について、大学の同窓であった長洲と大平は、親密な関係であった〔久保 2006:101〕。また、長洲自身には、1期目から2期目にかけて、国政転身への情熱を抱いた時期があった〔久保 2006:23〕。

就任当初、初めて県政の場で民際外交を表明した1975年当時、議会の保守系や外務省が表明に対し注意を促したが、下田会議以降、マンسفールド在日米大使は高く評価した〔久保 2006:61-62〕。民際外交について、長洲は、「中道」に基づき、「保守と革新」・「中央政府と地方自治体」とのバランス上で成り立つ主体的な止揚を重視していた、と考えられる。次節では、民際外交のうちの在日米軍基地問題・核兵器問題に焦点を当て、中央政府との関係において主体的な止揚を試みた長洲に言及する。

### 第3節 在日米軍基地問題・核兵器問題を巡る止揚

#### （1）総合安全保障

1979年11月に開催された国際シンポジウムで、長洲は次のように述べた。「環境破壊、食糧やエネルギーの不足など、脅威が軍事的なものだけでなく多元化し、私たちが守

<sup>8</sup> 東京大学東洋文化研究所「地方の時代（東京12チャンネル『総理と語る』の一部）（大平内閣総理大臣）」

<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/exdpm/19790425.S1J.html>  
（2016年5月1日閲覧）。

るべき価値も多元化している現在、安全保障の手段も政治、外交、経済、文化と多元化しなければならない」<sup>9</sup>。1981年に松下圭一は、安全保障の模索をするにあたり、最優先の課題として、分権化を挙げていた〔松下 渡辺 1981:28〕。これらの背景には、内政の充実を重視することによって総合的に安全保障を実現することを説く大平正芳内閣の総合安全保障（Comprehensive Security）への共鳴があったといえよう。

8年にわたり大平に秘書官として就いた森田一によれば、大平自身は、対米協調を基本としていた。実際に、1963年に外相であった大平は、エドウィン・ライシャワー駐日米国大使と会談した際、トランジットは事前協議の対象外であることを告げられ、密約として了解した<sup>10</sup>。1972年に横須賀の母港化に合意した際、2度目の外相のポストにあった大平をはじめとする日本側は、トランジットとして受け入れた。その後、事前協議を適用していない〔森田 2010:265-266〕。その一方で、大平には米国との適正な距離感を求める側面もあった、という。軍事より外交を好んだ大平は、パワーポリティクスを重視する一方で、結果より過程、部分より全体を重んじる性格であった〔森田 2010:173-177〕。そして、来る1980年代の保守政治の在り方を考えるために大平内閣は、9つのブレーン研究会の1つとして、戦後の日本にふさわしい基本的な外交戦略を研究する「総合安全保障」研究会を発足させた。座長であった猪木正道と師弟関係にある高坂正堯を中心とし、報告書を起草した〔五百旗頭 2016:13〕。

大平の死後、1980年に提出された報告書の特徴として、次の3点が挙げられる。1点目に、米ソの軍拡・石油危機の転換期の中、軍事力の役割を限定し、軍事力以外の分野に広い視点を配った。2点目に、軍事面では自主防衛論であった。吉田茂の外交を再評価した高坂を代表的論者とする現実主義国際政治学者（リアリスト・グループ）は、1970年代に中央政府の安全保障政策への関与を強める中で、吉田路線による経済中心の自主的な外交を基本とし、憲法9条を前提とした防衛論と日米安全保障体制の修正を説いた。リアリスト・グループの主張を引き継いだ「総合安全保障」研究会が作成した報告書は、「日米防衛協力の指針」による日米の防衛協力という軍事的側面は無視しないものの、「節度ある質の高い自衛力」というに留めている〔佐道 2009:40-44〕。そして、3点目として、報告書は中央政府だけでなく、国民に安全保障問題への参画を促した〔赤坂 2004:22〕。報告書は結語で、「広く国民の間で活発な議論が起こり、それが実り豊かな成果を生むことを期待している。幅広い論議を通ずる国民的合意の形成こそが、日本の安全保障のための国民的努力の結集につながるものだからである」<sup>11</sup>としている。

<sup>9</sup> 「基調報告 非武装憲法と国連システム・討論（世界の中の日本の役割（国際シンポジウム）」朝日新聞社『朝日ジャーナル』（1979年12月14日号）。

<sup>10</sup> 朝日新聞「核搭載船の日本寄港に大平外相『了解』裏付ける米公文書」（1999年5月15日）。

<sup>11</sup> 東京大学東洋文化研究所「総合安全保障研究グループ報告書」

<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPSC/19800702.01J.html>  
（2016年5月1日閲覧）。

これらの3点の特徴からは、総合安全保障が、非軍事的側面・自主防衛論に加えて、中央政府と立場や利益が異なる様々な主体が繰り返す相互作用を重視していたことをみて取れよう。しかしながら、総合安全保障は、大平の急死により、推進者を失った<sup>12</sup>。

## (2) 中央政府との止揚

1979年に再任後、長洲は「平和の享受者から、平和の創造者へ。平和創造のための、多元的プログラムの一つが、民際外交」[後藤 1997:102]である、と訴えた。あるいは、月例談話で知事就任以降初めて「平和」について、受動的な享受者を超えて能動的に平和を創造することの必要性を語った[長洲 1983:31-39]。しかしながら、実際には、民際外交と関連付けられた基地問題を巡り試練は多かった。

知事選への立候補を決意した際、長洲は日米安全保障条約によって、日本の安全は守られていることの虚構性を唱えていた[長洲 1975:58]。これは、1972年に坂本義和が「民際関係」に言及した際の、「冷戦とともに安保体制は虚妄」である、とした内容と同趣旨であると思われる。1979年11月の国際シンポジウムでの長洲による「日米安保条約にもかかわらず日本の平和体制はある程度定着している」という発言は、少なくない反論を招いた。これは、対米協調を基本とした大平や「総合安全保障」研究会の政策意図と合致しない。その一方で、1980年代前半に、長洲は日米安全保障条約に関して次のような活動を展開していた。

1981年は、核兵器を積んだ米国の空母や巡洋艦が日本に寄港していた事実を明らかにしたライシャワー発言<sup>13</sup>を機に、核兵器の搭載が周知の事実であった米空母ミッドウェーの横須賀「帰港」の年であった。長洲は、日米安全保障に対する不信感が高まる中で、「軍略」は「政略」に従わなければならない、と苦言を呈しながら、日米友好と非核三原則との両立を模索した<sup>14</sup>。

1982年11月に神奈川県で開催された地方自治体の国際交流をテーマとした第5回地方の時代シンポジウムでは、「これからの地方自治体の国際交流に期待されている」事項として、「自治体の反核平和外交」、「自治体の国際交流の市民化」、「自治体の人権外交」に整理されている[武井 1983:278-283]。このシンポジウムについて、江橋崇は次のように述べている。

「1982年に神奈川の『地方の時代』シンポジウムのまとめは強烈でして、自治体外

<sup>12</sup> ただし、南北関係に着目した場合、1989年に日本はODA 拠出額で世界一となった。総合安全保障は、日本のODA 拡大を支える論理として、生き続けた[佐藤 2006:208-209]。

<sup>13</sup> 毎日新聞「米、核持ち込み寄港 ライシャワー元大使が証言」(1981年5月18日)。

<sup>14</sup> 朝日新聞「非核三原則と日米友好」(1981年6月12日)。日本労働組合総評議会「日本の平和と民主主義—いまは戦後最大の危機(81.6.15) (日本の平和と米国の核戦略<特集>)」『月刊総評』284号、1981年。

交の課題は反核・平和と開発協力、人権であるといいきっています。これは物すごい言い方でして、中曽根内閣の外交方針をまっこうからバッサリやっているのですから、政府もとげとげしく、自治体もとげとげしくなります」〔江橋 1994:29〕。

この潮流の中、長洲も、首相の中曽根康弘による日米同盟強化論や憲法改定論に「強い警戒心」を持ち、厳しく対決する姿勢を見せざるをえなかった。ただし、対決の背景には、現出した戦後改革の歪みへの否定ではなく、構造改革による「オルタナティブ・ジャパン（新しいかたちの日本）」を創出することへの意欲があった〔久保 2006:102〕。基調講演で、坂本義和は民際外交の意味付けを行った。すなわち、民際外交は、従来の「国と同じことを行う」ことで中央政府を補完することに加え、「国と別なことをする」、「国に同じことをさせる」という3つの特徴を持ち合わせる〔坂本 1983:26-27〕。最後の「国に同じことをさせる」について、長洲は、地方自治体は非国家主体の一員にほかならず、決して不可能なことではない、とした〔長洲 1983:363〕。

このシンポジウムの1か月前の10月には、県も不適格性を訴えてきた厚木基地騒音訴訟で、原告の差し止め請求が認められなかった<sup>15</sup>。その一方で、当時、基地問題に対する地方自治体の動きとして注目されていたのは、「神奈川県基地関係県市町連絡協議会」の活動であった。協議会は、米軍基地の整理縮小と返還、公害対策、周辺地域の民生安定対策、基地交付金や調整交付金の引き上げなどを目的として継続的に中央政府との交渉を行っていた。直接的な反対運動ではなかったが、地方自治体が主体となって行っている継続的な運動として注目された〔阿利 1983:10〕。

1984年4月にマンチェスター市で開催された第1回非核自治体国際会議に神奈川県は臨んだ〔後藤 1997:103〕。県議会は、同年7月に、県民からの要請を受けた後、長洲が内容・形式について県議会各派と相談した上で提案した神奈川非核兵器県宣言を議決した〔長洲 1987:140〕。宣言成立に前後して、5月に長洲は、マンズフィールド在日米大使を訪問し、米太平洋艦隊への核巡航ミサイル・トマホーク配備の反対を伝えた際、改めて日米友好と非核三原則の両立を述べた<sup>16</sup>。8月に行われた職員への月例談話では、マンズフィールド在日米大使を訪問したことを述べ、「これからも必要に応じ何回でも、どこにでも足を運び、神奈川県民の心を伝える役目をつとめる」、宣言について「核兵器問題への認識を深める場の準備や、内外の同憂の自治体、民主との交流など、これからも息長く努力を続けていく」と決意を表明した〔長洲 1987:140-141〕。しかしながら、9月に原子力潜水艦インディアナポリスが横須賀に入港した際、核巡航ミサイル・トマホーク搭載の有

<sup>15</sup> 朝日新聞「静かな環境へ全力 長洲一二神奈川県知事の話 厚木基地騒音訴訟に判決」（1982年10月20日）。

<sup>16</sup> 朝日新聞「核トマホーク配備反対 神奈川県知事 米大使に申し入れ」（1984年5月24日）。



無を確認するよう外務省に求めたが、外務省は首肯しなかった<sup>17</sup>。それに続く、原子力空母カールビンソン寄港に対し、長洲は厳重抗議の談話を発表せざるをえなかった<sup>18</sup>。

安全保障が政策領域的に地続きで相対的なものであることを提示した総合安全保障は、守るべき価値対象と手段の多様化とともに、多元的な主体によるコンセンサスの必要性を示していた。その一方で、1980年頃から、長洲の在日米軍基地問題・核兵器問題への関わりは、それまでみられた日米安全保障条約や中央政府への対抗を示すに留まらなかった。長洲は、在日米軍基地問題・核兵器問題を巡り、「日米友好と非核三原則」や「オルタナティブ・ジャパン」という言葉に代表される包括的な枠組みを提示した。その中で、「国に同じことをさせる」という言説からは、中央政府との止揚へと進展させることを試みた長洲の安全保障観が読み取れよう。そして、「神奈川県基地関係県市町連絡協議会」の運動や核兵器を巡る「内外の同憂の自治体」といった言説からは、長洲の安全保障観を構成する自治・連帯が読み取れる。

### おわりに

本章の目的は、民際外交の提唱者である長洲一二に着目し、在日米軍基地問題・核兵器問題への対応の背景にあった安全保障観とその構成要素を明らかにすることにあつた。本章からは、次のことがいえよう。

1972年に坂本によって提示された市民概念に着想を得て誕生した民際外交は、「地方の時代」と分けて考えることはできず、「国際社会・中央政府・地方自治体」を並置した。そして、民際外交は在日米軍基地問題・核兵器問題と不可分の関係にある。在日米軍基地問題・核兵器問題への対応は、「神奈川県基地関係県市町連絡協議会」の活動や核兵器を巡る「内外の同憂の自治体」といった言説を生み出した。在日米軍基地問題・核兵器問題への対応に基づく安全保障観は、民際外交に基づく国際政治観と同様に、中央政府との止揚であり、その構成要素は自治と連帯であつた。

近年の研究では、民際外交は、行政主導であつたと省みられている【戦後日本国際文化交流研究会 2005: 88-97】。1980年代に入ると、学界では、国家間の核軍備競争の対抗として、主権者である民衆の自発的な参加に基づいた地方自治体による民際外交【坂本 1983:23-25】が提言された。これに平仄を合わせ、1982年の第5回地方の時代シンポジウムでは、長洲は「国際活動の主体としての自治体」とともに、「民際外交の市民化」を唱えていた【長洲 1983:360-361】。同趣旨を引き継ぎ、1983年に沖縄県で開催された地方の時代シンポジウムでも、「まだ自治体主導型であり、本物にするには、やはり市民化しなければならない」【長洲 1984:19】と強調した。

その後、1990年代には、市民外交・自治体間外交・国家間外交という棲み分けの性格

<sup>17</sup> 朝日新聞「インディアナポリスが入港」（1984年10月1日）。

<sup>18</sup> 朝日新聞「『入港に厳重抗議』長洲・神奈川知事が談話」（1984年12月10日）。

を帯びた民際外交への批判から、市民・地方自治体・中央政府・国連といった各層による交差した「交渉」が提唱されていたことは注目に値する【上村 1991】。ここに、旧来のデモクラシー論とは一線を画した、安全保障領域におけるガバナンスの可能性をみることができよう。1970年代後半に神奈川県知事として、在日米軍基地問題・核兵器問題に対処した長洲の安全保障観、すなわち安全保障領域における中央政府との止揚と、その構成要素である自治と連帯は、今日光を失っていない。

## 第2章：2000年代—規範的理論とアイデア

はじめに

### 第1節 自治体平和政策という議題

- (1) 自治体平和政策が議題となる理由
- (2) 自治体平和政策が議題となる経緯

### 第2節 自治体平和政策を巡る学説

- (1) 政治学からのアプローチ
- (2) 平和的生存権
- (3) 対話型立法権分有説

### 第3節 無防備地域条例制定運動の現状とアイデア再考

- (1) 国民保護計画策定との比較における無防備地域条例制定運動
- (2) 条約・憲法・条例の架橋

おわりに

## 第2章：2000年代—規範的理論とアイデア

### はじめに

1980年代に、天理市、小平市、泉南市、東京都では、無防備地域条例の制定に向けた運動が取り組まれたが、いずれも否決され、その後、具体的な取り組みはなかった。再び、無防備地域条例を制定しようとする運動が大阪市で現れたのは、2004年4月のことである。2005年2月に有事法制の整備の一環として、捕虜の取り扱いに関する規定等を巡りジュネーヴ諸条約第1追加議定書が国内で発効する<sup>1</sup>前後には、翻って同議定書の文民の保護に関する無防備地域を盾にした無防備地域条例制定運動が全国で展開された<sup>2</sup>。いずれも条例案の議会審議にまでこぎつけたが、結果的に、可決しなかった〔澤野 2006:2〕。実務においては、地方自治体の平和運動は「本来の事務ではないため、条例として規定すべきものではない」と解釈されるのが一般的である<sup>3</sup>。しかしながら、この間の、国民保護法に基づく国民保護計画の策定とそれへのアンチテーゼ<sup>4</sup>としての無防備地域条例運動は安全保障領域の主体を巡る議論に新たな事例を加えた。

本章の目的は、安全保障の主体について、国民保護計画と無防備地域条例を事例として取り上げながら、中央政府と地方自治体それぞれの管轄の分有を提唱する規範的理論と多元的な主体による連携を可能にするアイデアを指摘することにある。これは、安全保障領域における主体をテーマとし、ガバナンスを巡る議論である。大西弘子は、条例による法令の上書きを事例に、管轄権について、多元的・不確定的・重層的になりつつあることを指摘した〔大西 2014〕。本章では、日本の中央政府と地方自治体との、安全保障を巡る管轄の承認を求めたせめぎあいを事例としながら、理論・アイデアの指摘を以て、大西が指摘するところの一端を明らかにしたい。

以下では、第1節にて地方自治体の平和政策が議題に上る理由と経緯を、地方自治制度の変容とともに整理する。次に、第2節にて安全保障領域の主体という視点から地方自治体の平和政策を拡充する学説は、大別して3点あることを見出す。ここでの議論の目的は、各論の妥当性を問うことではない。安全保障領域における管轄の分有を提唱する規範的理論を探ることにはかならない。そして、第3節では、国民保護計画と無防備地域条例を事例として取り上げ、管轄の変容が起きつつあることを記述するとともに、多元的な主体による連携を可能にするアイデアを指摘する。

<sup>1</sup> 朝日新聞「ジュネーヴ条約追加議定書、政府批准へ 捕虜の扱いなど規定」（2004年1月9日）。

<sup>2</sup> 2003年3月に結成された「無防備地域宣言をめざす大阪市民の会」が2004年4月から始めた無防備地域条例制定運動は、2005年末までに、枚方市、荒川区、藤沢市、西宮市、大津市、高槻市、奈良市、品川区、京都市に拡大した。

<sup>3</sup> 例えば、立法技術情報センター編『条例・規則の立案マニュアル ルーズリーフ 第2巻』2591頁、ぎょうせい。

<sup>4</sup> 例えば、非戦のまち・くにたちの会を立ち上げた北原久嗣は「国民保護法は、戦争が起きることを前提としている」〔北原 2006:221〕とする。

## 第1節 自治体平和政策という議題

### (1) 自治体平和政策が議題となる理由

従来、外交・安全保障といえば自明のようにその主体は中央政府であるとされ、特に安全保障は国家安全保障とほぼ同義であった。憲法第73条は、内閣に外交・条約締結の事務を行う権限を与えている。内閣に対する憲法上の制約としては、首相が内閣を代表して「外交関係について国会に報告する（第72条）」ことと、条約の締結に当たって「事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経る（第73条）」ことのみである。その中で、首相は首席の外交官であると同時に、自衛隊法第7条で自衛隊の最高指揮官であることから対外政策・安全保障政策には重責を担ってきた。あるいは、地方財政法第12条は、「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費」の1つとして「防衛省に要する経費」を挙げている。通説の根拠とされるこれらの諸点は、真に個人を本位にした「国益」への希求のもとで成立する。

原理的には、基本的人権の構成要素の所有権と自由権による自然状態を克服するため、個々の権限・権力を立憲主義に規定された中央政府に信託したそれぞれの主体が、平和的生存権の面から、ばらばらに自らの安全の保障に勤しんだ場合、自然状態と大きな差はない。したがって、中央政府という主体を安全保障の考察から消去することはできない。それでもなお、安全保障の主体として「中央政府のみ」という言説には留保をつける必要がある。その理由として、前章で既述したように個人や地方自治体をはじめとするローカル・コミュニティの安全は、中央政府の安全保障とは一致しないことがあるからにほかならない。中央政府とは異なる論理で、NGOや地方自治体の活動が、平和・人権・環境等を軸とする公序の形成に大きく寄与する。この文脈において、地方自治体による自治体国際活動のうち、自治体平和政策を議論の俎上に載せてきた。

### (2) 自治体平和政策が議題となる経緯

日本国憲法制定当初から内務省では地方自治が軽視され、憲法学界では中央集権体制を正当化する議論が主流であった〔杉原 2011:2, 6〕。そして、戦後の日本の地方制度は、1948年以降に対米関係の下で進行したそれぞれの「制約」に規定された〔星埜 1991:13-20〕。

旧地方自治法には、外交・安全保障が明確に地方自治体の管轄権外のものと明記されていない。だが、各法律の構成の下、地方自治体は国際的な活動を行う民間や事業団の「支援」としての役割に留まった。「地域活性化のための内向きの『事業』どまり」〔松下 1988:258〕と評価された「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」を自治省が出した翌年の1988年には、地方公務員法海外派遣法が施行された。地方公務員法海外派遣法は、国家公務員に遅れること17年、地方自治体を国際的な取り決めを行う主体として法認した点で、画期的な法律である〔江橋 1988:184-188〕。だが、自治大臣官房企

画室が監修する『自治体国際化戦略データファイル』（1989年、1991年）は、法律面・政策面で不十分である〔大津 1991:107〕。その後、CLAIR（自治体国際化協会）を設置し自治体国際活動を支援していた自治省（現在、総務省）は、1994年頃に、旧地方自治法の第2条に示されていた地方自治体の事務の例示規定に地方自治体の国際協力を盛り込むため、省庁間の調整を行った。しかし、この動きはそれまでにJICA（国際協力事業団）の改組等を通じ地方自治体との連携を図っていた外務省の強い態度、すなわち、国際協力は中央政府の責務である、という主導権によって水泡に帰す<sup>5</sup>。結局、自治省は1995年に「多様なチャネルによる世界平和への貢献」といった文言を盛り込む『自治体の国際協力推進の策定に関する指針について』という通達<sup>6</sup>を都道府県・指定都市宛てに出すに留まった〔富野 2014:25〕。

1995年の米兵による沖縄少女暴行事件を受けて、沖縄県の大田昌秀知事は米軍に土地を提供する際に必要となる「代理署名」手続きを拒んだ。これは、地方自治体の権限により米軍に安定的に土地を提供できない事態の生ずる可能性があることを、中央政府に理解させる契機となった〔池尾 2011:92〕。1997年の「日米防衛協力のための指針」（97「指針」）を策定した後、第一次地方分権改革時の1999年5月に成立した「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）」（周辺事態法）は、日本周辺地域の有事に際し、米軍の軍事行動に対する後方支援として、自衛隊だけでなく、地方自治体の協力を要求する。さらに、経済のグローバリゼーションに対応すべく、地方分権一括法の制定に関連して1999年7月に改定された地方自治関連法には、周辺事態法との関連性を考慮しつつ地方自治体に対して中央政府の安全保障政策を強制できる条項を読み取ることができる〔澤野 2011:227-231〕。

1999年の地方分権一括法によってその結実をみた第一次地方分権改革の結果、2000年4月に施行された地方自治法第1条の2は、中央政府と地方自治体の役割を整理している。中央政府は「国際社会における国家としての存立にかかわる事務」（同条2項）を担う一方、地方自治体は「地域における行政」を担う存在として、位置付けられた〔小林 2006: 59-62, 渋谷 2008:32〕。すなわち、第1条では、中央政府と地方自治体との間の公共事業に関するいわゆる補完性の原則として、外交と安全保障は中央政府の専管事項であることが前提とされている〔宮本 2015:22〕。無論、自治体平和政策を、直接規定せずとも、「地方公共団体の健全な発達を保障」し（第1条）、「住民の福祉の増進を図る」（第1条の2、第2条14項）といった地方自治法の基本目的ないし原則を定める規定は、

<sup>5</sup> 1980年代に松下圭一は次のように述べた。「『地方自治法』には、国の専権をのべた第2条10項をはじめとして、自治体外交の禁止規定はない。『地方自治法』制定当時、自治体外交がはじまるとは誰も想定もしていなかったがために、肯定あるいは禁止の規定をおこななかったことが、今日さいわいしているのである」〔松下 1988:269〕。自治省の試みは、その後の統制を招くきっかけをつくってしまったのかもしれない。

<sup>6</sup> 自治大臣官房国際室長「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について」  
[http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b2.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b2.pdf)（2016年1月10日閲覧）。

憲法の平和主義に適合するように解釈される。加えて、地方分権改革による地方自治体の法令解釈権の拡充や自治立法権の拡大に沿って、自治体平和政策を運用する可能性もある。元来、日本国憲法の第8章の地方自治に関する規定により、中央政府と地方自治体の利益は上下関係にあるのではなく、地方自治体の決定権は中央政府のそれに従属するものではない〔富野 2010b:221〕。

しかしながら、実際の事例として、土地収用を挙げれば、中央政府の直接事務と位置付けられ、当該地方自治体が関与する機会は奪われることとなった。地方分権一括法は、一方では機関委任事務を廃止した点で一定の評価をされながらも、他方では「沖縄では国の政策に対する抵抗権、拒否権として機能した機関委任事務を奪い取って、国の直轄事務にするという、分権改革の理念に逆行することが行われている」〔島袋 2014:7〕という評価をされている。地方自治法が施行された後、2001年のテロ対策特別措置法に続き、2003年に有事関連3法<sup>7</sup>、2004年に有事関連3法を具体化する事態対処法制<sup>8</sup>が成立した。これにより、有事法制は「一応の完成」をみる〔小林 渡名喜 2007:282-287〕。そして、2004年11月の自民党憲法調査会「憲法改正草案大綱（たたき台）」、2005年11月22日の自民党「新憲法草案」における自主行政への閉じ込め、「地方自治の本旨」の概念の矮小化は、まさにこの延長線上にある〔大津 2013:42-43, 2015:2-6〕。「外交・防衛は国の権限と称して、非核神戸方式（略）のような自治体の取り組みを潰す根拠となる」〔愛敬 2013:124〕といえよう。以上の制度の変容と今後の変容の可能性を画期に、地方自治体では、国民保護計画の策定と無防備地域条例の制定が試みられてきた。

以上の地方自治制度の変容と並行して、自治体平和政策の検討は、どのように行われてきたのであろうか。次節では、自治体平和政策の学説を、本稿の関心である安全保障領域の主体という視点から、分類する。

## 第2節 自治体平和政策を巡る学説

自治体平和政策を拡充する学説を、本稿の関心である安全保障領域の主体という視点から、3つのパターンに分類する。それらは、展開のうちに論理的に共振しており、排他的な関係にあるわけではない。

### （1）政治学からのアプローチ

松下圭一は、中央政府を主体とした安全保障を組み換えるテコとして、個人の自衛権に着目した。松下は政治理論として、農業社会から工業社会への移行の過渡期において現出した都市問題を解決する主体として「市民自治」を設定していた〔松下 1971:21-69〕。仮に、個人から信託された国民的自衛システムに信託違反が認められるとしよう。その場合、

<sup>7</sup> 自衛隊法改正法、安全保障会議設置法改正法、武力攻撃事態等法を指す。

<sup>8</sup> 以下を指す。①改正自衛隊法、②米軍行動円滑化法、③外国軍用品等海上輸送規制法、④特定公共施設等利用法、⑤国民保護法、⑥捕虜取扱法、⑦国際人道法違反処罰法。加えて条約3案件。

松下は、憲法で戦争の放棄を選択した地方自治体レベルからの抵抗権を、個人自衛権の発動という意味で合憲的権利として捉えた〔松下 1975:172-173〕。政治の多元化と各組織・政府レベルの重層化に基づく「分節政治」〔松下 1975:43-62〕を背景に、同年代には、中央政府のみならず地方自治体・市民による無防備地域宣言は可能である、と提起した〔松下 2002:15-57〕<sup>9</sup>。

安全保障の主体を巡り、通説とされてきた「中央政府の専管事項」を克服するための理論は松下の議論に端を発したとみてよい。その後、中央政府と地方自治体が安全保障領域の管轄を分有できることの論証は、どのように展開されていったのであろうか。

## （２）平和的生存権

法学界では、1950年代以降の防衛力の登場・増強に対し、憲法前文や第9条の立法者意思を根拠に違憲論をもって対処してきた。1962年に星野安三郎により生成された、日本国憲法前文に表現される「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」、すなわち第9条の戦争放棄・軍備禁止によって保障される平和に生きる権利—平和的生存権の概念は、朝鮮戦争以来の米国による対日軍事化政策に対し、平和に徹した人権を実質的に保障していることを指摘した〔星野 1962:20-23〕。長沼ナイキ基地建設にともなう訴訟事件を契機とし、平和的生存権は、1970年代から裁判所・法学界にて展開される〔吉田 2004:141-145〕。近年においても、自衛隊イラク派遣に関する2008年名古屋高裁や2009年岡山地裁で、平和的生存権の具体的権利性が容認された〔澤野 2015:25〕。しかしながら、平和的生存権を以て「国の権限に抵触する地方自治体の平和政策」という論理を超克することはできない〔吉田 1985a:180〕。したがって、1980年代に吉田善明は、基本的人権に内在する平和的生存権を以て、自治体平和政策である無防備地域宣言<sup>10</sup>とその条例の制定を行うことの合憲性を追求した〔吉田 1985b:17-35〕。これは、安全保障領域の主体に関わる課題追及をいったん棚上げにしたものである〔吉田 2007:420〕。

## （３）対話型立法権分有説

1980年代には、自治体国際活動を国際的なパースペクティブの中で検討するためのモデルとして、ヨーロッパ地方自治憲章が基調となった。ヨーロッパ地方自治憲章は、地方自治権を国際的に保障しようという動きの強まりに呼応し、起草された。ヨーロッパにおける自治体国際活動の発展の背景には、第二次世界大戦後、中央政府の意向が反映されつつ西ヨーロッパ諸都市間の国境を越えた交流の基底にある認識（twinning）、南北問題の解決に向けた南北東西の自治体間協力にある認識（CDI:Community-based Development Initiative）が通念としてあった。それに次ぐのは、1985年に採択された、

<sup>9</sup> 初出は、1981年に刊行された「都市型社会と防衛論争」『中央公論』9月号である。

<sup>10</sup> 吉田は、同意の「非武装都市宣言」という言葉を使う。



地方自治の原則を定義した初の多国間協定であるヨーロッパ地方自治憲章の「補完性の原理」（第4条第3項）の概念である〔多賀 2002:217-220〕。カトリック教会の宗教原理を前提とした「補完性の原理」は、個人の参加による地域民主主義の実現を通し社会を強固にすることを目標とし、実現するための制度として、国と地方で分担すべき役割を再構築した〔岩崎 2009:18-19〕。第10条では、「地方自治体の連合する権利（国内外の連合体に所属する権利・他国の地方自治体と協力する権利）」が条文化された<sup>11</sup>。この条文化は、あくまでも地方自治体が所属する国家の承認を基礎としている。しかしながら、国境地域の地方自治体による幾多の越境協力の試みを経てたどり着いた実定法上の根拠規定はかつてなかったため、画期的である〔大津 1991:123-127〕。

当時の日本では、すでに国際化と地域との結びつきの深さを推察させる現象が現れた。国際化の高潮は、経済の面でめざましく、自民党や政府首脳から批判を受けかねない、法的紛争を予感させる状況が生まれたのである。例えば、地方自治体への権限移譲の議論が繰り返される中、運輸省は、国際観光ホテルの登録や監督の事務を巡って、都道府県が外国人客に一定の水準以上のサービスをするための知識を有する職員を確保することは困難である、とした<sup>12</sup>。あるいは、外務省は、1992年5月の鳥取県境港市と朝鮮民主主義人民共和国江原道にある元山市との友好都市提携締結を首肯しなかった〔Jain 2005:81〕。

日本の法学界では、自治体国際活動の憲法上の根拠を巡り学説が対立する。ここに、第3のアイデアとして、国民主権原理と連邦制原理に基づき、外交権は国の専属ではなく、地方自治体も含めて捉えるべきとする「自治体外交権論」〔大津 1992:11-14〕が展開された。大津浩は、市民・団体・自治体・国家・国際機構の各レベルにおける外交の「重層化」〔松下 1988:262-264, 269〕と、杉原泰雄が提起する「人民主権と人権保障の憲法原理に基づく地方自治権論」に、中央政府と地方自治体との間における立法権の「重複的分有論」を見出す。人民主権原理を「多段階的な中央・地方政府への主権行使としての参加」と位置付けた上で、行政権とされた外交の法概念の再定義を行い、連邦制原理的な中央政府と地方自治体による「重複」的な立法権としての外交の分有を導く。それは、中央政府の立法の枠内で行う「立法権分権」ではなく、中央政府と地方自治体との間の民主的「討議プロセス」を重視した「対話型立法権分有説」という〔大津 1993:88-90,94, 1994:49-56, 2011:9-11〕。なお、当初より一定の具体的権限領域を地方自治体の専管事項とすることは難しい〔大津 2011:9〕。

<sup>11</sup> 同様の趣旨は、2000年の国連特別総会第1回準備会合に提出された世界地方自治憲章にもみられる。この中で、「補完性の原理（近接性の原理）」は第4条第3項に明記され、さらに「地方自治体の連合する権利」は第11条・第12条に分割して強化しようとする流れがあった〔吉田 2003:119-120〕。世界地方自治憲章は、2001年の米国と中国と途上国諸国による反対のため、今日草案に留まる〔廣田 2004:3〕。

<sup>12</sup> 朝日新聞「逆風の中、『権限移譲』提言 地方制度調査会答申」（1988年5月19日）。

2005年のインタビューで大津は、分類上、自治体平和政策にあたる非核神戸方式<sup>13</sup>について、中央政府の外交を著しく阻害しない限り、独自の施策は認められるべき<sup>14</sup>、と述べた。無防備地域宣言は、同じ自治体平和政策にあたる〔大津 2005:7〕。ここに、大津の理論が具体的に表現されている、といえるだろう。

大津説に対し、自治事務の拡大により、外交事務を地方自治体と中央政府との「共同管轄」、あるいは地方自治体の「固有管轄」とし、地方自治体の対外活動を正当化しようとする説がある。1988年に江橋崇は「中央政府が国としての外交権を独占するという憲法理論の下でも、自治体の国際的な活動は広範囲に可能である」とした〔江橋 1988:192〕。その後、外交の権限は国会に帰属することとともに、「政府の専権的な外交権」図式の崩壊を指摘することで、発展をみた〔江橋 1990:177-179〕。近年においても、吉田善明は固有の自治体の自治権を基礎とする江橋説に立つ〔吉田 2004:206〕。小林武はその吉田の主張を妥当であるとしながら、憲法第8章とくに第92条と第94条に定礎された地方自治法の解釈から自治体国際活動を定めるべきと述べつつ、非核神戸方式を、権力的手段を用いた平和行政を可能にする法的措置の唯一の例としている〔小林 2014:93, 102〕<sup>15</sup>。この江橋説に対し、大津は「日本社会の国際化に伴い自治事務の範囲が拡大したことを自治体『外交』権合法化の根拠とし国家の外交権そのものの再構成を避け続けている」〔大津 1991:123〕と批判した。

以上の学説の展開を踏まえて、次節では2000年代の国民保護計画策定と無防備地域条例制定を巡り、管轄の変容が起きつつある現状を捉える。

### 第3節 無防備地域条例制定運動の現状とアイデア再考

#### (1) 国民保護計画策定との比較における無防備地域条例制定運動

周辺事態法は、関係機関の協力を確保する強制措置を盛り込んでいなかったが、2004年6月に成立した国民保護法は、住民の保護や避難誘導について地方自治体の役割と対処の手続きを定め、都道府県には2005年度中の、市町村には2006年度中の国民保護計画の作成を課した。現場における保護の不可能性を帯びた中央集権的かつ画一的な有事法制に対し、地方議会からは、反対・慎重の意見書が続出した。

自治省時代に国際交流企画官などの経歴を積んだ後、鳥取県知事として「地域間交流」に手腕を揮った片山善博によれば、「地域間交流」と「中央政府による外交」は、別物でありながら、信頼醸成にとって全く無縁のものではない〔片山 鈮持 2003:158〕。県政史

<sup>13</sup> 非核神戸方式の詳細については、第3章で取り上げる。

<sup>14</sup> 神戸新聞 『『非核神戸』30年、自治体外交の可能性』（2005年9月2日）。

<sup>15</sup> 「米軍艦船の寄港承認は国の事務であって、管理者たる地方自治体とて関与はできない」とする政府・与党見解の法的根拠の乏しさを、日米安全保障条約に基づく地域協定・憲法・地方自治法・港湾法・港則法・関税法などの観点から指摘するのは、〔浦田 1992:381-384〕、〔浜川 1999:2-3〕、〔森 1999:526〕などであり、枚挙に暇がない。

上初めての無投票で2期目に入った片山は、有事法制について、2003年6月の時点で、一定の歯止めの必要性に言及しつつ、総論として賛成の意思を示した。まずは、平時の平和な国際関係を重視する。これとともに、中央政府と地方自治体が「双方主体」として役割を分担すること、とりわけ住民保護について「県が全面に出ればよい」としたことは特筆すべきことである〔五十嵐 2010:130-131〕。そして、2003年7月に鳥取県は「住民避難マニュアル案」を独自に作成した。

ところで、片山による国民保護に関する一連の積極的な姿勢について、一方で地元選出議員の防衛庁長官であった石破茂の影響を指摘する声があるが、他方で「住民避難マニュアル案」に基づいて行った図上訓練の結果は、中央政府に伝えられ、法案に反映された、といわれる〔田中 2004:157〕。むしろ、片山の取り組みは、危機管理・災害対応の経験に起因しているといえよう。2000年10月に発生した鳥取県西部地震を、片山は、1年半前から想定し、次長級の役職として「防災監」の設置や防災マニュアルの見直し、自衛隊との連携、防災訓練などの質的強化を図った〔片山 2007:145, 田中 2004:152-156〕。震災を目の当たりにした直後には、中央政府の反対を押し切って、独自施策として住宅再建支援策を打ち出した〔片山 津久井 2007:39-57〕。ここには、「法令は万人が解釈できるのであって、その解释权を中央官庁が独占することなどあってはならない」〔片山 2007:177〕という信念があった。

全国に先駆け2005年7月に策定された鳥取県国民保護計画には、「はじめに」で「国民保護法やその他の関連する法律とジュネーブ諸条約などの国際人道法の精神に基づいて作成した」（傍点は筆者による）という文章があり、続く「基本的方針」に「国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する」（傍点は筆者による）こと、という文章がある<sup>16</sup>。ここから、計画の本則の根拠規定を、国内法のみならず住民保護を扱う国際法・憲法にも求めることが可能となる。

ただし、東京都国立市長であった上原公子にとって、鳥取県が行った図上訓練は、自衛隊が戦場において住民保護を課題としない事実を証明した以外の何物でもない〔上原 2006:4-5, 2007:94〕。すでに、2003年に有事関連3法が提案された時、国立市は、中央政府に対し質問書を提出した。回答に満足しない国立市はさらに廃案を求める意見書の提出に至った。その理由として、第1に「軍事的公共の名のよとの基本的人権の侵害」、第2に「国民の協力と指定公共機関の責務は、国民統制につながる危険性」、第3に「地方自治の侵害」を挙げた〔上原 2007:92〕。

その国立市では、市民・職員・議員・学者・弁護士・市長による「戦争非協力自治体づくり研究会」が発足した。この研究会は、2005年11月に「国民保護法に基づく住民避難シミュレーション—東京都国立市の場合—」を作成した。それによれば、次の3点が結

<sup>16</sup> 鳥取県「国民保護計画」<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/517255/90zenhan.pdf>（2016年1月30日閲覧）。

論として導き出されている。①被害対応として、テロは警察などが対応すべきものであり、市が国民保護計画によって対処しなければいけない事態は、およそありえない、②戦争は防止が可能であり、事前の予防対策が重要である、③災害時の課題という点で、戦争を前提とした国民保護計画・訓練ではなく、震災等に備えた防災計画・訓練が急務である— [戦争非協力自治体づくり研究会 2006:113]。

②について 2006 年、「国立市平和都市条例（無防備平和条例）」が議会で提案された。条例は、最終的に否決され制定に至らなかった。その一方で、首長が全国で初めて同条例に賛成し、法定数の 3.7 倍の人々が直接請求の署名活動に賛同した [上原 2007:4-10]。賛成した理由として上原は、砂川闘争があった 1950 年代以来住民や議会が平和運動を展開した歴史があったこと、1982 年に「国立市非核武装都市宣言」を行ったこと、さらに 2000 年の「国立市平和都市宣言」を挙げている [無防備地域宣言運動全国ネットワーク 2007:28-31]。なお、上原市政を引き継がない次期首長は 2011 年の初登庁時に、国民保護計画を策定する方針を表明した<sup>17</sup>。この後、東京都内で唯一策定していなかった国立市は 2013 年に策定に至った。

片山と上原の共通点は、国外と国内の諸課題のリンケージに関し、住民保護の問題として安全保障を捉えた点に求められよう。しかし、それは各々の認識に基づく行動の差異に繋がらざるをえなかった。先に挙げた鳥取県西部地震の復興に当たった片山から発せられた住民保護のための「双方主体」の指摘からは、安全保障領域における中央政府と地方自治体との管轄の分有の試行が少なからず読み取れるのではないだろうか。ただし、図上訓練後に策定された国民保護計画は「ジュネーヴ諸条約」を指針とするに留まる。他方で、鳥取県が行った図上訓練後に、無防備地域条例の制定に踏み込んだ上原は、市民からの直接請求として提案された条例を民主主義の議論として扱った。これは、林茂夫が初めて提起したとされる無防備地域運動 [星野 2006:214]と同じ系譜にあるものとして捉えられよう。林が無防備地域運動についてはじめて公にしたとされる 1981 年の「《非防衛地区運動》のすすめ」には、次の一節がある。「有事体制づくりは、自治体を国の下請け機関化しないかぎり有効に作用しない。（略）そこで国側としては戦争になったら誰も守ってくれないという言い方で、自治体や地域住民の国防体制へのとりこみを推進するだろう。それに対抗する方策として、非防衛地区の規定は有効だし、かつ、国際法上の本来の市民防衛体制が確立されていれば、国側のおどかしに十分対抗できるだろう。（略）平時に、本来の市民防衛体制の確立に努力し、かつ、非防衛地区構想実現のために、さまざまな努力をする」 [林 2006:20]。上原からは、安全保障を巡り、平和的生存権の保障のための国民主権、自治事務の拡大への意思を読み取ることができる。ただし、それらは国家主権の下における「安全保障は中央政府の専管事項である」という通説の議論に留まり、安全保障領

---

<sup>17</sup> 日本経済新聞「国民保護計画を国立市が策定へ 佐藤市長が表明」（2011 年 5 月 3 日）。

域の主体を巡る管轄の分有への意図を読み取ることは難しい。

では、無防備地域条例制定運動について、安全保障領域における中央政府と地方自治体との管轄の分有はどのように導き出すことが可能であろうか。次項で、アイデアの構築を試みたい。

## （2）条約・憲法・条例の架橋

無防備地域（Non-defended localities）には、国際人道法のうちの1977年に採択されたジュネーヴ諸条約第1追加議定書第59条により、国際法的保護が与えられている。ジュネーヴ諸条約第1追加議定書の採択の背景にあるのは、ベトナム戦争での一般住民の死亡者の割合の増加にほかならない。戦時において、徹底抗戦するよりも住民や文化財の保護を非軍事的に確保することを優先させる場合に、無防備地域宣言を行うことが想定されている。

無防備地域運動を地方自治体が進めるにあたって、ジュネーヴ条約との間にある根源的な法的争点は2点に大別されよう。1点が、無防備地域宣言の主体を巡る争点である。中央政府のみならず、地方自治体が無防備地域宣言の主体になりえることは、既に積み重ねられた先行研究によって、異論の余地がない〔澤野 2006:96-104〕。もう1点は、無防備地域宣言とジュネーヴ条約との理念に関する差異である。すなわち、無防備地域運動が戦争そのものの是非を問う一方で、軍事的必要性和人道の原則の均衡装置としての性格を有する国際人道法は戦争への非協力の権利を保障せず、武力紛争の是非を問わない〔河合 2005〕。したがって、ここでは、条例と国際法との間の論理的な限界を超える必要がある。

条例と国際法との間に位置する、日本国憲法の国家構想は、原理的には各人の自力救済の自然状態・戦争状態を克服するために、第13条の「生命、自由及び幸福追求の権利」（基本的人権）の安全保障体制の確立を目指すことにある。これを国際社会に照らして考えた場合、武力行使の違法性を前提とした国連の集団安全保障構想と軌を一にする〔小畑 2015〕。さらに、「脱主権化した日本の平和憲法」〔関 1982:33〕という言葉は、国際法上位説に立たず、規範的に国際法の中に進出していく日本国憲法の可能性を示唆する。この根拠は、日本国憲法に求められよう。具体的にいえば、憲法前文の「平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）を有する主語は「全世界の国民」である。前文に加え第98条の国際協調主義は、武力によらず『『平和を愛する諸国民（peoples）』のネットワークの形成などを通じた総合的な形態〕〔水島 2007:11〕を指す。ゆえに、主権の維持を軍事力によって企図する在来の常識に対し、人類主権の確立に向かう日本国憲法〔小林 1982:16〕は、平和的生存権の議論を中心に「人間の安全保障」と結合し、相乗効果の関係にある〔千葉 2005:70, 72〕。

国家による法律（国法）を中心とした「法の支配」は、条約（国際法）に加え、条例

(自治体法)とも連動の関係にある[松下 1996:199]<sup>18</sup>。したがって、無防備地域条例制定運動は、国際法は無論、憲法と排他的な関係にあるのではない。国際法からみれば、無防備地域条例制定運動は平時からの予備的な運動である[澤野 2006:2-3, 11]と読み替えられよう。加えて、国内法の効力を規律する平和憲法を地域から回復する運動である。すなわち、地方自治体は中央政府がその履行を怠っている時、多元的な主体と討議しながら安全保障領域を形成していくと解するべきである。多元的な主体による連携を可能にするアイデアがここにある。

### おわりに

本章の目的は、安全保障について、現実政治の諸相から、中央政府と地方自治体との管轄を巡るせめぎあいとともに調和を図る理論・アイデアを明らかにすることにあつた。それは取りも直さず、人類の調和への希求に基づく態度である。

前章での言及と重複するが、中央政府が安全保障を拡充することは、直截的に、個々人の人権の視点からの安全保障を拡充することに必ずしも繋がらない。したがって、安全保障領域の不確定性の増加に対し、中央政府と地方自治体間での事前調整・事後調整のシステムが必要になる。より具体的にいえば、当事者間の協議会の設置など、それぞれの主体が問題点を明示しながら利害を乗り越えて、連携を図る必要性がある[富野 2010b:237]、ということになる。

本章では、近年、安全保障領域における中央政府と地方自治体との管轄の分有を内包する規範的理論が提唱され、醸成されつつあることを明らかにした。そして、多元的な主体による連携を可能にするアイデアを挙げた。これは、従来の安全保障の陥穽であつた「中央政府の安全の向上 / 犠牲 + 地方自治体の人権の犠牲 / 向上」というゼロサムの発想に基づかない。相互の安全保障を巡る「共通意見の形成過程」[渋谷 1992:204]を歩むための論理である。

人間本位の安全保障を目指す時、中央政府と地方自治体はそれぞれの管轄を相補的に増長させることで、より安全保障領域を拡大することができよう。現実政治における、その取り組みは緒に就きつつある。

第1部では、第1章において、1970年代後半に神奈川県知事として、在日米軍基地問題・核兵器問題に対処した長洲一二の安全保障観は、安全保障領域における中央政府との止揚であつた、ということを示した。この安全保障観の構成要素として、人々による自治と連帯があつた。第2章では、近年、安全保障領域における中央政府と地方自治体との管轄の分有を内包する規範的理論が提唱され、多元的な主体による連携を可能にするアイデアがあることを、主に法学に依拠し、指摘した。この理論・アイデアは、長洲の安

---

<sup>18</sup> 初出は、1994年に刊行された『地方自治総合研究所ブックレット 自治体の基礎理論』である。

全保障観・構成要素を補う。

1970年代における長洲の安全保障観・構成要素を扱った第1章と、2000年代における規範的理論・アイデアを扱った第2章が仮説として提示するところは、安全保障領域におけるガバナンスの萌芽と展開である。第2部では、この仮説を検証するため、1970年代以降、核兵器を巡る日本の安全保障に関与することで中央政府と対峙した地方自治体の政治過程を分析し、地方自治体の反核兵器政策の展開を明らかにする。





## 第 2 部：事例編—安全保障に関与する地方自治体の政治過程



### 第3章：1970年代—非核神戸方式による国際環境の機能的変化

はじめに

#### 第1節 天津市との友好都市提携に至る過程

- (1) 貿易促進の希求と中国の反応
- (2) 宮崎辰雄の訪中
- (3) 友好都市提携の淵源

#### 第2節 非核神戸方式が成立する経緯

- (1) 接収解除されない第6突堤
- (2) 第6突堤の返還
- (3) 非核神戸方式が生まれるきっかけ
- (4) 宮崎の思想

#### 第3節 非核神戸方式に対する中央政府と米国の反応

- (1) 非核神戸方式の波及と中央政府の見解の変遷
- (2) 米国の見解と非核神戸方式の効力

おわりに

### 第3章：1970年代—非核神戸方式による国際環境の機能的変化

#### はじめに

1975年に神戸市議会は「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を全会一致で採択した。その直後に、神戸市港湾局はそれを具体化するため、外務省を通じて各国大公使館に決議の趣旨を伝え、核兵器を積載していないという証明書がない限り入港を許可しないという行政措置を講じた。この行政措置を非核神戸方式という。非核神戸方式は、神戸市港湾施設条例に基づく行政措置として位置付けられ、法的拘束力はない。ただし、非核神戸方式は、行政手続きを実施する点で、非核平和都市宣言と異なる。それは、今日に至るまで全国で唯一のものであり、地方自治体による、国是である非核三原則の実践にほかならない。

本章の目的は、非核神戸方式の特徴を明らかにすることにある。その特徴とは、非核神戸方式が、国際環境に機能的変化を与える自治体国際活動である、ということにほかならない。

第1節では、非核神戸方式が成立する2年前に締結された神戸市と天津市との友好都市提携について記述する。ここでは、友好都市提携が、日中関係に機能的・法的変化を与えたという結論には至らない。なぜなら、国交正常化を前提として、友好都市提携が成されたためである。本節の関心は、天津市との友好都市提携に至る神戸市の特徴を浮き彫りにすることにある。そこで、天津市との友好都市提携に至る過程を記述する視点として、次の3点に着目する。それは、なぜ神戸市が友好都市提携を他の地方自治体に先駆ける形で締結しようとしたのか（イシュー）、神戸市において誰が友好都市提携を率先したのか（イニシアティブ）、イニシアティブを支える人々の合意はあったのか（コンセンサス）という3点である。

第2節では、非核神戸方式が成立する経緯を、前節と同様にイシュー・イニシアティブ・コンセンサスの視点から記述する。非核神戸方式が成立する経緯について、本節からは次のことがいえる。なぜ非核神戸方式を成立させようとしたのか、というイシューの基底には、友好都市提携と同様に経済的理由があった。さらに、イニシアティブは市長にあり、市長の決定を支えるコンセンサスもあった。イニシアティブについてより詳細に観察した結果、非核神戸方式の導入の前提にあった宮崎の思想として、神戸経済・住民の日常生活といった実利を基調とした都市経営を看取できた。以上より、非核神戸方式を成立させる基礎にあったのは、経済・住民の日常生活であった、といえる。

第3節では、非核神戸方式に対する日米両政府のそれぞれの反応について記述する。非核神戸方式に当初反応したのは、米国である。米国は、非核神戸方式に対し批判的であった。その後、中央政府も批判的になっていった。結果的に、非核神戸方式は、国際環境に機能的変化を与えている。このことは、第1節でみた友好都市提携と比較することにより、より鮮明となろう。

## 第1節 天津市との友好都市提携に至る過程

1965年に策定された神戸市総合基本計画には、国際都市としての個性を伸ばすため、「国際交流・交易をすすめます」<sup>1</sup>という一文がある。本節では、姉妹都市を選ぶ基準として「国際港湾都市であること、人口規模ないし性格が似ていること、各大陸に1つの姉妹都市」の3点〔金光 1984:70〕を掲げた神戸市による国際交流の特徴を掴む。その事例として、1973年に締結した天津市との友好都市提携に至るまでの過程を挙げたい。

1969年のダマンスキー島の領有権をめぐる中ソ国境紛争、1971年7月の米国の対中接近、同年10月の中国の国連参加に示されるように、1970年前後の国際情勢は、中国を中心に急激な変化をみせていた。この状況の下、神戸市と天津市との友好都市提携は、両国の最初の友好都市提携であり、中国にとっては初めての外国都市との提携に当たる。

### (1) 貿易促進の希求と中国の反応

1971年5月20日に神戸市議会は、満場一致で「日中国交正常化ならびに日中貿易促進に関する要望決議」を可決した。既に京都や熊本の市議会では同様の決議が成されていたが、県下では初めてであった。決議内容からは、国際的な貿易港を擁する神戸市にとって、日中国交正常化とこれに伴う貿易促進が重大な関心事であったことが、読み取れる<sup>2</sup>。貿易促進を求めたのは、議会だけではない。県民も貿易促進を求めた。例えば、翌日の5月21日の神戸新聞には、全国初の独自かつ県民中心という方針を掲げた「日中友好国交回復県民会議」の準備委員会の記事がある。この記事によれば、会議の結成の趣旨は、日中関係の理解を深めることにあり、その目的は「産業交流」などにあつた<sup>3</sup>。

その一方で、文化大革命が終焉を迎え新たな対外政策を模索していた中国は、国交正常化と経済交流について、政経不可分の原則を強調した。例えば、中国は1971年9月22日に、北京を訪問した関西財界代表団に対し「経済交流の拡大は、国交回復が先決である」ことを表明した<sup>4</sup>。翌日の23日には、国交回復の地ならしに努力したい旨を述べた代表団の訪中に謝意を表する一方で、佐藤栄作政権に対し、厳しい批判を行った。関西財界代表団の幹事であった峰永了作は、訪中時の会談で、中国側が日本造船業や鉄鋼業について熱心に質問していた、と述べた<sup>5</sup>。その一方で、中国は、国連総会における中国代表権問題について、日本が米国による逆重要事項指定決議案と複合二重代表制決議案の共同提案

<sup>1</sup> 神戸市『神戸市総合基本計画』1965年、64頁。

<sup>2</sup> 神戸新聞「対中国交回復急げ 神戸市会 貿易促進で要望決議」（1971年5月21日）。

<sup>3</sup> 神戸新聞「日中復交 夏ごろに兵庫県民会議 県民中心の組織に 産業交流など運動展開」（1971年5月21日）。

<sup>4</sup> 神戸新聞「『まず国交回復を』 貿易正常化で中国側 関西財界代表団に表明」（1971年9月23日夕刊）。

<sup>5</sup> 神戸新聞「国交回復が大前提 訪中関西財界代表団に聞く」（1971年9月26日）。

国になったことを批判した<sup>6</sup>。

## (2) 宮崎辰雄の訪中

1969年の市長選で初当選した宮崎辰雄は、就任直後から「中国戦略」を進めた〔神戸新聞社編 1994:214〕。その宮崎が、日中国交の早期正常化を訴えたのは、1971年からである<sup>7</sup>。10月1日には、神戸に入港中の中国貨物船を初めて訪問し、船長の于孝、政治委員の高瑞基と会見し、国慶節の祝辞を述べるとともに日中友好促進を強調した<sup>8</sup>。美濃部亮吉東京都知事と周恩来首相との会談で、中国側が「佐藤内閣の下では、日中国交回復はありえない」と初めて公式に表明したのは、この1か月後の11月11日である<sup>9</sup>。

1972年7月に佐藤内閣に代わり田中角栄内閣が成立した。その後、9月19日の議会で、社会党の平田辰男は会期中に訪中する宮崎に次のことを要望した。それは、宮崎の訪中が「日中友好、日中国交回復のためにできるだけ役立つ」ように、ということであった。平田の要望に対し、宮崎は、訪中について次の3点を補足した。1点目に、訪中の目的として、神戸港における中国との貿易量の低下という現状を踏まえた上で今後の貿易振興に繋げることにあり、とした。2点目に、訪中に至った経緯として、1971年の市議会による「日中国交正常化ならびに日中貿易促進に関する要望決議」を尊重し、同年の秋頃から密かに連絡するように努めていた、とした。3点目に、訪中の目標として、上海市か天津市のどちらかとの友好関係を結びたい、とした<sup>10</sup>。3点目について、神戸市は中国との都市提携を企画していた<sup>11</sup>。

1972年9月27日に、宮崎は日中友好青少年水泳訪中団長として念願の訪中を果たした。29日に国交正常化を広州で迎えた宮崎は、10月11日の北京市人工体育館での周との初めての会談で、上海市か天津市かどちらかとの都市提携を希望していることを表明し、周は港湾づくりに取り組んでいる天津市との提携を提示した〔宮崎 1985:160-162, 1993:168-171〕。神戸市民は、この提示をどのように受け止めたのであろうか。10月25日の神戸新聞は、友好の橋渡しとして宮崎が希望したとされるケツギョの到来を心待ちにする須磨水族館の様子を掲載した<sup>12</sup>。人々は好意的に受け止めていた、といって差し

6 朝日新聞「日中友好と国交回復 佐藤政府もうダメ 周首相、関西財界代表団に表明 『一つの中国』表明 財界側 関西財界の訪中使節団」(1971年9月25日夕刊)。

7 神戸市市長室国際課編『都市提携のあゆみ』1995年、D-3頁。

8 神戸新聞「宮崎さん中国船を訪問 神戸港で堅い握手」(1971年10月2日)。

9 朝日新聞「中国『佐藤政権は拒否』政府、手詰り状態に 保利氏、訪中希望の書簡周首相に先月」(1971年11月11日)。

10 『昭和47年9月 神戸市会(第3回定例会) 会議録 第6巻 9月19日(第16号)』53-61頁。

11 神戸新聞「神戸—天津姉妹提携か 宮崎市長、周首相と会見」(1972年10月12日夕刊)。

12 神戸新聞「中国からケツギョがおコシ入り 須磨水族館 友好の橋渡しに 年内にも具体化 日本では“幻の魚”」(1972年10月25日)。

支えない。

翌年の1973年に、助役の井尻昌一を団長とする神戸市友好訪中代表団が、天津市を訪問し事務レベルの折衝を終えた<sup>13</sup>。その後、6月24日に天津市人民礼堂で天津市各界代表の約1,900人が出席し式典が行われる中で、京阪神3市長友好訪中団のメンバーとして訪中した宮崎は都市提携を結んだ<sup>14</sup>。宮崎は、議会や経済界・住民の求めに応じ、国際情勢を見極めながら天津市との友好都市提携にリーダーシップを発揮したといえよう。

### (3) 友好都市提携の淵源

元来、神戸市は日中交流の要として活躍する優位性を擁していた。すなわち、地理的・歴史的な観点から、神戸市には、①対中国貿易の取扱量の多さ、②商工業における華僑の活躍、③中国総領事館—がある<sup>15</sup>。友好都市提携に向け、神戸市が動いた背景には、何があったのだろうか。1930年代中盤に全国の3分の1を占めた神戸港における貿易量は、1950年には輸出入を合わせて全国の42%という高い割合を占めた。だが、1950年、1960年、1970年の対全国比の推移をみれば、輸出金額で46.7%→36.7%→23.3%、輸入金額で37.2%→19.4%→11.7%であったように、低下の一途を辿っていた。これは、高度経済成長期に起きた「神戸経済の地盤沈下」といわれる現象にほかならない〔新修神戸市史編集委員会編 1994:1029, 2003:440-445, 2014:385〕。

提携後、天津市との間では経済交流の色彩が強まり、双方の実益が生まれた。オイルショックの際は、天津市当局より、ノートや冷凍海産物を緊急輸入し、安価に市民に提供した。神戸市は港湾整備の協力を行った〔宮崎 1993:170-171〕。1970年度の統計で、輸出入合わせて53万トンであった神戸港の対中貿易量は、1989年度に341万トンにまで拡大した〔神戸新聞社編 1994:215〕。

宮崎は、友好都市提携を結んだ理由として、提携後の1973年に「単に貿易をふやしたい気持」ではなく、「お隣りの中国と一日も早く仲良くしなければならないという素朴な気持から」〔宮崎 1976:95-96〕と記した。その一方で、1974年3月の議会では、社会党の鳥居豊からアジア諸国の都市との友好促進についての考えを問われた際、次の答弁を行った。

「もちろんいままでは諸外国との連携ということは、貿易の促進なり、産業の進展のためにということが考えられがちでありましたが、それも必要な面もございますけれども、文化的な、あるいは福祉的な面において連携をとり、そして両国の親善を深め

<sup>13</sup> 神戸新聞「神戸市 天津 大衆集会で正式提携 市友好訪中団が帰国、記者会見」（1973年6月17日）。

<sup>14</sup> 神戸新聞「神戸—天津友好都市 華やかに提携式 宣言読み上げ市旗交換」（1973年6月25日）。

<sup>15</sup> 神戸市市長室国際課編『都市提携のあゆみ』1995年、D-3頁。

ていくということも必要であろうと思います。」<sup>16</sup>

この答弁から、提携当時の主なイシューは経済構造のかさ上げにあったとみて、間違いない。

さらに、7月の議会では、社会党の萩原伸秀から社会主義圏の国々との友好都市提携について、「お役所同士」ではなく「市民同士」の交流こそ重要であると指摘された際、宮崎は次のように答弁した。

「欧米諸国でもピープル・トゥ・ピープルという、市民と市民との提携であるということがいわれておるのでありますけれども、それでは現実にそういうふうな姿にすぐにもっていけるかということになりますと、そう簡単に私はいかないんじゃないかと思えます。」

「さらに友好が深まってまいりまして、われわれ役所が関与せずにあるいはまた統制をせずに済むようなことになりましたれば、これにこしたことはございませんが、そういう方向に進んでいきたいという願いを持って、現実的な解決をはかっていきたいと考えます。」<sup>17</sup>

宮崎の答弁からは、イニシアティブを首長・行政が有していた、という事実を確認できる。宮崎は天津市との実績について、「市民外交の三得」として、次のように語った。

「国と国の交渉はどうしてもギクシャクするからなあ。ふだんから市民同士が親しくつき合っていれば国益にもプラスする。むろん天津からエビを買いつけたような実用的な面もあるし、外国をよく知ることは市民の向上にもなる。」<sup>18</sup>

「市民外交」と「国と国の交渉」に関し、孫若聖は、国家間の正常化が友好都市提携の前提にあったことに言及した上で、その後「神戸市の対中交流方策は『国家を促し』から『他の自治体より先に行動』に変貌し、自治体対外交の自主性を見せてきた」〔孫2013:84-85〕という。

本節からは、孫がいう「自主性」の淵源にあったものとして、次のようにいえよう。神

---

<sup>16</sup> 『昭和 49 年 2 月 神戸市会（第 1 回定例会）会議録 第 1 巻 3 月 6 日（第 2 号）』104 頁。

<sup>17</sup> 『昭和 49 年 7 月 神戸市会（第 1 回臨時市会）会議録 第 3 巻 7 月 18 日（第 10 号）』21-32 頁。

<sup>18</sup> 神戸新聞「8 年目の報告書—6—セールスマン 市民外交も計算高く」（1977 年 5 月 29 日）。



神戸市は、他の地方自治体に先駆ける形で、経済というイシューの下、首長・行政を筆頭に、日中国交正常化以前に中国との友好都市提携を模索した。その基底にあったのは、前項でみたように、議会・経済界・住民との合意形成にほかならない。

次章では、本章の主題である非核神戸方式について、それが成立する経緯を記述する。記述に当たり、イシュー、イニシアティブ、コンセンサスに着目する。

#### 第2節 非核神戸方式が成立する経緯

戦後初めての市議会における市長就任挨拶で、中井一夫は神戸市を「我が国ノ表玄関、東洋第一ノ大港都」と表現した〔高寄 1977:69〕。時を経て、1975年の調査では、「神戸市民として一番誇りに思うこと」に対する回答として、「国際港」（神戸港）が、32.7%と最も多かった<sup>19</sup>。神戸経済にとって、神戸港は密接不可分の関係にある〔財団法人神戸都市問題研究所 1985:133〕。市民の生活に根付く神戸港の管理運営を神戸市が担うのは、1951年に遡る。以下では、神戸市が港湾管理者となった1951年に遡り、神戸港の返還から「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を全会一致で可決するに至るまでのイシューを捉える。その中では、イニシアティブとともにコンセンサスに言及する。

##### （1）接收解除されない第6突堤

占領軍の覚書に端を発し、1950年5月に港湾法が施行された。占領軍の狙いは、中央集権的港湾行政を改めることにあった〔小林 1999:87〕。これにより、港湾管理は国営から公営または地方営へと移管した。神戸市は、神戸港の管理者を巡って兵庫県との対立を経た後の1951年4月に、神戸国際港都建設法の施行とともに特別重要港湾としての指定を受けていた神戸港の管理者となった。

その一方で、占領軍に接收されていた神戸港の主要設備の解除は、1946年に返還された兵庫突堤と1947年に返還された中突堤を除き、1951年9月のサンフランシスコでの対日講和条約調印を待たなければならなかった。朝鮮戦争の中にあつた1950年7月に、大阪府に所在した信太山キャンプと滋賀県に所在した大津キャンプの部隊が、神戸を経由して釜山に移動したことから分かるように、神戸港は米軍の出撃拠点であつた〔三味 1999:26-27〕。市長であつた原口忠次郎は、米国の対日講和特使のジョン・フォスター・ダレスが神戸港を視察した際、米軍に接收されていた突堤地帯の早期解除の直訴を行った。この直訴を契機とし、1952年のメリケン波止場（国際波止場）、第4突堤の接收解除を皮切りに返還が行われた。1959年には、最後に残された第6突堤の大半が接收解除された〔新修神戸市史編集委員会編 1994:954-960, 2005:295-296, 2014:383-384〕。第6突堤には、その後も日本人の立入禁止区域があり、米軍が自由使用していた。

<sup>19</sup> 神戸市港湾局技術部計画課『神戸港と市民意識』1976年、34頁。

## (2) 第6突堤の返還

ベトナム戦争時、米艦船の後方支援の拠点の1つであったのは、神戸港である。1962年から66年の間で、空母12、巡洋艦5、駆逐艦60、潜水艦12、輸送艦180隻が入港した。この数字には、ベトナム向け軍需物資の積み出しと併せ、ヘリコプター修理のための入港なども含まれている〔原水爆禁止兵庫県協議会 2005:27〕。

1961年12月24日から25日にかけての神戸新聞には「これで5回目の献血 米空母の水兵さんたち」や「水兵さんがサンタ役」といった米兵と市民との交流に関する記事がある。その一方で、24日には港湾労働者らが「米兵のいない静かなクリスマスを」と抗議した〔原水爆禁止兵庫県協議会 2005:28〕。抗議が起きた理由として、海上では米艦船による商船の航行の妨げが発生し、市内では米兵と港湾労働者とのトラブルが生じていたことが挙げられよう。

神戸港における米軍に対する抗議という点から、原子力艦船の反対集会も挙げる必要がある。1963年1月9日のライシャワーからの申し入れをきっかけに、日本政府は、核兵器を持たぬ原子力潜水艦の寄港は受け入れてもよい、との基本方針で米国と折衝を進めていた。その中で3月3日には、横須賀・佐世保のほか、神戸でも原子力潜水艦寄港反対集会が開催された<sup>20</sup>。6月23日には米原子力潜水艦寄港に反対する全関西神戸港大集会が開催され、2万人が参加した<sup>21</sup>。3万人が参加した1968年のメーデーでは、3つのサブスローガンのうちの1つとして「伊丹空港とともに神戸港の軍事使用の反対」を挙げた<sup>22</sup>。この1か月前の4月3日の参議院予算委員会では、運輸大臣の中曽根康弘が、羽田・伊丹空港が米軍の発着基地として利用されている事実とともに米軍機がベトナムに向かっていくことを示唆した<sup>23</sup>。

事件や事故による生活への影響への懸念に加え反戦・反核運動の高まりを受けて、1968年12月20日、内閣総理大臣・外務大臣・運輸大臣宛ての「神戸港第6突堤の返還に関する意見書」が可決した<sup>24</sup>。これは、日本政府が米国に対し第6突堤の早期返還を折衝することを、要望したものである。この意見書の中にある通り、要望の基底には、返還後、「国際貿易港としての機能が十分発揮」することへの期待があった。

<sup>20</sup> 神戸新聞「原子力潜水艦寄港反対集会 神戸などで」（1963年3月4日）。

<sup>21</sup> 神戸新聞「米原子力潜水艦寄港反対 きょう神戸港大集会 近畿から2万人、陸海デモ」（1963年6月23日）、神戸新聞「第7艦隊の前で海上デモ 原子力潜水艦寄港反対」（1963年6月23日）。

<sup>22</sup> 神戸新聞「“値上げ”へ怒りのメーデー 親子ぐるみで歌声 同盟系は“福引き”も」（1968年5月1日夕刊）。

<sup>23</sup> 『第58回国会 参議院予算委員会会議録第12号 昭和43年4月3日』26頁。

<sup>24</sup> 『昭和43年11月 神戸市会（第4回定例会）会議録 第7巻 12月20日（第21号）』137-146頁。

その後、第6突堤の返還が実現したのは、1969年8月18日である<sup>25</sup>。ただし、「48時間前通告で米軍の優先使用」という条件が残った。この条件が解消され、全面返還に至ったのは、1974年5月31日である〔原水爆禁止兵庫県協議会 2005:9, 16, 30〕。全面返還の背景で、1973年に宮崎市政が誕生した際、第6突堤返還のための政策協定を結んでいた〔佐藤光雄 1987:74〕という。

### (3) 非核神戸方式が生まれるきっかけ

1974年、全面返還されたばかりの神戸港を2つの問題が揺るがした。1つ目に、9月1日に放射線漏れが発見された原子力船むつの寄港問題である。むつの入港有力候補地として神戸港が挙がった当初、神戸市は市長名で入港拒否を運輸省、日本原子力船開発事業団、科学技術庁に対し表明した<sup>26</sup>。日常の生活に差し迫った国内レベルの問題を機に、神戸市では共産党・公明党・社会党による抗議街頭演説、原水爆禁止日本国民会議兵庫県民会議・住民組織などによる中央政府・関係機関に対する抗議が行われた<sup>27</sup>。宮崎は、9月18日に浅井正一市議会議長とともに上京し、武安義光科学技術庁事務次官はじめ運輸省、内閣官房、原子力船開発事業団に再び反対を申し入れた<sup>28</sup>。神戸市議会では9月24日に「神戸市民をはじめ大阪湾沿岸住民は、原子力船の安全性について不安にかられ、『むつ』の神戸港入港にこぞって反対をしている」とした「原子力船『むつ』の神戸港入港反対に関する決議」が提案され、市議会はこれを全会一致で採択した<sup>29</sup>。その後、27日の議会で、共産党の岩井直臣から、港湾管理者である市長の許可権の活用によって危険な船舶の入港を阻止できるのではないか、という質問が行われた。これに対し、宮崎は、既に認めている水面の許可を取り消すことは難しい、とした上で、法律上の解釈より市民感情を強く打ち出すことに効果がある、と答弁した<sup>30</sup>。

非核神戸方式を誘発する政治的状況が、同時期に発生した。1974年10月6日に米議会が公表した、かつて第7艦隊旗艦の艦長であったジーン・ロバート・ラロック元海軍少将による艦艇の核積載の可能性を示唆する証言にほかならない。これが2つ目である。米国上下両院合同原子力委員会サイミントン分科会で同盟国における核兵器の安全管理問題を議論する中で、ラロックは、核兵器が積まれた艦艇が日本に寄港する際に核兵器を降ろ

<sup>25</sup> 神戸新聞「“ミナトの戦後” ようやくピリオド 『6突』市民の手にかえる さっそく2隻が接岸 いたみひどいW上屋 市が近く改修」（1969年8月19日）。

<sup>26</sup> 朝日新聞「受け入れできぬ 神戸市が表明」（1974年9月15日）。

<sup>27</sup> 朝日新聞「総ぐるみ拒絶 神戸 抗議の打電・演説 市長も国に再考要求」（1974年9月16日）。読売新聞「神戸でも反対強まる 兵庫漁連が調査団 原子力船むつ問題」（1974年9月17日）。

<sup>28</sup> 読売新聞「神戸市長らも陳情 原子力船むつ問題」（1974年9月18日夕刊）。

<sup>29</sup> 『昭和49年9月 神戸市会（第3回定例市会）会議録 第4巻 9月24日（第12号）』24-26頁。

<sup>30</sup> 『昭和49年9月 神戸市会（第3回定例市会）会議録 第4巻 9月27日（第13号）』157-163頁。

すようなことはしない、と証言した<sup>31</sup>。ラロックが証言を行った理由として、以下の2つが挙げられる。1つは、核兵器が通常兵器と同様に扱われているため、もう1つは、核兵器が人類にとって重大な危険となるため、である<sup>32</sup>。非核三原則を揺るがすラロック証言を受け、平和団体は基地反対闘争を行い、野党は核積載可能艦船の寄港の拒否を政府に申し入れた。さらに横須賀市、大和市、佐世保市など米艦艇の基地を抱える首長は、入港見合わせを要望した。

10月8日の市議会本会議では、むつ寄港問題とラロック証言に対する所感を求めた平田辰男に対し、宮崎は次の答弁を行った。1つ目に、市長が先頭に立ち、むつの入港・母港化反対の大市民集会の開催を取ってやるべきという指摘に対し、「市長が世論をつくるのではなく、市民感情を参酌し、それを実現することが職務である」と語った。2つ目に、核武装の疑いがある米艦船が神戸港に入港する場合の所感についての質問に対し、「非核三原則の立場から核の持ち込みがないことが解明されない以上は、港湾管理者として米国艦船の入港を拒否する」ことを明らかにした<sup>33</sup>。本会議終了後、宮崎はこの答弁をまとめた「入港拒否」声明文を発表した。さらに、持ち込みのないことの証明は「日米政府間で核抜きが公式にはっきりと確認されること」を意味し、米国の艦船とは「核搭載能力をもつすべての艦種」を指すとした<sup>34</sup>。

当時の議会の勢力は、自民党26人、社会党12人、共産党10人、公明党11人、民社党6人、無所属1人であった。市議会は公明党を含めて与党多数であったが、その公明党は、安全保障条約反対の立場を取っていた〔行方2010:137〕。市議会では、10団体が共同で「神戸港に核兵器を積載できる米艦艇の入港を認めないことを宣言すること」という陳情を行った。この陳情を審査した交通港湾・交通整理委員会委員長の堀之内照子（共産党）は、市長の答弁に沿った形で決議案をまとめることで合意していた。後に堀之内は、決議案の採択は自然な流れであったが全会一致で可決されるとは思っていなかった、と語った<sup>35</sup>。堀之内の回想からは、神戸市の政治的構成として、反核兵器政策を巡り保守勢力と社共勢力との間で政党間の対立はなかった、ということが読み取れる。

1975年3月18日に神戸市議会は「核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否するものである」とした「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を全会一致で可

<sup>31</sup> 朝日新聞「日本へも米の核積載艦 退役海軍少将が証言 米議会委公表 『撤去寄港ありえぬ』 三原則からみ 国内論争に火」（1974年10月7日）。

<sup>32</sup> ラロック・ジーン・R. 関寛治「朝鮮半島で核戦争が起こったとき非核三原則を堅持するなら米軍の在日基地使用は否定される（ラロック 日本で再び証言〈特集〉）」朝日新聞社『朝日ジャーナル』（1975年8月15日号）、6頁。

<sup>33</sup> 『昭和49年9月 神戸市会（第3回定例会市会）会議録 第4巻 10月8日（第14号）』196-205頁。

<sup>34</sup> 朝日新聞「米艦拒否の動き広がる 入港見合わせよ 横須賀市長と神奈川県知事 佐世保・神戸も反対表明」（1974年10月9日）。

<sup>35</sup> 朝日新聞「広島原爆投下66年 非核へ、あす署名活動 『神戸方式』の堅持も 元町／兵庫県」（2011年8月5日）。

決した。決議文からは、決議の理由として次のことを読み取れる。まず、発展しつつある神戸港は、市民に親しまれる平和な港でなければならない、とする。続けて、神戸港に核兵器が持ち込まれた場合、港湾機能の阻害はもとより市民の不安と混乱は想像に難くない、とする<sup>36</sup>。この決議の原点として「神戸の港や市民の安全を守りたい、という素直な気持ち」があったと、こうべ市民連合団長の吉本泰男は語った<sup>37</sup>。

核兵器積載艦艇の入港を拒否するための具体的な非核確認の方法はどのようにして生まれたのであろうか。これについては、2点の説があるといえよう。1点が、インタビューで宮崎自身が語った説である。宮崎によれば、1974年10月の宮崎の答弁を受け、神戸市港湾局が、具体的な外国軍艦の神戸港入港手続き（非核証明書の請求）を発案していった<sup>38</sup>という。もう1点が、1975年3月の決議をきっかけに、その具体化を迫られた結果、港湾局が発案したという説〔原水爆禁止兵庫県協議会 2005:13〕である。このように、いつ発案されたかについて、判然としない。ここでは、次のことを確認しておく。非核確認を神戸市港湾施設条例に基づく行政措置として位置付け、その確認方法として書式で証明を求めることを発案したのは、神戸市港湾局であった。書式で証明を求めるという港湾局による発案のきっかけとなったのは、平田の質疑に対する宮崎の答弁にほかならない。

宮崎は国民、市民のコンセンサスが得られたと思ったので、非核神戸方式を作った<sup>39</sup>と述べていた。実際に、宮崎が市長に就いた5期20年の中で59.0%と最も投票率が高かったのは、1973年の選挙である〔高寄 1993:35〕。この選挙で宮崎の勝利を支えた住民は、日常生活に喫緊したむつ問題と国是の非核三原則に反するラロック証言を、逆手にとった宮崎をはじめとする神戸市の対応に、反核感情を投影しようとしたと考えることも可能である。

同時期に行われたむつの寄港問題とラロック証言を巡るそれぞれの対応からは、次のことがいえる。イシューについて、ラロック証言に対する宮崎の回答及び決議は、むつ寄港問題を巡るそれらと比較し、直接的な「市民感情」を打ち出していないものの、「市民の不安と混乱」を据えている。加えて、経済的な「港湾機能の阻害」を中心としていた。イニシアティブを市長の宮崎が執っていたことが、行動や答弁から読み取れる。そして、イニシアティブの基底にあったのは、議会・市民団体・住民のコンセンサスである。本節の最後に、非核神戸方式の誕生に際しイニシアティブを執った宮崎の思想を確認しておきたい。

<sup>36</sup> 『昭和 50 年 2 月 神戸市会（第 1 回定例会）会議録 第 1 巻 3 月 18 日（第 4 号）』 230-235 頁。

<sup>37</sup> 神戸新聞「波立つ港 問われる非核神戸方式⑤ 動揺」（1999年3月27日）。

<sup>38</sup> 岡崎維徳「"商売"するのに核は要りません〔神戸市長宮崎辰雄氏に聞く〕（非核太平洋への試練<特集>）」毎日新聞社『エコノミスト』（1986年5月27日号）、53頁。

<sup>39</sup> 朝日新聞「国と対立のまま各港に波紋 非核・神戸方式から 15 年」（1990年3月27日）。

#### (4) 宮崎の思想

宮崎の生い立ちを物語る代表的なエピソードとして、姫路高等学校2年生の時の放校処分が挙げられよう。放校処分の理由は、いわゆる「河本事件」にある。後に、国務大臣・自民党の派閥の領袖となった同級生の河本敏夫は、姫路歩兵39連隊に対し、「満州を侵略すべきではない」と演説を行ったことをきっかけに、退学に追い込まれた〔河本 1968:11-12〕。これに対し、河上肇やマルクスに傾倒し、リベラルな校風を誇りにしていた宮崎は、「河本を救え」としたビラをばらまき、治安警察法違反で留置された。出所後、学校に宮崎の籍はなかった〔山口 1990:6-8〕。この一連の事件を振り返り、宮崎は、最善と信じた選択をしたことに悔いなし、と述べた〔宮崎 1985:37〕。あるいは、結果を考えて進むことをためらったとしたら、今日までのような仕事は成しえない、と述べた〔宮崎 1993:40-41〕。このエピソードは、政治家となった宮崎の行動の原点となっていたといえよう。

高度成長期から安定成長期にかけて、神戸政界における市議会選挙は、国政選挙と同じ歩調で、多党化の傾向を進んだ。具体的にいえば、市議会では、1967年以降多党化が定着した〔新修神戸市史編集委員会編 1994:1031-1033〕。原口市政の下で助役を務めた宮崎は、後継者としてバトンタッチを受け1969年に初当選した。1期目の宮崎は、自民党・民社党の推薦を受けていたことにより、旧6大都市で唯一の「保守のトリデ」とみなされた。1973年10月に、2期目の選挙が、同年4月に行われた名古屋市長選で3選を目指す保守系現職が革新系新顔に敗北するなど押し寄せる革新の波の中で、実施された。「市民党」の立場を標榜したい宮崎は、出馬に際し6月に、「日米安全保障条約の廃棄、反基地、反自衛隊」を含めた4項目を政治姿勢として、社会党に示した<sup>40</sup>。宮崎の変わり身の早さとともに革新首長の中でも前例の無かった「日米安全保障条約の廃棄」は、社会党幹部を驚かせた、という。この政治姿勢を受けた社会党は、社公民路線を望んだ宮崎に関わらず、全野党共闘を目指した<sup>41</sup>。推薦を決定した民社党・公明党・共産党に対し全野党共闘を呼びかけ、8月に「反自民・反独占・軍事基地反対」を骨子とする統一政策協定を締結した。この統一政策協定にある「軍事基地反対」は、民社党に配慮する形で、「日米安全保障条約の廃棄」の語句を変えたものである<sup>42</sup>。これにより、宮崎は、10大都市で初めて成立した全野党共闘に乗ることになった。そして、衆議院議員に3回当選し自治政務次官に就いた経験を持つ自民党推薦の砂田重民を破った。都市有権者の革新化の流れを読み取り、革新へ向かった宮崎ではあるが、市政運営で、宮崎が最も重視したことは何であろうか。それは、「都市経営」にほかならない。都市経営の思想の根底にあったのは、

<sup>40</sup> 朝日新聞「大都市行政革新化へ拍車 神戸市長、自民と“絶縁” 次期市長選 神戸市長、革新候補で出馬へ 神戸市長選」（1973年6月9日）。

<sup>41</sup> 神戸新聞「変身？脱皮？宮崎さん 神戸市長選ウラとオモテ」（1973年6月17日）。

<sup>42</sup> 朝日新聞「全野党共闘が成立 協定、きょう調印 神戸市長選」（1973年8月11日）。

「自治体の〈独立自尊化〉」 [佐藤 2014:321]である。具体的にいえば、目的として都市社会主義を目指し、手段として都市資本主義を駆使する宮崎の都市経営 [高寄 1992:12]には、革新性と保守性が同居していた、といえる。実際に宮崎は、革新市長会のメンバーではあったが、イデオロギーを苦手とし、地方行政で政治色を強く打ち出すことに疑問を抱いた<sup>43</sup>。このため、宮崎は、実務家市長と表現されることが多い<sup>44</sup>。

革新共闘の御輿に乗った2期目の宮崎は、当初「大同小異」<sup>45</sup>を唱えていたが、1976年に出版されたエッセイでは「地位を保つために」と題し「自己の地位を保つためには、あえて口をとごしたり、心ならずも相手に同調しなければならないこともある。悲しいことだが、それが現実の姿でもある」 [宮崎 1976:130]と記した。後に宮崎は、自らが弓を引いた中央政府との関係について語った際、「実務家の私からみると革新は現実離れしていた。以後、政治的イデオロギーは入れずに公約の実行に全力を尽くしてきた」と、革新との関係について、胸中を打ち明けた<sup>46</sup>。実際に、むつ問題に関していえば、次の事例がある。神戸市は1975年9月28日に、神戸港への核燃料プルトニウム運搬船の寄港・荷揚げを拒否した。これは、美浜原子力発電所向けのプルトニウムとして、三菱商事が米国から輸入したものであった<sup>47</sup>。その後、12月2日の議会では、共産党の尾崎敏江が、美浜原子力発電所向けのプルトニウムを積んだ米国船の神戸港入港・積み替えを海上保安部長が許可したことに対し「むつ問題の時と同様に、市民の安全にとって背信的行為であり、抗議するべきではないか」と問い質した。宮崎は、陸上ではなく海上の輸送を前提とした本件が「神戸市民に不安を与えるようには思えない」と答弁した。加えて、エネルギー問題の観点から原子力の平和利用を考える必要がある、と述べた<sup>48</sup>。ここからは、市政運営にあたって、保革双方のどちらにも与せず、都市経営における合理性を最重要視した宮崎の市政運営が読み取れよう。それでは、非核神戸方式を導入した背景には、宮崎のどのような考えがあったのであろうか。

1986年の『エコノミスト』に掲載されたインタビュー<sup>49</sup>と朝日新聞に掲載されたイン

<sup>43</sup> 神戸新聞「聞き書き 決断の20年 宮崎前神戸市長の回想⑧ イデオロギーよりテクノロジー」（1990年7月6日）。

<sup>44</sup> 神戸新聞「8年目の報告書—10— 語録 仕事が趣味の“能史 [原文ママ]”」（1977年6月3日）。

<sup>45</sup> 朝日新聞「『国の政策もう限界』 宮崎神戸市長、革新転向で語る」（1973年6月11日）。

<sup>46</sup> 1986年3月にノンフィクション作家の内藤国夫が行ったインタビューにて（神戸市『宮崎辰雄神戸市長対談集』1989年）。

<sup>47</sup> 読売新聞「神戸港核燃料拒否」（1975年9月29日）。

<sup>48</sup> 『昭和50年11月 神戸市会（第4回定例会）会議録 第5巻 12月2日（第18号）』77-93頁。

<sup>49</sup> 岡崎維徳「"商売"するのに核は要りません [神戸市長宮崎辰雄氏に聞く]（非核太平洋への試練<特集>）」毎日新聞社『エコノミスト』（1986年5月27日号）、52-55頁。

タビュー<sup>50</sup>を用いて、非核神戸方式を導入するに至った宮崎の思想を探ってみたい。

1986年に行われたインタビューの要旨は、次の通りである。宮崎は、1つ目に、反核兵器政策を推進するに至った原点を述べた。具体的にいえば、なぜ核の問題に敏感になるのか、という質問に対し、慣れていないためなるべく勘弁してもらおうという非常に軽い気持ちがある、と回答した。宮崎は、米国の意図についての所感も示した。すなわち、戦術上どうしても入港の必要があれば、神戸市はそれを押し留めることはできない、とした上で、「入ってこないところを見たら、それほどの目的意識をもって神戸港へ寄ろうとしたんじゃないだろう」と述べた。その上で、港湾の非核化に関して、意見は賛否半々になると予想した上で、政治家は、次の選挙があるまでは、自分の考え方、信念でやるしかない、と語った。2つ目に、原水禁と原水協の対立についての意見を述べていた。それは、党利に従った自己満足に過ぎない、というものであった。3つ目に、中央政府との関係について述べていた。神戸港の非核化は、中央政府の外交に影響を与えようとする意図はなく、政府の非核三原則に従ってやろうとしているだけ、と述べた。1つ目からは「結果を恐れて歩みを止めるということをしてしない」、そして2・3つ目からは「保革双方のどちらにも与しない」宮崎がみえてくる。これらに通底するのは、「市政というのはイデオロギーではなくてテクノロジー」である、という考えである。市政の基本は平和の希求にあり、それは憲法尊重といった抽象的な「理屈」ではなく、「日常の生活を市民がしあわせにおくってもらえるような環境の基準をつくり、それを実行していくこと」にある。高寄省三によれば、非核神戸方式は、宮崎市政の革新色を示すものであるが、宮崎自身の革新性を証するものではない〔高寄 1993:21-27〕。都市経営に、非核神戸方式を導入するに至った宮崎の思想が読み取れる。

1990年に行われたインタビューでは、1986年に言及した「軽い気持ち」と比べ、「証明書をささずに米艦船が入港して来たら筋から言って、当然拒否することになるでしょう。それでも入って来ると言うなら、それは信義の問題。こちらが抗議しなけりゃいかんことになるだろう」と強い口調で語っていた。その一方で、「当時、安保条約のことはあまり考えなかった」とした。折しも日米安全保障条約を廃棄するという政治目標が社会党や共産党の政権構想の俎上に上っていた時代である。この発言からは、1973年に自ら打ち出した「日米安全保障条約の廃棄」に表される政治的姿勢を持っていなかったことが分かる。以上からは、結果をためらわず、保革の関係を超え、政策の実現に向かった宮崎が浮き彫りになる。そして、インタビューでは、非核神戸方式が「神戸港は商業港として発展してきており、その機能を十分に発揮するための措置」であるとした。ここに、非核神戸方式の導入の前提にあった宮崎の思想として、神戸経済・住民の日常生活といった実利を基調とした都市経営を読み取ることができる。

---

<sup>50</sup> 朝日新聞「国と対立のまま各港に波紋 非核・神戸方式から15年」（1990年3月27日）。



本節では、神戸市が港湾管理者となった1951年に遡り、神戸港の返還から「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を全会一致で可決するに至るまでのイシュー・イニシアティブ・コンセンサスについて言及した。イシューについて、ラロック証言に対する宮崎の回答及び決議をみた場合「市民の不安と混乱」とともに経済的な「港湾機能の阻害」を据えていた。イニシアティブは、市長の宮崎にあった。イニシアティブの基底にあったのは、議会・市民団体・住民のコンセンサスである。そして、非核神戸方式の誕生に際しイニシアティブを執った宮崎の思想を確認すると、1975年の決議の際、結果をためらわず、保革の関係を超え、政策の実現に向かった宮崎が浮き彫りになった。これらの行動の背景にあった思想は、神戸経済・住民の日常生活といった実利を基調とした都市経営にほかならない。以上から、非核神戸方式とは、米国・中央政府に対する対抗意識やイデオロギーから生まれたものではない、といえる。その源流にあるのは、経済・住民の日常生活である。

その一方で、非核神戸方式は「核の傘」と非核三原則との矛盾を鋭く指摘する。矛盾を突き付けられた中央政府の非核神戸方式についての見解は、当初から一貫したものではなかった。その一方で、米国は、当初から非核神戸方式に対し、危惧を示していた。最終節では、非核神戸方式に反応せざるをえなかった中央政府と米国について記す。さらに、非核神戸方式が、国際社会に投じた示唆について述べる。

### 第3節 非核神戸方式に対する中央政府と米国の反応

#### (1) 非核神戸方式の波及と中央政府の見解の変遷

決議当時の中央政府は、非核神戸方式に柔軟性を示していた。宮崎が市議会でラロック証言についての所感を述べた1か月後の1974年11月に、運輸省港湾局長の竹内良夫は、従来の米軍艦船と港湾管理者との関係を踏襲する形で、港湾施設を米艦船が使用する場合、港湾管理者の許可を受ける必要性を唱えた<sup>51</sup>。非核神戸方式が導入された1975年3月に、中央政府がこれを問題視した形跡はない。それを如実に示したものとして、外務省関係者による次の見解がある。1999年に、外務大臣の高村正彦は、当時を振り返り「外務省の対応が生ぬるかった」と述べた<sup>52</sup>。決議当時に外務委員会の自民党理事だった石井一によれば、北米局長は決議を気にかけていなかった<sup>53</sup>。

ライシャワー発言<sup>54</sup>が成された翌日の1981年5月19日に、外務大臣の園田直は、寄港や領海通過は「核持ち込み」に含まれ日米安全保障条約の事前協議の対象となる、非核

<sup>51</sup> 『第73回 国会閉会後 参議院運輸委員会会議録第4号 昭和49年11月7日』28頁。

<sup>52</sup> 神戸新聞「神戸への対応 生ぬるかった 高村外相 非核証明書で不適切認める」（1999年3月16日）。

<sup>53</sup> 神戸新聞「波立つ港 問われる非核神戸方式⑤ 動揺」（1999年3月27日）。

<sup>54</sup> ライシャワーの証言については、25頁を参照されたい。

三原則の政策変更はありえない、との考えを示した<sup>55</sup>。この考えは、国会における首相の鈴木善幸による答弁にも踏襲された<sup>56</sup>。このように、非核三原則の空洞化の恐れが出ていた一方で、中央政府は従来態度で非核三原則の堅持を示した。決議から 10 年近くを経た 1984 年 3 月には、立木洋による「非核三原則を明確に貫く立場」である非核神戸方式に関する質問に対し、首相の中曽根は次のように答弁した。まず、中曽根は、地方自治体の本旨に基づく「やり方」として、非核神戸方式に理解を示した。次に、中央政府として「自治体の固有の自律権」を尊重する立場を示した上で、「法律の範囲内において行うことについては我々もできるだけ協力するのが筋であろう」と述べた<sup>57</sup>。これらの答弁からは、非核神戸方式に対し、首相自らが黙認とも取れる答弁を行っていたことを読み取ることができる。

その後、非核神戸方式の導入を図ろうとする地方自治体が出てきた。その 1 つとして函館市が挙げられる。非核神戸方式の採用の検討を行っていた函館市は、1984 年 5 月と 1986 年 7 月に外務省との間で確認した事項を、公表した。それによると、外務省は「自治省、運輸省、法制局とも協議の上一定の見解のもとに神戸市に申し入れたい」と表明した、という [末浪 1987:73-74]。1986 年 10 月には、中曽根が、国防や外交は中央政府の専管的な所掌事項である、と答弁した<sup>58</sup>。1987 年 5 月には、函館市長の問い合わせに対し、非核証明書を米軍艦船に求めることは許されないと、外務省北米安全保障課長名で回答していた [末浪 1988:8]。1986 年の中曽根の答弁や 1987 年の外務省の回答が、その後の見解に繋がったことは、想像に難くない。

実際に、1990 年の外務省の北米局安全保障課による見解から、外務省が米国政府に対する非核神戸方式の効果を認めていなかったことが分かる。すなわち、外務省は、米軍が神戸港に寄港しないのは米軍の運用上の判断によるものであり、非核神戸方式の効果によるものではない、とした。その一方で、地方自治体の措置で米国艦船の寄港が妨げられてはならない、という見解も出した<sup>59</sup>。

1984 年の中曽根の答弁以降、他の地方自治体に波及する非核神戸方式に対し、危機感を募らせた中央政府の姿が読み取れよう。換言すれば、1980 年代に、他の地方自治体に波及する非核神戸方式そのものが、中央政府の非核神戸方式に対する見解を変容させた、といえる。

## (2) 米国の見解と非核神戸方式の効力

<sup>55</sup> 朝日新聞「非核三原則変えず 外相言明『元首相らに事情聞く』」（1981 年 5 月 19 日）。

<sup>56</sup> 『第 94 回 国会 衆議院会議録第 27 号 昭和 56 年 5 月 22 日』956 頁。

<sup>57</sup> 『第 101 回 国会 参議院予算委員会会議録第 6 号 昭和 59 年 3 月 17 日』4-6 頁。

<sup>58</sup> 『第 107 回 国会 衆議院予算委員会会議録第 1 号 昭和 61 年 10 月 3 日』43 頁。

<sup>59</sup> 朝日新聞「国と対立のまま各港に波紋 非核・神戸方式から 15 年」（1990 年 3 月 27 日）。

1980年代中盤から変容していった外務省の見解は、米国の見解と一致した。例えば、1999年11月に、トーマス・S・フォーリー駐日米大使が、在任中に海軍の艦船が神戸港に寄港することを希望する、と発言した。2000年2月には、ロバート・ルーダン米国総領事が、米国艦船は他の港と同様、神戸港にも出入りするのが望ましい、と取材に応えた。同年3月には米海軍長官が、来日した際の防衛庁長官との会談で神戸港寄港を要望した<sup>60</sup>。このように、当時緊張が高まっていた朝鮮有事を背景に、神戸港への寄港を米国高官が求めた理由として、次の2点を挙げることができよう。1点目が、非核神戸方式が他の地方自治体に波及することへの懸念である。2点目が、軍事的に神戸港は必要不可欠な港である、という事実である<sup>61</sup>。原水爆禁止兵庫県協議会の梶本修史は、非核神戸方式に対し米国が直接的に要求してくる事態を、「前代未聞の事態」と表現した〔梶本2000:33〕。

それでは、決議当時、米国は非核神戸方式に対し何の反応も示さなかったのであろうか。宮崎は「直接私に対する抗議とか、嫌な顔をするというのはなかった」とした。その上で、「ただ向こうの外交部門、たとえば総領事館とか、そういうところの内部では神戸のこういう行き方に対して不満をもっておるといふ声は、真偽のほどはわからないんですけども、聞こえてきましたね」<sup>62</sup>と回答した。新原昭二が入手した、決議の翌年にあたる

1976年1月15日付の米國務省の政策企画本部が作成した機密報告書『日本外交政策の傾向』（米解禁文書32）は、核兵器積載艦船の日本寄港問題を対日関係における最も重大なテーマとして位置付けている。そして、仮に現行のトランジットの慣行が裏付けを伴い公にされたならば、①日本政府の崩壊、②米日防衛協力に対し強い反対を示す野党リーダーへの信頼の向上、③米日安全保障協力を擁護してきた日本高官への信頼の喪失、④米国に対する日本国民の疑い—が生じる、としている〔新原2011:141-142, 148-149〕。宮崎の述懐や報告書から、米国は「トランジットの慣行」を公然と暴露する可能性がある非核神戸方式に対し、決議当時から危惧を示していたことが推測できる。

決議以前は、神戸港への米国艦船の入港は多かった。1962年から1974年までに一般港への入港回数は211回であった。そのうち、神戸港への入港回数は112回であり、全体の53%を占めていた。この数字は決議によって一変する。決議後の1975年から2005年までの一般港への入港は、合計で587回であったが、神戸港へは1隻も入港していない〔原水爆禁止兵庫県協議会2005:17〕。決議から40年を迎えた2015年時点で「米艦船の入港ゼロ」は継続している<sup>63</sup>。非核神戸方式が、核抑止力の側面からNCND政策を執

<sup>60</sup> 神戸新聞「有事法制と神戸港 揺らぐ『非核神戸方式』 規模、水深修理能力…『安全保障上欠かせぬ』 各方面から圧力 投げ所は世論」（2000年6月12日）。

<sup>61</sup> 神戸新聞「波高し非核神戸方式 『見直し論』 静かに浮上政党や市民団体 反発必至 財界『競争に足かせ不要』」（2000年2月18日）。

<sup>62</sup> 岡崎維徳「"商売"するのに核は要りません〔神戸市長宮崎辰雄氏に聞く〕（非核太平洋への試練<特集>）」毎日新聞社『エコノミスト』（1986年5月27日号）、53頁。

<sup>63</sup> 神戸新聞『非核神戸方式』決議40年へ 米艦船の入港ゼロ継続」（2015年3月

る米国・米国の容認する中央政府に対し、非核三原則を具現化するものとして「効力がある」といわれる所以である。

さらに、非核神戸方式は、国際社会でも注目を集めている。ニュージーランドでは、1984年に非核政策を掲げる労働党政権が誕生し、オーストラリア・ニュージーランド・米国相互安全保障条約（ANZUS）から抜け出す形で、1987年6月に核兵器積載艦艇を拒否する非核法を可決、成立させた。法制定運動に携わっていたバーニー・リチャーズ平和評議会議長は「非核神戸方式を意識していた」と述懐した<sup>64</sup>。非核法の成立は、米国にとって、非難すべきものであった<sup>65</sup>。そして、米国は日本への影響をあからさまに心配していた、といわれている【デービッド 1992:95-97】。2000年の国連 NGO ミレニアム・フォーラムの「最終宣言」は、各国政府に対する提言として「非核地帯のネットワークを、核保有国の領土以外のすべての地域にまで拡大する。これは、艦船が核兵器を積載していないことを証明しないならば入港を拒否するという沿岸部の措置によって補強されるべきである」とした【梶本 2000:35】。

本節の議論を整理すると、次のことがいえる。非核神戸方式は、中央政府と米国に対峙するものであり、国際環境に機能的変化を与えた自治体国際活動である。

### おわりに

非核神戸方式の成立過程の分析を試みた本章は、非核神戸方式の特徴を明らかにすることを目的としていた。以下の5点が分析の結果である。

1点目に、「なぜ非核神戸方式を成立させようとしたのか」というイシューの基底には、港湾機能等の経済的理由があった。2点目に、イニシアティブは市長である宮崎にあった。非核神戸方式の基底にあるものを探るため、イニシアティブについてより詳細に観察した結果、非核神戸方式の導入の前提にあった宮崎の思想として、神戸経済・住民の日常生活といった実利を基調とした都市経営を看取できた。3点目に、神戸市の政治的構成として、住民の生活の安全を原点とした保守勢力と社共勢力との間で、政治的な対立はなかった。市長の意思決定の基礎にあるコンセンサスは非核神戸方式の導入に帰結した。4点目に、非核神戸方式に対する日米両政府のそれぞれの反応として、当初から米国は非核神戸方式に対し批判的であり、その後中央政府も批判的になっていった。5点目に、非核神戸方式が成立する2年前に国交正常化を前提として締結された神戸市と天津市との友好都市提携と異なり、非核神戸方式は、国際環境に機能的変化を与えている。

以上の5点から、本章の結論を導き出したい。非核神戸方式の特徴とは、非核神戸方式が、国際環境に機能的変化を与える自治体国際活動である、ということにほかならない。

---

17日)。

<sup>64</sup> 毎日新聞「クローズアップ 2005 : 『神戸方式』決議 30年 非核の港、波風高く」(2005年3月19日)。

<sup>65</sup> 朝日新聞「NZ 非核法制定を米が非難」(1987年6月5日)。

非核神戸方式によって、米国艦船は今日まで寄港していない。これらの事実から、友好都市提携とは異なり、非核神戸方式は国際環境に機能的変化を与えた自治体国際活動として定義することができる。

宮崎は、核問題という政治性の高い課題を、米国・中央政府への対抗意識やイデオロギーに基づく課題としてではなく、地域経済や住民の生活にとっての課題として扱った。その非対抗性から、「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を採択した当時、中央政府は、非核神戸方式に柔軟な思考を示していた、と考えられる。

一方で、非核神戸方式の淵源に、同年代に長洲一二が示した連帯の概念はなかった。そして、「安全保障領域における中央政府との止揚」といった安全保障観を確認することはできず、安全保障領域におけるガバナンスの萌芽を認めることはできない。他方で、

1980年代に、非核神戸方式は米国と中央政府から「中央政府の専管事項に対抗するもの」と規定されていった。今日まで神戸市以外の地方自治体が非核神戸方式の導入を検討しながらも、最終的に導入するに至らない。連帯の概念や安全保障観の欠如と導入がないことは、無関係ではないだろう。



#### 第4章：1980年代—非核自治体宣言が提示した争点志向型の連携

はじめに

第1節 非核宣言自治体の概要

第2節 1970年代以前の非核宣言自治体

(1) 原水禁運動の分裂

(2) 原水禁運動の再展開

第3節 非核宣言自治体が増加した理由

(1) 核競争と日米関係

(2) 始動する反核平和運動

(3) 非核自治体宣言運動の高まり

第4節 非核自治体宣言の思想

(1) 民際外交と非核自治体宣言

(2) 市民発意

(3) 国際連帯

おわりに

## 第4章：1980年代—非核自治体宣言が提示した争点志向型の連携

### はじめに

日本の地方自治体による非核自治体宣言の出現は、1950年代に遡る。その後、1980年代は、もっとも顕著に非核自治体宣言が増加した時期であった。本章は、非核宣言自治体が1980年代に増加・拡大した要因を分析し、非核自治体宣言の意義を明らかにすることを目的とする。その意義とは、争点志向型の連携の提示にほかならない。

第1節では、1950年代以来の日本の非核宣言自治体の動向を概観し、次のことを確認する。1つは、非核宣言自治体は、自治体国際活動として、国際環境に機能的変化を与えていない、という点である。もう1つは、非核宣言自治体が1980年代に急増した事実である。急増の理由を解明するために、最初に、第2節で、1970年代以前に非核宣言自治体数が伸長しなかった理由について記す。その理由を、反核平和運動のうちの原水爆禁止運動（原水禁運動）<sup>1</sup>の基盤となる人々の意思の喪失にあると考え、原水禁運動の嚆矢となった1950年代にまで遡り、原水禁運動の誕生・分裂のプロセスを記述する。その後、統一世界大会までに出現した原水禁運動外部の担い手の存在と、それらの存在とともに再展開する原水禁運動について記述する。次に、第3節で、非核宣言自治体が増加した理由を、国際的・国内的な背景を含め、確認する。原水禁運動が再展開するのと並行して、反核平和運動に続き、非核自治体宣言運動は草の根運動<sup>2</sup>として発展した。第4節では、非核宣言自治体を拡大させた草の根の人々の淵源にある非核自治体宣言の思想に着目する。そして、非核自治体宣言の意義を明らかにする。

### 第1節 非核宣言自治体の概要

「非核宣言自治体」とは、一般的に、非核に関する意思表示を含む宣言や議会決議、すなわち「非核自治体宣言」を行った地方自治体を指す。非核自治体宣言の形式としては、散文が多く、詩なども少なくない。内容としては、実に多様である。傾向として、核兵器の廃絶を訴える、あるいは非核三原則の実施を求めるものが多い。さらに、非核自治体宣言運動が進展するにつれて、区域内において核兵器の生産・配備・通過を許可しない、と

<sup>1</sup> 本章では、[道場 2013:249-250]に倣い、「原水禁運動」という呼称を、反核平和運動を示す固有名詞として用いる。主として、原水爆禁止日本協議会（日本原水協）、原水爆禁止日本国民会議（原水禁）、核兵器禁止平和建設国民会議（核禁会議）、およびこれらのナショナルセンターと関わり、展開した団体の反核平和運動を指す。「反核平和運動」は、上記の運動体のイニシアティブとは別に取り組みられた核兵器廃絶、核実験反対、核軍縮の運動を指す。

<sup>2</sup> 『国際政治経済辞典』（2003年、東京書籍、167頁）によれば、草の根運動（活動）とは、既成政党や国家の枠を超えた個人や団体の活動を指す。具体的にいえば、政党の枠組みを超えた議員、あるいは、中央政府から離れた個人や団体による運動（活動）にほかならず、それは、国境を越えた運動（活動）に結びつく。したがって、本稿で用いる「草の根の人々」とは、党派の利害を超えた、あるいは中央政府による利害を超えた、ローカル・コミュニティの構成員である人々を意味する。



いった具体的な規定を備えた非核自治体宣言が増す。地方自治体の地理的軍事的環境や歴史・伝統を盛り込みながら、原発など軍事用途以外の核物質の規制にまで踏み込んだ非核自治体宣言、基地あるいは核関連施設の撤去を求める非核自治体宣言、戦争の惨禍に触れた非核自治体宣言もある〔西田編 1985:209-226〕。したがって、非核宣言自治体を定義すれば、非核自治体宣言によって、①行政区域内（上空・水域を含む）を非核化することを明確に意思表示し、それを実現している地方自治体、②国策等によって実現していないが、非核化することを目指している地方自治体—となる〔佐藤昌一郎 1987:29〕。加えて、③核兵器の廃絶を訴え、非核三原則の厳守を中央政府に要求する地方自治体も含まれる。ただし、③には、核兵器の廃絶や世界平和の達成を単に願望する地方自治体は含まれない。非核自治体宣言を通して非核のための一定の意思表示をし、施策を実施することが必要となる〔浦田 1992:374-375〕。反核兵器政策を柱としながら、実現・目標・要求という3点の志向性を持つ非核宣言自治体の評価を次に捉えてみたい。

非核自治体宣言は、政治的な宣言であり法的拘束力を有しない。この非核自治体宣言を行った非核宣言自治体への評価は、2点に大別できよう。1点目として、非核自治体宣言に基づく施策を巡る評価である。施策の効果を問う場合、様々な指標がある。ここでは、住民活動の推進・平和意識の向上という2つの指標からみてみたい。まず、住民活動の推進についてである。平和の文化をきづく会（事務局長 瀧口優）が2009年7月に、全国の市と東京23区を対象に行った調査（回答数300）によると、およそ70%の地方自治体が戦争や平和に関する展示や講演会を行う。平和教育の推進についても、63.3%の地方自治体が取り組む。その一方で、住民による平和への取り組みへの支援については、47.7%と半数を割る<sup>3</sup>。次に、平和意識の向上についてである。第2章で記述したように、国立市では、無防備平和条例の制定を巡り、首長が全国で初めて同条例に賛成し、法定数の3.7倍の人々が直接請求の署名活動に賛同した。その国立市でも2008年の調査で、2000年に行われた国立市平和都市宣言を「知らない」と回答した人は61.0%、過去1年間で市や団体が実施している平和事業やイベントに参加したことが「ない」と答えた人は82.7%に上る<sup>4</sup>。限られてはいるが、2つの指標から、非核自治体宣言に基づく施策は、行政と住民との間で平和を生み出す好循環にそれほど結びついていない、ということが予想される。2点目は、国政に対する世論の集約的な表現として、宣言を行った地方自治体の数（面積・人口）を巡る評価にほかならない。上述の平和の文化をきづく会の調査によると、「非核平和宣言」をしていると回答した地方自治体は74.7%、非核については宣言していないが「平和宣言」のみをしていると答えた地方自治体は16.7%である。ここからは「非核宣言」を行っている地方自治体が回答数の4分の3を占めていることが分かる<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> 平和の文化をきづく会『平和の文化をめざす「国際10年」自治体アンケートのまとめ（2009年11月15日）』3-6頁。

<sup>4</sup> 国立市『国立市市民意識調査結果報告書（平成20年7月）』44-45頁。

<sup>5</sup> 平和の文化をきづく会『平和の文化をめざす「国際10年」自治体アンケートのまとめ

さらに、日本非核宣言自治体協議会が行った調査によると、2016年、90.5%の地方自治体が非核自治体宣言を行っており、それは全面積の93.1%、全人口の97.6%を占める<sup>6</sup>。以上から分かることとして、非核宣言自治体を、施策レベルで評価した場合、日常的具体化の営為、すなわち自治体国際活動として国際環境に与える機能は懐疑的なものとなる傾向にあるが、鳥瞰的に評価する場合、その拡がりに疑いはない。では、非核宣言自治体は、いつ拡がったのであろうか。

次図は、非核宣言自治体数の推移を示す。初めて宣言をした地方自治体は愛知県半田市であり、宣言日は1958年6月6日である。半田市の宣言は世界初である〔西田2002:49〕。半田市の宣言文の内容は「世界の核戦略に対する抗議、米国の国内・沖縄への核持込の禁止、自衛隊及び国内の核兵器の非武装」である。日米安全保障条約の改定前の当時、例えば岸信介首相が、防御的性格の核兵器は憲法上禁止されないとの解釈を採りつつ、「政策としてはいかなる核兵器も持たない」ことを明言したことなどの国内的風潮を反映したものと思われる。これ以降から1970年代以前の宣言数は13と多くない。

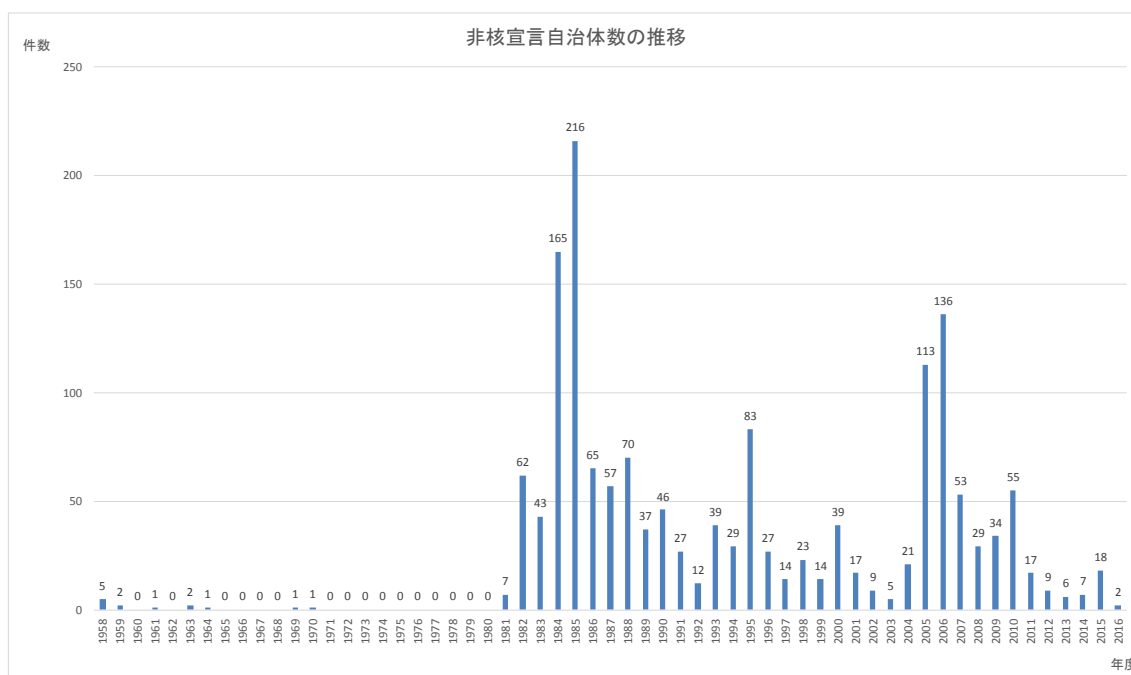
1962年のキューバ危機や1974年のラロック証言など、宣言に繋がる契機はあったが、その機運は停滞していたことが読み取れる。1990年代以降についていえば、被爆から50年目の1995年度をはじめ、2000年度・2005年度・2010年度など、節目に当たる年度は、増加している。加えて、2004年度以降から2006年度までの伸びは、旧来の非核宣言自治体が、「平成の合併」により新たな市町村として誕生したことと関連していると思われる。合併件数は、1999年度から2002年度までに12であったが、2005年度の325をピークに、2003年度の30、2004年度の215、2006年度の12である<sup>7</sup>。非核宣言自治体数は、1年度遅れて、合併件数の変遷と同じ傾向を辿っているといえよう。それでは、なぜ、1980年代の中でも、特に1981年度から1985年度にかけて、地方自治体は非核自治体宣言を行ったのであろうか。次節では、まず、1950年代から1970年代までに非核宣言自治体数が伸長しなかった理由を見ておきたい。

---

(2009年11月15日)』2-3頁。

<sup>6</sup> 日本非核宣言自治体協議会「非核自治体宣言マップ」  
<http://www.nucfreejapan.com/map/map.htm> (2017年1月8日閲覧)。

<sup>7</sup> 総務省「年度別合併件数」[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000283314.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000283314.pdf)  
(2017年1月8日閲覧)。



出所：日本非核宣言自治体協議会「非核宣言自治体一覧」データ（2017年1月8日提供）より作成。

## 第2節 1970年代以前の非核宣言自治体

### (1) 原水禁運動の分裂

1970年代以前の保守系の地方自治体は、中央政府から地域便益を獲得することを最優先すべき事項とした。そのため、反核平和運動に関わろうとしなかった【Jain 2005:145】。その一方で、1950年代後半は、基礎自治体レベルで原水禁運動の組織化があった。

1955年8月6日、広島で開催した第1回原水爆禁止世界大会には、11か国の50余人のほか、都道府県と団体の代表約5,000人が参加した。だが、日米安全保障条約の改定を巡る対立が原水禁運動に持ち込まれた際、1959年の原水爆禁止世界大会の大会開催地であった広島県議会は、補助金の支出を否決した<sup>8</sup>。これに続き、自民党の7役会議は、次の行動を執るよう党県連に呼び掛けた<sup>9</sup>。それは、地方自治体に対し、運動に補助金を出さないことを促す、という行動を指す。

ところで、三鷹市が本格的な平和施策を始めたのは、1980年前後である。1982年には「三鷹市非核都市宣言」を行った。その三鷹市は、それまでに平和施策を実施していなかったのかというと、そうではない。広島県議会による補助金の支出の否決や自民党による原水禁運動への否定的な呼び掛けが行われる中、1960年に、三鷹市議会は、全国的に広がった原水禁運動を背景に、原水爆禁止の決議を「世界連邦都市宣言」として可決した。

<sup>8</sup> 朝日新聞「1959年、原水禁世界大会（戦後50年・社会部記者は見た）」（1994年12月4日）。

<sup>9</sup> 朝日新聞「原水爆反対運動と安保改定 社説」（1959年7月24日）。

その三鷹市が原水爆禁止世界大会への代表派遣を取り止めたきっかけは、部分的核実験禁止条約（PTBT）の評価を巡る中ソ対立を背景とした 1963 年の原水爆禁止世界大会の分裂にほかならない<sup>10</sup>。

日本の原水禁運動は「日本核武装」を阻止し、世界に被爆体験を発信することで高い道徳的尊重を受けてきた。さらに、不十分であれ被爆者を援護する法律を政府に整備させてきた〔道場 2013: 249〕。その一方で、原水禁運動は、冷戦構造を反映した国内政党力学に強く規定されてきた。国内政党力学とは、自民党政権との対立という側面と野党勢力内における対立という側面を指す。これを振り返る場合、1960 年代の内部闘争と分裂といった記憶を伴う。1950 年代以降から 1960 年代までの、地方自治体の平和施策の礎となった、原水禁運動の草創・隆盛・桎梏を整理すると以下ようになる。

1948 年のチェコスロバキア政変とソビエト社会主義共和国連邦（ソ連）によるベルリン封鎖に続く、翌年のトルーマン大統領の原爆使用に関する発言とソ連の原爆保有は、反核平和運動が開始される契機となった。具体的な反核平和運動を担ったのは、平和擁護世界大会である。1950 年 3 月に平和擁護世界大会常任委員会（同年 11 月に「世界平和評議会（世評）」に改組）にて、原子力兵器の無条件禁止を要求する「ストックホルム・アピール」が発表された。なお、ストックホルム・アピールの最初の署名者および世評の初代会長は、フランス人であり、共産党員の原子物理学者、フレデリック・ジョリオ＝キュリー（Jean Frédéric Joliot-Curie）である。社会主義平和勢力論に依拠した運動でありながら「西」にも跨った世評は、各国に平和委員会を組織したが、次第に社会主義国の平和委員会の影響が増した〔和田 2014:31-34〕。その理由として、米国との力の差に直面したソ連の戦略的意図を挙げることができよう。米国に原爆を使わせないため、ソ連は対外的に原爆の非人道的性格・使用禁止を強調した。具体的にいえば、ソ連および各国共産党は、ストックホルム・アピールを大体的に支援し、米国の手を縛った〔小林 1967:129, 131〕。

米国に遅れること 9 か月、ソ連は 1953 年に水爆実験を、1957 年に人工衛星スプートニクの打ち上げを成功した。ソ連のこれらの成功は、大陸間弾道ミサイル（ICBM）による国防戦略の成立を意味した。崩れる米国の核優位は、米国の正気の核政策を求める全国委員会（SANE）、英国の核軍縮運動（CND）、平和のためのストライキを主張する米国の女性たち（WSP）、英国の百人委員会などの反核平和運動を生んだ〔カルドア 1999:344-345〕。日本ではビキニ水爆被災事件を契機として、「ストックホルム・アピール」署名運動を助走とし、1954 年に安井郁らによる水爆禁止署名運動杉並協議会の結成・杉並アピールの発表を経た原水爆禁止署名運動が芽吹き、展開された〔丸浜 2011:122, 274-335〕。その思想は「あらゆる立場と党派の人々が、原水爆の脅威から生命と幸福を守ろうという一点で結びつく」〔安井 1955:78〕にほかならない。その系譜の下、

<sup>10</sup> 三鷹市『三鷹を考える基礎用語事典 2010 「市政概要」（第 4 版）』 88 頁。

1955年に第1回原水爆禁止世界大会が開催された後、原水爆禁止日本協議会（日本原水協）が発足した。

しかしながら、「いくつかの平和運動は、この問題で深く分裂した」〔カルドア 1999:347〕ように、我が国の平和運動においても、政治的意図が争点とされてきたことは否めない。ここでいう「この問題」とは、「共産主義国との関係」を指す。初期の原水禁運動と不離一体の関係にあった世界連邦運動を推進する世界連邦建設同盟<sup>11</sup>の事務局長であった田中正明は、以下のように述懐した。それによれば、1956年の第2回原水爆禁止世界大会の頃から、この運動に労働組合と共産党が乗り出すようになり、「左翼偏向」がみられた、ということである。この状況に対し、理事会は、原水協に反省を求める決議文を送った。その後について、田中は次のように述べた。

「3回、4回と回をかさねるにしたがって、原水禁運動はしだいに民衆からも被爆者からも遊離し、本来的なヒューマニズムから遠のき、大衆不在、被爆者不在の運動に墮していった。それは、平和運動というよりむしろ政党運動であり、イデオロギー闘争の場と化した」〔田中 1974:211-212〕。

かくして、冷戦構造の中で、原水禁運動は一方の陣営に与する性格を有した。

多様な課題の結節点の役割を果たした日本原水協主催の沖縄支援闘争・護憲運動などは、原水禁運動への批判の原因となった〔宇吹 1985:115-116〕。1959年の第5回世界大会で安全保障条約改定反対の立場を打ち出した日本原水協から、保守派や市民団体が脱退した。政界では、日米安全保障条約の改定を巡り「廃棄」ではなく「対案」を出すことを主唱した西尾末広が、社会党を離党し、1960年に民主社会党を結党した<sup>12</sup>。1961年に発足した民主社会党系による核兵器禁止平和建設国民会議（核禁会議）は、原水協の「左翼偏向」に反対した結果、新たに結集された背景を持つ<sup>13</sup>。

さらに、社会主義国間の亀裂の進行とともに、原水禁運動は分裂・政党系列化の途を辿った。そのとどめとなったのが、部分的核実験禁止条約（PTBT）の評価を巡る中ソ対立にほかならない。ソ連寄りの総評・社会党が支える形で、原水爆禁止日本国民会議（原水

<sup>11</sup> 各国の主権と軍備を制限し、強制力を持つ世界法の下に世界機構をつくり、その上で、戦争を廃絶することを目的とし、1948年に結成された。日本における思想の系譜は、幕末から明治にかけての自由民権論に遡る〔田中 1974:25-28, 152-163〕。世界連邦推進日本協議会（会長・海部俊樹元首相）の構成団体として、世界連邦建設同盟（現「世界連邦運動協会」）のほか、世界連邦宣言自治体全国協議会がある。世界連邦宣言自治体全国協議会の加盟都市数は、2013年時点で60（全自治体数の3.3%）である。世界連邦宣言自治体全国協議会「概要」<http://www.wfdeclarelg.org/concept.html>（2017年1月15日閲覧）。

<sup>12</sup> 朝日新聞「『民主社会党』発足す 党首に西尾氏選出 反共、議会主義めざす」（1960年1月24日）。

<sup>13</sup> 読売新聞「核禁会議の結成大会 議長に松下氏」（1961年11月16日）。

禁)が結成されたのは、1965年である<sup>14</sup>。

原水禁運動は、非政治的な、保守層を含む国民運動を源流とした。目的・方針の一貫性を保ち、個々人の自発的参加により、拡大した〔藤原 2015:48-49〕。その後、冷戦構造を巡る分裂・政治的な闘争という要素により均衡を失った。以上からは、1950年代後半から1960年代中盤にかけて、基盤となる人々の意思を喪失していった原水禁運動の実態が読み取れる。具体的にいえば、1958年に半田市が初めて非核自治体宣言を行った当時は、既に原水禁運動の中で、分裂が生じていた。その結果、三鷹市のように、地方自治体は、反核平和運動に取り組む意欲を失った。したがって、非核宣言自治体数が伸長しなかった理由として、原水禁運動の分裂が挙げられよう。

## (2) 原水禁運動の再展開

分裂以降、77年の統一世界大会開催まで原水協と原水禁が組織として関係を持ったことはない。その間、両者は、米原潜寄港反対運動やベトナム反戦闘争を重要な課題として位置付けた。これらの運動は、原水禁運動の枠組みの中で展開されたのではない。原水禁運動は、これらの運動の一翼を担うものとして位置付けられた。加えて、若者を中心とする戦後日本ではじめての革新政党や労働組合から独立した既成の権威を批判する「ベトナムに平和を！」市民連合(ベ平連)などにより新しい運動が展開されていった。鶴見俊輔による次の言及からは、ベ平連は、既存政党の論理とは異なる運動形態であったことが読み取れよう。

「それにしても、この運動は、今までこの運動に参加してきたものを刻々古びさせてしまう何かをもっている。

それは、この運動が、運動の状況をなしている部分とほとんど地つづきになっていて、そこからいつも新しいものが運動の内部に(それも周辺にではなくて中心にある空洞の部分に)入ってくる仕組みをもっているからだ。そして、空洞があるのは、この運動が政治権力というものにあまり関心がなく、ヘゲモニーのあらそいなどを起す条件をそなえていないことによる」〔鶴見 1968〕。

その一方で、原水禁運動以外の担い手は、原爆被害に係る課題についての運動を展開した。例えば、1960年代後半から70年代にかけての原水爆被災白書運動、原爆ドーム保存運動、第5福竜丸保存運動を担ったのは、マスコミや大学人に加え、地方自治体にほかならない〔宇吹 1985:117-122〕。

原爆被害問題がクローズアップされてきた時期は、公害補償を求める住民運動が各地で起こった時期でもある〔鎌田 1989:41〕。「公害」という言葉を普及したとされる1964

---

<sup>14</sup> 読売新聞 『『原水禁』を結成 社党、総評系』(1965年2月1日)。

年に出版された『恐るべき公害』は、次のように結ばれている。

「私たち日本人は、放射能の被害から、自らをまもるために、原水爆禁止の運動をおこした貴重な経験をもっている。その私たちが、この公害をゆるしておいてよいものであろうか。いまこそ、力をあつめて研究調査をし、工場・自治体・国へ公害の絶滅を要求する国民運動をおこそうではないか」〔庄司 宮本 1964:199〕。

公害補償を求める住民運動は、原爆被害に係る運動を想起させたといえよう。

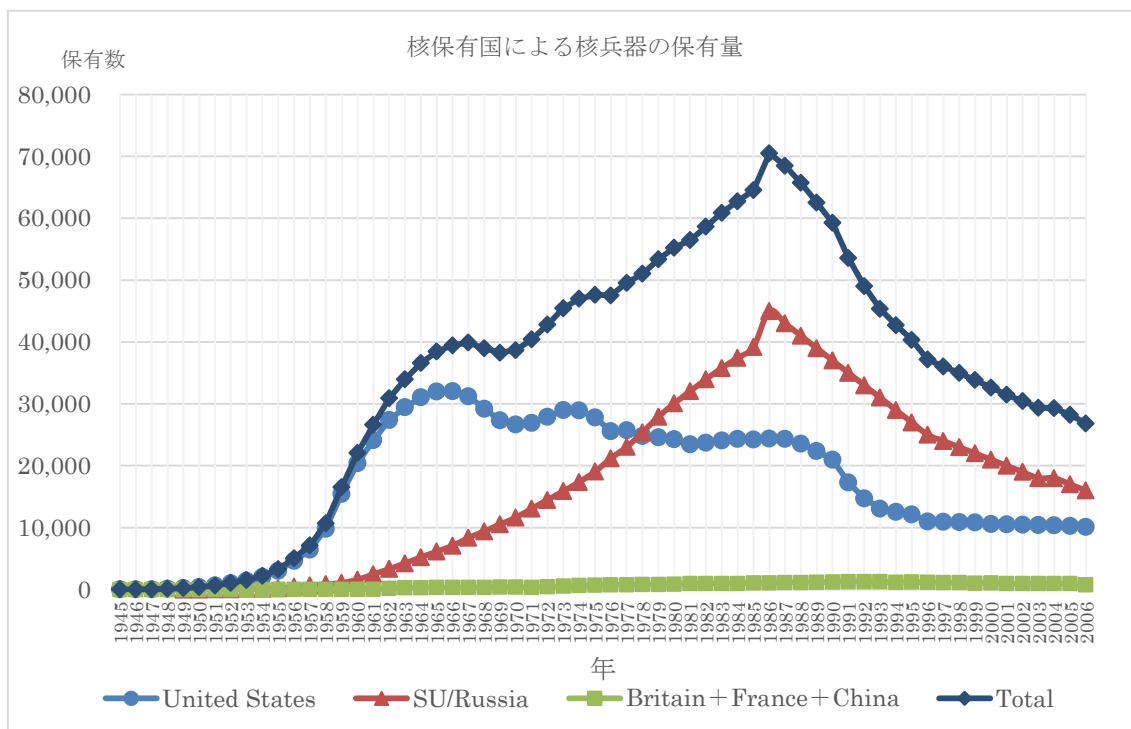
1962年の第8回世界大会で離脱した地域婦人団体連合会（地婦連）と日本青年団協議会（日青協）、そして日本生活協同組合連合会（日生協）、宗教NGO、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の「市民5団体」が仲介役を務め、1977年から1985年まで統一世界大会が開かれた。統一の機運を高めた契機は、第1回国連軍縮特別総会の開催の決定であった〔和田 1997:156〕。その統一世界大会の出発点となった1976年12月の共産党と総評との合意事項は、共通点として「国民的課題になっている核兵器全面禁止・被爆者援護」を挙げた〔宇吹 1985:123〕。

1960年代後半以降の原水禁運動外部における原爆被害をめぐる諸運動の展開、世論の高まりが、1977年以降の統一世界大会を可能とした一要因であるといえる。そして、原水禁運動外部による運動は、原水禁運動の変容に繋がった。換言すれば、1970年代後半の原水禁運動は、1950年代のように、党派に縛られない人々の意思を基盤として展開されたといえよう。具体的には、1978年に開催された第1回国連軍縮特別総会、そして1982年6月7日から7月10日に開催された第2回国連軍縮特別総会に向け、署名運動を行った。そして、それぞれ1800万人、2370万人の署名が集まったのである。これと並行して、1,000近い地方議会が、反核・軍縮の意見書あるいは決議を採択した〔宇吹 1985:123〕ことは特筆すべきことである。節を改め、非核宣言自治体が増加した理由を、国際的・国内的な背景を含め、みてみたい。

### 第3節 非核宣言自治体が増加した理由

#### （1）核競争と日米関係

当初、ソ連に対し米国の核戦略は優位に立っていた。ソ連による核戦略の整備の結果、1970年代までに相互確証破壊（Mutual Assured Destruction:MAD）戦略に基づく核抑止力の信頼が米ソ間に生まれていた。その一方で、ヨーロッパにおいて核兵器の使用を想定した限定核戦争のシナリオが描かれつつあった。次図は、米ソを中心とした核競争が1980年代中盤をピークに激化していたことを、如実に示している。



出所：Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, 2006. “Nuclear Notebook: Global Nuclear Stockpiles 1945-2006,” *Bulletin of Atomic Scientists* (July/August 2006), p.66. より作成。

1970年代に入って米ソがデタント（緊張緩和）の時代を経た後、1979年12月に北大西洋条約機構（NATO）は、「二重決定」を決議した。「二重決定」は、ソ連のSS20に対抗するため、一方で、1983年末を目途にパーシングIIをはじめとする米国製新型中距離核ミサイルを西ドイツ、オランダ、イギリス、ベルギー、イタリアに配備する、他方で、それまでに米ソ交渉によってその数の削減を図る軍縮交渉を進めるよう求める、という内容を意味する。その2週間後には、ソ連がアフガニスタンに侵攻し、新冷戦と呼ばれる米ソの対立が新たな局面を迎えた【都留 2006:105-106】。

米国では、大統領に誕生したロナルド・レーガンによる政権が、1981年2月にソ連の脅威に対抗するため国防費の増額を含む経済再生計画を発表した。それ以前の政権が形成してきた対ソ連・対東側へのデタント路線を否定し、「力による平和」（Peace through Strength）を基本戦略としたレーガン政権は、共産主義陣営と鋭く対峙し、世界各地の反共産主義勢力を積極的に支援するというレーガンドクトリンを打ち出した【広田 2011:85】。核についていえば、1983年に、核凍結とは矛盾するMXミサイルの予算を通過させた。あるいは、核凍結は相互確証破壊の状態を乗り越えるものではないとし、戦略防衛構想（SDI）こそが最終的に核廃絶を実現するとの議論を展開した【都留 2006:107-110】。



ライシャワーによる「核持ち込み」証言が1981年に成されたように、1980年代は非核三原則が空洞化する時期でもあった<sup>15</sup>。そのような中、日本は米国とどのような関係にあったのであろうか。1983年の朝日ジャーナルには、「レーガン軍拡路線を突っ走る中曽根外交」と題した対談が掲載されている。この対談の中で進藤栄一は、首相の中曽根による外交は、米国との協調関係を軸とした軍事力の強化を中心に成されている、とした<sup>16</sup>。5月のウィリアムズバーグ・サミットで、中曽根は、中距離核戦力（INF）交渉が合意に達しなければ1983年末から米国製新型中距離核ミサイルの欧州配備を実施する、という政治声明に参画した。これが示すことは、西側諸国との軍事的な強化、さらには米国の核抑止力への依存にほかならない。この政治声明参画の意義を強調した中曽根の国会答弁に対し、米国の核戦略に追従するものであるとの批判があった〔櫻川 1985:73〕。

## （2）始動する反核平和運動

前項で見たように、1980年代初頭には、核競争のエスカレートが米ソ間にあり、日本では、米国の核抑止力に依存する傾向が強まった。核抑止力に対し、反核平和運動が生じたのは、日本だけではない。本項では、ヨーロッパで行われた反核平和運動が日本の反核平和運動に先鞭をつけたことを記述した後、反核平和運動を担った主体に着目する。

NATOの「二重決定」は、ヨーロッパが核戦争の戦場になるのではないかという恐怖を人々に与えた。その結果、1963年の部分的核実験禁止条約締結以来、退行していた反核平和運動がヨーロッパで湧き起こった〔都留 2006:105-106〕。

米国における注目すべき反核平和運動として、1982年から83年にかけての核凍結運動の盛り上がりが挙げられる。結果的に、米国の反核平和運動は、1983年に「核凍結決議案」の可決という当面の目標を達成した後、「核凍結」の達成、さらには「核兵器の廃絶」という目標に至る前に下火となった。しかしながら、議会での論争を引き起こし、レーガン政権の軍拡路線に影響を与えた点で、従来核軍備管理を巡り影響力のある有権者層が不在とされた米国において1つの転機を示した〔北川 1985:127-128〕。1982年6月の第2回国連軍縮特別総会開催時には、50万人を超える反核デモが国連本部周辺で起きた<sup>17</sup>。

日本では第2回国連軍縮特別総会をきっかけに反核平和運動の機運が盛り上がった。この背景には、前項で述べた核競争のエスカレート・日本の米国の核抑止力への依存とともに、ヨーロッパの反核平和運動があった、といえよう。具体的にいえば、1つ目に、

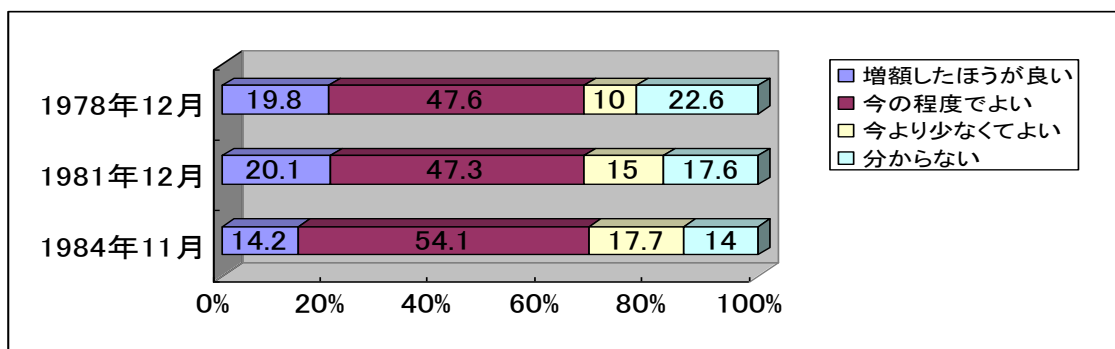
1982年3月の調査によれば、核兵器を使用する全面戦争へ不安を感じている人は、63%

<sup>15</sup> ライシャワーの証言については、25頁を参照されたい。

<sup>16</sup> 進藤栄一 中馬清福「レーガン軍拡路線を突っ走る中曽根外交 対談日米首脳会談を点検する」朝日新聞社『朝日ジャーナル』（1983年2月4日号）、16頁。

<sup>17</sup> 朝日新聞「国を超え反核デモ NY50万人を超す勢い 軍縮特別総会へ向け反核運動」（1982年6月13日）。

であった<sup>18</sup>。2つ目に、1981年の調査では76%が非核三原則を支持し<sup>19</sup>、1985年の調査でも78%の人々が賛成していた<sup>20</sup>。これらは朝日新聞社の世論調査によるものである。次図に示した通り、内閣府による防衛費に関する世論調査も同様の傾向を示しているといえよう。すなわち、1981年と比較し1984年は、防衛費の「増額は不要である」と考える人々が増加した。この傾向は、すでに第2回国連軍縮特別総会開催時には潜在的にあったと考えられる。



出所：内閣府政府広報室「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」より作成。

さらに、1982年1月には「核戦争の危機を訴える文学者の声明」に287人の作家が署名した<sup>21</sup>。声明は、日本に滞在していた作家のハンス・ペーター・ブロイエルが反核の支持を訴えたことによるものであり、日本の反核平和運動に大きなはずみをつけた【グレン1986:164】。

運動の担い手は、党派性を帯びた「多様な組織」とともに、草の根の人々にまで広がった。ここでいう「多様な組織」について、1981年11月に結成された「第2回国連軍縮特別総会に核兵器完全禁止と軍縮を要請する国民運動推進連絡会議」（国民運動推進連絡会議）と1982年2月に結成された「第2回国連軍縮特別総会に向けて核軍縮を進める連絡協議会」を例に示すと次のようにいえる。前者は原水協、原水禁、被爆者団体、労働団体などのいわゆる「革新」グループと日本青年団協議会、日本生活協同組合連合会、婦人団体、宗教団体などのいわゆる「中立」グループから構成された。後者は民社党、公明党、新自由クラブ、社民連という「中道四党」や同盟から構成された。特に、国民運動推進連

<sup>18</sup> 朝日新聞 『『核廃絶』は共通の願い 強まる対日友好ムード 日米両国民の世論調査 (下)』 (1982年4月13日)。

<sup>19</sup> 朝日新聞 「76%が非核3原則支持 3原則を厳守47% 寄港は認める33% 核のカサ必要性で二分 国民の核意識 (本社全国世論調査)」 (1981年6月14日)。

<sup>20</sup> 朝日新聞 「被爆40年で本社世論調査 『核戦争が不安』は56%、危機感広がる」 (1985年7月20日)。

<sup>21</sup> 朝日新聞 「文学者287人が反核アピール 平和のためすぐ行動を 政治的見解を超え初の結集」 (1982年1月21日)。

絡会議に属した「中立」グループは、反核平和運動を、草の根の人々にまで広げるのに主要な役割を果たした。そして、「中立」グループの中でも、新しく結成されたグループのほとんどは、超党派の立場を強調した〔グレン 1986:165-168〕。既成政党に属さない地域の個人や団体といった新しい主体を生み出しながら、反核平和運動は拡大していった、といえよう。次項では、反核平和運動に続いて、非核自治体宣言運動が拡大した様子を捉えながら、その主体に着目する。

### (3) 非核自治体宣言運動の高まり

ヨーロッパで反核平和運動が高揚していた 1980 年 5 月、イギリス中央情報局は、『Protect and Survive』と題した核攻撃への備えについてのパンフレットを公刊した。これに対して、CND の歴史家 E・P・トンプソンは『Protest and Survive』を刊行し、国民の共感呼んだ。同年 11 月にマンチェスター市が非核自治体宣言の決議を採択した。これを皮切りにイギリス産業革命の発祥都市を中心に非核宣言自治体が次々と登場した。

73 自治体の参加でイギリス非核自治体会議が開催されたのは 1981 年である。この後、1984 年にはマンチェスター市において、第 1 回非核自治体国際会議が開催された〔佐藤昌一郎 1987:36-40〕。第 1 回非核自治体国際会議に、日本からは、中野区、川崎市、神奈川県が出席した。中野区は、1982 年 8 月に「憲法擁護・非核都市の宣言」を行い、続く 1983 年に大ロンドン市との間で非核共同宣言を行っていた〔青山 1985:17-29〕。

日本で非核自治体宣言が拡大した直接的な契機は、何だったのであろうか。1982 年 3 月 5 日の米国海軍による、太平洋艦隊への核トマホーク配備計画の公表にあった、とされている〔阿左見 1994:16-17〕。第 2 回国連軍縮特別総会後、反核平和運動が沈静に向かい低迷状態に入ったとする論調は少なくない<sup>22</sup>。反核平和運動が沈静化した理由の 1 つとして、より多くの人々に受け入れられるため政治的対立を呼び起こす具体的な安全保障の問題を明確に取り上げなかったこと〔グレン 1986:173, 176〕がある。そのほかに、構成員の多様化の中で目的を集中化していくことの難しさ、異なる団体との反目なども考えられよう。その一方で、1982 年 8 月には、非核自治体宣言を行った地方自治体による集会が広島県府中町で開催された〔葉山 長澤 山崎 2000:15-16〕。1984 年 8 月には非核都市宣言自治体連絡協議会と名称を変え、その結成総会を府中町で開催し、日本ではじめての非核宣言自治体の共同行動となる「全国の自治体さらには全世界の自治体に核兵器廃絶平和宣言を呼びかけ、その輪を広げるための努力を続ける」声明を発表した。非核都市宣言自治体連絡協議会は現在の日本非核宣言自治体協議会の前身である<sup>23</sup>。その間の 1983 年の原水爆禁止世界大会では、1 年前にロンドン非核都市宣言を行った大ロンドン市の I・

<sup>22</sup> 朝日新聞「(解説) 反核運動 高揚から一転低迷 国連軍縮週間前に足並み乱れる」(1982 年 10 月 16 日)。

<sup>23</sup> 日本非核宣言自治体協議会「協議会の歩み」[http://www.nucfreejapan.com/kai\\_4.htm](http://www.nucfreejapan.com/kai_4.htm) (2018 年 1 月 9 日閲覧)。

ハリントン市議会副議長がゲストとして招かれた<sup>24</sup>。反核平和運動は第2回国連軍縮特別総会を分岐点に沈静化したとされる一方で、非核自治体宣言運動が地方で勢い付き始めたのである。

非核自治体宣言運動の動きに対し、否定的な見解を1985年頃から本格的に示したのが自民党であった。これより以前に、既に自民党は、反核平和運動に積極的ではなかったといえよう。例えば、1978年の第1回国連軍縮特別総会の時に全国で署名活動を展開した「国連に核兵器完全禁止を要請する署名運動推進連絡会議」と比較した場合、国民運動推進連絡会議は、政党による団結の輪の縮小をみせていた。民社・同盟・自民党系の潮流が不参加だったためである〔岩垂 1982:74-75〕。第2回国連軍縮特別総会を控えた1982年3月に、自民党は、党の方針として「非核都市宣言等についてのわが党の見解」を出した。これは、核兵器の究極的な廃絶は強く希望するところであるが、このために非核地帯の設定や非核都市宣言を行うことは無意味且つ望ましいことではない、という内容であった<sup>25</sup>。そして、自民党は、1985年3月に全国組織委員会から都道府県支部連合会へ「非核都市宣言は無意味且つ望ましいことではない」という通達を出した〔鈴木 1985:26-27〕。同年12月に出された『反核運動の欺瞞と危険性』と題した資料に、米国の核を「良い核」と表記した。同じ12月には、『「非核都市宣言」は日本の平和に有害です』というパンフレットを発行し、その拡大を止めようとした〔月刊社会教育編集部 1986:43-44〕。1986年の定期党大会では、非核自治体宣言運動を「日米安保体制の弱体化・解体を意図する大変危険なもの」とし、「今後とも革新勢力による『非核都市宣言運動』の根絶を図っていく」（第46回自由民主党大会資料 1986年1月14日）という方針を打ち出した〔木島 1987:27〕。この方針に関する共産党の上田耕一郎の質問に対し中曽根は、非核自治体宣言の一部には「自由世界を分断しようとか、あるいはそのほかの意図に基づいてそういう提案をなすという向きもある」ため、自民党が地方自治体に対して注意をした、と説明した<sup>26</sup>。これらの影響によって、那覇市や兵庫県など、非核自治体宣言を行うことを封じ込められた地方自治体は少なくない。

その一方で、自民党の見解は地方自治体に決定的な影響を及ぼすものではなかった。この理由の1つとして、自民党内にも核兵器廃絶に取り組む議員が少なからずいたことが挙げられる。レーガン政権の軍拡政策に対し、1984年5月に発足した超党派の「核軍縮を求める二十二人委員会」には、自民党議員の三木武夫、宇都宮徳馬、鯨岡兵輔、赤城宗徳が委員として参加した。二十二人委員会と非核都市宣言自治体連絡協議会は、海の非核化をテーマにしたシンポジウムを共催したことがある〔核軍縮を求める二十二人委員会

<sup>24</sup> 朝日新聞「非核宣言都市熱い訴え 小さな努力大切 大ロンドン市と昭島市 原水禁大会」（1983年8月1日）。

<sup>25</sup> 「核持ち込み問題への飛び火恐れる 反核運動への自民党の拒絶反応（ニュースの目）」朝日新聞社『朝日ジャーナル』（1982年4月9日号）、7頁。

<sup>26</sup> 『第104回 国会 参議院会議録第4号 昭和61年1月31日』54, 56頁。

1989]。ここから、自民党の一部の議員と非核都市宣言自治体連絡協議会との間には、反核兵器政策に向け連携する関係があった、といっても過言ではない。

地方議会の構成について、次のことがいえよう。神原勝によれば、神奈川県国際交流課が行った1983年6月の調査では、保守派の根強い抵抗があったものの、最終的に全会一致で非核自治体宣言を採択した地方議会が多かった〔神原 1984:3〕。1984年時点の地方議員数は69,578人であった。そのうち、左派政党系の議員は7,077人、中道政党の議員は4,546人、自民党系議員は5,032人であり、残りの大半の議員は保守系与党側の議員であった。ヨーロッパと比較し、日本の非核自治体宣言は、政党によって成されたものではなかった〔Takahara 1987:51-52〕。

従来の日本における反核平和運動は、欧米と比すれば、個人の自発的参加によってではなく、政党による系列化、労働組合など上からの組織動員によって構成されていた〔吉川 1982:12-13〕。その一方で、非核自治体宣言は、近隣市町村の動きに影響されながら「右に習え」式に行われていったところが少なくはない。その中で、「基本的には全国津々浦々の、草の根市民の党派を超えた、忍耐強い運動によって、その抑圧や抵抗は乗り越えられ、2600に及ぶ自治体の非核宣言が実現されていった」〔西田 2002:47〕のである。

本節では、非核宣言自治体の増加の背景にあった、国際社会と日米関係の動向、第2回国連軍縮特別総会をきっかけとした日本国内での反核平和運動、そして第2回国連軍縮特別総会後に火が付いた非核自治体宣言運動を捉えた。火が付いた非核自治体宣言運動に危機感を募らせた自民党の姿を読み取る一方で、自民党の一部の議員と非核都市宣言自治体連絡協議会は、反核兵器政策に向け連携したことも確認した。拡大する非核宣言自治体を構成したのは、草の根の人々にほかならない。最終節では、非核宣言自治体を拡大させた草の根の人々の深淵にある非核自治体宣言の思想に着目する。

### 第4節 非核自治体宣言の思想

#### (1) 民際外交と非核自治体宣言

1984年に井下田猛は、「民衆同士の国際交流と連帯となる『民際外交』」の実現が到来していないとした。続けて、次のように記した。無防備地域宣言と非核自治体宣言は、「国レベルを中心とした従来の防衛・平和施策の樹立にくわえ」るものである。その上で、井下田は「市民発意にたつ国際連帯」を、無防備地域宣言と非核自治体宣言に求めた〔井下田 1984:106-108〕。ここから、「民際外交」と無防備地域宣言・非核自治体宣言は親和的であることが分かる。第1章でみたように、市民概念を本位とした民際外交は在日米軍基地問題・核兵器問題と不可分の関係にある。在日米軍基地問題・核兵器問題への対応に基づく安全保障観は、民際外交に基づく国際政治観と同様に、中央政府との止揚であり、その構成要素は自治と連帯であった。自治と連帯は、井下田のいう、民際外交における「国際交流」と「連帯」、そして非核自治体宣言における「市民発意」と「国際連帯」に照応する。

非核自治体宣言に求められた「市民発意」と「国際連帯」とは、具体的にはどのようなものであろうか。この回答を探るため、非核自治体宣言に求められた「市民発意」と「国際連帯」に焦点を当てながら非核自治体宣言の思想に着目する。

非核自治体宣言の思想に着目するに当たり、以下では、日本文学の研究者である西田勝の心理的営為の軌跡を辿る。西田は、1979年1月、小田実によって生まれた「現状を考える人々の会」に参加したことをきっかけに、それ以降、非核・平和運動に力を注いだ。その基底には、文学を成す環境・人間を根こそぎ破壊する核への危機感があった。具体的な行動として、「核戦争の危機を訴える文学者の声明」署名運動を行い、1982年1月に声明を公表した。そして、声明の通り「平和のために行動する」ため、西田は1985年に『非核自治体通信』を創刊した<sup>27</sup>。さらに、1988年に「非核自治体全国草の根ネットワーク」を結成し世話人を務める。それらのきっかけとなったのは、マンチェスター市から拡大した非核自治体宣言にほかならない〔西田 1998:3-9〕。

## (2) 市民発意

西田は、「現在の政府や国連の姿勢を変えていくためにも、世界の草の根市民が決起する以外どんな方法も今や残されていない」〔西田 1984:17〕と述べた通り、中央政府や国連を地球的規模で包囲していく戦略の基礎として、「世界の草の根市民」による運動（草の根運動）が不可欠であることを主張した。これは、1982年5月に社会党が主催した「反核・軍縮—非核地帯設置のための東京国際会議」における発言からも読み取れる。この会議の基調報告で、社会党中央執行委員長であった飛鳥田一雄は、非武装地帯の設置のため社会党が果たすべき方策を強調した。飛鳥田の主張に対し、西田は飛鳥田の提起に「ほとんどすべてに対して私は同感」としながら、「いっさいをただ国連に、さらにいえば政府にも政党にも委ねてはダメだ」と述べた〔西田 1982:99〕。この発言の基底には、過去の原水禁運動の分裂から得た教訓があったと思われる。

西田は、草の根運動を具現化する戦術として、地方自治体が主体となった非核自治体宣言を挙げた。なぜなら、非核自治体宣言の方法は、次の4点に分類できるからである。それは、①首長の発意、②議会の発意、③既成の市民団体や労働組合の請願署名運動、④超党派の草の根組織による請願署名運動—である。これらの中で、西田が重視したのは④であることはいうまでもない。そして、最も戦略にとって有効であり強力な宣言方法は、④である。これは議会構成を変えるからである〔西田 1984:72-76〕。④は、①首長の発意と②議会の発意に対し、「市民発意」といい換えられよう。

西田は、1985年に行われた国際政治学者の中村研一との対談で、「非核自治体宣言運動」を新しい「核時代における世直し運動」としながら、次のように述べた。「アメリカにもソ連にもいる、核に取りつかれた人たちを核から引き離す」ためには、「革新を集め

<sup>27</sup> 「創刊の趣旨」法政大学西田勝研究室編集・発行『非核自治体通信』創刊号、1985年。

ただけではダメ、ハト派を集めただけでもダメ、タカ派もハト派に変えていく運動をしていかなければならない。つまり、新たな超党派・草の根運動以外に、この核の危機から地球を救う道がない」〔西田 1998:55-56, 63〕<sup>28</sup>。この対談からも、西田は、草の根運動、すなわち、草の根の人々による「市民発意」を重視し、非核自治体宣言の中にその活路を見出していたことが読み取れる。

しかしながら、国内において、依然、核兵器問題に関与する主体の中で、政治力学に基づく分裂が散見された。一例として、労働運動を挙げることができる。労働運動において、戦争・平和の問題は、しばしば主要な課題となる。その証左として、総評議長を務めた太田薫は、1971年に次のように述べた。戦争・平和の問題は「なまなましい戦争体験をもつ労働者の共鳴感をあつめた」〔太田 1971:217〕。1980年代前半に、総評は、組織率を下げると<sup>29</sup>、組合員にあるイデオロギー中心の運動への拒絶感を認識し、イデオロギーからの脱却を模索した〔藁科 2003:262〕。その一方で、1986年8月に開催された非核自治体宣言を進める広島・長崎・静岡三市の職員労働組合と統一労組懇自治体部会とが共催した「全国自治体労働者の平和の集い」では、総評・自治労・原水禁に対する批判が行われた〔佐藤光雄 1987:72〕。労働組合間でイデオロギー上の反目があった時代において、西田によれば、労働組合による運動は市民運動にほかならない。なぜなら、「家に帰ると、『若旦那集』になってしまう」労働組合運動の活動家が、居住している地域で、一住民として家族とともに活動すれば、日本の市民運動が巨大な勢力になるからである。したがって、労働組合に属する勤労者とその家族が、草の根運動、すなわち、草の根の人々による「市民発意」を構成している。自治の観点から、西田は、非核自治体宣言の思想として、イデオロギーによる運動を草の根の人々の運動に組み換える論理を提示した。

### (3) 国際連帯

一般的に、非核宣言自治体を英語表記すれば、Nuclear Free Local Authority や Nuclear Free Town となる。これに先んじて、英語では Nuclear Free Zone、ドイツ語では Atomwaffenfreie Zone と表現された。これらは、固有の地方自治体における非核宣言のみを意味しない。複数の国境に跨る領域における非核宣言も意味する〔佐藤昌一郎 1987:29〕。後年「一国民主義（近代国家）ではなく、地球民主主義（地球共同体）」〔西田 1998:2〕<sup>30</sup> という考えを提示したことからも推測される通り、この語源を做っているとされる西田には、当初より、非核自治体宣言運動の先にある目標があった。それは、「東北アジア非核・平和地帯創設」にほかならない〔西田 1987:75〕。

<sup>28</sup> 初出は、1986年に刊行された「非核平和都市運動の展望」『北海道自治研究』第204号である。

<sup>29</sup> 独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働組合数、労働組合員数及び推定組織率」<http://db2.jil.go.jp/tokei/html/U4801001.htm>（2017年1月15日閲覧）。

<sup>30</sup> 初出は、1996年に刊行された『非核ネットワーク通信』第28号である。

東北アジアの非核化という目標に向かう西田は、マンチェスター市の非核自治体宣言を理想とした。なぜなら、マンチェスター市の宣言は、一都市による非核自治体宣言を無意味とし、隣接自治体・全国の地方自治体に宣言を出すことを訴え、非核ヨーロッパ地帯の創設に繋げていくことを展望するからである〔西田2002:48-49, 2005:4-5〕。実際に、マンチェスター市の宣言は第1回全英非核自治体会議、全国推進委員会（NSC）、第1回非核自治体国際会議を誕生させた。第1回非核自治体国際会議の開催時点で、日本でも非核自治体宣言が展開され、国際的な自治体間連携に発展する様相をみせた。

その一方で、西田は、非核自治体宣言は無防備地域宣言を核時代に適用し発展させた運動である、とした〔西田 1989:52〕。後年には、「従来の無防備地域宣言の考え方によって多くの非核自治体宣言が行なわれてきた」〔西田 2005:5〕ため、自らの行政区内、中央政府、国際社会の非核化に向けた要望を掲げることで終始し、自らが何を行うかについて具体的に書かれていない非核自治体宣言に苦言を呈した。これらが示唆することは、西田は無防備地域宣言を批判的に捉えていた、ということである。西田によれば、ある地方自治体が無防備地域宣言を通告し、仮に相手側がそれを認めたとしても、近隣にある未宣言の地方自治体が攻撃された場合、その攻撃を全て免れるとは限らない。それどころか、その惨害は国を超え広範囲に及びかねない。西田は、無防備地域宣言を批判的に捉えながら、地方自治体の主体性に基づく非核自治体宣言の拡大による東北アジア非核・平和地帯の形成を目標とした<sup>31</sup>。

以上のように、「東北アジア非核・平和地帯創設」を目標に、その実現のための手段を非核自治体宣言に見出した西田は、1986年、『月刊社会党』に「ヨーロッパ反核紀行」と題した4回の連載を掲載した。この連載で、西田は、ヨーロッパで得た非核自治体運動に関する見聞を綴った。この中で、特に日本が見習わなければならぬものの3つのうちの1つとして、東西ブロックを越え非核・平和のための姉妹都市提携を積極的に進める、ベルギー、オランダ、ドイツ、イギリスにおける非核自治体宣言運動を挙げた〔西田 1986a:65, 1986b:29-30〕。翌年の1987年に、西田は、非核宣言自治体の首長・議員や主婦など10人で構成された「非核自治体訪朝団」の団長として、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を訪問した<sup>32</sup>。その目的は、日朝の国交正常化の機運を促すとともに、「東北

---

<sup>31</sup> 無防備地域運動の主唱者である林茂夫も、西田と同様に、国境を越えた非核地帯の創設を構想したことを付言しておく必要がある。その証左として、林は、1983年に無防備地域宣言について「戦争をやらせぬ体制を自治体をテコに、地域からつくっていく積極的な運動」と記した。そして、無防備地域宣言の目標は、地方自治体をテコに、「地域から非核地帯の実現をめざす」ことにある、とした〔林 1983:126〕。林は「地域から非核地帯の実現をめざす」運動に関して、1990年代に「核管理社会」の諸重大問題に対し、国境をこえた都市と都市、市民と市民との連帯行動が、新しい人類社会を模索しつつある、と述べた〔林 1999:23〕。

<sup>32</sup> 毎日新聞「日朝自治体の非核都市提携で一致、訪朝団が帰国報告」（1987年10月5日夕刊）。



アジア非核・平和地帯創設」のための「非核自治体宣言によるネットワーク」づくりの機運を高めることにほかならなかった。この訪朝により、日朝間で初の姉妹都市提携として、北中城村と開城市、品川区と平壤市との間で都市提携が前向きに検討されたが、その動きは止まった。その後も、西田は、2000年代初頭に2回目の訪朝を検討したが実現に至らなかった〔西田 2001:57-58〕。西田にとって、2回の頓挫は中央政府間の関係に起因したものにすぎなかった、といえよう<sup>33</sup>。その証左として、西田を理論的に支えた一人である関寛治の指摘を挙げる。関は、1985年に、西田が編者となった『非核自治体運動の理論と実際』に、「国際政治学から見た非核都市宣言」と題した講演速記録の加筆版を掲載した。その要旨は次の通りである。軍事力に基礎を置く国家間のネットワーク上では、軍拡が主流とならざるをえない。この構造を変えるのは、非核自治体宣言によるネットワーク形成である。非核自治体宣言によるネットワーク上では、軍縮が引き起こされる可能性があるからである〔関 1985〕。同年に関は、シンポジウムで、国家を「象徴的な意味しかない」とし、非核自治体宣言を「国家の本質的な側面をも変えるような象徴的な出発点」と表現した<sup>34</sup>。西田は、「非核自治体宣言運動」によって、「すぐには中央政府はなくなってしまうでしょうが、だんだん交通整理的なものになって行く筈」〔西田 1998:73〕と指摘した。関と西田に共通する指摘として、東西によって分断された国家にある地方自治体が「東北アジア非核・平和地帯創設」に象徴される「国際連帯」を構成する、ということを挙げることができる。したがって、連帯の観点から、西田は、非核自治体宣言の思想として、国際社会の秩序の構成要素を、中央政府間関係から、地方自治体間関係に組み換える論理を提示した、といえる。

本節では、西田の心理的営為の軌跡を辿り、非核自治体宣言に求められた「市民発意」と「国際連帯」に焦点を当て非核自治体宣言の思想に着目した。「市民発意」と「国際連帯」との共通項は、核兵器を争点とし、イデオロギーを超えた主体間の連携にあった。ここまでの議論を整理すれば、非核自治体宣言の意義として、次のようにいうことができよう。それは、争点志向型〔多賀 1999:411-413〕の連携の提示にほかならない。これは、民際外交を発展させた思想であった。なぜなら、民際外交は「慈悲」という普遍的ではあるが具体性に乏しい理念に基づくのに対して、非核自治体宣言はより具体的な「争点志向」に基づき、ローカル・コミュニティが反核兵器政策を行うために連携する可能性を新たに提示したからである。

<sup>33</sup> それぞれ頓挫した理由として、1回目は、直後に起きた大韓航空機爆破事件による日朝関係の悪化にあった。2回目は、日本政府が「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者の思いを馳せ、心に刻む会」が招請した証言者と対外文化連絡協会の幹部の入国を認めなかったことによる日朝関係の悪化にあった〔西田 2001:57-58〕。

<sup>34</sup> 「討論 内外の非核自治体運動の世界史的意義（日本の非核自治体運動の課題と可能性〈シンポジウム〉）」『月刊社会党』351号、1985年、44-46頁。

## おわりに

本章は、非核宣言自治体が 1980 年代に増加・拡大した要因を分析し、非核自治体宣言の意義を明らかにすることを目的としていた。本章を整理すると次のようになる。

最初に、1950 年代から 70 年代にかけて、なぜ非核宣言自治体は増加しなかったのか、という 1 つ目の問いを立てた。この問いに対する回答として、冷戦構造を巡る政治的な亀裂による原水禁運動の党派間対立、特に野党間対立が地方自治体の非核・平和に関する施策実施に影響を与えたことが、観察された。その後、1970 年代後半の原水禁運動は、1950 年代のように、党派に縛られない人々の意思を基盤として展開された。次に、1980 年代になぜ非核宣言自治体が急増したのか、という 2 つ目の問いを立てた。この問いに対する回答は次の 3 点に集約された。① 1980 年代の新冷戦の中、米国及び西側諸国との協調関係に基づく中央政府による核の許容に対し、国内世論が不安を抱いた。②ヨーロッパの反核平和運動が伝播し、日本でも反核平和運動の機運が高まった。③第 2 回国連軍縮特別総会後、下火となった反核平和運動に続き、非核自治体宣言運動に火が付いた。1 つ目の問いに対する回答から 2 つ目の問いに対する回答への移行の基底にあったのは、運動に参加する草の根の人々である。したがって、非核宣言自治体の拡大を構成したのは、草の根の人々にほかならない。

さらに、非核宣言自治体を拡大させた草の根の人々の深淵にある非核自治体宣言の思想に着目し、より具体的にいえば西田の心理的営為の軌跡を辿り、非核自治体宣言に求められた「市民発意」と「国際連帯」に焦点を当てて、分析を試みた。その結果、「市民発意」と「国際連帯」との共通項は、核兵器を争点とし、イデオロギーを超えた主体間の連携にあった。以上より、本稿の結論として次のようにいうことができる。非核自治体宣言の意義は、争点志向型の連携の提示にある。これは、長洲一二の自治と連帯を発展させたものであった。なぜなら、長洲の自治と連帯は「人々の有機的な行動」など普遍的ではあるが具体性に乏しい理念に基づいていたのに対して、非核自治体宣言は核兵器を巡る「争点志向」の理念に基づいており、ローカル・コミュニティが反核兵器政策を行うために連携する可能性を新たに提示したからである。

また、副産物として、次のことも分かった。今日まで、非核自治体宣言は、自治体国際活動として国際社会に機能的変化をもたらすものには至っていない。しかしながら、拡大する非核自治体宣言に対し、自民党は、危機感を募らせた。そして、中央政府と地方自治体において、非核自治体宣言に反対を示さない自民党議員の存在があった。すなわち、非核自治体宣言は、中央政府に影響を与え、自民党の一部の議員と非核都市宣言自治体連絡協議会は、反核兵器政策に向け連携した。

本章では国際化の助走期間を経た地方自治体による、非核自治体宣言の動向を扱った。1980 年代は、国際的資本移動性が急速に高まった時期である。租税負担率の低い国家に資本流入が生じ、その国家の経済成長率は高くなった。換言すれば、租税負担率と経済成長率との間での逆相関関係が生じたのである。これにより、中央集権的な福祉国家体制が

崩壊していった。「第4次全国総合開発計画」の策定過程で明らかになったように、中曽根内閣は社会資本整備について地方重視から大都市重視の方向へと舵を切った。市場原理に基づく新自由主義的な政策の下、地域間格差が問題となる中で地方は、一方でグローバル化・ボーダレス化に対応し、他方で草の根運動による地域再生を推進した〔神野2002〕。このような年代において、草の根という視点とともに非核宣言自治体は増加した。

国際化に向かって進化する地方自治体が、安全保障に意思を表明する時代が到来しつつある。非核自治体宣言が提示した、争点志向に基づく、ローカル・コミュニティによる連携の可能性は、国際社会の機能的変化に向け、大いに問われる必要がある。



## 第5章：1990年代—高知県における非核港湾条例を巡る議論とガバナンスの萌芽

はじめに

### 第1節 港湾の非核化を検討するに至った経緯

- (1) 1999年11月の高知県知事選挙
- (2) 住民の間で評価が割れた非核港湾条例
- (3) 橋本大二郎の安全保障観

### 第2節 日米安全保障体制を巡る対話

- (1) 日米安保重視路線の問い直し
- (2) 日米安全保障体制の「再定義」を巡る日米両国間の対話
- (3) 周辺事態を巡る中央政府と地方自治体との対話

### 第3節 非核港湾条例を巡る対立

- (1) 対立の潜在化
- (2) 対立の顕在化
- (3) 強調された安全保障観
- (4) 中央政府・米国に影響を与えた非核港湾条例

おわりに

## 第5章：1990年代—高知県における非核港湾条例を巡る議論とガバナンスの萌芽

### はじめに

1990年代に、高知県は港湾の非核化に向けた高知県港湾施設管理条例（昭和29年10月1日条例第53号）の改正（非核港湾条例）を試みた。この非核港湾条例は、1999年の県議会2月定例会で審議した結果、継続審査となり、4月の県議会議員の任期満了に伴い廃案となった。一連の過程は、「非核三原則の運用のあいまいさを突こうとした高知県」に対し「あいまいさを突かれることを阻止した中央政府」という構図で描かれることが多い。「国家の枠組みで地方自治体の対抗を抑えた中央政府」という構図とは異なる、「再構成された構図」を示すことができるだろうか。

本章の目的は、「安全保障は中央政府と地方自治体との間における相互作用」という知事の橋本大二郎の安全保障観に基づく非核港湾条例を巡る議論は中央政府と米国に影響を与える自治体国際活動であった、ということをはっきりとすることにある。本章では、高知県における非核港湾条例を巡る議論の過程を分析する。本章の構成は以下の通りである。

第1節では、港湾の非核化を検討するに至った経緯を中心に記述し、その基底にある橋本の安全保障観を探る。最初に、1999年11月の高知県知事選挙の結果を振り返る。次に、高知県知事選挙の結果から次の2点を読み取る。1点目に県民には非核港湾条例を巡る議論に対し賛否両論があったこと、2点目に知事の橋本大二郎が非核港湾条例を巡る議論のイニシアティブをとったこと一である。この2点を受け、最後に、港湾の非核化を検討することを表明した橋本の安全保障観を指摘する。すなわち、港湾の非核化を検討することを表明した基底には、「安全保障は中央政府との相互作用によって成立する」という安全保障観があったことに言及する。

第2節では、1990年代の日米安全保障体制に焦点を当て、時代的状况を探る。1990年代には、日米安全保障体制の強化を企図する動きがあった。この動きでは、地方自治体への協力要求があった。強化されていく日米安全保障体制を時系列に並べ、日米両国間の対話があった一方で中央政府と地方自治体との対話は十分に成されなかった、という事実を記す。

第3節では、前節で記した時代的状况の中で、高知県で行われた非核港湾条例を巡る対立に着目する。自民党県議団は、非核港湾条例を批判した外務省をはじめとする中央政府とは立場を同じくせず、橋本に歩み寄る姿勢をみせた。すなわち、本部と県議団との間で、自民党は一枚岩ではなかった。非核港湾条例の可決を目指す橋本は、自民党県議団と中央政府に、譲歩した。その中で橋本は、非核港湾条例は中央政府の安全保障を補完するものであることを強調した。非核港湾条例が廃案となった後に、中央政府は県民との結びつきを重視する行動をとった。さらに、米イービス艦の県内寄港に際し、中央政府と米国は、高知県の求める文書回答に応じた。

一連の議論を通し、橋本の「安全保障は中央政府と地方自治体との間における相互作用」という安全保障観に基づく非核港湾条例を巡る議論は中央政府と米国に影響を与える自治

体国際活動であった、と結論付ける。

## 第1節 港湾の非核化を検討するに至った経緯

### (1) 1999年11月の高知県知事選挙

1991年12月に行われた高知県知事選挙で、橋本は、保守系無所属として出馬し、次点候補に20万票差をつけて初当選した。橋本が当選した瞬間は、初めて戦後生まれの知事が誕生した瞬間でもあった。選挙の投票率は75%であり、そのうち橋本の得票率は高知県知事選挙史上第2位の高さであった。この数字からは、有権者である県民の多くが橋本を支持していたことを窺い知ることができる。官僚出身の元副知事であった自民党推薦の川崎昭典、そして共産党推薦の医師であった森清一郎を破った勝因として、高齢者、女性、若い世代の支持を得た橋本の選挙戦略を挙げることができる〔樋口 1992〕。1期目の1992年2月に自民党と政策合意文書を締結した橋本は、1995年12月に再び高知県知事選挙に出馬し、共産党公認候補と舌戦を繰り広げた。2期目も1期目と同様に、中間層である草の根の人々との連携が奏功して、橋本は再選を果たした〔川上 1997〕。

3期目に挑む1999年11月の高知県知事選挙で橋本は、前回に引き続き、政党から推薦・支持を受けなかった。対抗馬は無所属の新人であった県農協連会長の所谷孝夫であり、自由党と自民党県連が所谷を推薦した。政策合意文書を締結していた自民党の県連は、なぜ橋本に対し態度を硬化させたのであろうか。その契機は、非核港湾条例の試みにほかならない。

非核港湾条例は、1999年の県議会2月定例会で審議した結果、継続審査となり、4月の県議会議員の任期満了に伴い廃案となった。自民党県議団が、橋本には是々非々で臨むことを決定したのは、改選後の4月30日である<sup>1</sup>。6月からは、独自候補の人選に着手した<sup>2</sup>。10月に開催された総務会で、衆議院議員で前自民党国防部長であり、自民党県連会長の中谷元は「『非核港湾』問題、地方公務員の国籍条項、君が代など国の基本にかかわる問題で、自民党と異なるスタンスで臨んでいる」と橋本の政治姿勢を批判し、その後、自民党県連は所谷を推薦することを決定した<sup>3</sup>。中谷は所谷の推薦を自民党本部に上申したが、党本部は橋本を支持する所属議員が多いことや前首相であった橋本龍太郎の弟であることを理由に推薦の取り扱いを保留した<sup>4</sup>。非核港湾条例を引き金とし自民党が分裂した選挙で、橋本は、3期目の当選を果たした。

<sup>1</sup> 高知新聞「県議会・自民党 橋本県政に『是々非々』 不祥事、“議会軽視”で反発 知事 厳しい局面に」（1999年5月1日）。

<sup>2</sup> 高知新聞「'99高知県知事選 インサイド決戦前夜（2）対立 『非核港湾』が引き金」（1999年10月19日）。

<sup>3</sup> 高知新聞「'99高知県知事選 インサイド決戦前夜（7）決着 分裂懸念し“玉虫色”」（1999年10月25日）。

<sup>4</sup> 高知新聞「'99県知事選 自民 所谷氏は『県連推薦』 党本部が決定保留」（1999年11月11日）。

## (2) 住民の間で評価が割れた非核港湾条例

橋本の2期目の得票率が85.2%であるのに対し、3期目の得票率は67.4%であり、低下している。橋本が得票率を下げる一方で、対抗馬は得票率を伸ばした。この結果について、高知新聞の記者は、橋本への批判の表れである、と解説した<sup>5</sup>。それでは、本稿のテーマである非核港湾条例を県民はどのように考えていたのであろうか。次の2つの可能性を示すことができる。

1つ目として、非核港湾条例は一定の民意に支えられていた、という可能性である。例えば、1998年3月から、高知県原水協は市町村議会に「非核条例を求める意見書」を決議することを要請した。その結果、34の市町村議会が意見書を決議した。さらに、高知県原水協は住民の60%に相当する非核の「アピール」署名を1999年2月に橋本に届けた〔和田 1999:28-29〕。高知県知事選挙の半年前に当たる1999年4月に行われた県議会議員選挙で、共産党・民主党・社会民主党（社民党）の各党は、港湾の非核化を取り上げ、自民党を批判した<sup>6</sup>。県議会議員選挙の投票率は史上最低であったが、港湾の非核化を巡って存在感を示した共産党の結果と非核化を批判した自民党の結果は対極的であった。すなわち、共産党は1議席を増やし議案提出権を初めて得たが、自民党は初めて過半数割れを起こした<sup>7</sup>。以上の結果の下で、橋本は、実感として「自分が思ったよりも県民のこの問題への支持は高いのではないかと受け止めている」と述べた〔橋本 2001:125〕。したがって、一定数の県民は、非核港湾条例を支持したことが考えられる。2つ目として、非核港湾条例は一定の民意に支えられていなかった、という可能性である。選挙前の5月に、自由党県連会長の平野貞夫は、知事は自らの選挙という私的なことを睨んで国の根幹をなす安全保障政策を利用したといった声が県民の中にある、と高知新聞社のインタビューに回答した<sup>8</sup>。ここで、高知県が行った国際交流に関する世論調査に注目してみたい。

1986年と1993年に行われた県民世論調査に、「国際交流の意義はどこにあると思うか」という質問がある。この質問に対する回答として、1986年と比較した場合1993年には、「県の産業・文化活性化」が10.6ポイント増加し3位から2位に、「国際親善・国際平和の寄与」が10.9ポイント減少し2位から3位に変化している<sup>9</sup>。ここからは傾向として次のことを読み取れよう。それは、1980年代と比較した場合1990年代には、県民の関心が抽象度の高い理念的な政策から日常生活に関連した経済的な政策へ移行している、ということである。この傾向の中で、県民の間には、非核港湾化条例は緊急かつ重要な議題か

<sup>5</sup> 高知新聞「'99 こうち くろ一ずあっぷ（45） 現職の底力見せた橋本氏 県知事選を振り返って 担当記者座談会」（1999年11月30日）。

<sup>6</sup> 高知新聞「わが党かく戦う 終盤戦へ7党が決意」（1999年4月6日）。

<sup>7</sup> 高知新聞「自民20 過半数割れ 『非核港湾』の風吹く」（1999年4月12日）。

<sup>8</sup> 高知新聞「'99 こうち くろ一ずあっぷ（16 一） 県内政党座談会 統一地方選を振り返って」（1999年5月4日）。

<sup>9</sup> 高知県『平成5年度 県民世論調査』、67頁。



という疑問があった。あるいは、身近な県政課題にエネルギーを注いでほしいという不満があった<sup>10</sup>。したがって、一定数の県民は、「非核港湾条例は中央政府が管轄する安全保障に関わる問題であり生活に関わる問題ではない」として、非核港湾条例を積極的に支持しなかったことが考えられる。2つの可能性から導出されるのは、県民の間には非核港湾条例への賛否両論があった、という事実である。少なくとも、非核港湾条例は県民のコンセンサスを十分に得ていた、とはいえない。

本項からは、橋本が、県民の間で賛否両論を生み出し、対立的な様相を呈していた非核港湾条例を巡る議論のイニシアティブをとっていた、ということが予想される。そこで、次項では、1997年3月までの橋本大二郎の安全保障観について記述する。橋本は、

1997年3月の予算委員会で、港湾の非核化を検討することを表明した。一連の記述を通し、表明の基底には、「安全保障は中央政府との相互作用によって成立する」という安全保障観があったことに言及する。

### (3) 橋本大二郎の安全保障観

「国と県との関係で一定の石を投げたもの」として、橋本は次の2つを挙げている〔橋本 2001:121〕。1点目が、1997年に都道府県でいち早く行われた、職員採用試験の受験資格に設けられている国籍条項の撤廃である。この契機となったのは、1994年の高知県居留民団の代表の訪問である〔橋本 2006:173-175〕。その後、1996年12月の県議会定例会で、職員採用の国籍条項の撤廃の検討を明確化した<sup>11</sup>。そして、2点目が、本章がテーマとする非核港湾条例である。これは、1997年3月の予算委員会で、共産党の牧義信が行った質疑に対する回答の中で示された<sup>12</sup>。1点目から読み取れるように自治的・脱国家的な国際政治観を持つ橋本は、なぜ2点目の港湾の非核化を検討することを表明したのであろうか。

橋本が知事に就任して間もなく、嶺北地域で行われていた米軍機の低空飛行訓練が議会で問題として取り上げられ、保守・革新を問わず反対や抗議の活動が起きた。橋本は、冷戦時代と同じような訓練が続けられていることに対し疑問を感じた。そして、1994年に県内で初めて米軍機墜落事故が、早明浦ダム上流で起こった<sup>13</sup>。墜落事故後の中央政府の対応が、橋本に不信感を抱かせたことは否定できない〔橋本 2006:176〕。例えば、高知県への報告を「ほったらかし」にした外務省に対し、橋本は「日本国民への説明責任をないがしろにして本当の意味での外交政策ができるだろうか」と述べた〔橋本 2001:123-124〕。

<sup>10</sup> 高知新聞「'99 高知県知事選 疾風8年 橋本県政光と影 (2) 真骨頂 政府に異議申し立て」(1999年10月30日)。

<sup>11</sup> 『高知県議会会議録 平成8年12月定例会(第241回) 12月11日』5頁。

<sup>12</sup> 『高知県議会会議録 平成9年3月予算委員会(第242回) 3月11日』33頁。

<sup>13</sup> 高知県「米軍機による低空飛行訓練について」

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010101/files/2015062200228/youseibun.pdf> (2017年2月12日閲覧)。

元来、高知県の議会は、保守層が大勢を占める〔森川 篠原 奥野 2005:382-383〕。その高知県において、低空飛行訓練の中止を求める声は、超党派の要求に発展した。

1995年12月のデータによれば、県内の過半数にあたる29市町村が、「地位協定の実施に伴う航空特例法」の廃止を求める意見書を可決した〔弥永 1997:3〕。橋本と市町村議会は、中央政府に対する不信感を共有していたといっても過言ではない。

県内に、中央政府の安全保障政策に対する不信感が拡大する中、1996年に、高知県原水協は「新港の開港にあたり、核兵器搭載の艦船の入港を拒否する非核宣言を行うこと」とする要求書を県に提出した。高知県原水協からの要求書に対し、副知事の山本卓は「新港は、商業港であり、軍港ではなく、非核港にしたい」と回答した〔和田 1999:27〕。この回答が、1997年3月の橋本による非核神戸方式の適用を検討するという表明に繋がった。

以上より、時系列として、早明浦ダム上流での米軍機墜落事故を契機として県内に拡大した中央政府に対する不信感と高知県原水協の要求書を契機とした橋本による港湾の非核化を検討するという表明は、繋がっていたことが分かる。すなわち、安全保障を主導していた中央政府に対する不信感をイシューとして、橋本は港湾の非核化を検討することを表明した。

日米安全保障条約について、橋本はどのように考えていたのであろうか。橋本は、日本の経験と技術や人材によって「安全保障の人垣が築ける」としていた〔橋本 2009:145-148〕。1985年に安徽省経済貿易視察団が来高した際に交流拡大を約束したのを皮切りに、高知県と安徽省が友好提携締結に至ったのは1994年である<sup>14</sup>。また1998年に、高知港は、山東省の青島港と友好港提携を締結した<sup>15</sup>。これらの関係を築いた中国について、2009年に橋本は「中国の発展が日本に対する脅威であるとは考えず、いわゆる『中国脅威論』は根拠のないもの」と中国のマスメディアに語った<sup>16</sup>。このように一見したところ、理想主義的あるいは楽観主義的という印象がある橋本は、決して日米安全保障条約を破棄しようとしたのではなかった。次のエピソードからは、現実的に日米安全保障条約を許容していた橋本が読み取れよう。橋本は、1996年の日米特別行動委員会（SACO）での普天間飛行場返還交渉当時、兄の橋本龍太郎首相との間で那覇軍港の受け入れに理解を示し、宿毛港湾を受け入れ先として想定した。すなわち、海軍の受け入れを行う意志はあった、とした<sup>17</sup>。

港湾の非核化を検討することを表明した橋本は、中央政府に対する不信感を持つ一方で

<sup>14</sup> 高知県・安徽省友好交流委員会『高知県・安徽省友好提携 10周年記念誌』、2005年。

<sup>15</sup> 高知県「INAP（友好提携港国際ネットワーク）」

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175201/inap4.html>（2017年2月12日閲覧）。

<sup>16</sup> 搜狐新聞「日本高知县前知事：希望动漫产业促进中日交流」（2009年12月13日）。

<sup>17</sup> 琉球新報「高知への在沖米軍基地移設を論議 96年、当時の橋本首相と橋本知事」（2009年10月28日）。

日米安全保障条約を否定しなかった。この基底にはどのような安全保障観があったのだろうか。橋本には、安全保障は中央政府と地方自治体による相互作用によって成立する、という安全保障観があったといえよう。「そもそも、やはり国と地方の信頼関係があって初めて、いざというときに国を守ろう、そのために一人一人が立ちあがろう、との思いが、地方の県民、国民にも生じるだろうと思う」と述べていたからである〔橋本 2001:121-125〕。安全保障領域において中央政府と地方自治体との信頼関係を重視する考えに、官房長官を務めた後藤田正晴は賛同した、という〔橋本 2006:178〕。この安全保障観に基づき、橋本は、中央政府が国是として掲げる非核三原則を地方自治体も一緒になって守っていこうと考え港湾の非核化を提案した〔橋本 2006:178〕。その時の心境として、橋本は自信を持っていた、と述懐した〔橋本 2001:124-125〕。港湾の非核化は、中央政府の安全保障を歪めず、むしろ補完すると橋本は考えた。そして、港湾の非核化は、地方自治体として安全保障に関与していくための手段であった。

橋本の表明を受け、対立的な様相を呈した非核港湾条例を巡る議論は、自治体国際活動として中央政府と米国にどのような影響を与えたのであろうか。この問いに回答する前に、1990年代の日米安全保障体制に焦点を当て、時代的狀況を探りたい。次節では、日米両国間とともに中央政府と地方自治体との間における対話の在り様を中心に記述する。

2001年9月11日に起きた「米国同時多発テロ事件」以来の日米安全保障体制の強化は、一般的に「日米同盟深化」と呼ばれる。しかしながら、日米安全保障体制の強化は、戦後、相当の時間をかけて定着・発展してきたのであって、2001年以降に生じた現象ではない。日米安全保障体制の強化において、1990年代には、1つ目のプロセスとして、1980年代の新冷戦時に定着した日米安保重視路線の問い直しがあった。これを受け、2つ目のプロセスとして、日米安全保障体制の「再定義」が、1993年から1997年にかけて、展開された。日米安全保障体制の強化を企図する動きの中でしばしば論じられてきた「日米安保のグローバル化」の定義を試みた石川卓によれば、それは、主に、①米国のグローバル戦略に組み込まれた同盟、②グローバルに軍事行動を実施する同盟、③地球的課題に取り組む同盟、④多角化する同盟、という4つの意味で論じられてきた〔石川 2015:70〕。

2000年代の「日米同盟深化」に繋がる1990年代の2つのプロセスを記述する次節は、各定義における妥当性を巡る議論に立ち入らない。1990年代に日米両国による日米安全保障体制の強化を企図する動きの中で、日米両国間では対話が成された。その一方で、中央政府と地方自治体との対話は不十分であった。次節では、この厳然たる事実を導き出すことに主眼を置いている。

## 第2節 日米安全保障体制を巡る対話

### (1) 日米安保重視路線の問い直し

日本の安全保障にとって、1990年代初期にはどのような転換があったのであろうか。1980年代以前には、自衛隊・日米安全保障条約を巡り、それらが合憲か違憲かという観

念的な議論が行われた。1990年代には、現実的な対応が求められた。この転換の分岐点となったのは、冷戦終結と国連の機能回復である。日本は、国連安全保障理事会決議に基づき多国籍軍が開始した湾岸戦争を巡り「批判」<sup>18</sup>されることを経て、1992年6月にPKO協力法案を成立させた〔薬師寺 2014:181-187〕。PKO協力法に基づく、自衛隊の海外活動を防衛政策の中核に据えようとする考えを「国際貢献論」と呼ぶ〔柴田 2011:66〕。ここからは、従来の日米安保重視路線に対する中立的な国連中心路線の発芽をみることができる〔柴田 2011:66-67〕。国連中心路線と日米安保重視路線とのせめぎあいを顕在化した「日本の安全保障と防衛力のあり方—21世紀へ向けての展望—」と題する報告書（樋口レポート）について本項では記述する。

防衛問題懇談会は、1976年に定められた防衛計画大綱に代わり、冷戦後の新たな防衛計画大綱を策定するため、首相の細川護熙が発足させた樋口廣太郎を座長とする首相の私的諮問機関である。防衛問題懇談会は、1994年8月に村山富市率いる自民党、社会党、さきがけ3党連立内閣へ樋口レポートを提出した。

ここで当時の連立内閣に着目してみたい。1994年6月に首相に就任した村山が行った所信表明の内容として特出すべきは、自衛隊合憲に加えて、日米安全保障条約の堅持である<sup>19</sup>。所信表明の基底には、自衛隊が非軍事面で積極的な役割を果たしていくという、「国際貢献論」があったと思われる。さらに、日本を取り巻く国際情勢を率直に話し合いながら、軍事的な日米安全保障条約を経済的・文化的な日米安全保障条約に変えていくべき、良好な日米関係を築くための日米安全保障条約の見直しはあっていい、日本は米国に追随するべきではなく主体的かつ対等な立場に立つべきである、という考えがあった〔村山 辻元 1998:108-122, 薬師寺編 2012:197〕。所信表明から、村山が、主体的に各国との連携を深めながら対等なパートナーとして米国と協調する、という展望を持っていたことが分かる。その一方で、自衛隊合憲・日米安全保障条約堅持を掲げた所信表明は、社会党の安全保障政策を大きく転換させる内容であった。1994年当時の党内では、村山の演説に賛同する意見が多数あった一方で、不満や反発がなかったわけではない。朝日新聞の調査によれば、自衛隊を違憲状態とした議員は38%を占めていた。また、非武装中立論を4割の議員が今後も掲げ続けることを求めていた<sup>20</sup>。村山自身も、退陣した後戻った党内にはかつて自衛隊を合憲とし日米安全保障条約を認めたことに反発があった、と語った〔薬師寺編 2012:199〕。安全保障政策の転換に追われた社会党の村山を首班とする連立内閣は、主体的に各国との連携を深めながら対等なパートナーとして米国と協調するという、

<sup>18</sup> 日本は、多国籍軍に対し130億ドルに達する支援を行ったが人的支援を行わなかったために、国際社会から評価されなかった。湾岸戦争における軍事的対応の混迷は、日本政府関係者の間では、「湾岸戦争のトラウマ」と呼ばれている〔佐道 2012:22-25〕。

<sup>19</sup> 朝日新聞「村山首相の所信表明演説〈全文〉」（1994年7月18日）。

<sup>20</sup> 朝日新聞「自衛隊合憲見解、社会党議員大勢が容認 衆参両院で朝日新聞社調査」（1994年7月27日）。

村山の展望を具現化するための戦略を練る余地を持ち合わせていなかった、といえよう。

そのような連立内閣へ提出された樋口レポートは、次の構成をとっていた。すなわち、「第2章 日本の安全保障政策と防衛力についての基本的考え方」にて、「3. 日米安全保障協力関係の機能充実」の前に「2. 多角的な安全保障協力」を配置した<sup>21</sup>。この構成により、樋口レポートを巡り2つの解釈が成された。1つ目として、樋口レポートは、国連中心路線を強調している、という解釈である。「多角的な安全保障協力」という新たな政策アイデアに、日米安保重視路線に対する国連中心路線を見出すことは難しくない【柴田 2011:17, 97】。2つ目として、樋口レポートは、日米安保重視路線を踏襲している、という解釈である。防衛問題懇談会のメンバーである渡邊昭夫にインタビューを行った福田毅によれば、「多角的な安全保障協力」と「日米安全保障協力」を並置する樋口レポートは、安保不要論に反論する意志があった【福田 2006:159-160】。樋口レポートが出された当日の朝日新聞は、国際安全保障秩序における「国連」と「米国」という2つの主役の間で、樋口レポートは主体的な戦略を示しておらず、冷戦下の「日米基軸」の枠組みと大きく異なったものではない、と主張した<sup>22</sup>。以上から、樋口レポートは、1990年代初頭に発芽した国連中心路線と日米安保重視路線とのせめぎあいを顕在化した、という事実を導き出せる。このことは、樋口レポートが村山の展望を具現化する戦略になりえなかった、ということも意味する。せめぎあいを、日米両国はどのような方法を以て修正し、日米安全保障体制の強化へと結び付けたのであろうか。

## (2) 日米安全保障体制の「再定義」を巡る日米両国間の対話

第1期クリントン政権における対日政策の主なテーマは、貿易摩擦の解消にあった。貿易を巡る日本への牽制として、湾岸戦争時に日本を「批判」したともいわれている<sup>23</sup>。したがって、日本との安全保障についてビル・クリントンが率いる政権は、当初、関心をあまり持っていなかった、といわざるをえない。その後、1994年6月のジミー・カーター元大統領と金日成主席との会談によって北朝鮮核問題の危機を回避した米国では、日米安全保障体制を再評価する機運が高まっていた【佐道 2012:77】。この中で、米国の安全保障関係者の間では、樋口レポートに対する明確な反応があった。それは、樋口レポートは日米安全保障体制を軽視し、自立を志向するものである、という反応にほかならない。

その一方で、1994年9月に就任したジョセフ・ナイ国防次官補は、樋口レポートについて「米国内には懸念する人もいたが、私はよくできた報告書だと考え、不安感を抱いて

<sup>21</sup> データベース「世界と日本」（代表：田中明彦）

<http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPSC/19940812.01J.html>（2017年3月15日閲覧）。

<sup>22</sup> 朝日新聞「日米基軸は変わらず 安保政策、気概見えず 防衛懇報告書〈解説〉」（1994年8月12日）。

<sup>23</sup> 朝日新聞「安保、米に主導権 米公文書インタビュー（同盟半世紀）」（2000年8月30日）。

はいなかった」と語った。さらに、次のように続けた。「日本が米国とだけ同盟を結ぶのは非現実的であり、米国はその種の安保を提供できるほどの強国ではない。ただ、多角的安保と2国間安保のバランスが私の考えとはずれていると感じた。大切なのは2国間関係を強化することだった」<sup>24</sup>。ナイは、「多角的安保」と「2国間安保」の均衡を保つため、「ナイ・イニシアチブ」と呼ばれる日米安全保障体制の「再定義」のための作業に着手した。したがって、前節でみたように国連中心路線と日米安保重視路線とのせめぎあいを顕在化した樋口レポートが契機となり開始されたのが「ナイ・イニシアチブ」である【佐道 2012:77-78】。

「ナイ・イニシアチブ」の第1弾である1995年2月の「東アジア戦略報告（EASR）」（ナイ・レポート）の論点は2点あるといえよう。1点は、ナイ・レポートが、日米安全保障体制を「極東の平和と安全のため」という従来的前提に、「地球規模の平和と安全のため」という新たな前提を示したことである【滝田 2013:53】。もう1点は、ナイ・レポートが、「日米が防衛政策形成の過程を共有することによって、共通の認識とビジョンに基づく相互に最適化された防衛政策を形成する」【柴田 2013:226-227】という目的を設定したことである。既にナイ・レポートを作成する過程でも、米国の知日派と防衛庁企画官クラスを中心とした官僚たちが意見交換を行った【佐道 2012:78】。

日本国内では、防衛政策の検討が行われた。1995年11月に、新たな防衛計画大綱（07大綱）が閣議決定により成立した。日米安全保障体制の維持・強化を明記した07大綱は、樋口レポートの修正【佐道 2012:78】であり、ナイ・レポートの受け入れ回答でもあった<sup>25</sup>。具体的にいえば、07大綱は、日米安全保障体制を必要不可欠とし、日米安全保障体制を基調とする緊密な協力関係は国際社会の平和と安定に寄与している、とした。そして、07大綱の形成過程では、両国の官僚レベルが認識の共有を図っていた【柴田 2013:227】。加えて、07大綱は周辺地域において影響を与えるような事態が発生した場合の日米安全保障体制の運用に言及した。換言すれば、日本が周辺事態に対処する可能性に言及した<sup>26</sup>。

再定義が「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟—」<sup>27</sup>として発表されたのは、1996年4月である。日米安全保障条約が「日米同盟関係の中核」であり「地球規模の問題についての日米協力の基盤たる相互信頼関係の土台」であることを認識した宣言

<sup>24</sup> 毎日新聞「[新世紀へのトライアングル] 日米同盟の虚実 脱安保派と安保維持派に聞く4」（1997年5月17日）。

<sup>25</sup> 朝日新聞「新防衛計画大綱を決定 日米安保強化を明記 陸上自衛隊の定数を削減」（1995年11月29日）。

<sup>26</sup> 防衛省「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱 平成7年11月28日 安全保障会議決定」[http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/1996\\_taikou/dp96j.html](http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/1996_taikou/dp96j.html)（2017年3月18日閲覧）。

<sup>27</sup> 外務省「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟—」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s\\_hashi/arc\\_96/clinton/in\\_japan/security.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_hashi/arc_96/clinton/in_japan/security.html)（2017年3月18日閲覧）。

は、来日したクリントン大統領と橋本首相との首脳会談後に発表された。日米安全保障共同宣言は、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小を示した。その一方で、日米安全保障条約第6条にいう「極東」から「アジア太平洋地域」に対象地域を拡大するという認識を示した。さらに、日米両国は、東アジアの脅威認識として、ソ連よりも北朝鮮を含む朝鮮半島情勢や中台関係が深刻である、日本有事（5条事態）より極東有事（6条事態）が発生する蓋然性のほうが高い、という認識を共有した〔森本 2011:38-39〕。

共同宣言の発表後、宣言を担保するための措置として、「日米防衛協力のための指針」の見直しを行った。これは、冷戦期の1978年に作成した日本有事のための「日米防衛協力のための指針」（78「指針」）の見直しに当たる。78「指針」と比較し、97「指針」では、周辺事態の対応に力点が置かれた。そして、日本周辺有事に際し、日米両国の役割と調整の在り方の大枠が規定される中で、米軍への大幅な支援を盛り込んだ<sup>28</sup>。97「指針」は、周辺事態への対応を含め、日米の協力の拡大を示すものであった、といえよう。日米安全保障共同宣言以降、1996年6月・9月・12月、1997年6月に日米両国で行われた見直し作業を経た97「指針」は、1997年9月、日米両国の外務、防衛担当閣僚4人による日米安全保障協議委員会で合意・公表された<sup>29</sup>。合意形成の過程にあったのは、日米の担当者が草稿を交換して文案を練り上げるという、これまでにない緊密な協力作業の繰り返しにほかならない<sup>30</sup>。

本項の議論を整理すると次のようにいえよう。「日米同盟深化」に繋がる1990年代のプロセスにおいて、強化されていく日米安全保障体制の背景には「再定義」があった。そして、「再定義」を巡る日米両国間の対話があった。次項では、周辺事態を巡る中央政府と地方自治体との対話について記述する。

### （3）周辺事態を巡る中央政府と地方自治体との対話

木村朗は、周辺事態への対応を含め、日米の協力の拡大を示す97「指針」の特徴として4点を指摘した。1点目に「基地提供」から「後方支援」への転換である。2点目に「地域限定安保」から「地域無限定安保」への移行である。3点目に「自衛隊安保」から「総動員安保」への転換である。すなわち、米軍の軍事行動に対して自衛隊のみならず、地方自治体などへ協力要求が成された。4点目に「事前協議制」の形骸化と「自動参戦体制」への移行である〔木村 2006:139-140〕。

木村が指摘する3点目を履行するために必要な法体系として、周辺事態法が1998年4月に閣議決定、1999年5月に可決・成立された。周辺事態法は、「国以外の者による協力等」

<sup>28</sup> 朝日新聞「日米防衛新ガイドライン きょう合意、公表」（1997年9月23日）。

<sup>29</sup> 防衛省「日米防衛協力のための指針 1997年9月23日」

<http://www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/sisin/sisin.html>（2017年3月18日閲覧）。

<sup>30</sup> 朝日新聞「安保、米に主導権 米公文書インタビュー（同盟半世紀）」（2000年08月30日）。

を定めた第9条で、「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる」としている。

97 「指針」が策定された5日後の1997年9月、自治省は米軍支援の協力を地方自治体に義務付ける規定についての関連文書を全自治体に送付した。しかしながら、その具体的説明をしなかった〔澤野 1999:159〕。そして、周辺事態法が閣議決定される前の1998年4月15日に内閣安全保障・危機管理室は、「強制はできないが、正当な理由なく拒めば違法になる」とした。これらの動きに対し、1998年4月20日に、全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会が基地所在自治体の意向を尊重するよう中央政府に求めるなど、地方自治体の関係者は不安を隠さなかった<sup>31</sup>。

21日に自治大臣の上杉光弘は協力規定について、地方自治体を強制するものではないことを強調しながら、「国を挙げてそういう事態にあたるということであるから、可能な限り協力することになるのではないかと述べた。法整備にあたって、中央政府は地方自治体の意見を反映していなかった<sup>32</sup>。具体的にいえば、米軍利用が見込まれる那覇港を抱える親泊康晴那覇市長は、地方自治体の意見が法案の提案過程でまったく反映されていない、と中央政府を批判した<sup>33</sup>。周辺事態法が施行される1999年8月になっても、米側が最も重視しているといわれた「国以外の者による協力等」について、地方自治体は「協力を強制されるのではないかと」いった不安の声があることや「具体的な協力要請の手続きを明確にしてほしい」という要望を中央政府に伝えた<sup>34</sup>。高知県知事であった橋本は、周辺事態法を巡り、中央政府にどのような考えを持っていたのであろうか。

橋本は、周辺有事を想定する97「指針」が策定された当時、議会で次のように答弁した。それは、97「指針」は、専守防衛・非核三原則等の日本の基本的な方針に従っているとされているので、その内容は憲法に抵触するものではない、ということであった。その一方で、97「指針」に対応する国内の関連法案は、地方自治体にとって関わりがあるので、中央政府で徹底的に議論をしてほしい、とも述べた<sup>35</sup>。閣議決定された周辺事態法への対応について共産党の米田稔が橋本の見解を質した際、橋本は再び、法令に基づくすべての行為は、憲法の制約において、専守防衛、非核三原則など基本的な方針に従って行われる、と説明した。その一方で、地方自治体に対し協力要求が行われることを想定し、

<sup>31</sup> 朝日新聞「基地のある自治体、『住民生活に配慮を』 周辺事態法案で要請」（1998年4月21日）。

<sup>32</sup> 朝日新聞「どこまで協力させられるのか（ガイドライン立法ここが焦点8）」（1998年4月23日）。

<sup>33</sup> 朝日新聞「市民生活どう守る 警戒強める街 周辺事態法案、国会に提出【西部】」（1998年4月29日）。

<sup>34</sup> 毎日新聞「自衛隊の米軍支援が可能に—『周辺事態法』、きょう施行」（1999年8月25日）。

<sup>35</sup> 『高知県議会会議録 平成9年9月定例会（第244回） 10月3日』 60頁。



具体的な法の解釈や協力する内容などを明確に示すよう中央政府に求める、とした<sup>36</sup>。周辺事態法を巡り、高知県知事であった橋本も中央政府と地方自治体との対話の不足を危惧していたことが読み取れよう。

本節でみたように、1990年代には、樋口レポートの提案と「再定義」に端を発する、日米両国による日米安全保障体制の強化を企図する動きの中で、すなわち、米国側のナイ・レポート、日本側の新防衛計画の大綱、日米両国の97「指針」の策定の過程で、日米両国間では対話が成された。その一方で、97「指針」を履行するに必要な法である周辺事態法の施行までの過程を見た場合、中央政府と地方自治体との間の対話は不十分であった。

次節では、高知県における非核港湾条例を巡る対立について記述する。1997年3月の予算委員会で、橋本が港湾の非核化を検討することを表明した後、高知県では非核港湾条例を巡る議論が行われた。それは、日米両国が周辺事態のための新たな仕組みを作る中で、高知県が国際社会の一員としてどのような道を選択するかという議論でもあった。記述を通し、非核港湾条例を巡る対立が中央政府と米国に与えた影響について言及する。

### 第3節 非核港湾条例を巡る対立

#### (1) 対立の潜在化

1997年3月の予算委員会で、橋本は非核神戸方式の適用に言及した。同年10月には、県労連など5団体で構成する国民大運動県実行委員会による非核神戸方式の適用の要請に対し、副知事の山本が「県議会で決議をお願いします。当然、県内全港で実施したい」と回答した<sup>37</sup>。翌日、山本は記者会見で、非核証明書の提出を義務付けるため、高知県港湾施設管理条例を改正する可能性を示唆した<sup>38</sup>。1997年の12月議会は「高知県の港湾における非核平和利用に関する決議」を全会一致で可決した<sup>39</sup>。決議の背景には、知事・議会・行政・市民団体のコンセンサスがあったといえよう。

非核港湾条例を問題視したのは、外務省にはほかならない。1998年2月に外務省日米安全保障条約課長であった猪俣弘司は、非核港湾条例は問題である、という意向を中谷に伝えた。中谷が外務省の意向を橋本に伝えたことにより、橋本は3月議会への非核港湾条例の提出を見送った。ただし、橋本は、外務省の意向に理解を示してはいなかった。なぜなら、その後、猪俣と橋本は電話で議論を行い、その中で橋本は、国是である非核三原則の理念を条例に謳うのがなぜ問題となるのか、と主張したからである。その後、3月9日の

<sup>36</sup> 『高知県議会会議録 平成10年7月定例会（第247回） 7月21日』82頁。

<sup>37</sup> 高知新聞「県内全港を『非核』に 山本副知事『神戸方式』で導入方針」（1997年10月29日）。

<sup>38</sup> 朝日新聞「非核神戸方式、高知の全港で適用 県が条例改正の方針」（1997年10月30日）。

<sup>39</sup> 『高知県議会会議録 平成9年12月定例会（第245回） 12月19日』142頁。

県議会で、非核港湾条例について関係省庁と意見調整を進めると答弁した〔中西 1999:44〕。

この答弁の後、橋本は、外務省をはじめとする関係省庁と意見調整を進めた。1998年5月に、高知県と外務省と運輸省の3者が意見交換を行った。さらに、高知県は非核港湾条例についての見解を外務省に文書で照会した。橋本は、外務省の回答を待ちながら7月・9月・12月議会への条例の提出を見送り、12月には再度幹部を外務省に訪問させた〔中西 1999:44〕。外務省が、高知県へ「外国軍艦の寄港の認否は国の事務」との公式見解を文書で回答したのは、1999年1月である。

## (2) 対立の顕在化

中央政府と高知県との対立が露わになったのは、翌月の1999年2月である。2月8日に副知事の河野八朗ら県幹部が、自民党県議団幹部に非核港湾条例と、外国艦船の港湾施設使用に関する事務処理要綱の案を非公式に示し、これが、中央政府の知るところとなったからである。2月中旬には、中央政府からの発言が続発した。例えば、2月12日には、自民党政調会長の池田行彦が中谷へ阻止を指示した<sup>40</sup>。13日には自治大臣の野田毅が橋本を批判した<sup>41</sup>。そして、15日に橋本を批判したのは、首相の小淵恵三である。小淵は、衆議院予算委員会で97「指針」が定める周辺事態の際の米軍艦船の入港については政府が判断する、とし、併せて、地方自治体が非核証明書の提出を求めることにより、外国軍艦の寄港が妨げられることがあってはならない、と発言した<sup>42</sup>。小淵の発言は、中谷が「高知県が予定している『非核港湾』の条例化は、地方公共団体の事務として許されるものではない」と質したことに対する回答であった。したがって、周辺事態と関連付けた非核港湾条例への批判を首相から引き出したのは、中谷であった、といえよう。首相まで県の姿勢を問題視する展開に、橋本は「こちらの読みを上回った」と述べた<sup>43</sup>。

このように、中央政府は橋本を一貫して批判したが、自民党県議団は、橋本に歩み寄る姿勢をみせた<sup>44</sup>。2月8日には「県議会の決議に沿った条例なら反対しにくい」と漏らす県議会議員もいた、ということである。15日には、自民党県議団の会長であった結城健輔によれば、橋本を批判した小淵に対し、「まだ議案が提出されてもいないのに、いま通さないと言わなくてもいいのではないか」という意見があった。その日の午前中に、橋本は、自民党県連の幹事長であった依光隆夫ら自民党県議団幹部に対し、非核港湾条例を県

<sup>40</sup> 朝日新聞「非核証明書条例『国の権限侵害』自民政調会長」（1999年2月13日）。

<sup>41</sup> 朝日新聞「非核証明書条例化 自治相が高知県批判 『国の外交権上の問題』」（1999年2月14日）。

<sup>42</sup> 『第145回 国会 衆議院予算委員会第13号 平成11年2月15日』4頁。

<sup>43</sup> 高知新聞「『非核港湾』廃案へ（下） 知事『公約で県民判断も』 修正は後退ではない」（1999年3月16日）。

<sup>44</sup> 高知新聞「非核港湾 自民県議団 条例化に反対 知事は提出の意向 異例の否決へ」（1999年2月16日）。

議会2月定例会に提出したい、との意向を表明した。これに対し自民党県議団は、次のように指摘した。条例は「高知県の港湾における非核平和利用に関する決議」に沿っており問題がない。知事が外務省に対し非核証明書の提出を求める要綱は、問題がある一。そして、結城は要綱を定めないことを打診したが、県は「要綱は条例と一体のもの」との考えとともに、事前に提示した方針を変更する意思がないことを伝えた。その後も、自民党県議団は、非核港湾条例を反対することに躊躇があったといわざるをえない。15日の昼休みに依光は中谷に電話をかけ、要綱を外せば認めてもよい、という意見があったことを伝えた。以上のように、本部と県議団との間で、自民党は一枚岩ではなかったといえる。その後も自民党は一枚岩ではなかった。次項では、自民党が一枚岩でない中で、橋本が安全保障観を強調したことを確認する。

### (3) 強調された安全保障観

15日の夕方に、橋本は非核港湾条例を県議会2月定例会に提案する考えを表明した。既に自民党県議団は同日の午後に、議員総会を開き、賛成しないことを全会一致で決めていた。この背景には、中谷の意向があったと考えられる。前述した依光からの電話に対し、中谷は「駄目だ」と伝えていたからである。自民党が県議会の過半数を占めていたため、条例改正案は否決される見通しの中で、橋本は表明した。

16日に自民党以外の会派にそれぞれ非公式に示した非核港湾条例は、非公式に自民党に示していた通りのものであった。条例に非核三原則の理念のみを盛り込み、条例の運用を規定する要綱に「知事は外務省に対し、外国艦船が核兵器を積載していないことを証明する文書の提出を公文書で要請する」と掲げることで非核証明書の提出を定めた<sup>45</sup>。具体的にいえば、条例の趣旨を謳った第1条に「県は港湾施設の管理に当たっては、国の基本政策である非核三原則を踏まえ、平和で県民に親しまれるように努める」との宣言的な一文を追加し、これとは別に「外国艦船の港湾施設使用に関する事務処理要綱案」をまとめていた。橋本が当初に考えていた非核港湾条例は、有毒物、爆発物その他危険の恐れのある物を積載した船舶を係留してはならないという条項に「核兵器」を追加するというものであった〔中西 1999:44〕。橋本は、県議会2月定例会に提出することを決めながらも、条例と要綱を切り分けて提示することにより、1つの譲歩を示したといえよう<sup>46</sup>。加えて、当初、外国艦船の所属国の在日大使館に直接非核証明書の提出を求める「非核神戸方式」を検討していたが、外務省を通じて間接的に非核証明書を求める、いわゆる「非核高知方式」に切り替えた〔浜川 1999:1〕。この切り替えにより、外務省をはじめとする中央政府に譲歩した、といえる。その一方で、橋本は要綱を最後まで外さなかった。ここからは、

<sup>45</sup> 毎日新聞「高知県の外国船非核証明書 条例化は困難に 2月定例議会提出へ 自民が反対の意向」（1999年2月16日）。

<sup>46</sup> 朝日新聞『「非核神戸方式」条例化 高知県、見送りへ 政府・自民の批判や反対で』（1999年2月16日）。

機能する非核港湾条例を目指す橋本が垣間見える。実際に橋本は、実行力を伴わない要綱を切り離した宣言的な条例はありえない、と述べていた<sup>47</sup>。要綱は議決を必要としないため、2月定例会に提出する議案は、非核港湾条例のみとなった。

2月18日に社民党県連合の代表であった江淵征香が、橋本に港湾の非核化を求める要請書を渡した際述べたように、条例を巡る高知県の議論は全国の地方自治体から注目された。函館市、石垣市などが橋本に同調する中で、非核神戸方式の決議を行った神戸市では、原水爆禁止兵庫県協議会など40近くの団体が「非核・平和行政のための神戸市条例」の制定に向けた取り組みを行った<sup>48</sup>。その一方で、神戸市議会も静観を続けていた。その理由として、条例は、拘束力が出る半面、中央政府の態度を硬化させる恐れがあったからである。1975年の非核神戸方式の決議の際に中心的な役割を果たした共産党市議の堀之内照子は、「条例化はもろ刃の剣」と表現した<sup>49</sup>。中央政府と高知県との対立が表面化する中で、橋本は江淵に対し「国と争うつもりはなく、憲法と並ぶ国是を支援するもの」であることを繰り返し強調した<sup>50</sup>。

橋本は23日午前、県議会2月定例会の開会に先立ち記者会見の中で、非核港湾条例は、安全保障を巡り中央政府と地方のよりよい協力関係をつくることに資すると語り、中央政府と対立することは本意でないことを強調した。そして、県議会2月定例会の開会前に、非核証明書の提出を外務省に要請しその結果に基づいて「知事が港湾施設の使用に関し決定する」とした要綱を「正案」として各会派に示した。県幹部の中には「否決されるのが明らかなら、提案は見送るべきではないか」との声もあったが、否決覚悟で橋本が踏み切ったのは、これ以上の後退は「知事の政治姿勢の否定につながる」との判断が強く働いたからである<sup>51</sup>。

平行線を辿った予算委員会の最終日の3月8日午後も、依然として自民党は一枚岩ではなかった。橋本が、非核証明は文書にこだわったものではなく外務省から回答がなくても入港を妨げるものではない、と要綱の大幅な譲歩を示唆し、最後まで可決に執念を見せたからである<sup>52</sup>。翌9日、議員総会を開いた自民党県議団は態度決定を保留した。県幹部が自民党県議団に、「知事の決定」を削除し「外務省へ非核証明を要請した結果を県民に公表する」という緩やかな内容に差し替えた要綱を、非公式に提示したのは議員総会の後で

<sup>47</sup> 毎日新聞「非核条例案の要綱さらに検討 橋本高知県知事」（1999年2月16日夕刊）。

<sup>48</sup> 神戸新聞「非核神戸方式を条例に 県原水協など40団体 決議25周年に向け提案」（1999年3月5日）。

<sup>49</sup> 神戸新聞「高知、函館…条例化に国の壁 非核神戸方式 市と議会は 守りたいから動けぬ『本家』」（1999年3月5日）。

<sup>50</sup> 高知新聞「非核行政推進を橋本知事に要請 護憲連合と原水禁」（1999年2月19日）。

<sup>51</sup> 高知新聞「2月定例県議会 『国に説明求めるは当然』 非核港湾条例案を提出 人件費など経費見直し 解説」（1999年2月23日）。

<sup>52</sup> 『高知県議会会議録 平成11年3月予算委員会（第250回） 3月8日』92頁。

ある。非核証明についても「文書等」として、電話などでの証明も認めることとした。

10日朝、自民党県議団は議員総会に先立ち役員会を開いた。大幅な修正案が示されたことから、間近に迫った統一地方選を理由に、否決方針に異論を唱える議員がいた。既に反対する根拠がなくなりつつあったのである。午後、橋本の申し入れで、自民党県議団幹部と知事ら三役との会談が開かれた。自民党県議団幹部はあらためて撤回を迫ったが、橋本は「この段階で撤回することは、県民に説明できない」と拒否した。この後の議員総会には、中谷が協議に加わり「条例が可決されたら、国の安全保障や日米安保の運用にも支障が出て、反米・反安保の勢力に利用されかねない。一致結束して否決を」とげきを飛ばした<sup>53</sup>。

3月11日、非核港湾条例を審査する企画建設委員会の開催を直前に控え、自民党県議団に残された選択肢は継続審査のみであった。企画建設委員会で可否同数により継続審査となり、15日の本会議で継続審査が可決した。この時点で、県議会議員の任期満了の4月29日まで臨時県議会が開かれる見通しはなく、廃案は確定した。同日、橋本は記者会見で、再提案の意向を明言した<sup>54</sup>。その後、11月の高知県知事選挙の推薦候補を巡り、自民党県連が橋本に対し態度を硬化した一方で自民党本部が静観した「自民党の分裂」については、第1節第1項で記したとおりである。

本項からは、次のことがいえよう。それは、非核港湾条例を可決させるために、橋本は、自民党県議団と中央政府に譲歩しながら、非核港湾条例は安全保障を補完するものであることを強調した、ということである。最終項では、廃案となった非核港湾条例が、中央政府と米国に与えた影響について言及する。

#### (4) 中央政府・米国に影響を与えた非核港湾条例

廃案が確定的となった後、元県幹部の巨額焦げ付き事件など不祥事が発覚すると、橋本は非核港湾条例に言及しなくなった。11月の高知県知事選挙で3選を決めた橋本は、当面は非核港湾条例を進める考えはないことを表明した<sup>55</sup>。継続審査が決まった時には再提出に意欲を見せていただけに、この表明に対し批判が出たことはいうまでもない<sup>56</sup>。知事を務めた後の2016年に行われたインタビューでは、「国は国防や外交、地方は身近な施策と役割分担すべきだ」と述べた<sup>57</sup>。廃案になった後、橋本の非核港湾条例への意思是、

<sup>53</sup> 高知新聞「『非核港湾』廃案へ（下） 知事『公約で県民判断も』 修正は後退ではない」（1999年3月16日）。

<sup>54</sup> 神戸新聞「高知 廃案確定の非核条例案 知事、再提案に意欲」（1999年3月16日）。

<sup>55</sup> 朝日新聞「非核化条例案、当面提案せず 橋本高知県知事が方針【大阪】」（1999年11月30日）。

<sup>56</sup> 高知新聞「'99 こうち くろ一ずあつぷ（49） 記者座談会で振り返る 県内政治この1年」（1999年12月28日）。

<sup>57</sup> 毎日新聞「18、19歳選挙権 橋本大二郎氏に聞く 政治に若者の声届けよう /高

後退していったといわざるをえない。

ただし、非核港湾条例を巡る一連の議論が、その後、中央政府と米国に与えた影響は少ない。1999年7月に、外務省政務次官の武見敬三が高知県に自らの希望で出向き、対話集会が開催された。この公開の場で武見は、外務省の説明責任について「知事と同じ考え」である、と述べた<sup>58</sup>。周辺事態法が施行された翌日の8月26日、外務省の日米地位協定室長が県庁を訪れた。記者会見で「今回の訪問は周辺事態法と関係があるのではないか」という質問に対し、室長は、関係がないと述べた。その上で「かねてから住民との結び付きの必要性を感じていた。今後も必要があればこちらから出向く」と回答した。高知新聞は、外務省が来高したことを、一定程度評価した<sup>59</sup>。2006年5月には、米イージス駆逐艦「ラッセル」が、戦後初めて県内の港に入港した。この時に、橋本が県民への説明責任を果たすために非核証明を文書で求めたことに対し、外務省と米軍は非核証明を提出した。港湾管理者である知事と港湾施設使用の許可権者である市長との間で最終権限の所在を巡り混乱があったが、結果として、米イージス艦の地方港湾への寄港に際し、外務省と米国が文書回答に応じたことは、画期的であったといえよう<sup>60</sup>。その後は、2011年までに3回の米艦の入港があった<sup>61</sup>。そのうち、2008年<sup>62</sup>と2010年<sup>63</sup>には迎撃機能を備えるイージス艦が入港した。2011年を含め<sup>64</sup>、すべての寄港における核兵器搭載の有無について、高知県から問われた外務省は回答を行った。限られた事例ではあるが、非核港湾条例を巡る一連の議論が、中央政府と米国に影響を与えたといえよう。

本節を整理すると次のようにいえる。非核港湾条例を批判した外務省をはじめとする中央政府とは対照的に、「高知県の港湾における非核平和利用に関する決議」に加わった自民党県議団は、橋本に歩み寄る姿勢をみせた。すなわち、中央政府と高知県との間で、自民党は一枚岩ではなかった。それは特に、中央政府と高知県との対立が顕在化した1999年2月から3月にかけて顕著に現れた。非核港湾条例の可決を目指す橋本は、自民党県議団と中央政府の双方に対し、段階的に譲歩した。具体的にいえば、①条例と要綱の切り分け、②外務省を通じて間接的に非核証明書を求める「非核高知方式」への切り替え、③非核証明書の提出を外務省に要請しその結果に基づいて「知事が港湾施設の使用に関し決定

---

知」（2016年7月6日）。

<sup>58</sup> 朝日新聞「国と地方の協力、高知の集会で応酬 高知県知事 VS 外務政務次官」（1999年7月17日）。

<sup>59</sup> 高知新聞「『話題』 周辺事態（西泰正）」（1999年8月31日）。

<sup>60</sup> 高知新聞「ファインダー 2006 こうち 米イージス艦 あす宿毛寄港 地方港湾に安保の波 灰色の『非核証明』」（2006年5月22日）。

<sup>61</sup> 高知新聞「米揚陸艦と自衛艦 宿毛に 合同訓練 平和団体抗議」（2011年1月26日）。

<sup>62</sup> 高知新聞「米イージス艦寄港 『核なし』外務省が回答 宿毛市長 岸壁使用許可へ」（2008年5月14日）。

<sup>63</sup> 高知新聞「米艦宿毛寄港 不許可を 7団体が県に申し入れ」（2010年1月22日）。

<sup>64</sup> 『高知県議会だより』第49号、2011年6月26日発行。

する」から「外務省へ非核証明を要請した結果を県民に公表する」という緩やかな内容への差し替え一が挙げられる。その中で橋本は、繰り返し、非核港湾条例は安全保障を補完するものであることを強調した。そして、非核港湾条例が廃案となった後に、中央政府は県民との結びつきを重視する行動をとった。さらに、米イージス艦の県内寄港に際し、中央政府と米国は高知県の求める文書回答に応じた。したがって、非核港湾条例を巡る議論は、中央政府と米国に対する自治体国際活動であった、と結論付けられる。

### おわりに

本章の目的は、「安全保障は中央政府と地方自治体との間における相互作用」という橋本の安全保障観に基づく非核港湾条例を巡る議論は中央政府と米国に影響を与える自治体国際活動であった、ということをはっきりとすることにある。以下の6点が分析の結果である。

①橋本による表明の基底に、安全保障は中央政府と地方自治体による相互作用によって成立する、という安全保障観を看取できた。②非核港湾条例の賛否を巡り、自民党は、本県と県議団との間で、終始一枚岩ではなかった。③非核港湾条例が廃案となった後に、中央政府は県民との結びつきを重視する行動をとった。さらに、米イージス艦の県内寄港に際し、中央政府と米国は高知県の求める文書回答に応じた。④橋本が県民の間で賛否両論を生み出し、対立的な様相を呈していた非核港湾条例を巡る議論のイニシアティブをとった。⑤橋本は、安全保障を主導していた中央政府に対する不信感をイシューとして、港湾の非核化を検討することを表明した。⑥非核神戸方式を生み出した神戸市議会は、高知県における非核港湾条例を巡る議論に静観を続けた。

①②③から、本章の結論を導き出したい。「安全保障は中央政府と地方自治体との間における相互作用」という橋本の安全保障観に基づく非核港湾条例を巡る議論は中央政府と米国に影響を与える自治体国際活動であった、ということにはほかならない。1990年代は、強化されていく日米安全保障体制の下、日米両国間の対話は促進されたが、中央政府と地方自治体との対話は十分に成されなかった。したがって、神戸市会が非核神戸方式を決議した1970年代と比較した際、1990年代は安全保障に関与する地方自治体にとって「逆風の時代」であった、といえる。「逆風の時代」にあって議会の保革対立の状況と関わりなく開始された非核港湾条例を巡る一連の議論が、中央政府と米国に与えた影響は小さくない。非核港湾条例を巡る議論は、中央政府との対話の機会を少なからず引き出した。本事例からは、安全保障領域におけるガバナンスの萌芽をみることができる。

その一方で、④⑤⑥に関し、次の2点を指摘することができるであろう。1点目に、非核港湾条例を巡る議論が開始された背景にあったものとして、知事・議会・行政・市民団体のコンセンサスはあったが、コンセンサスの中に県民はいなかった。2点目に、一時的に非核港湾条例を検討する動きが高知県以外の地方自治体に波及する中、国内や国際社会における他の主体との連携に関する論理を見出せなかった。この2点について、自治的・

脱国家的な国際政治観を持つ橋本から、非核港湾条例を巡る議論に関する自治・連帯の論理を確認することはできなかった、といえる。自治・連帯の論理の欠落は、条例の廃案に帰結した一要因である、と考えられる。



## 第6章：2000年代—平和首長会議によるガバナンスの展開

はじめに

### 第1節 荒木武の自治体平和政策

- (1) 広島平和文化センターの財団法人化
- (2) 平和問題調査会・広島平和研究所の設置
- (3) 平和首長会議の結成

### 第2節 平和首長会議の展開

- (1) 平和首長会議に通底する理念
- (2) 2020 ビジョンの下での国内の市民団体・住民との連携

### 第3節 平和首長会議と地方自治体組織・国連との連携

### 第4節 「核の傘」を巡る中央政府と平和首長会議

- (1) 「核の傘」からの離脱を申し立てた平岡
- (2) 「核の傘」を重視する中央政府
- (3) 「核の傘」からの離脱を申し立てた秋葉
- (4) 「核の傘」離脱に向けた平和首長会議の戦略

おわりに

## 第6章：2000年代—平和首長会議によるガバナンスの展開

### はじめに

2017年のノーベル平和賞は、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）に授与された。同年7月に国連本部で採択された核兵器を違法とする核兵器禁止条約の成立で主導的役割を果たしたからである。2006年にこの取り組みの最初の賛助団体となったのは、核兵器廃絶を目指す地方自治体組織である平和首長会議にほかならない<sup>1</sup>。平和首長会議の中心都市は、正副会長を市長が務める日本の広島・長崎両市である。

本章の目的は、2000年代に平和首長会議が発展した軌跡を分析することを以て、次のことを明らかにすることにある。それは、「核の傘」からの離脱を含む国際制度を形成する一翼を担った自治体国際活動である平和首長会議が、安全保障領域のガバナンスを巡り、中央政府と対話しながら行動を展開しつつある、ということである。

本章の構成として、第1節では、結成当初の平和首長会議の特徴を浮き彫りにするため、当時の市長である荒木武による自治体平和政策への市民団体・住民の関与について整理する。第2節では、前節を受け、今日までの平和首長会議に通底する理念を捉えた後、自治の観点から国内の市民団体・住民との連携について記述する。第3節では、前節に続き、連帯の観点から国内外の地方自治体組織・国連との連携について記述する。第4節では、自治と連帯に取り組む平和首長会議による、「核の傘」を重視する中央政府に対する申し立てと戦略に言及する。

なお、現在使用されている「平和首長会議」という名称は、これまでに2回変更されてきた。本稿では、表記が煩雑になることを避けるため、会議名と引用部分を除き、便宜上「平和首長会議」と統一して表記することを断っておきたい<sup>2</sup>。

### 第1節 荒木武の自治体平和政策

#### （1）広島平和文化センターの財団法人化

平和首長会議の誕生時の市長は、荒木武である。本節では、荒木による自治体平和政策への市民団体・住民の関与について整理する。ここでいう自治体平和政策とは、具体的には、広島平和文化センターの組織替え、平和問題調査会・広島平和研究所の設置に加えて、平和首長会議の結成を指すこととする。荒木に続いて市長となった平岡敬の分類によれば、広島平和文化センターは市民によるセクターであり、広島平和研究所は研究者によるセクターである。さらに、平和首長会議は行政によるセクターである<sup>3</sup>。市民団体・住民の関

<sup>1</sup> 朝日新聞「ICAN創設者『核禁止の後押しに』 平和賞に至る道程」（2017年10月6日）。

<sup>2</sup> 変更の経緯と理由については、第2節第1項で示す。

<sup>3</sup> 哲野イサクの地方見聞録「シリーズ平岡敬インタビュー『平岡敬と広島思想』」  
[http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryu/hiroshima\\_nagasaki/hiraoka/12/12.html](http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryu/hiroshima_nagasaki/hiraoka/12/12.html)（2017年9月3日閲覧）。

与を軸としながら広島平和文化センターの組織替え、平和問題調査会・広島平和研究所の設置と比較した場合、平和首長会議の創設には、どのような特徴が導出されるのだろうか。最初に、本項では、広島平和文化センターの財団法人化について記述する。

峯田によれば、市民の志と、住民の生活感覚を同一次元で考えることは難しい。1950年代には、反核を訴えるヒロシマ市民と、復興を目指す広島住民との間で、行政への要望に乖離があった【峯田 2008:164】。その中で広島市は、1949年に地方自治特別法として公布された広島平和記念都市建設法に基づく中央政府の支援により、都市建設を進めた。戦後形成された特色ある都市空間の1つとして、平和記念公園がある。平和記念公園は、1950年から建設が進められ、1955年に完成した。公園内には、1952年に広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）が建立され、1955年に広島市公会堂、広島平和記念資料館、そして広島平和記念館が建設された【財団法人広島平和文化センター編 1997:3-4】。広島市は、市民と住民との乖離という課題を抱えつつも、平和に象徴される世界史的意義としてのヒロシマと経済的・福祉的な豊かさを享受できる広島という都市建設を同時に進めた、といえよう。

広島市が広島平和記念館内に広島平和文化センターを設置したのは、1967年である。当時の市長は、世界連邦主義者であり、参議院時代に広島平和記念都市建設法の制定に尽力した山田節男であった。山田は、平和問題に専門的に取り組む組織として、広島平和文化センターを設置した。広島平和文化センターの具体的な事業内容は、「広島平和文化センター条例」の第1条に示されている。それによれば、広島平和文化センターは、「平和に関する諸問題の総合的な調査研究、国際文化会館建設の調査及び企画、平和に関する事業及び行事の企画及びその実施の推進、平和記念施設を中心とする文化施設の整備及び管理の基本的かつ総合的な方針の策定及びその実施の推進等」を行う。そして、広島市と広島平和文化センターは、「一体となって核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた国際世論醸成」【財団法人広島平和文化センター編 1998: ii】に取り組んできた。設置時、国内では原水禁運動が政治路線の対立から分裂していた<sup>4</sup>。山田はイデオロギーに偏らない「世界平和の確立と人類の福祉の増進に資する」施設を構想し、その結果、広島市の機構の中に広島平和文化センターを設置した【財団法人広島平和文化センター編 1997:7,338】。1960年代後半は、行政主導により、ヒロシマとしての都市建設が進められた、といっても過言ではない。

高度成長から安定成長へと経済の体質改善が求められていた1975年、在任中の山田の死去に伴う市長選挙で当選したのが、荒木武である。荒木は、1976年に広島平和文化センターを財団法人に移行した。荒木が、広島市の一局であった広島平和文化センターを財団法人に組織替えした意図は何であったのだろうか。これについて、荒木は議会で次の答弁をした。「平和問題を全市民的立場においてとらえ、関係諸団体と相連携して推進する

<sup>4</sup> 第4章第2節第1項を参照されたい。

ためには、市の行政組織によるよりも、市民各階層の有識者の参加を得て、自主的な活動にまつ方がより効果的である」。行政組織の一局から財団法人へと移行したことにより、学界・経済界・マスコミ・市民団体などが理事会・評議会の構成員となった。また、賛助会員・維持会員の制度を設け、住民は広島平和文化センターの運営・活動に関わることができるようになった〔財団法人広島平和文化センター編 1997:17-18〕。広島市にとって 1956 年は、広島復興大博覧会で成功をおさめ人口が戦前の水準である 41 万人に達した年である〔西村 1986:121〕。それから 20 年を経た 1970 年代中盤、広島市が「我が国を代表する都市の一つ」〔荒木 1986:iii〕であり、経済的・福祉的な豊かさを享受できる大都市となりつつあったことは想像に難くない<sup>5</sup>。その中で、荒木はヒロシマとしての平和推進事業を行政のみならず、市民団体を含む関係諸団体・住民とともに展開しようとした、といえる。

広島市で生まれた荒木は、三菱重工業広島造船所で被爆した。被爆から 20 日後に吐血し、広島を離れて静養せざるをえない状態になったという〔荒木 1986:149〕。戦後の混乱期に職員組合委員長になり、市議会議員と県議会議員を経て、1975 年から 1991 年まで市長に就任し、国連を中心に核兵器の残虐さを伝えた。被爆都市の市長として、5 回にわたって国連を訪ねた荒木は「国連中心主義」者といわれている<sup>6</sup>。広島平和文化センターを財団法人に移行した後の 1976 年に、荒木は諸谷義武長崎市長とともに初めて国連を訪問した。これは、地方自治体の代表による初めての国連訪問であった。そして、自国の安全保障のみならず世界人類の安全保障にとって核兵器廃絶は必須である、国のみならず核兵器廃絶を実現する役割を担わせてはならない、と主張した〔荒木 1986:172-174〕。

初訪問となる国連に出発するまでに荒木は、2 回の「国連アピール市民懇話会」を行い、市民からの要望・提案事項を聞き入れた。訪問時に、荒木は、原爆被害の実態をまとめた報告書である『核兵器の廃絶と全面軍縮のために—国連事務総長への要請—』をワルトハイム国連事務総長に手渡した。国連事務総長への要請項目は、広島平和文化センターの理事会の意見に加えて、被爆者団体と平和運動団体の代表者、広島・長崎の被爆者を中心とする住民の意見を受けて起草された<sup>7</sup>。再び、両市長が国連を訪問したのは、第 1 回国連軍縮特別総会が開催された 1978 年である。この時、「ヒロシマ・ナガサキ原爆写真展」を開催したことに加え、総会に 268,770 人の署名を届けた。この署名は、広島平和文化センターの呼び掛けによって 38 団体で構成された「国連軍縮特別総会へ署名を送る広島県・市民の会」が、核兵器廃絶と全面軍縮への努力を要請するために集めたものであった〔荒木 1986:83-84, 財団法人広島平和文化センター編 1997:29-31,33-34,94〕。自らが被

<sup>5</sup> 1980 年に、広島市は 10 番目の政令指定都市となった。

<sup>6</sup> 朝日新聞「世界へ『反核兵器』訴え 荒木武・前広島市長が死去／広島」（1994 年 6 月 16 日）。

<sup>7</sup> ヒロシマ・ナガサキ『核兵器の廃絶と全面軍縮のために—国連事務総長への要請—』1976 年、63 頁。

爆者であった荒木は、広島平和文化センターを財団法人に移行した後、国外でも平和推進事業を行った。その中で、広島平和文化センターを中心に、市民団体・住民とともに事業を展開しようとした。

本項を整理すると次のようにいえる。1950年代以降、広島市では、行政が主導して平和と豊かさを象徴する都市建設を進めた。1970年代中盤になると、ヒロシマとしての平和推進事業を展開しようとした荒木は、広島平和文化センターを組織替えし、国内・国外における平和推進事業を市民団体・住民とともに進めることを試みた。次項では、平和問題調査会・広島平和研究所について記述する。

## (2) 平和問題調査会・広島平和研究所の設置

広島平和研究所の成立の原点となったのは、平和問題調査会による活動である。1981年5月に市長の諮問機関的存在として設置された平和問題調査会には、自治体平和政策を進める上で、中央の識者の意見を聞くとともに、「ヒロシマの心」の普及のために委員の影響力を高めたい、という目的があった。この目的の下、1996年の解散まで、平和問題調査会の事務局は広島平和文化センターに置かれ、平和問題調査会は全て東京で開催された。

平和問題調査会は、1981年12月に「軍縮と安全保障問題に関する独立委員会」（パルメ委員会）を日本に招致した〔財団法人広島平和文化センター編 1997:52-54,58-59〕。第2回国連軍縮特別総会で軍縮問題に関する報告書を発表する方針を立てていたパルメ委員会は、東京と広島で開かれたワークショップに出席し、原爆資料館を見学し、被爆者や被爆研究の専門家の見解を聞く機会を得た。その後、パルメ委員会が総会に提出したりポートは、平和実現のための具体的提案として、米ソから評価された〔財団法人広島平和文化センター編 1985:518〕。したがって、パルメ委員会を日本に招致したことは、平和問題調査会の大きな業績であった、といえよう。発足時の委員長は、元文部大臣であり国連大学学長特別顧問の永井道雄であった。委員の職に就いたのは、学識者のほか、マスコミ関係者などであった。

続いて、平和活動主体として都市が研究機関を設置することを構想した荒木は、1981年の第1回平和問題調査会で、広島への「国際的平和研究機関の誘致」の意向を表明した。1982年の第2回国連軍縮特別総会と同年の平和宣言で「広島に平和と軍縮に関する国際的な研究機関」の設置を提唱し、さらに、1988年の第3回国連軍縮特別総会と同年及び1989年の平和宣言で「平和と軍縮に関する国際的な研究機関」の設置を訴えた。その間、国連機関の設置を目指したが見通しが立たず、1983年以降は毎年、中央政府へ研究機関を設置するための要望を行った。また設置の構想を充実させるため、広島平和文化センターを拠点とし、委員会やワーキンググループによる研究を繰り返した。その結果、1994年に開学した広島市立大学の附置機関として、1998年に広島平和研究所が設立された〔財団法人広島平和文化センター編 1997:123-124〕。設立当時に市長であった平岡は、

2010 年に行われたインタビューで、次の内容を述べた。その内容とは、広島平和研究所は、広島市民の情緒的な願望を政策として理論的に体系化し発信していく組織になることが望ましい、ということであった<sup>8</sup>。

平岡の次に市長となった秋葉忠利は、広島平和研究所での実績を骨格に、2001 年から、国内外の大学に「広島・長崎講座」の開設を呼び掛けた。「広島・長崎講座」で、広島平和文化センターは、学識経験者や被爆体験証言者等の派遣及び教材の提供を行っている。

「広島・長崎講座」の開設・普及は、被爆者の「他の誰にもこんな思いをさせてはいけない」というメッセージの意味を学術的に整理・体系化し、普遍性のある学問として次世代に伝えていくための取り組みにほかならない<sup>9</sup>。この取り組みは、ユダヤ民族のホロコースト経験が米国で人類共通の遺産として大学レベルで教えられているのに対し、ヒロシマ・ナガサキの経験は体系立てられておらず、海外はおろか日本国内においても学問として共有化されていないという問題意識の下で始まった [安藤 2011:92,159]。「広島・長崎講座」は、2016 年 9 月 1 日現在、国内 48 大学、海外 21 大学で開設されている<sup>10</sup>。

荒木が試みた平和問題調査会・広島平和研究所の設置は、今日の平和教育としての仕組みである「広島・長崎講座」の開設に繋がっている。平和問題調査会・広島平和研究所の設置の前後に着目した場合、荒木は委員会やワーキンググループなどを通し、学識者に加えてマスコミ関係者など、外部の声を取り入れた。そして、平岡が指摘するように、今なお広島平和研究所は、市民団体・住民との連携を、課題として、引き継いでいる。次項では、平和首長会議について記述する。

### (3) 平和首長会議の結成

1982 年にニューヨークで開かれた第 2 回国連軍縮特別総会で、日本人関係者が核兵器廃絶は急務であると訴えた。このうちの 1 人は荒木にほかならない<sup>11</sup>。荒木は「世界の都市が互いに連帯すること」を提唱した。荒木による提唱の目的は、「核時代の新しい平和秩序の確立」を具体化することにあつた [財団法人広島平和文化センター編

1997:371-372]。すなわち、「都市と都市とが国境を越えて、人種の区別なく連帯し」、その中では「市民一人びとりにいたるまで、それぞれが平和への役割を分担し」、核兵器廃絶への道を切り開くことにあつた [荒木 1986:84-85,166-169,174]。自治と連帯によって構成された理念への賛同を、本島等長崎市長との連名で世界各国の市長宛てに求めたの

---

<sup>8</sup> 哲野イサクの地方見聞録「シリーズ平岡敬インタビュー『平岡敬と広島思想』」  
[http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryu/hiroshima\\_nagasaki/hiraoka/12/12.html](http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryu/hiroshima_nagasaki/hiraoka/12/12.html) (2017 年 9 月 3 日閲覧)。

<sup>9</sup> 公益財団法人広島平和文化センター平和連帯推進課「広島・長崎講座」  
[http://www.mayorsforpeace.org/jp/hnpc/hnpc\\_top.htm](http://www.mayorsforpeace.org/jp/hnpc/hnpc_top.htm) (2017 年 9 月 3 日閲覧)。

<sup>10</sup> 公益財団法人広島平和文化センター平和連帯推進課『「広島・長崎講座」について』。

<sup>11</sup> 朝日新聞「NY の空に反核の警鐘 広島・長崎市長ら演説 非政府組織代表演説」  
(1982 年 6 月 25 日)。

は、翌年の1983年である。賛同した地方自治体を中心に平和首長会議が結成され、連絡や調整などを行うための事務局は広島平和文化センターに置かれた〔中国新聞社 2009:34〕。

第1回世界平和連帯都市市長会議総会は、原爆被爆40周年に当たる1985年に行われた<sup>12</sup>。この会議に集まったのは、22か国67都市に加え国内からは33都市の合計100にのぼる地方自治体であった。会議の前半は、広島市で開催され、学識経験者が基調報告を行った後、10人の市長が取り組みを報告した。その後、パネルディスカッションを行い、広島アピールを採択した。後半は、長崎市で開催された。ここでは、「平和構築への都市の役割」というテーマの下、19人の市長・村長・助役・議員が取り組みを報告した。最終日に、会議の総括として「長崎アピール」を採択し、第3回国連軍縮特別総会への対応方針を確認した。広島会議の開会あいさつで、荒木は、広島市は恒久の平和を誠実に実現する“国際平和文化都市”の建設を目指し、市と市民が一体となって努力を続けている、と述べた<sup>13</sup>。

続いて、第2回世界平和連帯都市市長会議が行われたのは、1989年である。会議では、市長からの平和事業の取り組みの紹介が行われた。長崎会議の開会あいさつで、本島は、草の根運動の市民だけが本当の世界の未来が見える、と述べた〔平野編 2012:39〕。

本項では、平和首長会議の草創期に着目した。平和首長会議結成時には、地方自治体が自治を行い、国境を越えて連帯し、核兵器廃絶への道を切り開こうとする理念があったことを確認した。そして、会議で、東側陣営や発展途上国を含む多くの地方自治体の関係者が平和のための行動を報告し意見交換を行ったことも確認した。しかしながら、その具体的な内容として、市民団体・住民との連携に関する議論が行われたかどうかは判断し難い。この点に関して、1992年に藪井和夫は、平和首長会議における市民の位置付けが成されていないことを挙げ、「市民の積極的参加」を課題として挙げていた〔藪井 1992:45-46〕。

本節では、荒木の自治体平和政策である広島平和文化センターの財団法人化、平和問題調査会・広島平和研究所の設置、平和首長会議の結成という3つを、市民団体・住民の関与という観点から記述してきた。これらを、整理すると次のようにいえよう。市民のためのセクターである財団法人広島平和文化センター、研究者のためのセクターである平和問題調査会・広島平和研究所は、市民団体・住民の関与が当初からあったことを確認した。その一方で、平和首長会議の結成当初に着目した本節からは、市民団体・住民の関与があったかどうかを結論付けることはできない。市民団体・住民の関与の有無を明らかにするためには、平和首長会議と連携関係にあった主体についての更なる記述が必要である。次節では、第1項で今日までの平和首長会議の全体像とともに通底する理念を述べた後、第

<sup>12</sup> 朝日新聞「広島市で平和都市会議開幕 核廃絶へ連帯討議 海外63都市も参加」（1985年8月5日）。

<sup>13</sup> 第1回世界平和連帯都市市長会議事務局『第1回世界平和連帯都市市長会議報告書』1986年、28頁。

2項で、平和首長会議が展開する要となる 2020 ビジョンを事例に、市民団体・住民との連携について述べる。

## 第2節 平和首長会議の展開

### (1) 平和首長会議に通底する理念

平和首長会議の名称は、これまでに2回変更している。結成当初は、「世界平和連帯都市市長会議」であった。1回目の名称変更は2001年に成された。「世界平和連帯都市市長会議」は、「平和市長会議」(Mayors for Peace)と簡略化したものに改称された。2回目の名称変更は、2013年に成された。1月の国内加盟都市会議での了承を経て、8月の第8回平和市長会議総会で「平和市長会議」は、現在の「平和首長会議」に改称された<sup>14</sup>。当初、参加都市は広島市と長崎市に限っていた。国内には長崎市長が会長を務める非核宣言自治体協議会があったからである。2008年に、日本国内の取り組みを充実させるため、国内の地方自治体に加盟を呼びかけた<sup>15</sup>。これにより、全国の地方自治体の7割以上にあたる1271市区町村が参加した。このため、2回目の改称をするに至った。

下表に示した通り、平和首長会議の総会は、1985年の第1回を皮切りに、4年に1度の間隔で開催されている。2005年からは広島と長崎で交互に開かれるようになった。概ね総会の中に当たる年に理事会が、加えて、2012年以降は毎年国内での取り組みの充実を図るため国内加盟都市会議が、開催されている。

| 日時              | 会議の種類    | 会議名                 |
|-----------------|----------|---------------------|
| 1985年8月4日～9日    | 総会       | 第1回世界平和連帯都市市長会議総会   |
| 1987年5月27日、28日  | 理事会      | 第1回理事会              |
| 1988年4月24日～26日  | 理事会      | 第2回理事会              |
| 1989年8月4日～9日    | 総会       | 第2回世界平和連帯都市市長会議総会   |
| 1991年10月14日～17日 | 理事会      | 第3回理事会              |
| 1993年8月4日～9日    | 総会       | 第3回世界平和連帯都市市長会議総会   |
| 1995年10月16日、17日 | 理事会      | 第4回理事会              |
| 1997年8月4日～9日    | 総会       | 第4回世界平和連帯都市市長会議総会   |
| 2000年9月1日、2日    | 理事会      | 第5回理事会              |
| 2001年8月4日～9日    | 総会       | 第5回平和市長会議総会         |
| 2003年10月17日、18日 | 理事会      | 第6回理事会              |
| 2005年8月4日～6日    | 総会       | 第6回平和市長会議被爆60周年記念総会 |
| 2007年11月21日、22日 | 理事会      | 第7回理事会              |
| 2009年8月7日～10日   | 総会       | 第7回平和市長会議総会         |
| 2011年11月9日、10日  | 理事会      | 第8回理事会              |
| 2012年1月13日、14日  | 国内加盟都市会議 | 第1回平和市長会議国内加盟都市会議   |
| 2013年1月17日、18日  | 国内加盟都市会議 | 第2回平和市長会議国内加盟都市会議   |
| 2013年8月3日～6日    | 総会       | 第8回平和市長会議総会         |
| 2013年8月5日       | 国内加盟都市会議 | 第3回平和市長会議国内加盟都市会議   |
| 2014年11月10日、11日 | 国内加盟都市会議 | 第4回平和首長会議国内加盟都市会議総会 |
| 2015年11月9日、10日  | 国内加盟都市会議 | 第5回平和首長会議国内加盟都市会議総会 |
| 2015年11月12日、13日 | 理事会      | 第9回理事会              |
| 2016年11月7日、8日   | 国内加盟都市会議 | 第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会 |
| 2017年8月7日～10日   | 総会       | 第9回平和首長会議総会         |

<sup>14</sup> 毎日新聞「平和市長会議：『平和首長会議』に名称変更」（2013年1月19日）。

<sup>15</sup> 朝日新聞「平和市長会議加盟、国内都市に門戸拡大 非核の世論喚起、期待／広島県」（2008年1月29日）。



出所：平和首長会議ホームページ「会議等報告」より作成。

これまでに平和首長会議が主張してきたテーマは、必ずしも核兵器に限らない。第3回国連軍縮特別総会への対応を協議した第2回理事会のアピール文書の内容は、核兵器の廃絶と核実験の即時全面禁止に加えて、生物・化学兵器の削減、兵器輸出の禁止、南北格差の解消を盛り込んでいた<sup>16</sup>。1982年の第2回国連軍縮特別総会で行われた核兵器廃絶に焦点を当てた荒木の提唱と比較した場合、テーマは拡大した、といえる。1989年の第2回世界平和連帯都市市長会議総会で採択されたアピールも、同様に、1985年の第1回総会で採択されたアピールと比較すると、当初の核兵器廃絶に加えて、環境問題や人権問題、開発問題を盛り込む幅広い内容となった〔薮井 1992:34,40-41〕。さらに近年、平和首長会議は原発について踏み込んだ見解を示している。平和首長会議の副会長である長崎市長の田上富久は2011年の長崎平和宣言で脱原発依存の方向性を訴えていたが、NPT再検討会議に向けた2012年の第1回準備委員会のスピーチでは「核の平和利用の見直し」に触れなかった。同年、「脱原発をめざす首長会議」への参加を問われた際にも、消極的な見解を示した<sup>17</sup>。2013年1月に行われた第2回国内加盟都市会議で、参加自治体が原発の問題に取り組む必要性を訴えた。会議後の会見で、秋葉を継ぎ会長を務める広島市長の松井一實は原発を主な課題とすることはないとし、田上も核兵器廃絶が柱となると述べるに留まっていた<sup>18</sup>。以上のように、それまでは抑制的な見解を示すに留まっていたが、

2013年8月の第8回平和市長会議総会で採択された「ヒロシマアピール」は、「放射線の発生源のいかんを問わず、いかなる場所においてもこれ以上の『ヒバクシャ』を出さないよう全力を尽くさなければならない」とした<sup>19</sup>。NPTは、核兵器反対運動に原子力論争を持ち込まない枠組みである〔川崎 2011:82〕。NPTとは対照的に、福島原発事故を含む放射能汚染被害を想定した平和首長会議の「ヒロシマアピール」は、従来の言及と比較した場合、踏み込んでいることはいうまでもない。加えて、2017年の第9回平和首長会議総会で発表された「ナガサキアピール」は、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みを推進する<sup>20</sup>。これらは、課題領域を分割して核兵器廃絶を希求することは不可能であることを前提とした取り組みであるといえよう。

その一方で、近年においても、「反核連合」としての「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」の目的が引き継がれていることはいうまでもない。渡植貞一郎によれば、防衛戦略上の意義がほとんど認められない核保有は、国民に対する疑似的威嚇効果であり、国

<sup>16</sup> 朝日新聞「核実験や兵器輸出禁止要求 世界平和連帯都市市長会議理事会」（1988年5月1日）。

<sup>17</sup> 朝日新聞「脱原発めざす首長会議に消極的 田上・長崎市長／長崎県」（2012年5月15日）。

<sup>18</sup> 朝日新聞「平和『首長』会議に 加盟実態合わせ改称へ／広島県」（2013年1月19日）。

<sup>19</sup> 平和市長会議『ヒロシマアピール』2013年8月5日。

<sup>20</sup> 平和首長会議『ナガサキアピール』2017年8月10日。

民を支配する装置である。そして、平和市長会義の運動は、国民支配の究極的手段としての核兵器保有と安全を求める人々の基本的要求とは対立する、という自覚を促す運動にはほかならない〔渡植 2004:41〕。城忠彰によれば、平和首長会議の基底には、次の信念がある。それは、地方から平和運動のうねりを起こす、さらに中央政府と市民運動を繋ぐ地方自治体の国境を越えた連帯により平和のための国際合意を達成する、という信念である〔城 2012:57-58〕。田上は、1985年の第1回目総会の基調講演で登壇したスジャトモコ国連大学学長による「都市こそが、核戦争が起こるのを防ぐ運動の最前線に立たなければならない」<sup>21</sup>という言葉を強調する〔田上 2008:23〕。そして、松井は、「都市や市民等が連携し国家を内側から動かす、国際的に連帯し国連などの国際機関に働き掛けるといった行動の積み重ねが大切」である、と述べている〔松井 2015:28〕。研究者や市長による言説に共通していることは、平和首長会議は、核兵器廃絶に向け地方自治体が自治を行い国境を越え連帯するとした、結成当初の理念を引き継いでいる、ということである。

平和首長会議の名称変更の背景、定期的で開催されてきた各会議そして取り組みの拡大を俯瞰した本項からは、今日に至るまでの平和首長会議の発展をみることができる。ここでは、地方自治体による自治と連帯が理念として通底していた。この理念に対し、展開期にどのような行動があったのであろうか。次項では、自治の観点から、平和首長会議が展開する契機となった2020ビジョンを指針とした行動とともに、国内を中心とした市民団体・住民との連携に着目する。「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」の湯浅一郎は、2005年に、2020ビジョンの課題として広島市民に向けた宣伝が不足していることを挙げた〔湯浅 2005:12〕。2014年、黒澤満によれば、2020ビジョンは、実際に被害を受ける都市の住民の声を反映させたものである〔黒澤 2014〕。結論を急げば、次項は、2つの記述の間にある変遷を証左するものにほかならない。

## (2) 2020ビジョンの下での国内の市民団体・住民との連携

現在、平和首長会議は、「2020年までに全ての核兵器を廃絶」することを目標に掲げている。これは、2003年に出された緊急行動計画「核兵器廃絶のための緊急行動—2020ビジョン」に明示されている<sup>22</sup>。2020年までに核兵器廃絶を目指す行動指針である2020ビジョンは、2005年のNPT再検討会議に向けた平和首長会議の対応として策定されたものでもあり、以降、活動の指針となっている〔田上 2008:22〕。具体的には、(1)すべての核兵器を実戦配備から即時に解除する、(2)「核兵器禁止条約」締結に向けた具体的交渉を開始する、(3)「核兵器禁止条約」を締結する、(4)2020年までに核兵器を廃絶する—ことを目標とする。これらの4つの目標のうち、(3)について、平和首長会議は核兵器禁止条約の締結期限を当初の「2010年」から「2015年」に調整

<sup>21</sup> 第1回世界平和連帯都市市長会議事務局『第1回世界平和連帯都市市長会議報告書』1986年、44頁。

<sup>22</sup> 平和市長会議『2020Vision—核兵器廃絶のための緊急行動—』2008年3月版。

していたが、2015年の第9回理事会で期限を決めないこととし、継続的に取り組んでいく<sup>23</sup>。期間を3段階に区切って、それぞれの期間では、具体的な行動を定めた<sup>24</sup>。

1990年代中盤には、既に核兵器禁止条約を必要とする機運が高まっていた、といえよう。すなわち、国際司法裁判所による1996年の「核兵器の使用・威嚇は一般的に国際法に違反する」とした勧告的意見が、核兵器禁止条約が求められる契機となった。この背景には、平岡と長崎市長の伊藤一長による証言があった〔平岡 1996:101-133〕。1997年には、国際反核法律家協会や核戦争防止国際医師会議など複数のNGOが、共同で核兵器禁止条約のモデル条約案を起草した。そして、2000年のNPT再検討会議は、核兵器保有国を含む全会一致で、核兵器廃絶への「明確な約束」を盛り込んだ最終文書を採択した。この採択は、国際社会の総意としての「核兵器廃絶」への最初の扉を開けた瞬間であった。平和首長会議が2020ビジョンを策定した直接の契機は何であったのだろうか。それは、2001年の米国同時多発テロの後、米国が開始した「テロに対する戦争」である。米国は対テロ戦争を正当化し、核兵器の先制使用を辞さない態度で臨んだ。また、新型核兵器開発に着手することを表明した。さらに、北朝鮮は、NPT脱退とともに核保有を宣言した。NPT体制は崩壊の危機に瀕していたといっても過言ではない〔湯浅 2005:9-10〕。秋葉は2002年の平和宣言で、米国同時多発テロ以降、核戦争の危険性や核兵器を使用する可能性が高まる風潮に警鐘を鳴らした<sup>25</sup>。そして、2003年の広島市の平和宣言で提唱されたのが「核兵器廃絶のための緊急行動」である<sup>26</sup>。その後、10月に開催された理事会で2020ビジョンが採択された。この背景には、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）をはじめ被爆者や市民団体による核兵器使用に反対する運動があった〔秋葉 2012:122-123〕。以下では、期間ごとに、行動の一部について記述する。

第1期（2003年11月から2006年6月）は、2005年のNPT再検討会議の対応を中心とした期間であった。2005年に開催された第6回平和市長会議被爆60周年記念総会では、米国中心の核保有国と非核兵器国の対立から具体的な合意を示すことができなかった同年のNPT再検討会議を検証するとともに、2010年までの「核兵器禁止条約の成立及び2020年までの核兵器廃絶に向けた平和市長会議の取り組み」を議論した〔田上 2008:22〕。同会議で宣誓された「ヒロシマアピール」は、2020ビジョンを主張し、今後重点的に取り組むべきことを示した<sup>27</sup>。2005年のNPT再検討会議に向け動きをみせたのは、平和首長会議のみではない。3回の市民集会が開催されたことは注目に値する。その中心となったのは、2020ビジョンを支持する動きに呼応した「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（HANWA）」、「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」、そして首都圏で結成された

<sup>23</sup> 平和首長会議理事会『最終コミュニケ』2015年11月3日。

<sup>24</sup> 平和市長会議『2020Vision—核兵器廃絶のための緊急行動—』2008年3月版。

<sup>25</sup> 広島市『平和宣言』2002年8月6日。

<sup>26</sup> 広島市『平和宣言』2003年8月6日。

<sup>27</sup> 平和市長会議『ヒロシマアピール』2005年8月6日。

「核兵器廃絶市民連絡会」である。3団体は、「核兵器廃絶—2005NPT市民連絡会議」という連絡会を作り、全国的な取り組みを行った。2005年2月、秋葉と伊藤は東京で開催された市民集会に揃って出席した〔梅林監修 2005:174-175〕。2005年には、広島・長崎両市で開かれた原水爆禁止世界大会にて、国内外の市民団体から2020ビジョンを支持する発言が相次いだ<sup>28</sup>。

第2期（2006年7月から2008年4月）は、核軍縮交渉の推進キャンペーン期間に当たる。「都市を攻撃目標にするなプロジェクト」（Cities Are Not Targets=CANTプロジェクト）に基づき、核保有国への要請や市民署名活動を重点的に行った。CANTプロジェクト市民署名には、2010年5月のNPT再検討会議時点で約102万筆の賛同が寄せられた〔梅林監修 2013:167〕。

これを経て、第3期（2008年5月から）には、平和首長会議は、まず、国連が定める「軍縮に向けた10年（2010年から2020年）」を「核の脅威に関して決断を迫られる10年」と位置付けた。その上で、2010年までその準備活動を行った〔田上 2008:23〕。2008年のNPT再検討会議準備委員会で、2020年までに核兵器を廃絶するための道筋を示す「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が発表された<sup>29</sup>。はじめて長崎市で単独開催された2009年の第7回平和市長会議総会では、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を2010年5月に開かれるNPT再検討会議で採択させる方策を、話し合った<sup>30</sup>。同会議で宣誓された「ナガサキアピール」は、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を2010年のNPT再検討会議で採択することのほか、核兵器廃絶に関する多国間協議を開始すること、核保有国を筆頭とした世界の指導者に対し2010年に広島・長崎両市を訪れることなどを求めた。また日本政府に対しても、唯一の被爆国として核兵器廃絶に向けて主導的な役割を果たすことを求めた<sup>31</sup>。さらに、2010年2月には、NPT再検討会議に向けて「第4回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」が開催された。結果的に、2010年のNPT再検討会議では、ヒロシマ・ナガサキ議定書の提案国が見つからず、議定書は討議されなかった。しかしながら、核保有国が、前回の再検討会議で出せなかった共同声明を出し、核軍縮を約束した<sup>32</sup>。また、潘基文が現職の国連事務総長として初めて広島を訪れる意向を示した<sup>33</sup>。そして、第1委員会（核軍縮）の最終文書原案で、核兵器禁止条約の必要性が初めて言及された<sup>34</sup>。

<sup>28</sup> 朝日新聞「(読むキーワード) 2020ビジョン 核廃絶への道筋示す」(2005年8月16日)。

<sup>29</sup> 平和市長会議『ヒロシマ・ナガサキ議定書の概要とこれまでの取組(2020年までの核兵器廃絶の道筋)』。

<sup>30</sup> 平和市長会議総会開催地実行委員会事務局『第7回平和市長会議総会プログラム』4頁。

<sup>31</sup> 平和市長会議『ナガサキアピール』2009年8月10日。

<sup>32</sup> 朝日新聞「(核なき世界へ NPT再検討会議)核ゼロの日は遠く 広島・長崎市長、現実の壁直面」(2010年5月9日)。

<sup>33</sup> 朝日新聞「『05年よりはるかに良い』秋葉・広島市長、手応え NPT会議から帰国 /広島県」(2010年5月13日)。

<sup>34</sup> 朝日新聞「(論! 2010 ヒロシマ・ナガサキ)森滝春子さん 核兵器禁止条約、今こ

その後、平和首長会議は、2010年12月から「核兵器禁止条約」の交渉開始などを求める署名活動に取り組んでいる<sup>35</sup>。賛同は、2017年10月1日現在で、2,621,112筆にのぼる<sup>36</sup>。

2013年8月、広島市で開催した第8回平和市長会議総会において、2013年から2017年までに展開する具体的な取り組みとして、「加盟都市の拡大と平和首長会議運営体制の充実」「核兵器廃絶の国際世論の拡大」「『核兵器禁止条約』の早期実現を目指した取組の推進」を柱とした「平和首長会議行動計画（2013年—2017年）」を決定した<sup>37</sup>。さらに2015年11月、第9回平和首長会議理事会において、今後集中して取り組むべき項目を定め、それを全加盟都市共通の行動指針とした<sup>38</sup>。

ここまで、2020ビジョンを指針とした期間ごとの行動を記述してきた。ここから分かることとして、2点を挙げることができよう。1点目は、国内における各市民団体との活動や署名活動から分かるように、平和首長会議は市民団体と連携している、ということである。2点目は、核兵器廃絶のための行動計画である2020ビジョンは修正を加えながら期間と行動を具体的・体系的に示すことを試みている、ということである。2点目の意義とは何であろうか。それは、漫然と繰り返されてきた平和首長会議の取り組みが広く理解されることに繋がった〔田上 2008:22-23〕、ということにほかならない。図1の通り、2017年10月1日現在のデータによると、162か国・地域の地方自治体が加盟している。やや単純化していえば、これは、国連加盟国193のうち、83%を占める。図2にあるように、2017年時点において、加盟自治体数は7,453である。2003年の時点では加盟自治体数は562であったが、2004年には90が、NPT再検討会議が行われた2005年には601が加盟し、倍増した。2008年に国内都市にも門戸を開いた後、2010年にはさらに1,006が加盟した。これらの数字から分かるように、2020ビジョンが示されて以来の約15年間で、加盟自治体数は13倍に増加している。そして、国内の地方自治体に着目した場合、市区町村1741のうち、96.9%にあたる1687が加盟する<sup>39</sup>。

---

そ／広島県」（2010年5月19日）。

<sup>35</sup> 広島市『平和首長会議（2017年8月）』3-4頁。

<sup>36</sup> 平和首長会議「2020ビジョン」<http://www.mayorsforpeace.org/jp/ecbn/effort.html>（2017年9月12日閲覧）。

<sup>37</sup> 広島市『平和首長会議（2017年8月）』5-10頁。

<sup>38</sup> 平和首長会議『最終コミュニケ』2015年11月3日。

<sup>39</sup> 平和首長会議『平和首長会議への国内自治体加盟状況（2017.10.1現在）』。

図 1

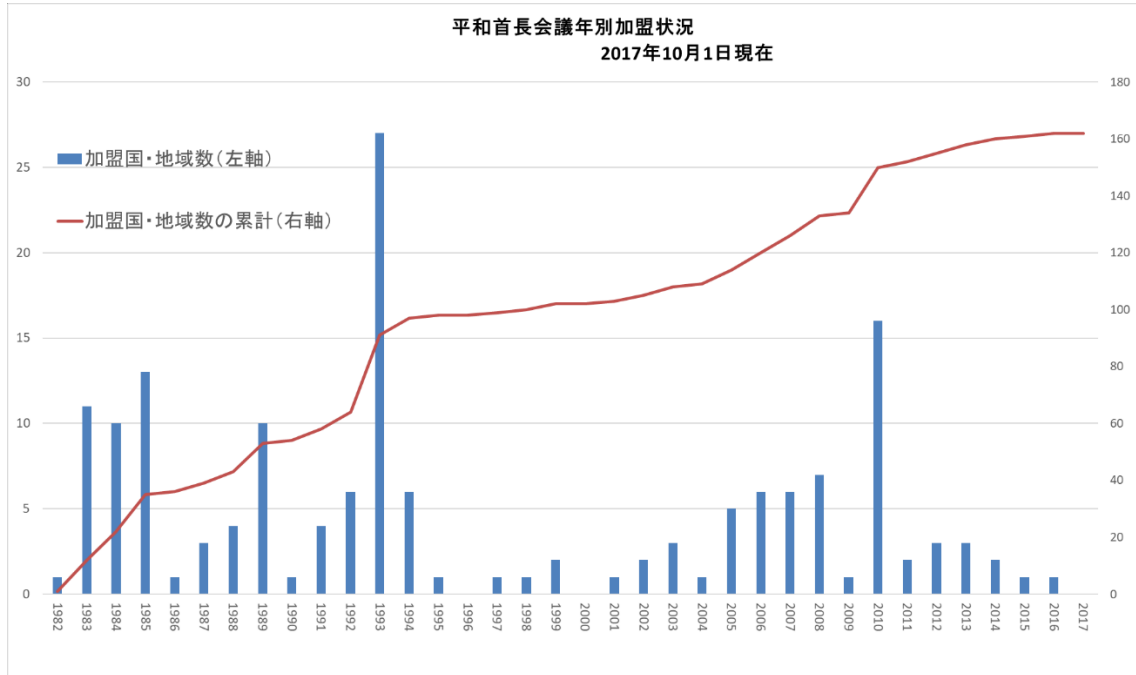
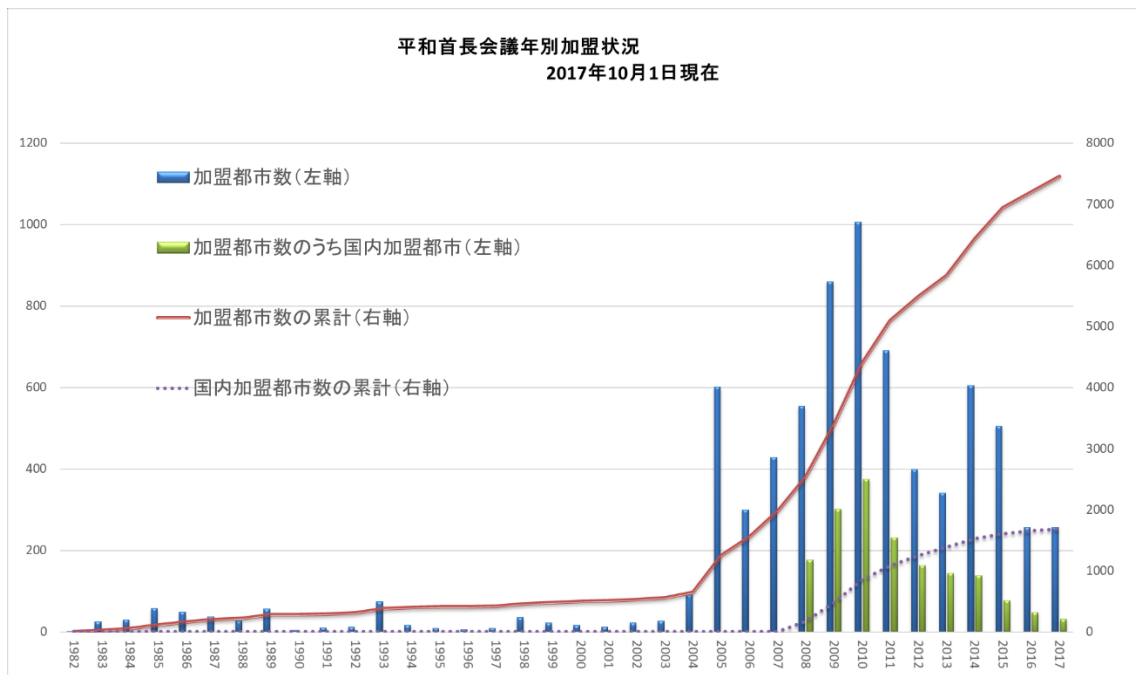


図 2



出所：図 1・図 2 ともに、平和首長会議「平和首長会議年別加盟状況 平成 29 年 10 月 1 日現在」より作成。

それでは、国内の地方自治体に、平和首長会議の取り組みはどの程度浸透しているのだろうか。2013 年度に、池尾靖志が全国の基礎自治体に対して行ったアンケート調査（回

収率72.3%)によると、平和首長会議に加入している地方自治体974から回答があった。そのうち、「平和首長会議が2020ビジョンを世界の地方自治体に呼びかけ、取り組みを行っていることを知っている」地方自治体が868(回答した地方自治体比で89.1%)、「知らない」地方自治体が93(同、9.5%)であった。そして、知っている地方自治体のうち、「なんらかの取り組みをしている」地方自治体は191(知っている地方自治体比で22.0%)、「取り組みを行っていない」地方自治体は665(同、76.6%)であった[池尾 2015:35-36]。この結果は、平和首長会議の活動が知られていることを示す一方で、課題も示している。それは、池尾が指摘するように、加盟自治体が当該地域において平和首長会議の取り組みを住民に還元していない[池尾 2015:36]、という課題である。

本項でみてきたように、米国同時多発テロ以降の暴力の連鎖、北朝鮮の核実験に代表される核拡散などの不穏な国際情勢とともに、2020ビジョンを始点に、平和首長会議の加盟自治体数が増加しているという事実がある。この状況と並行して、平和首長会議と市民団体との間で、連携が行われていることを確認した。その一方で、加盟自治体が当該地域において住民に取り組みを還元していない、という課題があることも観察された。以上より、本節からは次のことを導き出せる。自治の観点から、平和首長会議と国内にある市民団体との連携は醸成されつつあると考えられる。住民との連携については、広島平和文化センター、平和問題調査会・広島平和研究所における住民との連携と比較した場合、まだ定着しておらず課題として認識されている段階にある。

次節では、連帯の観点から、2020ビジョンに基づく国内外の地方自治体組織・国連との連携について記述する。地方自治体組織・国連との連携を記述することで、理念として掲げられている地方自治体による国境を越える連帯が、実際に行われていることを論じる。

### 第3節 平和首長会議と地方自治体組織・国連との連携

1991年に国連経済社会理事会のNGOに登録された平和首長会議は、国内では全国市長会、日本非核宣言自治体協議会など、国外では欧州議会、都市・自治体連合(UCLG)、全米市長会議など、多くの地方自治体組織に働きかけを行ってきた。さらに、国連とも連携を深めてきた。それらは平和首長会議に対する支持を繰り返し表明してきた。

まず、国内にある組織との連携について、全国市長会と日本非核自治体宣言協議会を例に挙げてみたい。1つ目に、全国市長会は、現在までに平和首長会議の取り組みを支持する決議を3回行った。すなわち、全国市長会は、2005年に2020ビジョン支持を盛り込んだ決議の採択<sup>40</sup>、2007年にCANTプロジェクトの支持決議の採択<sup>41</sup>、2010年にヒロシマ・ナガサキ議定書を支持する決議の採択<sup>42</sup>を行った。2つ目に、日本非核宣言自治体協議会は、1989年と1997年の非核宣言自治体全国大会決議にて、平和首長会議の開催

<sup>40</sup> 全国市長会『核兵器の廃絶を求める決議』平成17年1月。

<sup>41</sup> 全国市長会『核兵器の廃絶に関する決議』平成19年7月4日。

<sup>42</sup> 全国市長会『核兵器の廃絶を求める決議』平成22年4月7日。

を支持した。2001年8月6日に、秋葉は平和宣言で「加盟都市が先頭にたって世界中に『非核自治体』を広げ、最終的には地球全体を非核地帯にすることも夢ではありません」と述べた<sup>43</sup>。2004年7月30日には、日本非核自治体宣言協議会が「NPT再検討会議を核兵器と決別する転機とするため、国内・外の世論の喚起に努めるとともに平和市長会議の『核兵器廃絶のための緊急行動』を支持する」<sup>44</sup>という決議文を採択した。具体的な平和首長会議の施策を支持した表明は、2004年の決議文が初めてである。2005年には、平和首長会議と日本非核宣言自治体協議会が、合同の要請行動として、中央政府および米国・ロシア・イギリス・フランス・中国の各大使館を訪問し、NPT再検討会議において、核兵器廃絶に向けた積極的な役割を果たすよう求めた[梅林監修 2005:173]。その後、日本非核宣言自治体協議会は、2007年にCANTプロジェクトの支持決議の採択を行った<sup>45</sup>。さらに、2009年の決議文で「積極的に支援」<sup>46</sup>、2013年の決議文で「支援して連携をさらに深めていきたい」<sup>47</sup>と表明した。以上より、特に、平和首長会議と日本非核自治体宣言協議会との連携は深化している、といえよう。

次に、国外にある組織との連携について、欧州議会・UCLG・全米市長会議を例に挙げてみたい。1つ目に、欧州議会は、2004年に2020ビジョン支持を盛り込んだ決議を採択した。翌年の2005年に秋葉は、欧州議会外交委員会で、2020年までの核兵器廃絶を目指したEU加盟国や欧州市民による積極的な行動を訴えた<sup>48</sup>。2006年に欧州自治体・地域協議会（CEMR）の理事会が、CANTプロジェクトへの支持決議を採択した。2つ目に、世界最大の地方自治体組織であり世界の過半数の人口を擁する組織であるUCLGは、2007年にCANTプロジェクトに賛同し、その後の2010年に2020年までの核兵器廃絶に賛同した<sup>49</sup>。特筆すべきは、3つ目の全米市長会議との連携である。全米市長会議は、2004年に満場一致で2020ビジョンを支持し、大統領のジョージ・W・ブッシュに核兵器廃絶に向けた交渉開始を求める決議文を採択した<sup>50</sup>。2005年に、秋葉は2020ビジョンを全米市長会議でアピールした<sup>51</sup>。当時の全米市長会議は、人口3万人以上を有する1,183自治体が加盟する超党派の会員制組織であった<sup>52</sup>。同年、全米市長会議は、第

<sup>43</sup> 広島市『平和宣言』2001年8月6日。

<sup>44</sup> 日本非核宣言自治体協議会『第19回非核宣言自治体全国大会決議』。

<sup>45</sup> 日本非核宣言自治体協議会『第24回非核宣言自治体全国大会決議』。

<sup>46</sup> 日本非核宣言自治体協議会『第26回非核宣言自治体全国大会決議』。

<sup>47</sup> 日本非核宣言自治体協議会『第30回非核宣言自治体全国大会決議』。

<sup>48</sup> 中国新聞「核廃絶へ行動訴え EU議会で広島市長」（2005年1月20日）。

<sup>49</sup> UCLG “Recommendations of the World Summit of Local and Regional Leaders-Adopted in Mexico City 20 November 2010”, pp5-6.

<sup>50</sup> 毎日新聞「核兵器廃絶緊急行動 全米市長会議が支持—広島市長『拡大期待』／広島」（2004年7月2日）。

<sup>51</sup> 中国新聞「反核緊急行動に参加を 広島市長 全米市長に訴え」（2005年1月19日）。

<sup>52</sup> 朝日新聞「(核を追う)核廃絶、動く平和市長会議 会長の秋葉忠利・広島市長に聞く」（2005年4月6日）。



6回平和市長会議被爆60周年記念総会に、英国非核自治体協会とともに参加した<sup>53</sup>。

2006年には年次総会で、①ロシアと中国に対して、米国の都市を核攻撃の目標にしない、②米国の連邦政府に対して、ロシアと中国の都市を攻撃目標にしない、③世界の都市が同様の要請を核保有国に対して行うよう奨励する、などを内容としたCANTプロジェクトを展開する決議を採択した<sup>54</sup>。2012年6月には、第80回年次総会において、「世界の核兵器廃絶へ向け行動すること、および核兵器に係る費用を自治体の急務となっている事業へ転換することにおいて、米国のリーダーシップを求める決議」を採択した。この決議は、従来からの「2020年ビジョンへの支持」に加え、米国政府の核兵器政策に対する批判を全面に打ち出すものであった。さらに、財政危機に対処するために、核兵器予算を民生ニーズに再配分することを強調した〔梅林監修 2013:167〕。

平和首長会議は、国連でも活動を行う。2005年5月にニューヨークの国連本部で開催されたNPT再検討会議の際の活動を例として挙げる。NPT再検討会議を有効に活用しようと、平和首長会議は加盟都市などに広く参集を呼び掛けた。米国の20以上の地方自治体を含め世界各国から約100の市長や代表たちが、「市長代表団」を編成し、NPT再検討会議への出席やニューヨーク市の中心街を埋めた4万人規模の平和行進への参加を訴えた。この再検討会議が核兵器廃絶に向けた成果を出すことなく閉幕したことは、前述したとおりである。その一方で、当時のコフィー・アナン国連事務総長が平和首長会議の取り組みを評価し、各国政府代表は核兵器廃絶に向けた地方自治体の意思に対し理解を示した。平和首長会議は核兵器廃絶に向けた国際世論を喚起する役割を果たした、といえる〔秋葉 2008a:15〕。さらに、NPT再検討会議に関連した近年の事例を挙げれば、平和首長会議は、広島・長崎両市長をはじめ9か国13都市32人で構成された代表団を2012年にウィーンへ派遣した。これは、2015年のNPT再検討会議第1回準備委員会に合わせた派遣であった。代表団は、NGOセッションでのスピーチ、ワークショップの開催や各国大使・国連関係者との面会を通じ、被爆地の思いを伝え、核兵器廃絶に向けた取り組みの推進を要請するとともに、平和首長会議の活動やNPT再検討会議の広島誘致への協力依頼を行った。また、ウィーン国際センター及びウィーン市役所で、被爆に関するポスター展を開催するとともに、核兵器禁止条約の交渉開始等を求める市民署名を議長に提出した〔梅林監修 2013:166-167〕。

本節では、連帯の観点から、2020ビジョンに基づく平和首長会議と地方自治体組織・国連との連携について記した。ここで挙げた連携の事例は、一部に過ぎないが、平和首長会議による、核兵器廃絶のための国際合意を形成するための連帯を読み取れよう。それでは、核兵器を巡り、平和首長会議は、中央政府とはどのように対峙したのであろうか。最

<sup>53</sup> 中国新聞「平和市長会議『緊急行動』を再検討 来月4日に広島で開幕 核廃絶目指す」（2005年7月31日）。

<sup>54</sup> 中国新聞「核攻撃の目標解除を 秋葉市長『都市行動』呼び掛け ハーグ会議」（2006年7月6日）。

終節では、「核の傘」を重視する中央政府に対し、「核の傘」から離脱することを申し立てた平和首長会議の変遷と戦略について記述する。

#### 第4節 「核の傘」を巡る中央政府と平和首長会議

##### (1) 「核の傘」からの離脱を申し立てた平岡

1970年代から1980年代にかけて、「核の傘」の下で核軍縮外交・防衛政策を進める中央政府と、非核三原則を支持する市民との間で、対立が生じることはあった。しかしながら、55年体制の下にあった国内政治構造の中で、それらを矛盾と捉えて調整を試みる動きはほとんどなかった。この流れが変わるのは、1990年代に、東西冷戦が終わりを告げてからである〔水本 2000:238〕。「核の傘」と非核三原則との間にある矛盾を指摘した代表的な人物として、平和首長会議の会長であった平岡敬が挙げられる。平岡は、「地球の安全保障」を重視し、日本と各国との信頼の醸成と相互依存関係の強化による安全保障の確保を「平和達成の図式」とした。この図式を達成するためには、非核三原則に係る立法化に加え、地方分権の徹底による民主主義が必要であり、「私たちは国家の枠を超えて人間として連帯し、英知を結集し、平和を築くために行動していきたい」とした〔平岡 1996:31-33,74,170-176,213,221〕。ここから読み取れるのは、安全保障を巡る中央政府との止揚を掲げた平岡の安全保障観である。

そして、平岡は、直截的に、核兵器廃絶を主張する広島が説得力を持つために、中央政府は「核の傘」から離脱しなければならない、と申し立てた〔平岡 1996:212〕。さらに、1997年の平和宣言で「核の傘に頼らない安全保障体制構築への努力を要求」した<sup>55</sup>。

平岡が主張した「核の傘」からの離脱に対し、中央政府はどのような見解を示したのだろうか。次項では、核軍縮外交と防衛政策の観点から、1990年代後半から2000年代における中央政府の「核の傘」の認識を確認しておきたい。

##### (2) 「核の傘」を重視する中央政府

まず、核軍縮外交の観点からみる。首相であった橋本龍太郎は、インド・パキスタンによる核実験を背景に、核軍縮のための国際会議を提唱した。これにより、1998年8月に発足したのが、核兵器国やインドやパキスタンからの代表を含む専門家会議である「核不拡散・軍縮に関する東京フォーラム」である。4回の会合を経て、1999年7月に外務省が後援した東京フォーラムは最終報告書を提出した<sup>56</sup>。この報告書は、核軍縮の道を模索する一方で、核兵器廃絶の期限を明示していなかった<sup>57</sup>。同様に、2009年には日本とオ

<sup>55</sup> 広島市『平和宣言』1997年8月6日。

<sup>56</sup> 外務省「核の危険に直面して— 21世紀への行動計画—核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム報告書 序文」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/t\\_forum99/jhobun.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/t_forum99/jhobun.html) (2017年9月12日閲覧)。

<sup>57</sup> 朝日新聞「核削減の道筋、どう生かす? 東京フォーラム、米口に核軍縮を提言」

一オーストラリア両政府の支援で発足した「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)が報告書を発表した。核兵器をゼロにする期限目標を示さなかった〔水本 2016:214〕。期限目標を示さない核軍縮外交は、中央政府の高官の発言からも読み取れる。2005年に、外務省の軍備管理軍縮課長である小笠原一郎は、2020ビジョンについて、時間を限って核軍縮を進めるのは現実的ではなく、軍縮は防衛政策と直結しており、両立する形で進める必要がある、という見解を示した<sup>58</sup>。2009年に、社民党所属議員の阿部知子が首相の麻生太郎にプラハ演説とそれを支持する平和首長会議の説明を行いながら、核兵器廃絶に向けた姿勢を問い質した。麻生は、核を廃絶することの重要性を示しながら核抑止力の重要性を強調した<sup>59</sup>。麻生が示した見解は、民主党政権になってからも変わることがなかった。2010年の広島平和記念式直後に、首相の菅直人は、核抑止力は引き続き必要である、と述べた。外務大臣の岡田克也も、「核の傘」なくして日本国民の安全を守ることは困難である、とした<sup>60</sup>。『日本の軍縮・不拡散外交(第7版)』によれば、現在、中央政府は「現実的かつ実践的措置を同時並行的」に進める、としている<sup>61</sup>。以上からは、「核の傘」の下で、抑止力を段階的に下げていき核兵器廃絶に結びつけようとしてきた日本の核軍縮外交が読み取れよう。

次に防衛政策の観点からみる。97「指針」には、日本が非核三原則に従うことが明記されているが、米国が「核抑止力を保持する」ともされている。ここでは、「核の傘」と「非核」とが併存しているという構造に変化はない〔水本 2000:240〕。米国同時多発テロ以降の防衛白書を分析した水本和実によれば、日本は、北朝鮮に加え中国に警戒を強めつつ、国際テロなどにも警戒し、その結果、今日までに、米国の核抑止力の必要性を強調し続けている〔水本 2016:203-207〕。以上のように、「核の傘」を重視する中央政府に対し、平岡を引き継いだ2000年代の平和首長会議の会長である秋葉は、どのような状況の中で申し立てを行うに至ったのであろうか。その申し立ては、平岡の申し立てとどのような点で異なるのだろうか。

### (3) 「核の傘」からの離脱を申し立てた秋葉

市長に就任して10年間ほど、秋葉が中央政府の「核の傘」に直接言及した形跡はない。就任当初の1999年に広島市長として何ができるかと問われた際、秋葉は「核の傘」を言葉で批判するだけでなく、具体的に日本の外交方針を変えるために外務省などへ働きかけ

(1999年7月27日)。

<sup>58</sup> 朝日新聞「(時時刻刻)核巡る閉塞感連帯の力に 全廃の道筋定めた『2020ビジョン』【大阪】」(2005年8月7日)。

<sup>59</sup> 『第171回 国会 衆議院予算委員会第25号 平成21年5月8日』21頁。

<sup>60</sup> 朝日新聞「(核なき世界へ)広島発、今こそ非核 『軍縮の年』米英仏が参列 平和記念式」(2010年8月7日)。

<sup>61</sup> 外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交(第7版)』2016年、11頁。

を強めていきたい、と答えた<sup>62</sup>。

ところで、「国家の枠組みを離れた都市連合というネットワーク」[秋葉 2012:9]である平和首長会議が飛躍的に増加した背景に、秋葉の強いリーダーシップがあったことを否定できない。秋葉は 1978 年に、海外のジャーナリストを広島に招致する「アキバプロジェクト」を実施した人物である。さらに、米国の大学で博士学位を取り教鞭を執った後、社会党に所属し衆議院議員を務めた経験を持つ。広島県原爆被害者団体協議会の理事長である坪井直は、秋葉について、市長として世界に訴えかけるパフォーマンスはすごかった、と後年に述懐した<sup>63</sup>。2005 年に秋葉が平和記念式で読み上げた平和宣言にある、2020 ビジョンを実現させるための方策を記した一文は、秋葉のパフォーマンス力を証左している。それは、「国連総会の第 1 委員会が、核兵器のない世界の実現と維持とを検討する特別委員会を設置するよう提案します」という一文である。意思決定に全員一致が求められる NPT 再検討会議では核兵器禁止条約が実現する可能性は低い。そこで、秋葉は多数決方式を採る国連総会の第 1 委員会における「核兵器のない世界の実現と維持とを検討する特別委員会」の設置を提唱した[秋葉 2008b:637]。同年に、坪井直は、国際社会で画期的な提唱を行う秋葉を中心とした平和首長会議の取り組みを評価しながら、次のことを要望した。それは、日本の中央政府に対してもっと強く非核三原則の法制化などを訴えてほしい、という要望であった<sup>64</sup>。

翌年の 2006 年の平和宣言で秋葉は、平和首長会議の役割は『核抑止論』そして『核の傘』の虚妄を暴くこと、と述べた<sup>65</sup>。しかしながら、この宣言から平岡が主張した「核の傘」からの離脱という意味合いを読み取ることは難しい。平和首長会議加盟の門戸を国内の地方自治体に開いた 2008 年においても、秋葉は「核の傘」の下にある中央政府の政策について言及しなかった<sup>66</sup>。

その秋葉が、2010 年の平和宣言で中央政府に対し「核の傘」からの離脱を申し立てた。これは、1997 年以来、2 回目の「核の傘」からの離脱を申し立てた平和宣言であった<sup>67</sup>。この平和宣言にある「市民や都市も行動」、「志を同じくする国々、NGO、国連等と協力」という文言からは、自治と連帯の理念に基づく行動が読み取れる。

秋葉による「核の傘」からの離脱の申し立ては、どのような経緯を以て成されたのだら

<sup>62</sup> 朝日新聞「動き追って 希望と夢多い街に（緊急報告 秋葉新市長：上）／広島」（1999 年 2 月 2 日）。

<sup>63</sup> 朝日新聞「（脱秋葉・松井流 広島市長就任 1 年：下）反核アピール、淡々と 広島県」（2012 年 4 月 12 日）。

<sup>64</sup> 中国新聞「点検 秋葉市政 ‘05 広島市予算案から <下> 被爆 60 周年 『緊急行動』海外で反響 平和行政 中身問う地元」（2005 年 2 月 13 日）。

<sup>65</sup> 広島市『平和宣言』2006 年 8 月 6 日。

<sup>66</sup> 朝日新聞「平和市長会議加盟、国内都市に門戸拡大 非核の世論喚起、期待／広島県」（2008 年 1 月 29 日）。

<sup>67</sup> 朝日新聞「秋葉・広島市長の平和宣言 菅首相の平和記念式あいさつ 広島被爆 65 年」（2010 年 8 月 6 日）。

うか。2009年4月に行われたバラク・オバマ米大統領によるプラハでの「核兵器のない世界」に向けた演説（プラハ演説）は、記憶に新しい。秋葉によれば、プラハ演説に込められたオバマの思いは、次のように表現できる。それは、広島に対しての敬意、被爆者の願いへの共感、被爆者と共に「核なき世界」の創造一である。その後、2009年10月に、駐日米国大使のジョン・ルースが広島を訪れ、秋葉はルースとオバマの広島訪問について情報を交換した〔秋葉 2016:50,52〕。この時、米国は、オバマが11月に訪日する際、広島・長崎へ訪問する可能性を否定した。その理由として、次の2点が考えられる。1つ目の理由は、米国側によるものである。朝日新聞によれば、原爆投下の賛否は、米国の保守派を刺激する歴史認識問題に繋がる。さらに、被爆地訪問の実現のためには「核軍縮に向けた実績が先」という声が米国で大勢を占める。そのため、訪問が実現しなかった、とされている<sup>68</sup>。2つ目の理由は、1つ目とは対照的に、日本側によるものである。ウィキリークスの情報を基にした秋葉によれば、米国側が広島訪問について外務省に打診したが、外務省は時期尚早としこのオファーを拒否した。結果として、2009年のオバマ訪問は実現しなかった。だが、2010年1月に、オバマと会談した秋葉は、この時に広島訪問が実現すると確信した〔秋葉 2016:52〕。そして、同年の平和記念式に、潘基文のほかに、米国政府の公式代表として初めて、ルースが参列した。秋葉は平和記念式を直前に控えた記者会見で、5月のNPT再検討会議で核兵器廃絶の機運が高まったことを評価した上で「核に依存して安全保障を考えること自体が絵空事だ」と主張した<sup>69</sup>。そして、平和宣言で、「日本政府の出番」として、非核三原則の法制化とともに「核の傘」からの離脱を訴えた<sup>70</sup>。浅井基文は、ルースの広島訪問は中間選挙を睨んだ政治パフォーマンスであり「核兵器廃絶に一步近づいた」というのは希望的観測に過ぎない、とした<sup>71</sup>。確かに、ルースが「核の傘」からの離脱を中央政府に申し立てた秋葉に言及した形跡はない。しかしながら、核なき世界を求めたオバマ政権時、ルースが参列した平和記念式での、秋葉による「核の傘」からの離脱を申し立てた平和宣言は、1990年代の平岡によるそれとは異なる。すなわち、秋葉の平和宣言は、核保有国の米国、「核の傘」の下にある中央政府、そして核兵器廃絶を求め行動する地方自治体という三者間の接点であったことに違いはない。次項では、松井が市長に就いた2011年から今日における「核の傘」離脱に向けた平和首長会議の戦略を記述する。

#### （4）「核の傘」離脱に向けた平和首長会議の戦略

<sup>68</sup> 朝日新聞「特集：オバマ米大統領来日 聞こえますか、非核への願い」（2009年11月16日）。

<sup>69</sup> 朝日新聞「『核の傘』離脱、政府に要求 広島・平和宣言骨子」（2010年8月2日）。

<sup>70</sup> 広島市『平和宣言』2010年8月6日。

<sup>71</sup> 朝日新聞「（論！2010 ヒロシマ・ナガサキ）今こそ声上げる時期／広島県」（2010年8月25日）。

核軍縮外交の観点からみれば、中央政府と地方自治体との間で次の変化がみられる。1つ目に、広島・長崎ともに、2013年の平和宣言で、1990年代半ば以降に研究者やNGOから提案された北東アジアの非核地帯構想を掲げた<sup>72</sup>。外務省は、2015年に発行した『日本の軍縮・不拡散外交（第7版）』で非核地帯構想について否定的な見解を示したが、2013年に発行された『同（第6版）』は構想自体に触れていない。2つ目に、2016年4月に開催された主要7か国（G7）サミット広島外相会合は、米務長官のジョン・フォーブズ・ケリーら核保有国の外相を含む被爆地での会合となった。ここで採択された広島宣言には、核兵器の非人道性や法的禁止を示す表現はなかったが、被爆地で開催された意義や世界の政治指導者へ広島訪問を促す内容が盛り込まれた。そして、同年5月のオバマの広島訪問に繋がった。1つ目からは地方自治体による核兵器廃絶の模索が一定の影響を中央政府に与えていること、2つ目からは中央政府が核兵器廃絶を模索する地方自治体と連動しようとしていることが読み取れよう〔水本 2016:211, 216〕。これらからは、安全保障を巡り、中央政府と地方自治体との対話が開始されつつあることが分かる。

しかしながら、唯一の戦争被爆国である日本の中央政府は、核兵器禁止条約の署名・批准に対し、一貫して積極的ではない。国内では2012年1月に、広島市で開催された第1回国内加盟都市会議が「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取り組みを推進するよう求める要請書を、野田佳彦首相に提出した。これは、1982年の発足以来初となる首相への要請にほかならない<sup>73</sup>。これに対し、野田は「現時点で、核兵器国を含む多くの国が受け入れておらず、こうした国際約束の作成のための交渉を開始できる状況にはない」と答弁した<sup>74</sup>。再び自民党が政権与党となった中央政府は、ICNNDを引き継ぐ形で、オーストラリアとともに軍縮・不拡散イニシアティブ（NPID）を立ち上げ、核軍縮外交を展開した。NPIDにおける2014年の広島会合で採択された広島宣言は、核兵器の非人道性を認識するための被爆体験の役割を重視し、世界の政治指導者に被爆地訪問を呼びかけた。しかしながら、核兵器禁止条約への言及はなかった〔水本 2016:215〕。2016年にも、平和首長会議からの要請書を受け取った広島県第一選挙区選出の衆議院議員であり外務大臣である岸田文雄は、核兵器禁止条約への態度を示すことを留保した<sup>75</sup>。中央政府は、1994年以来「核兵器のない世界の実現に向けた国際的な機運をつくることに貢献」するため国連総会に核兵器廃絶決議案を毎年提出する一方で、核兵器不拡散条約（NPT）の枠組みを重視し、2017年10月現在、核兵器廃絶決議案の素案作成段階で、核軍縮の表現を例年より弱め核兵器禁止条約に言及しない方針を出している<sup>76</sup>。

<sup>72</sup> 朝日新聞「（社説）広島・長崎と首相 『被爆国』の指導力とは」（2013年8月10日）。

<sup>73</sup> 朝日新聞「核兵器禁止『条約を』 長崎など、野田首相に要請書 【西部】」（2012年1月27日）。

<sup>74</sup> 『第180回 国会 衆議院予算委員会第7号 平成24年2月10日』21頁。

<sup>75</sup> 『第192回 国会 衆議院安全保障委員会第4号 平成28年11月25日』11頁。

<sup>76</sup> 朝日新聞「日本政府、核禁条約にふれぬ方針 国連への核廃絶決議案」（2017年10

防衛政策の観点からみた場合、中央政府と平和首長会議との間でどのような変化があるのだろうか。松井は、2013年の平和宣言で、日本を含め、核抑止論に頼る「世界の為政者」に向けて、威嚇によって国の安全を守り続けることはできないとし、信頼と対話に基づく安全保障体制への転換を決断すべき、と強調した<sup>77</sup>。最新の事業報告書から分かることは、平和首長会議は、2016年10月に核保有国と日本を含む「核の傘」の下にある37か国に、核抑止政策から離脱することを要請した、ということである<sup>78</sup>。しかしながら、2017年2月に、首相の安倍晋三と米大統領のドナルド・トランプが発表した共同声明で、米国による日本防衛のくだりに「核」兵器が明記された。初めて「核の傘」を提供することを公にした日米間の首脳文書は、1975年の三木武夫首相とフォード大統領が首脳会談後に出した共同新聞発表である。安倍・トランプ共同声明はそれ以来の2例目であり、ここから読み取れるのは依然、北朝鮮の脅威に鑑み米国の「核の傘」を重視する中央政府にほかならない<sup>79</sup>。したがって、「核の傘」からの離脱に向けて、平和首長会議が中央政府に何らかの影響を与えていることを確認できない。

国連における核兵器禁止条約の採択を推進したICANの国際運営委員である川崎哲が、2017年10月に広島市を訪れ、松井にノーベル平和賞の受賞を報告した際、次のように述べた。すなわち、川崎は受賞について「被爆者とともに取った賞」と説明し、平和首長会議について「ICANにとって最も重要なパートナーの一つ」であるとした<sup>80</sup>。核兵器禁止条約の採択に重要な役割を果たした平和首長会議は、現在、核兵器禁止条約を戦術として「核の傘」離脱に向けた論理を構築しようとしている、と考えられる。その証左として、2017年7月に採択された核兵器禁止条約の制定過程を挙げたい。2017年の3月と6月にニューヨークで開催された2回の交渉会議で、平和首長会議は核保有国とともに「核の傘」の下にある国家に対し制定交渉会議に参加することを要請した<sup>81</sup>。そして、6月に全米市長会議で、平和首長会議加盟都市を中心に核軍縮に関する決議文が採択された。この決議文は核兵器禁止条約を歓迎し核を巡る緊張緩和に努めることを、トランプに求める内容で構成されている<sup>82</sup>。換言すれば、決議文は、同盟諸国へ「核の傘」を広げ対価を求める一方で核兵器の増強を表明するトランプへの、異議申し立てにほかならない。8月に、長崎市で開かれた平和首長会議の第9回総会は、核兵器禁止条約への参加を各都市が自国

---

月12日)。

<sup>77</sup> 広島市『平和宣言』2013年8月6日。

<sup>78</sup> 公益財団法人広島平和文化センター『平和と交流 2017年版(平成28年度事業)』203頁。

<sup>79</sup> 朝日新聞「核共同声明に『核』 三木・フォード時代以来」(2017年2月15日)。

<sup>80</sup> 朝日新聞「『被爆者とともにノーベル賞』 ICAN・川崎さん広島市長訪問 広島県」(2017年10月28日)。

<sup>81</sup> 公益財団法人広島平和文化センター『平和文化』195号、2017年、1-2頁。

<sup>82</sup> 朝日新聞「核禁止へ、世界の都市と 長崎、平和首長会議が閉会【西部】」(2017年8月11日)。

政府に働きかけていくことなどを盛り込んだ「ナガサキアピール」を採択した。同時に採択した特別決議では、核保有国を含むすべての国に条約への加盟を求めた<sup>83</sup>。以上からは、核兵器禁止条約を戦術として、中央政府に対し「核の傘」離脱に向けた論理を構築しようとしている平和首長会議の戦略を読み取ることができよう。そして、この戦略は、今後も続くものと思われる。

本節を整理すると次のようにいえる。平和首長会議の会長であった平岡と秋葉は、「核の傘」からの離脱を申し立てた。初めて「核の傘」からの離脱を申し立てた平岡は、安全保障を巡り中央政府との止揚を重視する安全保障観を持っていた。秋葉は、核保有国の米国、「核の傘」の下にある中央政府、そして核兵器廃絶を求め行動する地方自治体との接点をつくった。核軍縮外交の観点からみれば、安全保障を巡り、中央政府と地方自治体との対話が開始されつつある。しかしながら、中央政府は、核兵器禁止条約の署名・批准に対し、一貫して積極的ではなく、「核の傘」を重視し続けている。したがって、防衛政策の観点からみた場合「核の傘」からの離脱に向けて、平和首長会議が中央政府に何らかの影響を与えていることを確認できない。その中で、2017年の核兵器禁止条約の制定過程からは、平和首長会議による戦略として、核兵器禁止条約を戦術とした「核の傘」離脱に向けた論理の構築を読み取ることができる。

### おわりに

本章の目的は、2000年代に平和首長会議が発展した軌跡を分析し、平和首長会議による、安全保障領域におけるガバナンスの展開を明らかにすることにあつた。本章を整理すると次のようにいえる。

第1節でみたように、荒木は、1970年代に地方自治体の長として核兵器廃絶を国際社会に訴えた先駆者である。1980年代に、荒木は平和首長会議を結成した。核兵器廃絶への道を切り開こうとする平和首長会議結成時の理念は、地方自治体による自治と連帯によって、構成されていた。第2節と第3節で捉えたように、結成当初の理念を引き継いだ平和首長会議は、2003年に出された2020ビジョンを基とし、自治と連帯の観点から、国内の市民団体、国内外の地方自治体組織、国連と連携することにより、2000年代に加盟都市数の増加を伴う発展を遂げた。今日、加盟団体における住民との連携が、課題として挙げられる。そして、第4節でみたように、平和首長会議は、1990年代後半以降、「核の傘」を重視する中央政府に対し、「核の傘」からの離脱を申し立てている。初めて「核の傘」からの離脱を申し立てた平岡は、安全保障を巡り中央政府との止揚を重視する安全保障観を持っていた。平岡に続き申し立てを行った秋葉は、核保有国の米国、「核の傘」の下にある中央政府、そして核兵器廃絶を求め行動する地方自治体という三者間の接点を

---

<sup>83</sup> 朝日新聞「核禁止へ、世界の都市と 長崎、平和首長会議が閉会【西部】」（2017年8月11日）。



つくった。核軍縮外交の観点からみれば、2000年代後半から現在までに、安全保障を巡り中央政府と地方自治体との対話が始まりつつある。しかしながら、中央政府は、核兵器禁止条約の署名・批准に対し、一貫して積極的ではなく、「核の傘」の下で核抑止力を重視し続けている。したがって、防衛政策の観点からみた場合、「核の傘」からの離脱に向けて、平和首長会議が中央政府に何らかの影響を与えていることを確認できない。現在、平和首長会議は、核兵器廃絶を目標とした自治と連帯の理念に基づく行動の中で一つの戦略を示す。その戦略とは、国際社会における核兵器禁止条約を戦術とした「核の傘」離脱に向けた論理の構築である。

これらの分析から、本章の結論として、次のことを導き出せる。それは、「核の傘」からの離脱を含む国際制度を形成する一翼を担った自治体国際活動である平和首長会議が、安全保障領域のガバナンスを巡り、中央政府と対話しながら行動を展開しつつある、ということである。

2005年のNPT再検討会議と比較した場合、2010年のNPT再検討会議は、核兵器廃絶に向けてより前進した、といえよう。だが、2015年のNPT再検討会議では、今後5年間の核軍縮の方向性を示す最終文書を採用することができなかった。NPT体制がつまりきを見せ、今日、国家間の核兵器廃絶への動きは鈍い。世界が核戦争などで滅亡する時を「0時」とし、米ソの軍拡競争が頂点に達した時「残り3分」であった「終末時計」は、2017年2月現在、「残り2.5分」と最悪の状況になっている<sup>84</sup>。2020年までの核兵器廃絶を目指すことは難しいといわざるをえない。しかしながら、核兵器廃絶に向けた世論形成に取り組む平和首長会議は、砂上の楼閣ではない。本章で捉えたように、国内社会・国際社会の双方で中央政府に屹立する平和首長会議の影響力を過小評価してはならないのである。

---

<sup>84</sup> Bulletin of the Atomic Scientists “ Know the Time AN ANIMATION OF GLOBAL RISK” <http://thebulletin.org/multimedia/know-the-time> (2017年9月25日閲覧)。



## 終章

はじめに

第1節 分析結果の整理

第2節 結論

第3節 今後の課題

## 終章

### はじめに

本稿の目的は、1970年代以降、核兵器を巡る日本の安全保障に関与することで中央政府と対峙した地方自治体の政治過程を分析し、地方自治体の反核兵器政策の展開を明らかにすることにあつた。ここまでの各章での議論をまとめておく。

第1部では、第1章において、1970年代後半に神奈川県知事として、在日米軍基地問題・核兵器問題に対処した長洲一二の安全保障観を分析した。そして、長洲の安全保障観は、安全保障領域における中央政府との止揚であつた、ということを示した。この安全保障観の構成要素として、人々による自治と連帯があつた。長洲の安全保障観とその構成要素は、安全保障領域の主体を巡り、通説とされてきた「安全保障は中央政府の専管事項」を克服するための理論がない時代、すなわち安全保障領域におけるガバナンスの議論が行われる以前の時代に提示された。第2章では、近年、安全保障領域における中央政府と地方自治体との管轄の分有を内包する規範的理論が提唱され、多元的な主体による連携を可能にするアイデアがあることを、主に法学に依拠し、指摘した。この理論・アイデアは、長洲の安全保障観・構成要素を補うといえる。

1970年代における長洲の安全保障観・構成要素を扱った第1章と、2000年代における規範的理論・アイデアを扱った第2章が仮説として提示するところは、安全保障領域におけるガバナンスの萌芽と展開であつた。第2部では、この仮説を検証するため、本稿の目的として提示した、1970年代以降、核兵器を巡る日本の安全保障に関与することで中央政府と対峙した地方自治体の政治過程を分析し、地方自治体の反核兵器政策の展開を明らかにすることを試みた。すなわち、ローカル・コミュニティにおける「地方社会中心アプローチ」に当たる内的条件と「国際社会から中央政府に安全保障政策の変更を迫るアプローチ」に当たる外的条件との相互作用を独立変数、中央政府とローカル・コミュニティとの関係を従属変数とし、分析することを試みた。

### 第1節 分析結果の整理

第3章では、1970年代に成立した非核神戸方式の成立過程の分析を試み、非核神戸方式の特徴を明らかにすることを目的とした。1970年代に成立した非核神戸方式は、米国・中央政府に対する対抗意識やイデオロギーとは異なる経済・住民の日常生活を基礎として成立したものであり、国際環境に機能的変化を与える自治体国際活動であることを明らかにした。その一方で、非核神戸方式の淵源に、同年代に長洲が示した連帯の概念はなかった。そして、「安全保障領域における中央政府との止揚」といった安全保障観を確認することはできず、安全保障領域におけるガバナンスの萌芽を認めることはできなかった。

第4章では、非核宣言自治体が1980年代に増加・拡大した要因を分析し、非核自治体宣言の意義を明らかにすることを目的とした。非核自治体宣言の拡大を構成したのは、草の根の人々であつた。その上で、非核宣言自治体を拡大させた草の根の人々の深淵にある

非核自治体宣言の思想に着目した。具体的にいえば、非核自治体宣言に求められた「市民発意」（自治）と「国際連帯」（連帯）に焦点を当て、西田勝の心理的営為の軌跡を辿った。その結果、非核自治体宣言の意義として次のことが明らかになった。それは、争点志向型の連携の提示にほかならない。これは、長洲の自治と連帯を発展させたもの、といえる。なぜなら、長洲の自治と連帯は「人々の有機的な行動」など普遍的ではあるが具体性に乏しい理念に基づいていたのに対して、非核自治体宣言は核兵器を巡る「争点志向」の理念に基づいており、ローカル・コミュニティが反核兵器政策を行うために連携する可能性を新たに提示したからである。

第5章では、1990年代の高知県における非核港湾条例を巡る議論の過程を分析し、その議論の特徴を明らかにすることを目的とした。「安全保障は中央政府と地方自治体との間における相互作用」という知事の橋本大二郎の安全保障観に基づく非核港湾条例を巡る議論は中央政府と米国に影響を与える自治体国際活動であった、ということ明らかにした。1990年代は、強化されていく日米安全保障体制の下、日米両国間の対話は促進されたが、中央政府と地方自治体との対話は十分に成されなかった。したがって、神戸市会が非核神戸方式を決議した1970年代と比較した際、1990年代は安全保障に関与する地方自治体にとって「逆風の時代」であった。「逆風の時代」にあって議会の保革対立の状況と関わりなく開始された非核港湾条例を巡る一連の議論が、中央政府と米国に与えた影響は小さくない。非核港湾条例を巡る議論は、中央政府との対話の機会を少なからず引き出した。本事例からは、安全保障領域におけるガバナンスの萌芽をみることができた。その一方で、次のことも指摘した。それは、非核港湾条例の議論のイニシアティブをとった橋本から、非核港湾条例を巡る議論に関し自治・連帯の論理を確認することはできなかった、ということである。

第6章では、2000年代に平和首長会議が発展した軌跡を分析し、平和首長会議が、安全保障領域のガバナンスを巡り、中央政府と対話しながら行動を展開しつつある、ということ明らかにした。平和首長会議結成時の理念は、地方自治体による自治と連帯によって構成されており、それは今日に引き継がれている。平和首長会議は、自治と連帯の観点から、国内の市民団体、国内外の地方自治体組織、国連と連携することにより、2000年代に加盟都市数の増加を伴う発展を遂げた。平和首長会議は、1990年代後半以降、「核の傘」を重視する中央政府に対し、「核の傘」からの離脱を申し立てている。初めて「核の傘」からの離脱を申し立てた広島市長の平岡敬は、安全保障を巡り中央政府との止揚を重視する安全保障観を持っていた。平岡に続き市長となり申し立てを行った秋葉忠利は、核保有国の米国、「核の傘」の下にある中央政府、そして核兵器廃絶を求め行動する地方自治体との接点をつくった。核軍縮外交の観点からみれば、2000年代後半から現在までに、安全保障を巡り中央政府と地方自治体との対話が始まりつつある。しかしながら、中央政府は、核兵器禁止条約の署名・批准に対し、一貫して積極的ではなく、「核の傘」の下で核抑止力を重視し続けている。したがって、防衛政策の観点からみた場合、「核の

傘」からの離脱に向けて、平和首長会議が中央政府に何らかの影響を与えていることを確認できない。その中で、平和首長会議は、核兵器廃絶を目標とした自治と連帯の理念に基づく行動の中である戦略を示す。その戦略とは、国際社会における核兵器禁止条約を戦術とした「核の傘」離脱に向けた論理の構築である。

## 第2節 結論

第3章から第6章までのまとめから、地方自治体の反核兵器政策を巡り、年代ごとの重要な共通点と相違点が存在することが分かる。共通点として、次の点が挙げられよう。政治的宣言である非核自治体宣言を除き、いずれの事例も国際社会に法的・機能的インパクトを与える自治体国際活動であった、ということである。これは、安全保障は国家の専管事項とされつつも、地方自治体が安全保障を巡る課題を独自に争点化する可能性を示唆している。次に、相違点について述べる。中央政府との止揚を掲げる安全保障観は、非核神戸方式を除いて、観察された。近年、学界で安全保障領域における中央政府と地方自治体との管轄の分有を内包する規範的理論が提唱されていることを第2章で論じた。これと並行し、中央政府との止揚を掲げる安全保障観は地方自治体の現場で反核兵器政策に係る人物の中にも醸成されてきている、と捉えられよう。

ここまでの議論を、分析に当たって本稿が着眼した独立変数と従属変数に整理・分類すれば、次の表のように示される。

| 事例                              | 内的条件<br>(自治) | 外的条件<br>(連帯) | ガバナンス |
|---------------------------------|--------------|--------------|-------|
| 1970年代：<br>非核神戸方式<br>(神戸市)      | △            | ×            | ×     |
| 1980年代：<br>非核自治体宣言              | ○            | ○            | △     |
| 1990年代：<br>非核港湾条例を巡る議論<br>(高知県) | ×            | ×            | ○     |
| 2000年代：<br>平和首長会議               | ○            | ○            | ○     |

出所：筆者作成

上表を補足すれば、今日まで効力を発揮する非核神戸方式は、これまでに高知県やニュージーランドに参照されたが、自ら行政区画としての神戸市を出るものではない。したがって、内的条件は「△」とする。非核自治体宣言についていえば、自民党の一部の議員と非核都市宣言自治体連絡協議会は、反核兵器政策に向け連携した。したがって、ガバナンス

は「△」とする。非核神戸方式では内的条件が神戸市内で整っていたのに対し、高知県における非核港湾条例を巡る議論では内的条件・外的条件ともに整っていなかったがガバナンスの萌芽をみた。この高知県の事例結果の逸脱は、どのように理解すればよいのであろうか。推測の域を出るものではないが、その理由として、首長のイニシアティブにあると考えられる。神戸市長の宮崎辰雄は、非核神戸方式の導入の理由を問われた際、中央政府の非核三原則に従ってやっているだけ、と回答した。これに対し、橋本は、非核三原則を中央政府と一緒に守る、とした。ここには、両者の安全保障観に明らかな差異があることが分かる。有り体にいえば、橋本は、宮崎と比較した場合、安全保障への関与に積極性を示した。ただし、高知県における内的条件・外的条件の欠落は、最終的に、非核港湾条例の廃案に帰結した一要因であった、と考えざるをえない。本事例は、自治・連帯なくして、非核神戸方式が拡大することはないことを示唆する。平和首長会議について、今日、加盟団体における住民との連携が、課題として、挙げられた。その一方で、国内外における連携とともに加盟自治体の拡がり、人々の「核兵器はどこにも置けない」という意思の拡大にほかならない。

従属変数をみた場合、安全保障領域におけるガバナンスについて、1990年代に萌芽し、2000年代にかけて展開の様相をみせている、といえよう。以上より、本稿の結論として、国境を越えて他国の地方自治体・市民団体と連携することと並行して国内で当該地方自治体内部の住民を含めた多様な主体と連携することによって、中央政府の核兵器政策に影響を与えようとする地方自治体の反核兵器政策の展開が明らかになった。この結論が示唆することは、地方自治体が、核兵器という争点を巡り自治と連帯を行うことで、旧来の安全保障を巡る中央政府との枠組みを再構成し、中央政府とともに、平和秩序形成の主体となる可能性にほかならない。

### 第3節 今後の課題

本稿により明らかになった、地方自治体の反核兵器政策の展開を再検討する上で必要な今後の課題を、5点に整理し、稿を閉じる。

1つ目の課題は、時間の観点から、1960年代における反核兵器政策の考察である。

1960年代における反核兵器政策については、序章で、初めて米原子力潜水艦・米原子力空母が入港した佐世保市の事例に触れるに留まった。地方自治体の反核兵器政策が本格的に開始される源泉である1960年代の事例は、草の根による運動との比較などにおいて、無視できない。

2つ目の課題は、空間の観点から、他国の地方自治体による反核兵器政策の考察である。欧州における事例として、2008年6月15日に発行された『非核ネットワーク通信』の巻頭では、多賀秀敏により、バルティック海に入るロシアの原子力潜水艦の対応を巡りバ

ルト海都市連合（UBC = Union of Baltic Cities）が形成された事例が紹介された<sup>1</sup>。自治・連帯・ガバナンスの観点から、これらの事例が示唆に富んでいることは、想像に難くない。

3つ目の課題は、事例の観点から、今日まで続く「沖縄問題」の考察にほかならない。沖縄県基地対策課は、2017年9月に「現在、沖縄に核兵器は配備されているか」という質問を外務省に提出した<sup>2</sup>。その一方で、海外に展開する米軍基地閉鎖を目標に結成した「反海外米軍基地連合」は、米国の反戦・平和団体が中心になり、「沖縄に米軍基地はいらない」と書かれた横断幕を広げる<sup>3</sup>。沖縄を中心に、基地・核兵器という争点を巡る自治と連帯は検討すべき課題である。

4つ目の課題は、3つ目と同じく事例の観点から、「原発問題」の考察である。原発の問題は地方自治体の反核兵器政策を論じるにあたり避けて通れない。福島原発事故後、自然再生エネルギーの推進と地域循環型経済を連動させる取り組みが成されるのと並行して、脱原発・反原発というテーゼを含む「新しい非核自治体宣言」運動が展開されつつある。「新しい非核自治体宣言」運動は、「普通の市民運動」として、「原発のない日本」とともに「核兵器のない世界」を唱道する運動にほかならない〔望田 2016:185-193〕。原発の問題を自治と連帯の観点から検証する必要がある。

5つ目の課題は、理論の観点から、世論の変化の考察である。冷戦の終結に伴い、1991年に米国は海外配備の戦術核兵器の撤去と、海軍水上艦艇の核兵器任務を解除した〔井上 2010:204〕。これにより、事実上、日本に核兵器搭載艦船が寄港する可能性はなくなった、とされる。その後の2010年に、密約により核搭載艦船のトランジットが非核三原則の「持ち込ませず」の対象から外されていたことが、明白な事実となった。これは、第1章で記した通りである。これらの中央政府による公表を、安全保障に関与する人々がどのように捉えたのかが本稿では十分に検討しきれていない。批判的安全保障論の視点から、この問いは看過できない課題である。

従来、政治体制は中央政府による制度設計が中心であった。この政治体制の下、安全保障領域を巡り「国家にとっての安全」（安全価値）と「国民・住民にとっての安全」（人権価値）との衝突は今日まで続く。中央政府のみが主体となった安全保障は、明らかに見直しを求められている。民主的な秩序原理の下で安全保障に関与する地方自治体の政治過程を辿り、分析考察を重ねていく。これは、安全保障領域における中央政府と地方自治体との理想的な在り様を提示する上で、重要な作業であることはいうまでもない。

<sup>1</sup> 多賀秀敏 『環日本海経済圏』考 非核自治体全国草の根ネットワーク世話人会 『非核ネットワーク通信』第122号、2008年。

<sup>2</sup> 琉球新報「沖縄核配備、沖縄県が質問 外務省に有無を確認」（2017年9月27日）。

<sup>3</sup> しんぶん赤旗「海外米軍基地閉鎖せよ 沖縄に連帯も 米で反戦・平和団体が集会」（2018年1月14日）。



## 参考文献一覧

### 日本語文献

- 愛敬浩二[2013]「1 自民党『日本国憲法改正草案』のどこが問題か、なぜ問題か」奥平康弘 愛敬浩二 青井未帆『改憲のなにが問題か』、岩波書店。
- 青山良道[1985]『非核都市運動 草の根から国際連帯へ』、エイデル研究所。
- 赤坂一念[2004]「総合政策学的アプローチの可能性：地域の安全保障をめぐる（＜特集＞総合政策学）」島根県立大学総合政策学会『総合政策論叢』8。
- 赤根谷達雄[2007]「第2章 『新しい安全保障』の相対的分析」赤根谷達雄 落合浩太郎 編著『「新しい安全保障」論の視座』、亜紀書房。
- 秋葉忠利[2008a]「二〇二〇年までに核兵器廃絶を一平和市長会議の役割と取組（特集 核兵器のない世界に向けて）」尾崎行雄記念財団『世界と議会』521。
- [2008b]「平和市長会議」加藤尚武編『応用倫理学事典』、丸善株式会社。
- [2012]『ヒロシマ市長 〈国家〉から〈都市〉の時代へ』、朝日新聞出版。
- [2016]「核なき世界実現のための一里塚として：オバマ大統領広島訪問の先を考える」『世界』884、岩波書店。
- 阿左見健[1994]『『国際化時代』における非核自治体の課題 いまわれわれは、何を求めているか？（歴史を学び憲法を生かす＜特集＞）』『月刊社会教育』38（8）、国土社。
- 荒木武[1986]『ヒロシマを世界へ』、ぎょうせい。
- 阿利莫二[1983]「運動と地方自治」辻清明監修『事例・地方自治 第5巻 運動』、ほるぷ。
- 安藤裕子[2011]『反核都市の論理—「ヒロシマ」という記憶の戦争』、三重大学出版会。
- 五百旗頭真[2016]「序章 高坂正堯の戦後日本」五百旗頭真 中西寛編『高坂正堯と戦後日本』、中央公論新社。
- 五十嵐暁郎[2010]「第3章 市民は誰が『保護』するのか—『国民保護法制』を分析する」五十嵐暁郎 佐々木寛 福山清蔵編著『地方自治体の安全保障』、明石書店。
- 池尾靖志[2011]「自治体からの平和政策を」『世界』9、岩波書店。
- [2012]『自治体の平和力（岩波ブックレット848）』、岩波書店。
- [2015]「地域からの平和創造のために：自治体の平和政策の実態と可能性（特集 非戦の誓いをあらたに）」『月刊自治研』57（661）。
- 井下田猛[1984]「現代国家・地域論—14—自治体非核宣言と自治体の復権課題」自治研中央推進委員会『月刊自治研』26（11）。
- 石川捷治[2004]「市民・自治体からの安全保障：東アジアのなかの福岡」九州大学『法政研究』70（4）。
- 石川卓[2015]「第2章 日米安保のグローバル化」遠藤誠治編『シリーズ日本の安全保障

- 2 日米安保と自衛隊』、岩波書店。
- 市岡政夫[2000]『自治体外交—新潟の実践・友好から協力へ』、日本経済評論社。
- 伊藤恭彦[2016]「第9章 ローカル・ガバナンスという切り口—政治学の知的革新と民主主義の深化へ—」石田徹 伊藤恭彦 上田道明編『ローカル・ガバナンスとデモクラシー：地方自治の新たなかたち』、法律文化社。
- 井上正信[2010]「軍縮・非核と安保体制」民主主義科学者協会法律部会編『安保改定 50年 軍事同盟のない世界へ』、日本評論社。
- 岩崎恭典[2009]「神は細部に宿る 『補完性の原理』はどう使われるべきか（特集 やっぱり地方自治）」『月刊自治研』、自治労システムズ自治労出版センター。
- 岩垂弘[1982]「反核・軍縮運動のうねり 婦人団体から旧軍関係者まで広がった反核運動」『潮』277。
- 上原公子[2006]「はじめに」上原公子 田中隆 平和元 戦争非協力自治体づくり研究会 自由法曹団東京支部『国民保護計画が発動される日』、自治体研究社。
- [2007]「地方自治体から平和をつくるには 『国民保護』体制を考える（特集 ここまで来た『国民保護』体制）」『インパクション』156、インパクト出版会。
- 上村英明[1991]「『市民外交』の挑戦—『民際外交』を越える視点（グローバルデモクラシー〈特集〉）」日本平和学会『平和研究』16。
- 宇吹暁[1985]「軍縮と市民運動—日本の原水爆禁止運動をめぐって—」日本国際政治学会編『国際政治』80。
- 梅林宏道監修[2005]『イアブック「核軍縮・平和 2005」 市民と自治体のために』、高文研。
- [2013]『イアブック「核軍縮・平和 2013」 市民と自治体のために』、高文研。
- [2014]『イアブック「核軍縮・平和 2014」 市民と自治体のために』、緑風出版。
- 浦田賢治[1992]「非核自治体・非核条例・非核三原則法 日本の非核地帯化に関する研究」時岡弘先生古稀記念論文集刊行会編『人権と憲法裁判 時岡弘先生古稀記念』、成文堂。
- 江橋崇[1988]「自治体国際活動と法構造」松下圭一編著『自治体の国際政策』、学陽書房。
- [1990]「対外政策と議会（議会100年と2つの憲法〈特集〉）（議会制 何をするか）」『ジュリスト』955、有斐閣。
- [1994]『自治体国際政策の展開と内なる国際化：外国人住民の人権を保障するには』、地方自治総合研究所。
- 遠藤乾[2014]「第1章 安全保障論の転回」遠藤誠治 遠藤乾編『シリーズ 日本の安全保障 第1巻 安全保障とは何か』、岩波書店。
- 太田薫[1971]『戦いの中で 労働運動 25年』、青木書店。
- 太田一男[1982]「軍事・安保と市民の人権（日本の平和と安全保障〈特集〉）」『ジュリスト』758、有斐閣。

- 大津浩[1991]「自治体『外交』権の法理のための予備的研究」新潟大学『法政理論』 24 (2)。
- [1992]「憲法学からみた自治体外交権論 (自治体の平和外交<特集>)」日本平和学会『平和研究』 17。
- [1993]「自治体の国際活動と外交権」日本公法学会『公法研究』 55。
- [1994]「第2章 自治体外交の法理」羽貝正美 大津浩編『自治体外交の挑戦：地域の自立から国際交流圏の形成へ』、有信堂。
- [1997]「自治体の外交はこうなる」『法学セミナー』 507、日本評論社。
- [2005]「自治体の補完外交と対抗外交 (特集1 自治体外交の内実を問う)」『都市問題』 96 (8)、東京市政調査会。
- [2011]「1 国際人権保障における自治体の権能と義務」芹田健太郎 戸波江二 棟居快行 葉師寺公夫 坂元茂樹編集代表『国際人権法の国内的实施 講座 国際人権法 3』、信山社。
- [2013]「現状の固定と『対話』の拒否：憲法改正と地方自治 (いまなぜ憲法改正なのか)」『月刊自治研』 55 (646)、自治労サービス。
- [2015]『分権国家の憲法理論 フランス憲法の歴史と理論から見た現代日本の地方自治論』、有信堂。
- [2016]「自治体外交」広島市立大学広島平和研究所編『平和と安全保障を考える事典』、法律文化社。
- 大西弘子[2014]「現代民主政におけるポリティ観念の変容：第二次分権改革における『条例による法令の上書き』の議論を事例として」社会文化研究会『社会文化研究』 16。
- 大野光明[2015]「6 軍事基地がつくられるということ 京都での米軍基地建設と地域社会の軍事化」日本平和学会編『「積極的平和」とは何か [平和研究第45号]』、早稲田大学出版部。
- 岡田知弘[2008]『道州制で日本の未来はひらけるか』、自治体研究社。
- 長有紀枝[2012]『入門 人間の安全保障 恐怖と欠乏からの自由を求めて』、中央公論新社。
- 小畑隆資[2015]「基調報告 基本的人権の安全保障体制の確立を！ (特集 第10回 地域人権問題全国研究集会in松江 第4分科会 憲法を軸に人間らしい暮らしや仕事を語ろう)」『地域と人権』 372、全国地域人権運動総連合。
- 核軍縮を求める二十二人委員会[1989]『非核三原則の立法化を』、岩波書店。
- 梶本修史[2000]「世界の平和の指針、『神戸方式』守れ！ (特集 ガイドライン法以後日本の平和は?)」『住民と自治』 448、自治体研究社。
- 片山善博[2007]『市民社会と地方自治 (叢書 21COE—CCC 多文化世界における市民意識の動態)』、慶應義塾大学出版会。
- 片山善博 鈕持佳苗[2003]『地域間交流が外交を変える 鳥取—朝鮮半島の「ある試み」』、

光文社。

片山善博 津久井進[2007]『災害復興とそのミッションー復興と憲法』、クリエイツかもがわ。

金光清行[1984]「神戸市の国際交流（自治体と国際交流<特集>）」財団法人神戸都市問題研究所『都市政策』37。

鎌田定夫[1989]「市民運動からみた平和論」日本弁護士連合会『自由と正義』40（5）。  
カルドア・メアリ（高原孝生訳）[1999]「Ⅶ 反核運動ー権力・政治・市民」坂本義和編『核と人間Ⅰ 核と対決する 20 世紀』、岩波書店。

河合利修[2005]「国際人道法と我が国における最近の『無防備地域宣言運動』」『日本赤十字豊田看護大学紀要』1（1）。

川上和久[1997]「選挙における広報活動と中間集団の世論喚起ー1995年高知県知事選挙をめぐってー」『明治学院論叢』590。

川崎哲[2011]「日本の平和運動に未来はあるか」『世界』821、岩波書店。

神原勝[1984]「資料にみる非核宣言自治体の現状」地方自治総合研究所『自治総研』71。

木島宏[1987]「ひろがる非核自治体宣言と今後の運動（地方政治の革新と農村<特集>）」日本共産党中央委員会『あすの農村』148。

北川智恵子[1985]「米国市民運動と核兵器交渉政策」日本国際政治学会編『国際政治』80。

北原久嗣[2006]「安全保障と地方自治 有事体制のパズルから自治体単位でピースをはずすー無防備地域宣言運動の新たな局面」『世界』754、岩波書店。

木村朗[2005]「11 いま『九州・沖縄』から平和を創る」菅英輝 石田正治編著『21世紀の安全保障と日米安保体制』、ミネルヴァ書房。

—[2006]『危機の時代の平和学』、法律文化社。

久保孝雄[2006]『知事と補佐官ー長洲神奈川県政の 20 年』、敬文堂。

グレン・D・フック[1986]『軍事化から非軍事化へ』、御茶の水書房。

黒澤満[2014]「2020 ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」『情報・知識 imidas2017』、集英社。

月刊社会教育編集部[1986]「非核宣言自治体と平和事業の展開（資料）（平和学習<特集>）」『月刊社会教育』30（5）、国土社。

原水爆禁止兵庫県協議会[2005]『非核「神戸方式」物語 波よひろがれ 30 周年記念 1975-2005』、原水爆禁止兵庫県協議会。

神戸新聞社編[1994]『神戸市長 14 人の決断』、神戸新聞総合出版センター。

河本敏夫[1968]『波濤三十年』、三光汽船株式会社。

古関彰一[2002]「国家安全保障を超えて（特別企画 有事法制を考える）」『法学セミナー』47（9）、日本評論社。

—[2013]『安全保障とは何か 国家から人間へ』、岩波書店。

- 後藤仁[1997]「第3節 神奈川県 民際外交の展開」駒井洋 渡戸一郎『自治体の外国人政策 内なる国際化への取り組み』、明石書店。
- 小林淳宏[1967]『核戦略時代の外交』、文藝春秋。
- 小林武[2006]『憲法「改正」と地方自治 21世紀に活かすために』、自治体研究社。
- [2014]「第2部 平和を守る自治体と憲法」小林武 晴山一穂 稲嶺進 稲葉暉 岡庭一雄編著『「戦争する国」許さぬ自治体の力』、自治体研究社。
- 小林武 渡名喜庸安[2007]『憲法と地方自治』、法律文化社。
- 小林照夫[1999]『日本の港の歴史』、成山堂書店。
- 小林直樹[1982]「平和憲法の現実的可能性（日本の平和と安全保障〈特集〉）」『ジュリスト』758、有斐閣。
- 小松寛[2017]「沖縄県の対外活動による地域秩序形成の可能性」早稲田大学琉球・沖縄研究所『琉球・沖縄研究』5。
- 財団法人神戸都市問題研究所[1985]「港湾近代化影響調査報告書（抜粋）」財団法人神戸都市問題研究所『都市政策』38。
- 財団法人広島平和文化センター編[1985]『平和事典』、勁草書房。
- [1997]『広島平和文化センター 20年誌—センターの歩み』。
- [1998]『平和の推進 1997年版』。
- 坂本義和[1983]『「地方」の「国際化」』長洲一二 坂本義和編著『自治体の国際交流—ひらかれた地方をめざして』、学陽書房。
- 櫻川明巧[1985]「日本の軍縮外交—非核三原則と核抑止力依存とのほざま—」日本国際政治学会編『国際政治』80。
- 佐々木寛[2010]「序論『安全保障』の構造転換」五十嵐暁郎 佐々木寛 福山清蔵『地方自治体の安全保障』、明石書店。
- 佐道明広[2009]「安全保障政策の展開にみる日本外交の基層 自立への意思と基本戦略をめぐって」日本国際問題研究所『国際問題』578。
- [2012]『現代日本政治史5 「改革」政治の混迷 1989—』。
- 佐藤俊一[2014]『日本地方自治の群像 [第5巻]』、成文堂。
- 佐藤昌一郎[1987]「第1章 非核自治体（運動）の展開と歴史的意義—日本と世界の各国で」森田俊男編著『非核自治体—抗議・学習・連帯』、汐文社。
- 佐藤誠[2006]「日本における人間安全保障をめぐる政策と議論」立命館大学国際関係学会『立命館国際研究』18（3）。
- 佐藤正志 前田洋介[2017]「序章 ローカル・ガバナンスとは何か」佐藤正志 前田洋介編『ローカル・ガバナンスと地域』、ナカニシヤ出版。
- 佐藤光雄[1987]「ひろがる非核自治体宣言運動（自治体労働運動の発展めざし〈特集〉）」『労働運動』256、新日本出版社。
- 澤野義一[1999]「第11章 自治体による『協力』」山内敏弘編『日米新ガイドラインと

- 周辺事態法 いま「平和」の構築への選択を問い直す』、法律文化社。
- [2006] 『入門 平和をめざす無防備地域宣言 条例による国際人道法の非戦平和的活用』、現代人文社。
- [2011] 「国際安全保障における自治体平和政策の意義の検討」大津浩編『地方自治の憲法理論の新展開』、敬文堂。
- [2015] 「第1章 原発に関する憲法論の不在と違憲論の提唱」『脱原発と平和の憲法理論—日本国憲法が示す平和と安全』、日本評論社。
- 三味由紀雄[1999] 「後方基地・日本」『朝鮮戦争（上） ソウル奇襲と仁川上陸』、学習研究社。
- 柴田晃芳[2011] 『冷戦後日本の防衛政策 日米同盟深化の起源』、北海道大学出版会。
- [2013] 「現代日本の防衛政策形成過程とシビリアン・コントロール」新川敏光編『現代日本政治の争点』、法律文化社。
- 渋谷武[1992] 「9章 協生の哲学 他者肯定・自者肯定の政治」多賀秀敏編『国境を越える実験—環日本海の構想（環日本海叢書）』、有信堂。
- 渋谷秀樹[2008] 「国際条約と自治体条例（特集 自治体の国際感覚）」『地方自治職員研修』 41、公職研。
- 島袋純[2014] 『沖縄振興体制を問う 壊された自治とその再生に向けて』。
- 庄司光 宮本憲一[1964] 『恐るべき公害』、岩波書店。
- 城忠彰[2012] 「平和市長会議の形成と発展—演習授業のフィールドワークを手がかりとして」広島修道大学学術交流センター『修道法学』 35（1）。
- 白鳥浩[2009] 『都市対地方の日本政治—現代政治の構造変動』、芦書房。
- 白藤博行[2013] 『新しい時代の地方自治像の探求』、自治体研究社。
- 新修神戸市史編集委員会編[1994] 『新修神戸市史 歴史編Ⅳ 近代・現代』、神戸市。
- [2003] 『新修神戸市史 産業経済編Ⅲ 第三次産業』、神戸市。
- [2005] 『新修神戸市史 行政編Ⅲ 都市の整備』、神戸市。
- [2014] 『新修神戸市史 産業経済編Ⅳ 総論』、神戸市。
- 進藤兵[2014] 「50 『地域から平和をきずく オキナワ・イワクニからみた日本』 日本平和学会編『平和を考えるための100冊+α』、法律文化社。
- 新藤宗幸[1999] 「安全保障問題からみた政府間関係」東京市政調査会『都市問題』 90（10）。
- 神野直彦[2002] 『地域再生の経済学 豊かさを問い直す』、中公新書。
- 末浪靖司[1987] 『『神戸方式』拡大おそれる外務省の“詭弁”—非核自治体の増加はさけられない』 日本共産党中央委員会『前衛』 547。
- [1988] 「米艦船寄港は『安保の義務』か 函館市、東京都への外務省文書の欺まんを衝く」日本共産党中央委員会編『赤旗評論特集版』。
- 菅沼彰宏[2013] 「第2章 論考 市民外交と民際外交」上村英明 木村真希子 塩原良和

- 編著『市民の外交—先住民族と歩んだ 30 年』、法政大学出版局。
- 杉原泰雄[2011]「憲法と地方自治—連続する『危機』のなかで考える」地方自治総合研究所『自治総研』399。
- 鈴木太郎[1985]『「非核都市宣言」運動の新たなうねり』日本共産党中央委員会『前衛』522（6）。
- 鈴木壮治 矢野義昭[2008]「対テロ戦争時代を生き抜く切り札は『州兵制度』である」『諸君』1、文芸春秋。
- 関寛治[1982]「限定核戦争の危険性と安全保障論（日本の平和と安全保障＜特集＞）」『ジュリスト』758、有斐閣。
- [1985]「国際政治学から見た非核都市宣言」西田勝編『非核自治体運動の理論と実際』、オリジン出版センター。
- 全国革新市長会 地方自治センター編[1990]『資料 革新自治体』、日本評論社。
- 戦後日本国際文化交流研究会（平野健一郎監修）[2005]『戦後日本の国際文化交流』、勁草書房。
- 戦争非協力自治体づくり研究会[2006]「第3部 国民保護法に基づく住民避難シミュレーション—東京都国立市の場合—」上原公子 田中隆 平和元 戦争非協力自治体づくり研究会 自由法曹団東京支部『国民保護計画が発動される日』、自治体研究社。
- 孫若聖[2013]「日中国交回復前の神戸市による対中接近の発想と実践 友好都市提携を中心に」神戸大学『鶴山論叢』12・13。
- 田上富久[2008]「平和市長会議と『2020 ビジョン』」全国保険医団体連合会『月刊保団連』977。
- 多賀秀敏[1999]「国際社会における社会単位の深層」多賀秀敏編『国際社会の変容と行爲体 大畑篤四郎教授古稀記念』、成文堂。
- [2002]「自治体の国際協力」松下圭一 西尾勝 新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想3 政策』、岩波書店。
- [2003]「北東アジアと自治体外交（特集 北東アジアにおける立憲主義と平和主義）」『法律時報』75（7）、日本評論社。
- [2008]「あとがき—汎用モデルのための注釈」新潟国際ボランティアセンター『地方発国際 NGO の挑戦—グローバルな市民社会に向けて』、明石書店。
- 高寄省三[1977]「神戸市の戦後 30 年」財団法人神戸都市問題研究所『都市政策』9。
- [1992]『宮崎神戸市政の研究 第1巻』、勁草書房。
- [1993]『宮崎神戸市政の研究 第3巻』、勁草書房。
- 滝田賢治[2013]「平和憲法と日米同盟の狭間で」井上寿一 波多野澄雄 酒井哲哉 国分良成 大芝亮『日本の外交 第6巻 日本外交の再構築』、岩波書店。
- 武井秀夫[1983]「平和と人権を守る『市民化』外交をめざして—シンポジウムをおえて—」長洲一二 坂本義和編著『自治体の国際交流—ひらかれた地方をめざして』、学陽書

房。

田中明彦[2013]「2 安全保障－人間・国家・国際社会」大芝亮編著『日本の外交 第5巻 対外政策 課題編』、岩波書店。

田中成之[2004]『〈改革〉の技術－鳥取県知事・片山善博の挑戦』、岩波書店。

田中正明[1974]『世界連邦 その思想と運動』、平凡社。

玉野井芳郎（鶴見和子 新崎盛暉編）[1990]『玉野井芳郎著作集第3巻 地域主義からの出発』、学陽書房。

千葉眞[2005]「第3章 平和的生存権と人間の安全保障の再考」国際基督教大学社会科学研究所 上智大学社会正義研究所共編『平和・安全・共生－新たなグランドセオリーを求めて』、有信堂。

地方自治センター資料編集委員会編[1998]『資料 革新自治体（続）』、日本評論社。

中国新聞社編[2009]『10代がつくる平和新聞 ひろしま国』、明石書店。

鶴見俊輔[1968]「ベ平連とは何か？」小田実編『市民運動とは何か』、徳間書店。

都留康子[2006]「地球市民社会とグローバルな社会運動－その限界と意義」中央大学政策文化総合研究所「地球市民社会の研究」プロジェクト『地球市民社会の研究 中央大学政策文化総合研究所研究叢書4』、中央大学出版部。

—[2011]『『核なき世界』と核抑止の狭間で：自治体からの平和発信と連携の可能性（臼井久和先生古稀記念論文集）』中央大学『法學新報』117（11）。

デービッド・ロンギ[1992]『非核ニュージーランドの選択』、平和文化。

土佐弘之[2014]「第9章 批判的安全保障論から見た3・11」遠藤誠治 遠藤乾『安全保障とは何か』、岩波書店。

—[2016]『境界と暴力の政治学－安全保障国家の論理を超えて－』、岩波書店。

渡植貞一郎[2004]「核廃絶運動論の新たな展開－直面する緊急課題と今後の展望」日本科学者会議『日本の科学者』39（6）。

富野暉一郎[2010a]「地方自治体の側から安全保障を考える（3）」長野県地方自治研究センター『信州自治研』223。

—[2010b]「第9章 地方自治体と安全保障政策」宮本憲一 川瀬光義編『沖縄論－平和・環境・自治の島へ』、岩波書店。

—[2014]「国の安全保障と自治体外交（特集 平和の構築と地方自治）」大阪市政調査会『市政研究』。

豊田祐基子[2015]『日米安保と事前協議制度 「対等性」の維持装置』、吉川弘文館。

中澤秀雄[2005]『住民投票運動とローカルレジーム－新潟県巻町と根源的民主主義の細道、1994-2004』、ハーベスト社。

長洲一二[1974]「池田大作氏への十問」『潮』184。

—[1975]「新しい時代の理念と体系的な政策を」日本労働組合総評議会『月刊総評』209。



- [1978] 「『地方の時代』を求めて（地方の時代＜特集＞）（地方の時代＜シンポジウム＞）」『世界』395、岩波書店。
- [1980] 『地方の時代と自治体革新』、日本評論社。
- [1982] 『ただ人は情あれ』、草思社。
- [1983] 『続燈燈無尽 地域に根ざし、世界に開く』、ぎょうせい。
- [1984] 「神奈川の民際外交」沖縄県国際交流財団編『地方自治体の国際交流 地方の時代シンポジウム 昭和 58 年』。
- [1987] 『第三燈燈無尽 活力と魅力のくにづくり』、ぎょうせい。
- 中西寛[2007] 「第 1 章 安全保障概念の歴史的再検討」赤根谷達雄 落合浩太郎編著『「新しい安全保障」論の視座』、亜紀書房。
- 中西裕人[1999] 「非核神戸方式をめぐる最近の動き—高知県を中心に」日本民主法律家協会『法と民主主義』336。
- 行方久生[2010] 「非核『神戸方式』と日米外交」自治労連 地方自治問題研究機構編『脱日米同盟と自治体・住民 季刊 自治と分権 別冊』、大月書店。
- 新原昭治[2011] 『日米「密約」外交と人民のたたかい—米解禁文書から見る安保体制の裏側』、新日本出版社。
- 西田勝[1982] 「文学者として市民として」『月刊社会党』313。
- [1984] 「非核自治体宣言運動のすすめ（下）」『月刊社会党』341。
- [1987] 「3分の1を超えた非核宣言自治体（講演要旨）」『月刊社会党』380。
- [1986a] 「ヨーロッパ反核紀行—1—フランス、ベルギーを巡りて」『月刊社会党』366。
- [1986b] 「ヨーロッパの非核自治体運動」『世界』492、岩波書店。
- [1989] 「日本における非核自治体運動の現在（平和を考える＜特集＞）」日本弁護士連合会『自由と正義』40（5）。
- [1998] 『私の反核日記 1979～1997』、日本図書センター。
- [2001] 「第 2 回非核自治体訪朝団頓挫の記」宇都宮軍縮研究室『軍縮問題資料』252。
- [2002] 「非核宣言 20 年と新しい波（特集 日米安保条約発効 50 年）」宇都宮軍縮研究室『軍縮問題資料』259。
- [2005] 「特集 非核自治体運動の課題」『月刊社会民主』598。
- 西田勝編[1985] 『非核自治体運動の理論と実際』、オリジン出版センター。
- 西村幸夫[1986] 「広島被爆 40 年史、都市の復興」一般社団法人日本建築学会『建築雑誌』101（1250）。
- 橋本大二郎[2001] 『知事 地方から日本が変わる』、平凡社。
- [2006] 『融通無碍』、ノブレスオブリージュ。
- [2009] 『未来へ「霞が関と永田町」大変革の処方箋』、株式会社プレジデント社。
- 初瀬龍平[2005] 「第 7 章 国家の安全と国民の安全」菅英輝 石田正治 編著『21 世紀

- の安全保障と日米安保体制』、ミネルヴァ書房。
- 浜川清[1999]「法律時評 非核港湾条例と地方自治体」『法律時報』 71 (6)、日本評論社。
- 林茂夫[1983]「無防備地帯構想とその発展(憲法と平和保障) (平和保障の構想と模索)」『法学セミナー 増刊 総合特集シリーズ』 22、日本評論社。
- [1999]「自治体の平和政策としての無防備地帯(特集 し の び よ る 不 吉 な 影)」『月刊自治研』 41 (479)。
- [2006]「《非防衛地区》運動のすすめ」池田眞規 古川純 松尾高志 丸山重威 山内敏弘 吉池公史編著『無防備地域運動の源流 林茂夫が残したもの』、日本評論社。
- 葉山峻 長澤成次 山崎功[2000]「自治体から平和を創る—葉山峻衆議院議員に聞く(特集1 自治体から平和を創る)」『月刊社会教育』 44 (8)。
- 樋口秀洋[1992]『大二郎が勝った:女がつくった高知県知事:「草の根」勝利のドキュメント』、高知県「草の根」知事選を記録する会。
- 平岡敬[1996]『希望のヒロシマ』、岩波書店。
- 平野伸人編[2012]『本島等の思想—原爆・戦争・ヒューマニズム』、長崎新聞社。
- 廣田全男[2004]「ヨーロッパ地方自治憲章と世界地方自治憲章草案—その意義・内容と各国の対応—」比較地方自治研究会 財団法人自治体国際化協会『平成 15 年度比較地方自治研究会調査研究報告書 世界地方自治憲章と各国の対応』。
- 広田秀樹[2011]「レーガン政権の対中米外交に関する考察:対ソ連強硬路線を基調とした 1980 年代のアメリカ国際政治戦略体系の一構成要素としての対中米外交」長岡大学地域研究センター『地域研究:長岡大学地域研究センター年報』 11。
- 福田毅[2006]「日米防衛協力における 3 つの転機—1978年ガイドラインから『日米同盟の変革』までの道程」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』 56 (7)。
- 藤原修[2015]「戦後日本平和運動の意義と課題」『平和研究』 45、早稲田大学出版部。
- 星埜惇[1991]「第 1 節 国家論における地方制度論」星埜惇 河相一成『地域再構成の展望』、中央法規出版。
- 星野安三郎[1962]「第 1 章 平和的生存権序論」小林孝輔 星野安三郎編『戦後の憲法政治』、法律文化社。
- [2006]「自衛隊研究から無防備地域運動へ」池田眞規 古川純 松尾高志 丸山重威 山内敏弘 吉池公史編著『無防備地域運動の源流 林茂夫が残したもの』、日本評論社。
- 堀江湛[1970]「佐世保における原潜異常放射能事件と国民世論:日本外交史研究 外交と世論」『国際政治』 41。
- 松井一實[2015]「被爆 70 年に寄せて」日本軍縮学会『軍縮研究』 6。
- 松下圭一[1971]『都市政策を考える』、岩波書店。
- [1975]『市民自治の憲法理論』、岩波書店。

- [1988] 「12 自治体の国際政策」『自治体の国際政策』、学陽書房。
- [1996] 『日本の自治・分権』、岩波書店。
- [2002] 『都市型社会と防衛論争—市民・自治体と「有事」立法（地方自治ジャーナルブックレット 33）』、公人の友社。
- 松下圭一 渡辺保男[1981] 「行政改革の理念—いかに発想転換すべきか（行政改革）（行政改革の歴史と展望）」『法律時報』 53（4）、日本評論社。
- 丸浜江里子[2011] 『原水禁署名運動の誕生—東京・杉並の住民パワーと水脈』、凱風社。
- 水島朝穂[2007] 「第1部 安全保障と憲法・憲法学—腰をすえた議論のために（特集『安全保障』を法的にどう考えるか）」『法学セミナー』 52、日本評論社。
- 水本和実[2000] 「第13章 日本の非核政策とその課題」山田浩 吉川元編『なぜ核はなくなるのか—核兵器と国際関係』、法律文化社。
- [2016] 「終章 被爆国日本の役割」吉川元・水本和実編『なぜ核はなくなるのか II 「核なき世界」への視座と展望』、法律文化社。
- 道場親信[2013] 「9 原水爆禁止運動と冷戦—日本における反核平和運動の軌跡」酒井哲哉編『日本の外交 第3巻 外交思想』、岩波書店。
- 峯陽一[2011] 「人間の安全保障と開発の哲学（『人間の安全保障』と対外政策）」日本国際問題研究所『国際問題』 603。
- 峯田史郎[2008] 「北東アジア都市間交流に関する一考察：広島市の対重慶市関係を事例に」北東アジア学会『北東アジア地域研究』 14。
- 宮崎辰雄[1976] 『あじさいの心』、海文堂。
- [1985] 『宮崎辰雄 私の履歴書 神戸の都市経営』、日経事業出版社。
- [1993] 『神戸を創る 港都 50年の都市経営』、河出書房新社。
- 宮本憲一[2015] 『自治・平和・環境』、自治体研究社。
- 民際外交 10年史企画編集委員会編[1990] 『民際外交の挑戦—地域から地球社会へ』、日本評論社。
- 無防備地域宣言運動全国ネットワーク[2007] 『無防備平和条例は可能だ—国立市議会審議の記録』、耕文社。
- 村山富市 辻元清美[1998] 『そうじゃのう…村山富市「首相体験」のすべてを語る』、第三書館。
- 望田幸男[2016] 「『新しい非核自治体宣言』の提唱 これまでとこれから」『季論 21』編集委員会『季論 21 intellectual and creative』 33、本の泉社。
- 森川洋 篠原重則 奥野隆史[2005] 『日本の地誌 9 中国・四国』、朝倉書店。
- 森田一（服部龍二 昇亜美子 中島琢磨編）[2010] 『心の一燈 回想の大平正芳』、第一法規。
- 森英樹[1999] 「非核証明書」『月刊法学教室』、有斐閣。
- 森本敏[2011] 「日米同盟の深化と課題」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』 59（1）。

- 薬師寺克行[2014]『現代日本政治史 政治改革と政権交代』、有斐閣。
- 薬師寺克行編[2012]『村山富市回顧録』、岩波書店。
- 安井郁[1955]『民衆と平和』、大月書店。
- 弥永万三郎[1997]「安保体制下の自治体と住民 高知県の低空飛行、リマ水域における米軍演習等にもみる」高知短期大学『社会科学論集』。
- 藪井和夫[1992]「被爆都市・広島市による『反核都市連合』世界平和連帯都市市長会議の10年 核兵器廃絶から、環境、人権へ」日本平和学会『平和研究』17。
- 藪野祐三[1994]「第1章 世界の構造変化と自治体の役割」羽貝正美 大津浩編『自治体外交の挑戦：地域の自立から国際交流圏の形成へ』、有信堂。
- 山口東[1990]『都市を創った男 国際都市神戸の20年』、講談社。
- 山下千秋[2009]「核密約にほんろうされた佐世保」日本平和委員会『平和運動』468。
- 山本吉宣[2013]「8 市民外交—国際システムの変容の中で」井上寿一 波多野澄雄 酒井哲哉 国分良成 大芝亮『日本の外交 第6巻 日本外交の再構築』、岩波書店。
- 湯浅一郎[2005]『「核兵器廃絶のための緊急行動」をめぐる市民と自治体」東京市政調査会『都市問題』96(8)。
- 吉川勇一[1982]「反核の論理—運動の中から」吉川勇一(他)『反核の論理 欧米・第三世界・日本』、柘植書房。
- 吉田均[2003]「地方自治体の外交活動に関する理論的考察—国民参加型協力の新たな展開に向けて—」拓殖大学『国際開発学研究』2(4)。
- 吉田善明[1985a]「地方自治体における平和・人権外交」稲田陽一 小林孝輔 星野安三郎刊行発起人『上野裕久教授退官記念 憲法の科学的考察』、法律文化社。
- [1985b]『地域からの平和と自治』、日本評論社。
- [2004]『地方自治と日本国憲法』、日本評論社。
- [2007]「記念講演 地方自治と私(吉田善明教授古稀記念論文集)」明治大学法律研究所『法律論叢』79。
- 若泉敬[2009]『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス 核密約の真実 新装版』、文藝春秋。
- 和田進[1997]『戦後日本の平和意識 暮らしの中の憲法』、青木書店。
- 和田忠明[1999]「特集 戦争ガイドラインと地域 高知県の非核条例の実現をめざして」歴史教育者協議会『歴史地理教育』597。
- 和田長久[2014]『原子力と核の時代史』、七つ森書館。
- 藁科満治[2003]『「出会い」こそ人生の分岐点—複眼で見る政治と教育』、日本評論社。

## 英語文献

- Bevir, M.[2012] *Governance:A very short Introduction*. Oxford:Oxford University Press.  
(野田牧人訳[2013]『ガバナンスとは何か』、NTT出版。)
- Jain, Purnendra.[2005] *Japan's Subnational Government in International Affairs*. New York:Routledge. (今村都南雄監訳[2009]『日本の自治体外交ー日本外交と中央地方関係へのインパクトー』、敬文堂。)
- Kamimura, Naoki.[2001]“Japanese Civil Society, Local Government, and U.S.-Japan Security Relations in the 1990s: A Preliminary Survey.” *Nationalism and Citizenship III*, 11.
- Rhodes, R.A.W.[1997] *Understanding Governance:Policy Network, Governance, reflexivity and accountability*. Maidenhead:Open University Press.
- Takahara, Takao.[1987]“Local Government Initiatives to Promote Peace.” *PEACE AND CHANGE*, Vol.12, No.3/4, 51-58.
- Tavares, Rodrigo.[2016] *Paradiplomacy Cities and States as Global Players*. Oxford:Oxford University Press.

## 初出論文一覧

序 章：書き下ろし。

第1章：書き下ろし。

第2章：書き下ろし。

第3章：「1975年の非核神戸方式を巡る中央地方関係」早稲田大学院社会科学研究所『社会学論集』（第16号）、2010年、43-53頁 を加筆、修正。

第4章：川口徹「地方自治体の非核宣言—1980年代を中心に—」早稲田大学院社会科学研究所『社会学論集』（第17号）、2011年、43-57頁 を加筆、修正。

第5章：「1990年代の非核化を巡る中央地方関係—高知県の港湾非核化条例案の審議過程の政治分析」早稲田大学院社会科学研究所『ソシオサイエンス』（第18号）、2012年、33-48頁 を加筆、修正。

第6章：書き下ろし。

終 章：書き下ろし。

資料

## ■第1章

### 神奈川県新総合計画（1973年） 体系

#### 第1編 環境の保全と都市設備の整備

（略）

#### 第2編 県民福祉の向上

（略）

#### 第3編 教育・文化の充実

（略）

#### 第4編 県民経済の調和ある発展

（略）

#### 第5編 働き甲斐の充実とスポーツ・レクリエーションの普及

（略）

### 新神奈川計画（1978年） 体系

（下線は筆者による）

#### I 健康を守り福祉の向上をはかるために

（略）

#### II 文化をはぐくみ教育を充実するために

##### 第1 人間性豊かな教育の充実

（略）

##### 第2 個性豊かな文化の創造

1 （略）

2 （略）

3 （略）

4 人と文化の国際交流

#### III 自然を守り住みよい環境をつくるために

##### 第1 安心して暮らせる人間中心のまちづくり

（略）

##### 第2 緑豊かな住みよい環境の創造

（略）

##### 第3 基地返還の促進

#### IV 生活と調和した産業の発展をはかるために

（略）

### 第二次新神奈川計画（1987年） 体系

（下線は筆者による）



□体系（下線は筆者による）

I ふれあいとやすらぎに満ちた《地域社会の創造》

（略）

II 生きがいと個性を尊重する《人生 80 年》の創造

（略）

III みどりと文化が共生する《県土・環境》の創造

（略）

IV 産業と県土・環境・技術を結ぶ《地域経済》の創造

（略）

V 市民と世界の出会いによる《平和・国際協調》の創造

第1 地域と世界を結ぶ民際外交

1 県民主体の交流活動の促進

(1) 民際外交の理解の促進

(2) 国際交流団体・グループの支援

(3) 子供の夢を育む民際外交

(4) 多様な分野での交流活動の促進

2 世界の自治体との連携

(1) 国内自治体との連携

(2) 世界の自治体との交流の推進

3 外国人県民との内なる民際外交の展開

(1) 外国人県民との内なる民際外交の展開

4 国際化の進展への対応

(1) 国際的課題への地域からの貢献

(2) 国際化に対応した基盤づくり

第2 平和への貢献

1 平和な風土づくりの推進

(1) 平和意識の高揚と非核兵器宣言の趣旨の浸透

(2) 平和創造のための拠点整備

2 広範な連携による世界平和への貢献

(1) 広範な連携による世界平和への貢献

第3 基地返還の促進

1 基地返還の促進

(1) 基地返還の促進

2 基地周辺対策の充実・強化

(1) 基地周辺対策の充実・強化

3 核基地化の防止

(1) 核基地化の防止

VI 新世紀の「地方の時代」を開く《社会システムの創造》

(略)

**神奈川県非核兵器県宣言**

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、世界唯一の核被爆国日本の国民共通の悲願であり、神奈川県民の心からの希求である。

核兵器の増強による国際緊張の高まりが、世界の平和と人類の生存に脅威を与えつつある今日、私たちは核兵器の廃絶と軍縮を世界に訴えざるを得ない。

美しい郷土を守り、豊かな暮らしを子や孫へ伝えることは、私たちの責務である。

私たち神奈川県民は、国是である「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を県是とすることを宣言する。

昭和 59 年 7 月 5 日

神奈川県

**■第 2 章**

**1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（略称 ジュネーヴ諸条約第 1 追加議定書）第 59 条**

（1977 年 6 月署名、日本批准 2004 年 9 月、発効 2005 年 2 月）

**第 59 条 無防備地区**

- 1 紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。
- 2 紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区であって敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。無防備地区は、次のすべての条件を満たしたものである。
  - (a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。
  - (b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。
  - (c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。
  - (d) 軍事行動を支援する活動が行われないこと。
- 3 諸条約及びこの議定書によって特別に保護される者並びに法及び秩序の維持のみを目的として保持される警察が無防備地区に存在することは、2 に定める条件に反するものではない。
- 4 2 の規定に基づく宣言は、敵対する紛争当事者に対して行われ、できる限り正確に無防備地区の境界を定め及び記述したものである。その宣言が向けられた紛争当事者は、その受領を確認し、2 に定める条件が実際に満たされている限り、当該地区を無防備

地区として取り扱う。条件が実際に満たされていない場合には、その旨を直ちに、宣言を行った紛争当事者に通報する。2 に定める条件が満たされていない場合にも、当該地区は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づく保護を引き続き受ける。

- 5 紛争当事者は、2 に定める条件を満たしていない地区であっても、当該地区を無防備地区とすることについて合意することができる。その合意は、できる限り正確に無防備地区の境界を定め及び記述したものとすべきであり、また、必要な場合には監視の方法を定めたものとすることができる。
- 6 5 に規定する合意によって規律される地区を支配する紛争当事者は、できる限り、他の紛争当事者と合意する標章によって当該地区を表示するものとし、この標章は、明瞭に見ることができる場所、特に当該地区の外縁及び境界並びに幹線道路に表示する。
- 7 2 に定める条件又は 5 に規定する合意に定める条件を満たさなくなった地区は、無防備地区としての地位を失う。そのような場合にも、当該地区は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づく保護を引き続き受ける。

### 国立市平和都市条例（案）

前文 日本国憲法第 97 条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と定めています。2006 年より 10 年間のまちづくりのあり方を現した「国立市第 4 期基本構想」では、この精神を具現化するための方策として、「わたしたちくにたち市民は、平和に生き、『人間を大切にすまち』を再認識して、『文教都市くにたち』のあるべき姿を見つめ直し、育て、生活に根ざしたものにしていきます。」という決意を表明しました。住民の保護や安全確保は地方自治体の責任において行うものと考えられていますが、日本が 2004 年 8 月に加入した「1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（以下、「ジュネーヴ諸条約第 1 追加議定書」という。）および「1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」などの国際人道法においては、軍人・軍用物と文民・民用物を明確に区別し、文民・民用物が軍事目標への攻撃の巻き添えになることを防ぐことが基本原則のひとつであり、この原則に沿った予防的措置を構ることが要請されています。日本国憲法を持つわが国においては、他の国を攻撃したり、他の国から攻撃されたりすることは決してあってはならないことです。しかし、文民たる一般市民がどんなことがあっても戦火に巻き込まれないようにするために、文民・民用物が存在する住宅地や商業地域の内に軍人・軍用物の存在を許さないことが求められているのです。

2000 年 6 月の国立市平和都市宣言には、「世界では、いまだに戦争が絶えず、核兵器使用

の脅威はいぜんとして消えていません。私たちは、世界で最初の核被爆国の市民として、世界の平和の実現のために努力していく責任があります。この世に、『正しい戦争』などというものはありません。地球上に、もうこれ以上の血を流してはなりません。私たちは、あらためてこれまでの戦争と暴力のなかにたおれた多くのひとびとの悲しみと苦しみを思い、自由で平和な世界の実現のために力をつくします。新しい千年紀にあたり、私たち国立市民は、平和への強い意思を世界中のひとたちに高らかに宣言します。」とあります。わたしたちは、過去の悲惨な経験から、二度と戦争をしない憲法を勝ち取り、平和に生きることの大切さを学んできたはずです。わたしたちは二度と再び戦争をしてはなりません。再び国民、市民の犠牲を生んではなりません。この国を、再び「戦争ができる国」にしてはなりません。そして、「戦争ができる国」を次世代に残してはなりません。

国立市平和都市宣言に謳われているように、この世に正しい戦争などというものはなく、住民の生活と環境を守るためには、平和の維持こそが唯一の有効な手段であることを確認し、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書に規定されている「無防備地区」成立のための4条件を積極的にみとすことにより国立市平和都市宣言の精神を具現化するまちづくりを実現するために、ここに国立市平和都市条例を制定します。

#### 第1条 （目的）

本条例は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」と定めた日本国憲法の平和主義の理念、わが国の国是である非核三原則、およびジュネーヴ諸条約などの国際人道法の精神に基づくものである。本条例はまた、国立市平和都市宣言（2000年）および国立市議会が採択した国立市非核武装宣言（1982年）に示された理念を現実のものとするために国立市がとるべき施策および行うべき事務について規定し、平和を守るための国立市の責務を明確にすることにより、住民の生命と財産を守ることを目的とする。

#### 第2条 （平和的生存権の保障）

- 1 国立市に居住するすべての人は平和のうちに生存する権利を有する。
- 2 平時のみならず戦時および武力攻撃予測事態や武力攻撃事態等においても、その目的の軍事、非軍事を問わず、日本国憲法の定め反して、人権の侵害、また景観、文化環境および自然環境の破壊がおこなわれてはならない。

#### 第3条 （市の責務）

- 1 国立市は戦争に関する事務をおこなわない。
- 2 国立市は新たな軍事施設の建設を認めない。

- 3 国立市は既存の軍事施設の撤去・廃止が実現するよう努力する。
- 4 国立市はその他第一項乃至第三項の規定に反する行為をおこなわない。

#### 第4条 (非核政策)

- 1 国立市は非核三原則を遵守し、市内における核物質の製造・配備・貯蔵はもとより、その持ち込み・飛来・通過をも禁止する。
- 2 国立市は劣化ウラン兵器を含むすべての核兵器やその他の大量破壊兵器の製造、運搬、使用等を禁止し廃絶するための措置を、わが国ならびに関係諸国の政府、国際連合をはじめとする国際機関、関係諸団体などに働きかける。

#### 第5条 (無防備地区の積極的運用)

- 1 国立市は、市内に戦闘員、移動可能な兵器および軍用設備が存在しない状態が維持されるよう努める。
- 2 市内に固定された軍事施設がある場合、それらを敵対的な目的に使用してはならない。
- 3 国立市は、敵対行為を認めない。
- 4 国立市においては、軍事行動を支援する活動をおこなってはならない。
- 5 ジュネーブ諸条約第1追加議定書第1条に規定される事態に際しては、同第59条の規定に基づき、第1項乃至第4項に示された4条件をみたす地域を、国立市は無防備地区と宣言する。

#### 第6条 (平和行政の推進・予算の計上)

国立市は恒久的な世界平和の実現のために次の各号の事業を実施する。

- (1) 平和の確立および推進のための国内および国際交流・協力事業、特に他の地方自治体との交流・協力やアジア地域の諸都市との平和友好関係の維持
  - (2) 学校教育および生涯教育・市民教育の場での平和教育の充実・推進および平和意識の啓発・広報活動
  - (3) 平和記念物の保存・展示および平和推進のための拠点となる施設の整備
  - (4) 平和の確立および推進のために市民がおこなう事業に対する援助および助成
  - (5) その他、以上の各号に準じ条例の趣旨に沿う平和の確立および推進のための事業
- 2 国立市は前項各号の事業の実施に必要な費用を毎年予算に計上する

#### 第7条 (条例の施行細則)

本条例の施行に必要な事項は、別途規則で定める。

#### 付則

1. 本条例は公布の日から施行する。

2. 本条例は公布後すみやかに、英語およびフランス語の翻訳文を付けて、国際連合事務局およびわが国と外交関係のある諸外国の在日公館に送付する。

### ■第3章

#### 日中国交正常化ならびに日中貿易促進に関する要望決議

##### 議員提出第2号議案

日中国交正常化ならびに日中貿易促進に関する要望決議の件

日中国交正常化ならびに日中貿易促進に関する要望決議を別紙のとおり提出する。

昭和46年5月20日

提案者 神戸市会議員全員

神戸市会議長 小林辰之助殿

日中国交正常化ならびに日中貿易促進に関する要望決議（案）

中国をめぐる世界の政治情勢は急激な変化をみせつつある。

アジアの一員として日中国交正常化を切望してきたわが国民にとって、当然、これに対処する新たな方向をみいだすべきときがきている。

また、政経分離政策のもとに進められてきた日中貿易も、すでに限界に達しており、今後大幅な進展を図るためには、国交正常化が焦眉の急務であるといわざるを得ない。

とりわけ国際的な貿易港を擁する神戸市にとっては、日中国交正常化とこれに伴う貿易促進は重大な関心事である。

よって、政府においては、すみやかに中華人民共和国との国交回復を図り、あわせて、平等互惠の原則にもとづく経済交流、貿易促進をはかられるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和46年5月20日

#### 日中平和友好条約締結の促進に関する要望決議

##### 議員提出第51号議案

日中平和友好条約締結の促進に関する要望決議の件

日中平和友好条約締結の促進に関する要望決議を別紙のとおり提出する。

昭和49年12月20日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市会議長 浅井正一殿

日中平和友好条約締結の促進に関する要望決議（案）

一昨年9月、わが国と中華人民共和国との間に、両国民にとって多年の念願となっていた国交正常化が実現した。

しかしながら、両国間の平和友好関係を強固にし、真に永続的な信頼関係を築くためには、平和友好条約の締結こそが重要な意義を有するというべきである。

とりわけ神戸市にとっては、昨年、天津市との友好都市提携を行っており、両国の友好関係の発展は重大な関心事である。

よって政府におかれては、両国の安定した国交関係を樹立し、もって両国の繁栄を図るため、平和五原則にもとづくすみやかな中華人民共和国との平和友好条約締結を実現されるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和 49 年 12 月 20 日

### 神戸港第六突堤の返還に関する意見書

議員提出第 34 号議案

神戸港第六突堤の返還に関する意見書提出の件

神戸港第六突堤の返還に関する意見書を別紙のとおり提出する。

昭和 43 年 12 月 20 日

提案者 神戸市会議員全員

神戸市会議長 森川貫一殿

#### 理由

神戸港第六突堤の返還について、政府に要望する必要があるため。

昭和 43 年 12 月 20 日

内閣総理大臣  
外務大臣  
運輸大臣

} 各宛

神戸市会議長 森川貫一

#### 神戸港第六突堤の返還に関する意見書（案）

我国経済の発展にとって、貿易の振興は最も大きな課題であり、神戸港の果す役割は益々重要性を加えております。

最近の神戸港における取扱貨物量は予想を上回る伸びを示し、これに対処するため本市ではぼう大な財政負担のもとに、鋭意港湾の整備に努めておりますが、なおかつ月末、月初における沖待ち、船混みが解消できず海運上の支障となっております。

しかるに、第六突堤の一部が昭和 20 年以来、米軍の専用バースとして使用され、この状態を一層悪化させております。

よって、政府におかれては、国是としての貿易振興の重要性を認識され、神戸港の船混みを解消し、国際貿易港としての機能が十分発揮できるよう、第六突堤の早期返還について、米国に強力な折衝をされるよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出致します。

### 原子力船「むつ」の神戸港入港反対に関する決議

#### 議員提出第 47 号議案

原子力船「むつ」の神戸港入港反対に関する決議の件

原子力船「むつ」の神戸港入港反対に関する決議を別紙のとおり提出する。

昭和 49 年 9 月 24 日提出

提案者 神戸市会議員全員

神戸市会議長 浅井正一殿

#### 原子力船「むつ」の神戸港入港反対に関する決議（案）

政府は、原子力船「むつ」を修理するため神戸港に回航するとの決定を行なった。

このため、神戸市民をはじめ大阪湾沿岸住民は、原子力船の安全性について不安にかられ、「むつ」の神戸港入港にこぞって反対をしている。

かかる状況のもとで、「むつ」が神戸港に入港することになれば、港の機能が麻痺することはもとより、大阪湾内の船舶運行に障害をおよぼし、ひいては市民生活に混乱をもたらすことが明らかである。

よって神戸市会は、原子力船「むつ」の神戸港入港に強く反対する。

以上、決議する。

#### 核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議

議員提出第 62 号議案

核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議の件

核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議を別紙のとおり提出する。

昭和 50 年 3 月 18 日

提案者 神戸市会議員全員

神戸市会議長 浅井正一殿

昭和 50 年 3 月 18 日

#### 核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議（案）

神戸港は、その入港船舶数及び取扱い貨物量からみても、世界の代表的な国際商業貿易港である。

利用するものにとっては使いやすい港、働く人にとっては働きやすい港として発展しつつある神戸港は、同時に市民に親しまれる平和な港でなければならない。

この港に核兵器が持ちこまれることがあるとすれば、港湾機能の阻害はもとより、市民の不安と混乱は想像に難くないものがある。

よって神戸市会は核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否するものである。

以上、決議する。

#### 神戸市港湾施設条例（抄）

昭和 48 年 4 月 1 日条例第 13 号



(平成 28 年 10 月 30 日施行)

神戸市港湾施設条例（昭和 29 年 4 月条例第 25 号）の全部を改正する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、港湾施設に関し必要な事項を定め、港湾施設の適正かつ効率的な利用を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「港湾施設」とは、本市の管理する次の各号のいずれかに該当する施設（別に条例で定めるものを除く。）であつて、市長が告示したものをいう。

- (1) 航路又は泊地
- (2) 防波堤又は護岸
- (3) 岸壁、栈橋、ドルフィン、物揚場又は船揚場
- (4) ～ (11) [略]

2 港湾施設の名称、位置、規模その他必要な事項は、市長が定める。

3 この条例において、「港湾区域」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 4 項の規定により、神戸港の港湾区域として認可のあつた水域をいう。

4～5 [略]

## 第 2 章 使用

### (使用の許可)

第 3 条 港湾施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

### (許可等の基準)

第 5 条 市長は、許可又は承認を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、許可又は承認を与えてはならない。ただし、第 5 号又は第 6 号に該当する場合において、市長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 港湾施設を使用するについて、必要な免許、許可その他の資格を有しないとき。
- (2) その使用内容が当該港湾施設の能力をこえ、又は著しく適正を欠くおそれがあるとき。
- (3) その使用内容が港湾環境を悪化させるおそれがあるとき。
- (4) その使用内容が公の秩序をみだすおそれがあるとき。
- (5) ～ (6) [略]

### (許可等の条件)

第 6 条 市長は、この条例又はこれに基づく規則の規定による許可又は承認には、港湾施設を保全し、適正かつ効率的に使用し、使用に係る危険を防止し、秩序を維持し、又は環境を保全するために必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

### (許可の取消し等)

第 7 条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、許可若しくは承認を取り消し、

又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。
- (2) 許可又は承認の条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により許可又は承認を受けたとき。
- (4) ～ (8) [略]

2 市長は、港湾計画その他公益上の理由により必要と認めるときは、前項の処分を行なうことができる。

#### 第6章 雑則

(関係書類の提出)

第36条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し取扱貨物、けい留船舶その他港湾施設の使用に関する事項について関係書類の提出を求めることができる。

(入港又は出港の届出)

第41条 大型船舶を港湾区域に入港させ、又は港湾区域から出港させようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

### ■第4章

#### ストックホルム・アピール

- 1 私たちは、人類にたいする威嚇と大量殺りくの武器である原子兵器の絶対禁止を要求します。
- 2 私たちは、この禁止を保障する厳重な国際管理の確立を要求します。
- 3 私たちは、どんな国であっても最初に原子兵器を使用する政府は、人類にたいして犯罪行為を犯すものであり、その政府は戦争犯罪人として取扱います。
- 4 私たちは、全世界のすべての良心ある人びとにたいし、このアピールに署名するよう訴えます。

1950年3月19日 ストックホルムにて

平和擁護者世界大会委員会

#### 第1回原水爆禁止世界大会 宣言

原水爆禁止を要望する最初の世界大会が、1955年8月6日—世界最初の原爆投下の日—から3日間、ここ原爆の地「ヒロシマ」にひらかれ、ヨーロッパ、アメリカ、アジア諸国の代表をふくむ日本各地から5,000人をこえる代表が集まりました。

ここに集まった人々のうしろには、原子戦争反対を署名した全世界数億人の世論の支持があります。その支持の上にならば本大会は、原水爆禁止がかならず実現し、原子戦争を企てている力をうちくごき、その原子力を人類幸福と繁栄のためにもちいなければならないとの決意をあらたにしました。

この広島に集まったすべての人々は、原水爆被害者の苦しみをまのあたりに見ました。

10年の悲劇のあとはいまなおぬぐいさられておりません。また、この会議に参加した各専門科学者の意見をきいていよいよ非人道的な恐ろしさが私たちの心をつよくうちました。将来もしも原子戦争が起るならば、世界中が、ヒロシマ、ナガサキ、ビキニになり、私たちの子孫は絶滅するでしょう。

原水爆被害者の不幸な実相は、ひろく世界に知られなければなりません。その救出は世界的な救済運動を通じて急がれなければなりません。それがほんとうの原水爆禁止運動の基礎であります。原水爆が禁止されてこそ、真に被害者を救うことができます。

私たちは、世界のあらゆる国の人々が、その政党、宗派、社会体制の相違をこえて、原水爆禁止の運動をさらにつよくすすめることを世界の人々に訴えます。(略)

私たちの運動は、むしろ今日が出発点であります。私たちは、まず原水爆が禁止され、その貯蔵が破棄され、さらに軍備が縮小されて、人類の上に真の平和が来る日まで、ひろく全世界の憂いを同じくする人々と手をつないでこの運動を展開してゆかねばなりません。世界平和への望みは未来に輝いております。

1955年8月6日

#### 「全日本国民の署名運動で水爆禁止を全世界に訴えましょう」(杉並アピール)

広島長崎の悲劇について、こんどのビキニ事件により、私たち日本国民は三たびまで原水爆のひどい被害をうけました。死の灰をかぶった漁夫たちは世にもおそろしい原子病におかされ、魚類関係の多数の業者は生活を脅かされて苦しんでいます。魚類を大切な栄養のもととしている一般国民の不安も、まことに深刻なものがあります。

水爆の実験だけでもこのような有様ですから、原子戦争がおこった場合のおそろしさは想像にあまりあります。たった4発の水爆が落とされただけでも、日本全国は焦土となるということです。アインシュタイン博士をはじめ世界の科学者たちは原子戦争によって人類は滅びると警告しています。

この重大な危機に際して、さきに国会で水爆禁止の決議がおこなわれ、地方議会でも同じような決議がおこなわれるとともに、各地で水爆禁止の署名運動がすすめられています。しかし、せっかくの署名運動も別々におこなわれていては、その力は弱いものです。ぜひこれを全国民の署名運動に統合しなければなりません。

杉並区では区民を代表する区議会が4月17日に水爆禁止を決議しました。これに続いて杉並区を中心に水爆禁止の署名運動をおこし、これをさらに全国民の署名運動にまで発展させましょう。そしてこの署名にはっきりと示された全国民の決意にもとづいて、水爆そのほか一切の原子兵器の製造・使用・実験の禁止を全世界に訴えましょう。

この署名運動は特定の党派の運動ではなく、あらゆる立場の人々をむすぶ全国民の運動であります。またこの署名運動によって私たちが訴える相手は特定の国家ではなく、全世界のすべての国家の政府および国民と、国際連合そのほかの国際機関および国際会議であります。このような全日本国民の署名運動で水爆禁止を真剣に訴えるとき、私たちの声は

全世界の人々の良心をゆりうどかし、人類の生命と幸福を守る方向へ一步を進めることができると思います。

1954年5月

水爆禁止署名運動杉並協議会議長 安井郁

水爆禁止のために 全国民が署名しましょう。

世界各国の政府と 国民に訴えましょう。

人類の生命と 幸福を守りましょう。

### マンチェスター市議会決議

本議会は、核兵器の危険に関してすでに決められた政策に照らして、当市の境界内で、いかなる種類の核兵器を製造したり配置したりしないことを、女王陛下の政府に要求する。

私たちは、現代の核兵器の破壊能力の大きさを考えてみた場合、私たちの提案が個々ではほとんど意味を持たないことを理解している。それゆえ私たちは、イングランド北西部の隣接する地方当局に対し、また英国の全地方当局に対し、それらの機関が代表する市民のために同様の宣言を行うことを、直接要請する。

私たちは、核による大虐殺の発起人またはそれを導く役割となることは、わが国民の利益にならないと信ずる。また私たちは、このような明瞭な宣言が、代表する人々の圧倒的な願望を指し示し、ヨーロッパにおける非核地帯の創設と発展に向けての基礎作業を築くことになると確信する。

1982年2月

### 「大ロンドン市と中野区の共同宣言（平和を守り核の脅威を取り除くための共同宣言）」

1982年、大ロンドン市議会と東京都中野区は、それぞれ非核のための都市宣言を行った。われわれは、全世界から核兵器を廃絶し恒久の平和を確立することが両自治体市民に共通する願いであることを確認する。

われわれ両自治体は、市民の名において、増大する核兵器が世界の平和と人類の安全に大きな脅威をもたらしていることに対して深く憂慮している旨を表明する。

核戦争の勃発は、人々の幸せな生活を根底から奪い去るばかりか、全人類絶滅の危機をも招くものである。平和を愛する人々は、地球上からすべての核兵器が廃絶されることを心から願っている。それにもかかわらず、今日、核軍備拡大競争は、一層熾烈なものとなっている。

われわれ両自治体は、全世界の人々に、核兵器の使用禁止と廃絶のために立ち上がることを呼びかける。とくに、核超大国である米・ソ両国が、速やかに、軍備拡大競争を取り止めるとともに、核兵器の廃絶と軍備縮小に向かって行動し、全人類にやすらぎと希望を与えるべきであることを訴える。

われわれは、この呼びかけが、人類を核の破滅から守り、世界の恒久平和を築くために、

有益な一石を投ずるものであることを確信する。同時に、全世界の平和を愛するすべての市民の間に核の廃絶を求める連帯の輪が大きく広がること強く期待する。

昭和 58 年 8 月 12 日

中野区長  
青山良道  
大ロンドン議会副議長  
Illtyd Harrington

### 第 1 回非核自治体国際会議大会決議

1 第 1 回非核自治体国際会議には、9 か国から 99 自治体の代表が参加した。

この会議は、英国非核自治体全国推進委員会が、率先して世界各地から非核自治体の代表を結集させたことに敬意を表する。

この会議に参加した自治体は、それぞれの自治体の住民に対する核兵器の危険を認め、その地域での核兵器の配置、保管および運搬に反対の意思を表明する。

この会議は、また、核戦争の恐るべき結果について、現実的な防御方法がないことを認める。そこで、この会議に代表を派遣したすべての自治体は、それぞれの国の政府および世界中の他の政府に対し、核兵器の生産を止め、直ちにすべての核兵器を撤去するよう呼びかける。

われわれは、この決議を、非核の方針を支持するすべての自治体に送るとともに、核能力を持つ、もしくは核配備しているすべての国の首脳に送ることに合意する。

2 われわれは、第 1 回国際会議が圧倒的な成功をおさめたことを確認し、第 2 回国際会議を 1985 年春に開催することが適当であると考え。われわれは、スペインのコルドバ市が、この第 2 回会議の主催地となることを申し出たのを歓迎し、全面的に支援する。

3 今回発足したこの重要な運動を継続的に展開し、非核世界の実現と世界平和のための国際的な協力を推進するため、この会議は次のことを決定した。

(A) 非核の方針を支持するすべての自治体に対し、それぞれの国の非核自治体の中から、中心的な調整役となり、他の国との連絡窓口となるような自治体を一つ指名するよう求める。また、指名された自治体は、他の自治体の援助を受けて、それぞれの国において

- ① 全国推進委員会を設置する。
- ② その国で進められている非核地域運動に関する情報センターを設置する。
- ③ その国における非核地域と平和運動の展開に関して、他の国と自由な情報交換を行う途を確保する。
- ④ この国際会議の事務局（マンチェスター市）に対してこうした動きのすべてについて報告し、それによって中心的な調整役と連絡窓口とに指名された自治体が、国際的な資料を十分に入手できるようにする。

(B) 非核の方針を支持するすべての自治体に対し、あらゆる活動を通して、常に平和教育と国際的な連携とを展開し奨励するよう求める。

(C) 「平和の鳩」のロゴ・デザインを、国際非核自治体運動のシンボルとして正式に採用する。

(D) 日本の都市に二つの原子爆弾が投下されてから 40 周年目にあたる 1985 年 8 月に、非核自治体による国際行動週間を催すことに合意し、これによって国際的協力の精神を促進する。非核自治体が、その国の平和団体とも連携しつつ、世界的規模で連携していることを示すことは、各国政府に対し核兵器政策を止めさせる圧力を生み出すものとなる。

(E) 各国の中心的調整役が、地方自治体とそれぞれの平和団体との対話の機会を育てるよう奨励する。

4 この会議は、バルカンを非核地域にしようとする提案や、トラテロルコ条約によって創設された南アメリカの非核兵器地域のような、国レベル、地方レベル、及びその他のレベルで非核地域を設ける動きがあることを認める。こうした動きは、われわれが目指している非核世界の実現に大きく貢献するものである。そこで、われわれは、これらの地域のすべての地方自治体が、こうした動きを積極的に支援し、促進することを求める。

5 特にこの会議は、グリナムコモン平和キャンプの女性たちや、イタリアのコミソ基地の女性たちが、平和のためにきわだった貢献をしたことを認める。彼女たちが、自ら犠牲をはらい、勇気と尽きることを知らない決断力を示した行動は、世界の平和運動を鼓舞する先導的役割を果たし、われわれの共通の目的である非核世界の実現を助けるものである。世界のさまざまな地域から集まったこの会議の参加者は、グリナムコモンとコミソの女性たちに、暖かい、心からなる声援を送る。彼女たちが、世界の平和運動に果たした役割は決して忘れられないであろう。この会議は、自国から核兵器を撤去するために戦っている彼女たちの努力に対し、これを讃え、かつ尊敬するわれわれの気持ちを伝え、それによって感謝の意を表したい。

1984 年 4 月 15 日マンチェスター市で

#### **非核都市宣言自治体連絡協議会結成総会決議**

わが国は、世界で最初の核被爆国であり、核兵器の廃絶と恒久平和の実現は、国民共通の願いである。

39 年前のあのいまわしい悲劇以来、人類は絶えず核兵器の脅威におびえてきた。ひとたび核兵器が使用されれば、全人類が滅亡することは明らかであり、まことに憂慮すべき事態である。

近年、米ソ両超大国の止まるところを知らぬ核軍拡競争に対し、世界の各地で核兵器廃絶の叫び声が高まり、非核都市宣言のうねりが、世界中の自治体、そして日本中の自治体に急速な広がりを見せている。

今こそ、われわれは、手と手を結びあい、現在及び将来の国民のため、さらに全人類の未来のためにも、唯一の被爆体験を基本にすえ、人類の悲願である世界の恒久平和の実現に寄与するため、米、ソ両大国、ならびに核保有国に対し、核兵器の廃絶を訴える。それとともに、我が国の政府に非核三原則を厳守させなければならない。

このことは、われわれに課せられた重大な使命である。

本日、ここに、非核都市宣言を行った自治体が集い、「非核都市宣言自治体連絡協議会」を結成し、核兵器が地球上から姿を消す日まで、その廃絶を叫び続け、平和で安全な国民生活の実現にむけて、全国の自治体さらには全世界の自治体に、核兵器廃絶平和宣言を呼びかけ、その輪を広げるための努力を続けることを確認した。

1984年（昭和59年）8月5日

非核都市宣言自治体連絡協議会

### 自民党パンフレット「『非核都市宣言』日本の平和に有害です」

（1985年12月）

1 「非核都市宣言」をしても、ソ連の核兵器は日本のすべての市町村を攻撃できるので。 （略）

2 「ソ連の核兵器独占」体制を実現するのが、彼らの秘められた目的です。 （略）

ソ連の脅威を無視して「非核都市宣言」運動を行っているのは、なぜなのでしょう。その答は、彼らとなえる「非核日本」というスローガンに端的に示されています。日本から米国（西側）の核の影響力を排除するつまり、東アジアを「ソ連の核だけの地域」にするのが、「非核宣言」運動の真の目的なのです。 （略）ソ連の核兵器は、非共産主義国の防衛力をゼロにし、相手をオドす目的に使われる攻撃的な兵器です。これに対しいわゆる「米国の核の傘」は防衛のためであり、まったく性格が違います。

3 ソ連は、日本に対して“核攻撃するぞ”と絶えずどう喝しています。 （略）

4 米国の核抑止力が、ソ連の日本侵略を防いでいます。

戦後、40年間、曲がりなりにも日本は平和を維持することができました。その要因の第一は、日本国民の国を守る意思と自衛隊の国防力によるものですが、見逃せないのは米国の核抑止力の存在です。日米安保条約による米国の“対ソ・核の傘”が、日本の平和を守ってきました。

これに対し「非核都市宣言」は、米国が日本に差し出している核抑止力を否定することになり、ひいては日米安保条約の弱体化、解体を招く大変危険な運動です。 （略）

5 「非核都市宣言」運動の背後には、ソ連の黒い影がつきまとっています。 （略）

たとえば、1984年12月17日の宮本日本共産党議長とチェルネンコ・ソ連共産党書記長（当時）の共同声明は、次のように述べています。

「双方（日本共産党、ソ連共産党）は、この一致した課題（核兵器の廃絶）の実現を促進する重要な力は、世界の人民の運動と世論の動員であることを確認した」

一見、しごくもつものようですが、ソ連では国民のいかなる運動も厳しく禁止されており、かつ“世論”も存在しません。つまり「人民の運動と世論の動員」とは、ソ連以外の国、つまり日本だけを対象にしていることは明らかです。ソ連の核はそのままにして、日本でだけ「反核、非核」運動をするという意味になります。

6 「核兵器の廃絶」は、日本の平和を破壊します。

人類に対して巨大な破壊力をもつ「核兵器」を廃絶することは、非常に好ましいことのように思われがちです。しかし、「核兵器の廃絶」が達成されても、通常兵器やBC（細菌、化学）兵器が同時に廃絶されない限り、「核兵器の廃絶」は逆に世界を戦争に巻き込みかねません。

なぜなら、通常兵器、BC兵器はソ連の方が西側に対して圧倒的な優位を誇っているからです。

このよう極端に優位にある軍事力を背景に、1979年12月、ソ連はアフガニスタンを侵略しました。しかし、これ以上の侵略をさせないようにしているのが、米国や英仏の核兵器による戦争抑止力なのです。つまり、西側の核兵器は戦争を未然に防ぐ上で重要な役割を果たしています。つまり、西側の核抑止力の解体は、第三次世界大戦につながる危険な道であることを認識すべきです。

そして、ソ連は絶対に核兵器の廃絶をしないという現実を直視すれば、「核兵器廃絶」運動がいかにも現実離れした幻想で、かつ危険なものかがおわかりになると思います。

## 核軍縮を求める二十二人委員会名簿（50音順）

（1989年7月時点）

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 赤城宗徳  | （衆議院議員、国際軍縮議連顧問）       |
| 秋山ちえ子 | （評論家）                  |
| 浅井美幸  | （衆議院議員、国際軍縮議連副会長）      |
| 荒木武   | （広島市長）                 |
| 宇都宮徳馬 | （参議院議員、国際軍縮議連顧問）       |
| 大石武一  | （緑の地球防衛基金会長、元国際軍縮議連会長） |
| 岡田春夫  | （元衆議院議員、元衆議院副議長）       |
| 親泊康晴  | （那覇市長）                 |
| 鯨岡兵輔  | （衆議院議員、国際軍縮議連副会長）      |
| 鈴木善幸  | （衆議院議員、国際軍縮議連会長）       |
| 隅谷三喜男 | （元東京女子大学学長）            |
| 田川誠一  | （衆議院議員）                |
| 田辺誠   | （衆議院議員、国際軍縮議連副会長）      |
| 谷川徹三  | （哲学者、元法政大学総長）          |
| 田英夫   | （参議院議員）                |



|      |                        |
|------|------------------------|
| 豊田利幸 | (明治学院大学教授)             |
| 永井道雄 | (国際文化会館理事長、国連大学学長特別顧問) |
| 長洲一二 | (神奈川県知事)               |
| 中村哲  | (元参議院議員、元法政大学総長)       |
| 伏見康治 | (元参議院議員、元日本学術会議会長)     |
| 本島等  | (長崎市長)                 |

### 非核都市宣言自治体全国大会決議

1980年、イギリスのマンチェスターに始まった非核自治体運動は、核兵器廃絶と軍縮平和を求める市民の強い願いのもとに、全世界に広がっている。一昨年米ソ INF 全廃条約締結の背景には、この運動の高まりがある。

しかしながら、日本をとりまくアジア太平洋の核は、かえって増強されている。トマホーク搭載可能艦船の母港化やソ連の海洋核開発など、海の核は野放しになっている。

去る5月には、水爆を積んだ艦載機が沖縄北東の沖永良部島沖に沈んだままであるという、24年前のタイコンデロガ事件が発表され、私たちは大きな衝撃を受けた。

私たちは、この間、アメリカ合衆国オレゴン州ユージン市で開かれた第4回非核自治体国際会議に参加し、非核平和を求める世界の自治体や市民と貴重な体験交流をした。また、6月1日の国際非核自治体デーには、核軍縮を求める二十二人委員会と共催して「今、海の非核化を考える」シンポジウムを開き、内陸国をも含めて、すべての国に開かれている海が、平和のために利用されることの重要性を訴えた。

日本の非核自治体は、今日、1,395に達し、人口比では3分の2を超えている。全国的なレベルではもちろん、県レベルにおいても、非核自治体運動を強化しなければならない。こうした中で市民の声を生かし、地球の非核平和を築き、非核三原則を遵守するために、その法制化を、日本政府に対し強く要請する。

また、5日から9日まで、広島市と長崎市で核兵器廃絶のために果たすべき都市の役割をテーマに開かれる第2回世界平和連帯都市市長会議の成功を期待する。

被爆44年目を迎えるこの夏、本日ここに、非核都市宣言自治体全国大会に集う私たちは、思想・信条をこえて全世界の人々と連帯し、かけがえのない地球の平和と核兵器廃絶へ向けての明るい展望を開くために、一人ひとりがたゆまぬ努力をすることを決議する。

1989年(平成元年)8月4日

非核都市宣言自治体全国大会

「創刊の趣旨」法政大学西田勝研究室編集・発行『非核自治体通信』創刊号

(1985年)

2月15日現在で、非核宣言を出した日本での自治体数は5県(徳島・長野・神奈川・高知・香川)380市区町村に達し、市区町村単位では11%を越えるに至りました。別表グラ

フに見るように宣言運動は序盤を終わり、高揚期の入口にさしかかったとっていいのではないかと思います。

もともと非核自治体宣言は、核兵器の巨大な破壊力を考えますと、一自治体が非核宣言をしたというだけでは、ほとんど何の意味もないもので、点から線へ、線から面へと広げて行って全世界に及ぶのが、もっともよいのですが、私たち日本に住む者にとって最低、アジア・太平洋地域の非核化が必要です。また宣言をただけというのも、見方によっては何の意味もありません。それは憲法第9条がありながら、日本の海軍力が世界第4位、それをふくめた総合戦力が8、9位にある現状を考えれば明らかです。平和に対する最大の保障は、やはり自治体住民の平和への組織された意志の持続を基礎に、自治体を越え、国境を越えた草の根市民の連帯と協同以外にはないと思います。

しかし、外国のことはともかく、日本では、まだほとんどの地域で宣言運動がバラバラの状態で開催されているのが実状です。その点がある意味で、この運動の強みであり、無理に「統一」されないほうがよいかも知れませんが、運動をさらに発展させ、速度を上げるためには、外国との間をふくめて情報や経験、なかでもそれぞれの地域での創意工夫などを常時に交換して行く場所が今、必要になってきていると思います。当研究室にも全国各地から非核自治体の現在数をはじめとして、さまざまな問い合わせや相談が後を絶ちません。そういう意味で一日も早く活力のある「非核自治体情報センター」とでもいうべきものが設立されることが期待されるのですが、現状ではまだ望み薄です。

そこで非力ですが、そのような機関が誕生するまで過渡的なものとして、こんど当研究室で内外の国際政治学者などの協力も得て、内外の非核自治体運動の情報や経験、またそれらの分析や議論を内容とする月刊の小新聞『非核自治体通信』を創刊することになりました。

残念ながら、もとより私たちに力もカネもありません。人手もありません。この新聞の編集と発行事務は、すべてボランティアの労働によって支えられています。カネのある人はカネを、知恵のある人は知恵を、手のある人は手を、ぜひ寄せてください。また、それぞれの地域での情報や創意工夫を編集部まで、お知らせ下さい。

## ■第5章

### 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

法律第60号（平11・5・28）

（目的）

第1条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の

確保に資することを目的とする。

(周辺事態への対応の基本原則)

第2条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域捜索救助活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

- 2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 3 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
- 4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(国以外の者による協力等)

第9条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。
- 3 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 高知県の港湾における非核平和利用に関する決議

世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、昭和59年7月には「非核平和高知県宣言」を決議したところである。

高知新港の一部開港を控え、県内全ての港において非核三原則を遵守し、県民に親しまれる平和な港としなければならない。

よって、当県議会は、ここに改めて高知県の港湾における非核平和利用を決議する。

平成9年12月19日

高知県議会

### 高知県港湾施設管理条例（抄）

(昭和29年10月1日条例第53号)

(趣旨)

第1条 この条例は、県の管理に属する港湾施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 港湾施設 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。次号において「法」という。）第 2 条第 5 項に規定する港湾施設（同条第 6 項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。）、暫定係留施設及びその他の港湾用地をいう。
  - (2) 暫定係留施設 港湾区域内又は県の管理する法第 2 条第 5 項第 11 号に規定する港湾施設用地（同条第 6 項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。以下「港湾施設用地」という。）若しくはその他の港湾用地若しくは公共空地で港湾機能に支障を及ぼすおそれのない場所に暫定的に設置される船舶の係留用の施設をいう。
  - (3) その他の港湾用地 港湾施設用地以外の用地であって、港湾の利用又は管理に必要な用地をいう。
  - (4) 占用 工作物を設置して、港湾施設の一部を利用することをいう。
  - (5) 使用 占用以外の港湾施設の一部の利用をいう。
  - (6) 小型船舶 総トン数 20 トン未満の船舶をいう。
- (行為の規制)

第 3 条 港湾施設において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、特に知事の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 係留施設又は暫定係留施設（以下この項において「係留施設等」という。）に直接又は近接して、船舶の係留に支障のあるいかだその他の物件を係留すること。
  - (2) 有毒物、爆発物又は爆発しやすいものその他危険のおそれのあるもの等を取り扱う目的をもって港湾施設を使用し、又はこれらの物件を積載した船舶を係留すること。
  - (3) 係留施設等を船舶の係留、荷役、船客の乗降その他施設の設置の目的以外の用に供すること。
  - (4) 係留施設等に搬入した貨物をみだりに停滞させること。
  - (5) 係留施設等にその保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げること。
  - (6) 係留施設等において、塵芥（じんかい）、汚物、腐敗物、悪臭を発するものその他衛生上有害であると認められるものの荷役をすること。
  - (7) 野積場又は臨港交通施設において、物品の加工をすること。
  - (8) みだりに自動車、牛馬車その他の諸車を横たえ、又は牛馬その他の畜類をつなぎ、若しくは放置すること。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、港湾施設を損傷するおそれのある行為、港湾施設の機能を妨げる行為又は港湾の荷役能力を低下させる行為をすること。
- 2 前項ただし書の規定により知事の許可を受けた同項第 2 号の危険物については、港湾施設を利用する者に対して、危険物であることを立札によって明示しなければならない。

## 港湾施設管理条例改正案および運用要綱案（原案要旨）

《港湾施設管理条例改正案》

県港湾施設管理条例第1条に、「その2」として次の文を追加する。

県は、港湾施設の管理に当たっては、国の基本政策である非核三原則を踏まえ、平和で県民に親しまれるように努めるものとする。

### 外国艦船の港湾施設使用に関する事務処理要綱（案）

#### 1 趣旨

この要綱は、外国艦船が本県港湾施設を使用するときに必要な手続きを定めるものである。

#### 2 報告義務

海上保安部等から、外国艦船の港湾施設使用の情報を得た土木事務所長（高知港事務所長及び港湾管理事務の委任に関する規則に基づき委任された市町村長を含む。以下、「管理者」という。）は、別紙様式1により、直ちに港湾課長に報告をしなければならない。

#### 3 外務省への要請

前項の報告があった場合、知事は、外務省に対し当該艦船が核兵器を積載していないことを証する文書の提出を、文書で要請するものとする。

#### 4 使用に関する決定

知事は、前項で得られた結果に基づき、港湾施設の使用に関し決定を行うものとする。

#### 5 決定の通知

港湾課長は、前項の決定結果を、速やかに管理者に通知するものとする。

#### 6 手続き

管理者は、前項の通知に基づき、高知県港湾施設管理条例に定める所定の手続きを行うものとする。

#### 附則

この要綱は、平成11年 月 日（公布日）から施行する。

### 外国艦船の港湾施設使用に関する事務処理要綱（案） 修正提案版

#### 1 趣旨

この要綱は、外国艦船が本県港湾施設を使用するときに必要な手続きを定めるものである。

#### 2 報告義務

海上保安部等から、外国艦船の港湾施設使用の情報を得た土木事務所長（高知港事務所長及び港湾管理事務の委任に関する規則に基づき委任された市町村長を含む。以下、「管理者」という。）は、別紙様式1により、直ちに港湾課長に報告をしなければならない。

#### 3 外務省への要請

前項の報告があった場合、知事は、外務省に対し当該艦船が核兵器を積載していないことを示す文書等の提出を、要請するものとする。

#### 4 要請結果の公表

知事は、前項の要請結果を、県民に公表するものとする。

#### 5 通知

港湾課長は、3及び4の経緯を、速やかに管理者に通知するものとする。

#### 6 使用の手続き

管理者は、前項の通知を受け、高知県港湾施設管理条例に定める使用の手続きを行うものとする。

#### 附則

この要綱は、平成11年 月 日（公布日）から施行する。

#### 《運用要綱案修正箇所》

| 原案                            | 修正案                   |
|-------------------------------|-----------------------|
| 知事は外務省の照会結果に基づき、港湾施設の使用を決定する。 | 知事は外務省への要請結果を県民に公表する。 |

### ■第6章

#### 広島平和文化センター条例（抄）

（昭和42年10月13日 条例第36号）

##### （目的及び設置）

第1条 平和に関する諸問題の総合的な調査研究、国際文化会館建設の調査及び企画、平和に関する事業及び行事の企画及びその実施の推進、平和記念施設を中心とする文化施設の整備及び管理の基本的かつ総合的な方針の策定及びその実施の推進等を行ない、もって、世界平和の確立と人類の福祉の増進に資するため、広島平和文化センター（以下「平和文化センター」という。）を設置する。

##### （位置）

第2条 平和文化センターは、広島市中島町広島平和記念館内に置く。

##### （業務）

第3条 平和文化センターは、次の業務を行なう。

- (1) 平和に関する諸問題の総合的な調査研究を行なうこと。
- (2) 平和に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び利用に供すること。
- (3) 国際文化会館建設の調査及び企画に関すること。
- (4) 平和に関する事業及び行事を企画し、及びその実施を推進すること。
- (5) 平和記念施設を中心とする文化施設の整備及び管理の基本的かつ総合的な方針を策定し、その実施を推進すること。
- (6) 平和関係諸団体との連絡調整に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務を行なうこ

と。

(職員)

第4条 平和文化センターに、局長その他必要な職員を置く。

(委任規定)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 核兵器の廃絶と全面軍縮のために—国連事務総長への要請—

□国際連合に対する要請書

広島市長 荒木武

長崎市長 諸谷義武

今日、世界は核兵器のおどろくべき発進、核拡散の進展、核実験の日常化により、核戦争の危険度は、日々、高まっています。国連とくにその軍縮委員会をはじめ、各国の政府と国民は、こうした状態を憂慮し、核廃絶のため、いろいろ努力を重ねて来ましたが、核戦争の準備は進むばかりです。ひとたび核兵器が使用されれば、全人類は、滅亡を免れ得ない、きわめて危険な状態になっています。

また、1945年以來の1世代は、いつもどこかで銃声がとどろき、戦争のない日は、ほとんどない状態でした。この間、東西の対立や南北問題、多くの国の政情不安定など、世界戦争の可能性は高まる一方でした。加えて、資源問題・食糧問題・経済不安・人種問題・種族闘争など、一歩あやまれば、世界戦争をひき起す危険性の高い問題が、つぎつぎと重大な事件を発生させてきました。今日では、サラエボの銃声がとどろけば、世界大戦が起らないという保証は、どこにもありません。こうした戦争の原因をとりのぞくために、全人類がその英知を結集すべき時であり、しかもその作業はいそがなければならないと思います。

日本は第2次大戦にあたり原子爆弾の被害をうけました。またビキニの水爆実験の際、日本の漁夫はマーシャル群島住民とともに、死の灰を浴びました。この2つの深刻な体験をふまえて、核兵器の廃絶と核実験の禁止を、全世界に求めることが、日本国民の一致した世論となりました。とくに、2つの被爆都市である広島と長崎は、1947年以來、毎年、平和式典を開き、平和宣言を全世界におくりとどけています。またこの式典には、総理大臣が出席して、国民全体の意志を明らかにすることもやっています。

広島・長崎の全市民は、すべての日本国民とともに、核兵器の使用禁止、核拡散の防止、核実験の停止をふくめた、全面的核廃絶を求めています。これらは、国連総会において決議されたことです。また日本政府はあらゆる機会に全面的核軍縮を主張しつづけています。しかし、国連および世界各国政府の努力にもかかわらず、核廃絶は今日もなお実現するに致っていません。

私たちは、国連決議を、紙に書かれた文字としてではなく、すべての政府によって承認された、具体的な条約に移すことを、強く主張いたします。そのために、さしあたり国連

事務総長が次の要約事項ならびに若干の要望事項につき、適切な措置を講ぜられることをお願いいたします。

## I 核兵器の廃絶とあらゆる武装兵力と兵器の縮小について

第2次世界大戦後の軍縮交渉が開始されてから、既に30年を経過しようとしている。その間1946年12月14日第1回国際連合総会は軍備の総括的な規制および縮小を律する「軍縮大憲章」を決議採択した。第9回国際連合総会は「あらゆる兵力とあらゆる装備規制制限、及び均衡のとれた縮小」「軍備委員会報告」「軍備縮小および原子、水素その他の大量破壊兵器の禁止に関する国際条約締結」以上3つの決議を採択した。更に第12回国際連合総会は、軍備および兵力の削減、制限および公開査察についての国際的合意を達成し、もって戦争の危険を減少し、恒久平和への見透しを進展させることの緊要性を強調した具体的な措置、勧告についての決議を行なった。1959年11月20日第14回国際連合総会では諸国政府に対し「全面完全軍縮」問題の建設的解決を達成するため、あらゆる努力をするよう要請した「全面完全軍縮に関する国際連合総会決議」が採択されている。特に1961年の第16回国際連合総会では、米・ソ両国の保有核兵器が大量にのぼり、また核兵器保有国が4カ国にふえたという状況下で、総会は、核兵器および熱核兵器の使用が国際連合の精神に反し、同憲章の直接的違反であり、又国際法に反しており、人類全体に対する戦争を意味し、さらに同兵器使用国が、人類と文明に対する罪を犯すものとみなされるべきであることを宣言し「核兵器使用禁止に関する決議」が採択されている。更にまた1962年第17回国際連合総会は、あらゆる核兵器実験を非難し「核実験停止」に関する総会決議を採択した。

ことに核拡散防止条約の締結については、核兵器の拡散が、核戦争の危険を著しく高めると信じ、核兵器の拡散防止に関する協定を締結するよう要請する国際連合総会の諸決議に従い関係国の間で活発な交渉がつづけられ、条約の発効はみたが、今日なお核拡散は進行する危険な状況にある。

ヒロシマ・ナガサキの被爆体験は深刻な教訓を与え、1958年8月10日「国際連合科学委員会」発表の「放射能の影響」に関する報告は、核実験がもたらす身体的、遺伝的影響の危険性を指摘しているにもかかわらず、なお核実験は継続的に強行され、核兵器の戦略体系は、われわれの想像しがたい程の巨大な量に達し、しかもこれを拡散して核戦争への危機を高めているのはまことに遺憾である。

広島・長崎両市民は、人類最初の原爆被災体験を基本にすえて、理性的かつ全人類的な視野に立って戦争を必要としない人類文明、文化の創造発展に寄与するため、国際連合総会の諸決議が目ざす核兵器廃絶とあらゆる武装兵力と兵器の縮小への実現について次のとおり要請する。

1. 国際連合総会は、軍縮委員会の各構成国より各分野の科学者及び専門家を選び、核兵器の開発の現状と核廃絶に必要な解決策として、プルトニウムをはじめとするいっさいの



放射性廃棄物の処理の解決策など、数班のプロジェクトチームを構成し、軍縮措置について世界の英知を結集し、その成果を総会に報告させる。

2. 総会はプロジェクトチームよりの報告に基づき、軍縮委員会に対し、軍縮措置につき検討するよう依頼する。

## II 核兵器白書の作成について

1967年ウ・タント前国際連合事務総長は、国際連合総会の決議に基づき、「核兵器使用の影響、核兵器の獲得と改良が国の安全保障や経済に与える意味について」報告書をまとめ刊行されているが、この報告書によるとヒロシマ・ナガサキの被爆の影響については必ずしも満足するものではない。ことに、重要な被爆死傷者数及び原爆放射線による後遺症の障害については、大きく欠落している。またこの報告書では、なぜ現在の核保有国は依然として核の拡大をつづけているのか、そこから得ている利益は何か、がここではえぐり出されていない。

ワルトハイム事務総長の立場において、この8年間における核開発の顕著な進ちょくに鑑み、この時点で再度ウ・タント前国際連合事務総長の報告に代る、いわゆる「核兵器白書」を次の方法によって刊行されることを強く要請する。

1. 核保有国及び軍縮委員会構成各国並びに日本（広島・長崎）から科学者、専門家を選び、ヒロシマ・ナガサキ調査団を構成し、両市に派遣してその調査結果に基づき、事務総長を中心に研究会を重ね報告書を取りまとめる。
2. 報告書は総会に報告されると同時に、軍縮委員会の資料として最大限に利用され、また国際連合加盟国に配布し、核廃絶への基礎資料とする。

## III 軍縮委員会への出席について

軍縮委員会において、被爆体験の事実を説明するため、広島・長崎両市長が説明員として委員会に出席できるよう、あつせんして欲しい。

ジュネーブの軍縮委は、核軍縮・化学兵器・地下核実験および軍縮問題一般を、主要なテーマとして努力を重ねてきたが、日本政府が目標としている全面的核軍縮には、なお程遠いものがあり、しかも核拡散の危険がさしせまった問題となっている。核実験については、米ソが全面的核実験禁止条約に合意するか否かが焦点であるが、その実現をみただけの見透しが得られないのが実情である。化学兵器の禁止問題に対する日本の提案も、見透しがあかるとは言えない。

こうした状況を打開するため、広島・長崎両市の市長が、被爆の意味を説明し、それについての科学的データを軍縮委に提出することによって、今日、人類が何を考えねばならないかを全被爆者の名において訴えることが、1つの有効な手段になることと信ずるものである。両市長の軍縮委での訴えの要点は次の通りである。

1. 1945年8月における広島・長崎の被災実態の物理学的・医学的・社会科学研究。

2. 原爆後障害の実情とその現代的意義。
3. 日本人以外の被爆者。

#### IV ユネスコにおける国際理解教育について

ユネスコは、かねてから国際理解の教育について、多大の成果をあげてきたが、国際情勢が流動していく中で、十分に対応できなかつたうらみが、ないではなかつた。とくに平和教育を体系的に展開することは、学校教育・社会教育など、多方面にわたるだけに、その全体的・組織的とりくみが、容易でないこともあって、世界の歴史を動かすところまでは行かなかつた。被爆体験の問題を、平和教育の中で、正しく受けとめることが、今日特に必要である。言うまでもなく、国際理解においては、相互の立場を正確に理解しあうことが必要であり、いかなる国についても、非難なり、批判なりの対象にしてはならない。

平和の諸問題をそれぞれ十分に研究し、全体のバランスと相互の関連性を検討した上で被爆体験を正しく位置づけねばならない。平和教育の礎石とも言うべき被爆体験の継承の欠如は、平和教育にとって要を失った扇になりかねないであろう。

ヒロシマ・ナガサキは、平和教育の重要な素材を数多くもっているが、これを真に役立てるためには、ユネスコが世界の教育関係者を動かして、被災資料の研究を進めねばならない。日本の平和教育も、ユネスコの活動によって、初めて生命を吹きこまれることになるであろう。

こうした意図のもとに、国連がユネスコに対して、次の提案を行うことを要請する。

1. 被爆体験の継承を目的として、ユネスコが資料集や映画作成、教育実践（実験協力校などによる）に着手する。
2. 平和教育についての国際的シンポジウムの計画と実施。
3. 原爆被災に関する科学的研究の集大成と、その欠落部分についての調査研究の実施。

#### 要望事項

- I. 国際連合本部内において、ヒロシマ・ナガサキ展を開催してほしい。また、国際連合の適当な会議場、ロビーなどに、被爆写真を常時かかげてほしい。
- II. 国際連合を通じ、核保有国、及び国際連合加盟国において、ヒロシマ・ナガサキ展を開催するよう呼びかけて欲しい。
- III. 広島・長崎の平和祈念式典に国際連合から代表を派遣してほしい。

#### □あしがき

われわれ広島・長崎両市長は、被爆体験に基づく両市民の熱烈な平和への希求を受けとめ、今年初頭、核兵器廃絶と全面軍縮の促進のため、国際連合に要請訪問することを決意した。その要請に必要な資料作成のため、われわれは「国連アピール資料編集専門委員」を広島・長崎両市の関係専門家に依頼した。構成された専門委員会は、飯島宗一広島大学

学長および具島兼三郎長崎大学学長を顧問として、つぎのと通りのメンバーであった。

委員長 今堀誠二 広島大学総合科学部長

〈広島側〉

副委員長 原田東岷 原田外科病院院長  
委員 石田定 広島原爆病院内科部長  
委員 岡本直正 広島大学原爆放射能医学研究所長  
委員 庄野直美 広島女学院大学教授  
委員 湯崎稔 広島大学原爆放射能医学研究所助教授

〈長崎側〉

副委員長 秋月辰一郎 聖フランシスコ病院医長  
委員 市丸道人 長崎大学医学部教授  
委員 岡島俊三 長崎大学医学部教授  
委員 島内八郎 長崎原爆資料協議会副会長  
委員 西森一正 長崎大学医学部教授  
委員 宮城重信 長崎原子爆弾被爆者対策協議会医療部会長

国連訪問医師 大内五良 広島県医師会長

専門委員会は、今年7月上旬に発足以来、今回の問題に関係ある諸方面と連絡をとりながら、熱心な討議を重ね、短期日の間にこの要請書並びに資料編を作成した。国連事務総長への要請項目の起草は、当初から、広島・長崎の被爆者を中心とする市民、とくに被爆者団体と平和運動団体の代表者の意見を受けてまとめられた。またこれには、「財団法人・広島平和文化センター」の理事会の意見も反映されている。

特にその資料編「原爆被害の実態—広島・長崎」の作成にあたっては、「原爆による物理的破壊」および「原爆による身体的障害」に関する原案を、庄野直美氏が石田定氏の協力で起草し、また「原爆による社会的破壊」の原案は、湯崎稔氏が起草し字吹暁氏（広島大学助手）の協力を得た。これらの原案に基づき、専門委員全体で検討を加えて資料編が完成された。

この要請書並びに資料編の英文翻訳にあたっては、「財団法人・放射線影響研究所（旧ABCC）」の協力を得た。この要請書並びに資料編を完成するにあたり、専門委員各位、関係機関ならびに市民団体等から寄せられた絶大なる協力に対し深く感謝する。この文献が、核兵器廃絶と全面軍縮の国際世論を喚起するために寄与することを、心から願う。

1976年10月

広島市長 荒木武  
長崎市長 諸谷義武

## 第2回国連軍縮特別総会における荒木武広島市長の演説

昭和57年6月24日

議長

財団法人広島平和文化センターの会長であり、広島市長の荒木武であります。

37年前、人類史上最初の原子爆弾による惨禍を被った広島の前市長として、また被爆者の一人として、各国ならびに全世界の人びとに訴えます。

議長

1945年8月6日、月曜日、午前8時15分、突然一発の原子爆弾が炸裂し、一瞬にして広島市は壊滅したのであります。家の下敷になった同級を助け出そうとする傷ついた子どもたち。全身ずるむけの裸を曝し、安心してしゃがみ込む母と子。眼球が飛び出し、顔面血だるまの娘。川の中に折り重なって浮かぶ死体の数々。“水、水”と息絶え絶えに水を求める声…。この世のものとは思えない凄惨な生き地獄でした。

その惨状は今も脳裡に焼きつき、惻々として胸を突き、痛恨の情を禁じ得ません。

広島市では35万人が被爆し、即死した者を含めて4か月間に、実に14万人以上が無惨にも殺されたのであります。かろうじて生き残った人びとも放射線の後遺症でその後死亡し、今なお多くの人々がケロイドや白血病、悪性腫瘍などで、肉体的にも精神的にも苦しみつづけています。

核兵器がもたらす被害の特質は、通常の戦争では想像できない大規模な破壊を、瞬間的に、広範囲に等しく引き起こし、老若男女の区別なく非戦闘員を巻き込んで無差別に殺りくするものであり、人類の生存を完全に否定し地球を破滅に至らしめるのであります。“軍縮と安全保障問題に関する独立委員会”のオロフ・パルメ委員長は、広島で「ビルの石段に影だけを残して、人間は数千度の熱線に灰と消えた。核戦争が起きれば地球には人間の影以外に何が残るであろうか。限定核戦争が可能だとする無責任なことは語れない。今こそ、われわれはヒロシマに学ぶべきだ。」と訴えられました。

議長

広島市民はどんな理由があろうとも、再び核兵器を使用させてはならないと固く決意しております。

そして、過去の戦争の反省のうえにたつて、戦争放棄を明記した日本国憲法の精神に則り、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として広島市を建設するため、政府に働きかけ、“広島平和記念都市建設法”を制定し、これを基調として懸命な努力をつづけているのであります。

「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」—広島の前爆慰霊碑の碑文は、この碑の前に立つ一人びとりが平和を誓い合う言葉であり、過去の憎しみを乗り越え、悲し

みや苦しみに耐えて、全人類の共存と繁栄を願う真の人道主義に立脚した“ヒロシマの心”そのものであります。

議長

私は広島市民を代表して、何よりもまず、核実験を即時全面的に禁止し、あらゆる核兵器を凍結して、これを廃棄するよう強く求めます。

そのためには、被爆地・広島で被害の実態を確認することが原点になるものと確信いたしますので、米・ソを始めとする核兵器保有国の首脳者や各国の指導的立場にある人、さらに次代を担う青少年が広島を訪れることを切に望みます。

また、広島で平和と軍縮のための首脳会議を開催すること、広島に平和と軍縮に関する国際的な研究機関を設置することを提唱いたします。

さらに、ヒロシマは心を同じくする世界の都市が互いに連帯することを呼びかけます。

都市と都市とが国境を越えて、人種の区別なく連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り拓くことは核時代の新しい平和秩序の確立に大きな力となることは疑いありません。

議長

ヒロシマは単なる歴史の証人ではありません。ヒロシマは人類の未来への限りない警鐘であります。人類がヒロシマを忘れるとき、再び過ちを犯し、人類の歴史が終えんすることは明らかであります。

以上のことを強く訴えて、私の演説を終わります。

ありがとうございました。

### 広島市 平和宣言（1982年）

燈燈無盡—ヒロシマの平和の心は、すべての人々に受け継がれ、語り継がなければならない。

広島のある日の惨禍は、人類絶滅の不気味な暗雲の到来を告げるものであった。その危機を身を以て体験したヒロシマは、核兵器の廃絶と全面完全軍縮を世界に訴え続けてきた。しかし、米・ソを始めとする国家間の対立は牢固として解き難く、核兵器はますます量的拡大と質的高度化の一途を辿り、限定核戦争や先制核攻撃論が台頭し、人類は今、まさに、核戦争の危機に陥ろうとしている。

軍縮と安全保障問題に関する独立委員会のパルメ委員長やペルティエニ・イタリア大統領は、いずれも、ここ広島で、原爆被害の苛酷さに慄然とし、核戦争に勝者も敗者もあり得ない、と深い憂慮の意を表明した。

今こそ各国政府は、世界各地で澎湃として高まっている核兵器廃絶への熱望を真摯に受け止め、一刻も早く軍縮を促進し、平和への道を急ぐべきときである。

この時開催された第2回国連軍縮特別総会は、遺憾ながら国家間の不信を克服しえず、「包括的軍縮計画」の合意には至らなかった。

しかし、核戦争の防止と核軍縮が最優先課題であるとの第1回軍縮特別総会の決議を再確

認するとともに、新たに、軍縮への世論形成を目的とする「世界軍縮キャンペーン」の実施に合意し、さらに、日本政府が提案した広島・長崎への軍縮特別研究員派遣を採択した。

広島市長は、今回の特別総会でヒロシマを証言し、ヒロシマの悲願を訴えた。

今、重ねてここに訴える。

核実験を即時全面的に禁止し、あらゆる核兵器を凍結して、これを廃棄するよう強く求める。

また、ヒロシマと心を同じくする世界の都市が、互いに連帯することを呼びかける。

さらに、核保有国の元首をはじめ各国首脳が広島を訪れ、被爆の実態を確かめること、広島で軍縮のための首脳会議を開催すること、また、広島に平和と軍縮に関する国際的な研究機関を設けることを提唱する。

ヒロシマは、単なる歴史の証人ではない。

ヒロシマは、人類の未来への限りない警鐘である。

人類がヒロシマを忘れるとき、再び過ちを犯し、人類の歴史が終焉することは明らかである。

本日、被爆 37 年を迎え、犠牲となられた人々を弔うに当たり、今なお、肉体的・精神的に苦しみ続ける原爆被爆者及び遺族への援護が、国家補償の精神に基づいて充実・強化されるよう、わが国政府に求めるとともに、ヒロシマは平和の燈火を絶やすことなく、世界に平和を訴え続けていくことを固く誓うものである。

1982 年（昭和 57 年）8 月 6 日

広島市長 荒木武

### 第 3 回国連軍縮特別総会での荒木武広島市長の演説

1988 年 6 月

広島市長 荒木武

議長、並びにご列席の皆様

私は、世界平和連帯都市市長会議の会長である広島市長の荒木武であります。本日は、世界平和連帯都市市長会議の副会長である 8 名の市長とともに出席しておりますので、ご紹介をいたします

日本 長崎市長

ドイツ民主共和国 ベルリン市長

イタリア コモ市長

ドイツ連邦共和国 ハノーパー市長

ザンビア ルサカ市長

アメリカ サクラメント市長

カナダ バンクーバー市長

ソビエト ボルゴグラード市長

議長

1945年8月、人類は、限りなく大きな過ちを犯しました。それは、原子爆弾の投下という歴史的事実であります。しかし、私はそれを告発するために登壇したものではありません。

「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」これは、原爆死没者慰霊碑の碑文の言葉であります。この碑文は、犠牲者への慰霊と、過去・現在・未来にわたる全人類の誓願と戒律であり、ヒロシマの心そのものであります。ヒロシマは、悲しみに耐え、憎しみを乗り越え、多くの困難を克服して、人口105万人を擁する「国際平和文化都市」として見事に再生しましたが、二度とヒロシマを繰り返さないため、核兵器廃絶と世界恒久平和を訴え続けているのであります。

議長

ヒロシマに投下された原子爆弾は、高度に開発された核兵器の現状からみると玩具に等しいものといわれます。しかし、たった一発の原子爆弾が、一瞬にして14万人の人命を奪い、都市を破壊し尽くしたのであります。私は被爆者の一人として目のあたりそれを見、未だに忘れ得ません。現在なお、直接被爆者はいうに及ばず、二次放射能や胎内被爆等の被爆者30数万人が健康不安と生活苦の中で、懸命に生き続けているのであります。この事実に思いをいたして欲しいのであります。さすれば、核兵器の保有と開発がいかにか恐るべき蛮行であり、許し難い悪であるかということに気付くはずであります。

議長

私は、昨年12月の米ソ両首脳によるINF全廃条約調印及びこのたびの批准書の交換は、史上初めての核兵器の削減であり高く評価するものであります。この条約は、包括的軍縮プロセスの出発点となるべきであります。しかし、世界が期待した先の米ソ両首脳による戦略核半減交渉は、実質的進展がみられず、強い焦燥（いらだち）の念を禁じ得ません。今後、米ソ両国をはじめすべての核保有国による核兵器削減交渉、そして全廃へ向けての協議が、遅滞なく継続的に進められることを強く望むものであります。

議長

SSOD-IIにおいて、世界軍縮キャンペーンが提唱されましたが、私は、これに強く賛同し、国連軍縮フェローシップの受け入れをはじめ、ノーベル平和賞受賞者や核保有国の代表的ジャーナリストらを広島に招いて、平和サミットやシンポジウムを開催し、また国内、国外における原爆展の開催など多くの活動を実践してまいりました。

さらに核軍縮に向けての国際的世論の醸成を図るため、世界の都市が連帯する必要性を強く感じ、私は、「世界平和連帯都市市長会議」の組織化を呼びかけ、現在では、東西両陣営及び非同盟の国々、39か国219都市が賛同し、その都市人口は、1億人を超え、この総会に連帯都市の総意に基づくアピールを提出しています。私共は、都市行政の根幹は平和

であるとの強い認識のもとに、連帯の輪を広げてまいる決意であります。

議長

私は、特に次の3点について強く訴えます。

第1 核実験は、核兵器の高度開発を意図し、かつ悪魔的デモンストレーションであります。よって、包括的核実験の即時全面禁止条約の速やかな締結を強く求めます。

第2 世界の指導者、さらには次代を担う青少年が広島を訪れ、直接被爆の実態を確認することを訴えます。広島の平和記念資料館にはすでに国の内外から3,000万人を超える人々が訪れています。諺に「百聞は一見にしかず」とあります。広島を訪れることによって、核抑止の悪夢から目覚め、核兵器廃絶の思いを強くするでありましょう。

第3 平和と軍縮に関する国際的な研究機関が、被爆の地広島に設けられることを心から期待します。

議長

ヒロシマは単なる歴史の証人ではありません。ヒロシマは人類の未来への限りない警鐘であります。

このことを強く訴え、SSOD-IIIが、今世紀最大の転機として歴史に残るものとなることを期待し、私の演説の結びといたします。

ありがとうございました。

### 広島市 平和宣言（1989年）

「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」—焦熱地獄を身をもって体験したヒロシマは、この悲願に立ち、核兵器が人類とは共存し得ないことを、一貫して警告し続けて来た。

ヒロシマの訴えは、世界の世論を喚起し、人類は核兵器の廃絶と恒久平和確立を目指し、胎動を始めた。

米ソは中距離核戦力全廃条約の締結に続き、戦略核兵器の削減に向け、交渉を積み重ねている。更に、短距離核戦力や通常軍備の軍縮提案が打ち出されている。その底流には、軍縮を志向する世界世論の大きな歴史的な高揚がある。今や、戦後政治を支配した米ソを頂点とする東西の冷戦構造に崩壊の兆しが見え、新たな国際平和秩序が模索され始めている。人類は輝かしい未来に向かって、今こそ、この好機を生かさなければならない。

日本政府は、日本国憲法の平和主義の理念に立ち帰り、緊張緩和の動向に逆行することなく、軍事費の抑制に努め、世界の恒久平和実現のため、先導的な役割を果たすべきである。何よりもまず、アジア・太平洋地域の国際的非核化の実現に向けて、関係諸国の協力のもとに、積極的な平和外交を展開しなければならない。また、沖縄近海での米軍水爆搭載機水没事件の徹底解明に努めるとともに、国是とする非核三原則の空洞化を阻止する方策を樹立し、その厳守を米国政府に強く要請しなければならない。

広島市は、本年、市制施行百周年、「広島平和記念都市建設法」施行40周年を迎えた。こ



の意義ある年に、今ここ広島で「第2回世界平和連帯都市市長会議」を開催している。世界30数か国、約130都市の市長らが、体制の違いや国境を乗り越えて相集い、「核兵器廃絶を目指して—核時代における都市の役割」を基調テーマに、活発な討論を交わしている。10月には、「核戦争防止国際医師会議」の第9回世界大会が、「ノーモア・ヒロシマ この決意永遠に」をテーマに、広島市で開催される。

去る4月に、日本で初めて京都市において「国連軍縮会議」が開催された。その参加者が被爆地広島を訪れ、核兵器がもたらした被害の実相に触れ、その凄まじさを改めて認識し、核兵器廃絶への思いを強くした。

時恰も、核兵器による人類絶滅の危機を警告し続けてきた原爆ドームの保存募金には、国の内外から大きな反響が寄せられている。原爆資料館の昨年度の入館者数が145万人を超え、過去最高を記録した。これらの事実は、「ヒロシマの心」が着実にひろがっている証左である。

ヒロシマは、人類の共存共栄に基づく新しい世界秩序が実現されるまで、国の内外に警鐘を打ち鳴らして行かなければならない。

ヒロシマは、世界の人びとと痛みを共に分かち合い、飢餓、貧困、人権抑圧、地球環境破壊等で苦境に喘ぐ人びとに深く思いをいたし、早急な解決が図られるよう関係諸国に切望してやまない。

ヒロシマは重ねて訴える。

核実験を即時全面的に禁止し、核兵器を廃絶することを。

世界の指導者をはじめ、次代を担う青少年が広島を訪れ、被爆の実相を確認することを。

広島に平和と軍縮に関する国際的な研究機関を設置することを。

本日、被爆44周年の平和記念式典を迎えるに当たり、原爆犠牲者の御冥福を衷心よりお祈りするものである。被爆者の高齢化が進む現状に鑑み、国家補償の理念に立った被爆者援護対策が、一日も早く確立されるよう、日本政府に強く要求するとともに、平和への不屈の努力を誓うものである。

1989年（平成元年）8月6日

広島市長 荒木武

### 核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画への賛同呼び掛け文書と推進計画趣意書

昭和58年1月20日

殿

広島市長 荒木武

長崎市長 本島等

拝啓 1945年8月6日、午前8時15分、ついで9日、午前11時2分、原子爆弾により、一瞬にして多数の生命を失い、廃墟と化した都市・広島・長崎両市から、核兵器反対の立場を堅持されて都市行政を進めておられる貴台に、本日、本状をもって親しく御挨拶でき

ますことを心から光栄に存じます。

広島・長崎両市民は、38年前の未曾有の大惨禍を身をもって体験して以来、二度と核兵器を使用させてはならないとの固い決意のもとに、どのような理由があろうとも、すべての核兵器をこの地球から廃絶し、軍備を縮小するよう、たゆまぬ努力を続けて参りました。詳しくは別紙のヒロシマ・ナガサキの「平和への取組み」および「第2回国連軍縮特別総会における荒木武・広島市長および本島等・長崎市長の演説」をご覧ください。

しかし、軍備、とりわけ核兵器をめぐる世界の情勢は、広島・長崎の願いや尊厳をもって人間らしく生きようと願う世界の人びとの意志を無視するかのようになり、ますます悪化の一途をたどっており、今後の軍拡競争の行方と人類の未来を想うとき、正にりつ然たるものがあります。人類は何としても、核兵器を廃絶し、通常の軍備をも縮小した真の平和を確立しなければなりません。

われわれは軍備の縮小、とりわけ核兵器を完全に廃絶した恒久の世界平和を確立するための努力を、単に国の努力にのみ期待するだけではありません。もとより、平和の維持・確立は国の努力にまつところが大きですが、戦争によって、とりわけ核戦争によってより多くの被害を被るのは市民であり、また都市であることを思うとき、都市や学術研究機関・報道機関、各種民間組織など、さらには市民のひとりびとりにいたるまで、それぞれが平和への役割を分担し、努力を重ねることは不可欠といわなければなりません。

われわれは原爆被爆都市の市長として、都市に課せられた役割を深く認識し、その責務を果すことによって世界平和の確立に貢献したいと存ずるものであります。去る6月の24日、国際連合において訴えたのはそのためであります。

なにとぞ、添付しました「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に貴台のご賛同を賜り、貴市と広島・長崎両市とが互いに手を取り合って人類共存の道を拓くよう望むものであります。都市と都市とが国境を超えて互いに連帯することは、必ずや世界恒久平和確立の基盤づくりに貢献できるものと信じます。

末筆ながら、貴台の御健勝を心からお祈り申し上げます。 敬具  
追伸 御賛同いただけるなら、今後の連絡先、担当責任者などを含め、御返信を賜わりたく存じます。文書は出来るだけ英語でお願いいたします。

## 第1回世界平和連帯都市市長会議 開会あいさつ

広島市長 荒木武

本日は、第1回世界平和連帯都市市長会議の開催にあたりまして、ヤン・モーテンソン国連事務次長、アルフォンソ・ガルシア・ロブレスメキシコ軍縮大使、スジャトモコ国連大学学長をお迎えし、国の内外から多数の都市の参加を得て、かくも盛大に開催できましたことを誠に光栄に存じますとともに、心から歓迎申し上げる次第であります。

「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」という碑文が先ほど参拝・献花された平和都市記念碑に刻まれております。この言葉は、この碑の前に立つ一人ひとりが原

爆犠牲者の冥福を祈るとともに、過去の憎しみを乗り越え、悲しみや苦しみに耐えて、全人類の共存と繁栄を願う真の人道主義に立脚した“ヒロシマの心”そのものであります。

広島市は、今から40年前、1945年8月6日午前8時15分、世界最初の原子爆弾の投下によって一瞬にして壊滅しました。35万人に及ぶ市民が被爆し、即死者およびその後4か月間に死亡した者は、実に14万人以上に達しました。私も爆心から4キロメートルの工場で被爆いたしました。当時の被爆の惨状は、今も私の脳裏に深く焼きつき、痛恨の情を禁じ得ないのであります。

今日、かろうじて生き残った被爆者は、ケロイドや白血病、悪性腫瘍などの後障害によって、身体的に、精神的に、また社会的にも、今も悩まされ続けているのであります。たった一発の原子爆弾がもたらした被害の全体像の実態解明は、今もなお続けられています。

核兵器がもたらす被害の特質は、熱線、爆風、放射線の複合作用によって通常の兵器では想像できない大規模な破壊を、瞬間的に、しかも広範囲に引き起し、戦闘員と非戦闘員の区別なく、無差別に殺りくするものであります。なかんずく、放射線は、死の灰や残留放射能として後のちまで残り、かろうじて生き残った者をやがて死に至らしめるという恐るべき殺傷力をもってあります。

1981年12月、現スウェーデン首相オロフ・パルメ閣下が主宰された、「軍縮と安全保障問題に関する独立委員会」のワークショップが広島において開催されました。その時、オロフ・パルメ閣下は、平和記念資料館を訪れ、そこに展示されている被爆した石段を見て、「石段に焼きついた人影を見た。石段に誰かが腰をかけていたはずであるが、摂氏5千度の熱線によって、その人物は自らの灰をも残すことなく消え去ったのである。気違いじみた軍拡競争が続くならば、全人類の運命はこの石段に焼きついた人影と同じように消滅してしまうであろう」と述べておられます。

現在開発されている核兵器と比較すれば、広島に投下された原子爆弾の威力は極めて小さなものでした。しかし、被害はじん大で、その恐るべき破壊力と残虐性は何ら変わるものではありません。

今日、ひとたび核戦争が起きたならば、全人類が破滅することは明らかであります。

今こそ、われわれは、世界恒久平和の理想を高く掲げ、英知を結集して対決から対話へ、不信から友好へ、歴史の流れを変えなければなりません。われわれ広島市民は、ヒロシマの過去の被爆体験からどのような理由があろうとも、この非人道的な核兵器を使用させてはならないと固く決意しており、今日まで一貫して核兵器の廃絶を全世界に訴え続けております。

また、広島市は、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として“国際平和文化都市”の建設をめざし、市と市民が一体となって努力を続けております。核兵器の残虐さを全世界に伝え、次の世代に被爆の実相を正しく継承するとともに、平和都市として広島を再建し、世界恒久平和に貢献することこそ、ヒロシマに課せられた使命であると考え

ております。

そのため、私は、市長に就任して以来、これまで4回国連本部を訪問し、原爆写真展の開催、国連事務総長との会談、国連軍縮特別総会への出席などを通して、被爆の実相と核兵器廃絶を訴えてきました。

とくに1982年6月24日の第2回国連軍縮特別総会では、国連NGOの一員として発言する機会を与えられ、被爆体験を述べながら、核実験の即時全面停止、核兵器の凍結と廃棄を訴え、さらに核兵器保有国の首脳や世界各国の指導的立場にある人、次代を担う青少年らの広島訪問を求め、広島での首脳会議の開催、国際的な平和研究機関の設置を提唱するとともに、世界の都市が国境を越えて連帯し共に核兵器廃絶への道を切り開くよう呼び掛けました。

今日、世界中に蓄積されている核弾頭は、広島型原爆の100万発分に相当する5万発にのぼるといわれており、地球上のありとあらゆるものを幾度となく殺りくし、破壊しつくすに足りるものであります。私は、力の均衡に支えられた世界の平和は決して永続するものではないと思います。また、長い間中断されていた米ソ両国の核軍縮交渉がさる3月ようやく再開されたものの、われわれが期待する成果はあげられておりません。こうした状況の中で来る11月にジュネーブで開催される米ソ首脳会談では、ヒロシマの悲願である核兵器廃絶に向けて光明が見出されることを期待するものであります。

しかしながら、軍備の縮小、とりわけ核兵器の廃絶、世界恒久平和を確立するための努力は、国家だけに任せ、期待するものではないと思います。戦争によって、とりわけ核戦争によって、より多くの被害を被り、犠牲を強いられるのは、都市であり、そこに住む市民であることを思いますとき、都市行政の中においてはもちろんのこと、市民の一人ひとりにいたるまで、それぞれが平和への役割を分担し、努力を重ねることは当然のことと考えるものであります。

このような考えのもとに、都市と都市が国境を越え、人種の区別なく連帯し、共に人類共存への道を切り開くため、私は、昭和58年1月以来、長崎市長との連名によって、世界の各都市に“核兵器廃絶に向けての都市連帯推進”の呼び掛けを行っております。世界平和都市連帯の呼び掛けは、現在、58か国237都市にまで広がり、すでに33か国111都市から賛同の返書を得ております。このたびの“第1回世界平和連帯都市市長会議”もこの事業の一環として開催したものであります。

私は、被爆体験をふまえた、“ヒロシマの心”をより広く世界の都市に普及させるために、さらに多くの都市と連帯の輪を広げるよう、今後一層努力する所存であります。生き残った被爆者の一人として核兵器の廃絶と恒久平和の実現のために、粘り強く努力していかなければならないと決意しております。

1981年2月、広島を訪問されたローマ法王ヨハネ・パウロⅡ世は、ここ平和記念公園で「戦争は人間のしわざです。戦争は人間の生命を奪います。戦争は死そのものです。過去を振り返ることは、将来に対する責任を担うことです。広島を考えることは、核戦争を

拒否することです」とアピールを寄せられました。

ヒロシマは、単なる歴史の証人ではありません。

ヒロシマは、人類の未来への限りない継承〔原文ママ〕であります。

「燈々無尽」ヒロシマの灯火は、一人から二人、三人へと絶やすことなく受け継がれなければなりません。

被爆 40 周年を迎えた被爆地広島を訪れていただいた各市長さんをはじめ皆さんに、改めて心から感謝を申し上げるとともに、核兵器による被害の実情に深いご理解をいただき、それぞれお国の市民の方々に広く伝えていただくようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

最後になりましたが、本年は被爆 40 周年であると同時に第二次世界大戦の終戦 40 周年でもあります。私たちはかつて不幸にも敵味方に分かれて戦い、相互に尊い生命を失っております。大戦の犠牲となった多くの方々のご冥福を祈り、再び戦争の過ちを繰り返すことなく、恒久平和確立の誓いを新たにすため、皆さんとともに黙祷を捧げたいと思います。

—黙祷—

### 長崎平和宣言（2011 年）

今年 3 月、東日本大震災に続く東京電力福島第一原子力発電所の事故に、私たちは愕然としました。爆発によりむきだしになった原子炉。周辺の町に住民の姿はありません。放射線を逃れて避難した人々が、いつになったら帰ることができるのかもわかりません。

「ノーモア・ヒバクシャ」を訴えてきた被爆国の私たちが、どうして再び放射線の恐怖に脅えることになってしまったのでしょうか。

自然への畏れを忘れていなかったか、人間の制御力を過信していなかったか、未来への責任から目をそらしていなかったか……、私たちはこれからどんな社会をつくろうとしているのか、根底から議論をし、選択をする時がきています。

たとえ長期間を要するとしても、より安全なエネルギーを基盤にする社会への転換を図るために、原子力にかわる再生可能エネルギーの開発を進めることが必要です。

福島原発事故が起きるまで、多くの人たちが原子力発電所の安全神話をいつのまにか信じていました。

世界に 2 万発以上ある核兵器はどうでしょうか。

核兵器の抑止力により世界は安全だと信じていないでしょうか。核兵器が使われることはないと思込んでいないでしょうか。1 か所の原発の事故による放射線が社会にこれほど大きな混乱をひきおこしている今、核兵器で人びとを攻撃することが、いかに非人道的なことか、私たちははっきりと理解できるはずです。

世界の皆さん、考えてみてください。私たちが暮らす都市の上空でヒロシマ・ナガサキの数百倍も強大になった核兵器が炸裂する恐ろしさを。

人もモノも溶かしてしまうほどの強烈な熱線。建物をも吹き飛ばし押しつぶす凄まじい爆風。廃墟には数え切れないほどの黒焦げの死体が散乱するでしょう。生死のさかいでさまよう人々。傷を負った人々。生存者がいたとしても、強い放射能のために助けに行くこともできません。放射性物質は風に乗れ、遠くへ運ばれ、地球は広く汚染されます。そして数十年にもわたり後障害に苦しむ人々を生むことになります。

そんな苦しみを未来の人たちに経験させることは絶対にできません。核兵器はいらない。核兵器を人類が保有する理由はなにもありません。

一昨年4月、アメリカのオバマ大統領は、チェコのプラハにおいて「核兵器のない世界」を目指すという演説をおこない、最強の核保有国が示した明確な目標に世界の期待は高まりました。アメリカとロシアの核兵器削減の条約成立など一定の成果はありましたが、その後大きな進展は見られず、新たな模擬核実験を実施するなど逆行する動きさえ見られません。

オバマ大統領、被爆地を、そして世界の人々を失望させることなく、「核兵器のない世界」の実現に向けたリーダーシップを発揮してください。

アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国など核保有国をはじめとする国際社会は、今こそ核兵器の全廃を目指す「核兵器禁止条約（NWC）」の締結に向けた努力を始める時です。日本政府には被爆国の政府として、こうした動きを強く推進していくことを求めます。

日本政府に憲法の不戦と平和の理念に基づく行動をとるよう繰り返し訴えます。「非核三原則」の法制化と、日本と韓国、北朝鮮を非核化する「北東アジア非核兵器地帯」の創設に取り組んでください。また、高齢化する被爆者の実態に即した援護の充実をはかってください。

長崎市は今年、国連や日本政府、広島市と連携して、ジュネーブの国連欧州本部に被爆の惨状を伝える資料を展示します。私たちは原子爆弾の破壊の凄まじさ、むごさを世界のたくさんの人々に知ってほしいと願っています。

「核兵器のない世界」を求める皆さん、あなたの街でも長崎市と協力して小さな原爆展を開催してください。世界の街角で被爆の写真パネルを展示してください。被爆地とともに手を取り合い、人間が人間らしく生きるために平和の輪をつなげていきましょう。

1945年8月9日午前11時2分、原子爆弾により長崎の街は壊滅しました。その廃墟から、私たちは平和都市として復興を遂げました。福島ของ皆さん、希望を失わないでください。東日本の被災地の皆さん、世界が皆さんを応援しています。一日も早い被災地の復興と原発事故の収束を心から願っています。

原子爆弾により犠牲になられた方々と、東日本大震災により亡くなられた方々に哀悼の意を表し、今後とも広島市と協力し、世界に向けて核兵器廃絶を訴えていくことをここに宣言します。

2011年（平成23年）8月9日

## 平和市長会議 ヒロシマアピール (2013年)

私たち世界 157 か国・地域の 5,712 都市の代表は、広島市において開催された第 8 回平和市長会議総会に参加し、『「核兵器のない世界」の実現を目指して—「ヒロシマ・ナガサキの心」を世界に—』をテーマに広範な議論を行った。

1945 年 8 月、広島・長崎両市は、それぞれ一発の原爆により廃墟と化し、両市合わせて 21 万人を超える尊い命が奪われた。爆風、熱線、放射線による被爆者の苦しみは、68 年後の今も続いている。筆舌に尽くしがたい体験を経た被爆者は、「このような苦しみが決して繰り返されることがあってはならない」という深い人道的信念から、真摯に核兵器廃絶を訴え、平和への願いを世界中の人々に発信し続けてきた。

平和市長会議は、すべての市民の安全と幸福を守るという強い責任感の下、核兵器廃絶と平和を希求する「ヒロシマ・ナガサキ」の心に深く共鳴し、2020 年までの核兵器廃絶を目指してその活動の強化をはかっている。

今日「ヒロシマ」「ナガサキ」の名は世界中に知られている。しかし、核保有国は被爆者の真摯な訴えに耳を傾けようとせず、冷戦時代の核軍拡競争を経て、いまやその数は 9 か国にのぼっている。核兵器の数は一部削減されているものの、取組は遅々として進まず不十分である。冷戦終結から約四半世紀が経過した今も、推定 1 万 7,300 発の核兵器が人類と環境に対して甚大な脅威を及ぼし続けている。約 2,000 の核兵器が即応態勢にある中、世界の安全保障体制は、「抑止力」という核兵器使用の脅しとそれに伴う言語に絶する恐怖に大きく依存している。また、核拡散は現在も進行中の深刻な脅威であり、テロリストグループが核兵器を入手する可能性さえ否定できないのが現実である。

世界が未曾有の経済危機に直面する中、それでもなお、すべての核保有国で、核兵器システムを最新鋭化するための新たな実験計画に巨額の資金が湯水のごとく投じられている。人間の基本的なニーズを満たすために何よりも必要とされる財源が不当に使われているのである。

長期的に持続可能な「核兵器のない世界」を実現するには、相互不信と脅しに替えて、同じ人類としての帰属意識に根差した共同体意識が共有される新しい社会づくりが不可欠となる。このような社会では、多様性が尊重され、紛争は平和的手段で解決される。この目標への道のりは長く困難かもしれないが、実現は必ず可能であり、決意を持って進んでいかなければならない。同時に、この道の半ばで核兵器が再び使用され、計り知れない人間的悲劇と環境破壊をもたらす愚は絶対に避けなければならない。そのためには、現に核の緊張が高まる中東、北東アジア、南アジアなどの地域において、国際的・地域的な平和と安全保障を促進するための具体的な施策や枠組、信頼醸成のための措置を整備することが必要である。

核兵器が突きつける継続的な脅威に直面する中、私たちはすべての国に働きかけて、一

刻も早く核兵器廃絶に向けた交渉が開始されるための取組を一層強化する必要がある。これは、まさに平和市長会議「2020 ビジョンキャンペーン」の主要な目標である。

核兵器廃絶に向けた多くの取組が相互補完的であることを認識しつつ、私たち平和市長会議が現段階で優先するのは、核兵器禁止条約または「核兵器のない世界」に向けたその他の有効な取組を促進することである。この意味で、核兵器の非人道性が強調されていることや、核兵器を非合法化しようとする動きが活発化していることなど、新たな明るい展望があることを歓迎したい。2010年NPT再検討会議は、その最終文書の中で、核兵器の非人道性と核兵器禁止条約について初めて言及した。また今年3月、ノルウェー政府はオスロで画期的な「核兵器の人道的影響に関する国際会議」を主催し、127の政府が出席した。2014年2月には、メキシコの主催でフォローアップ会合が予定されている。5月には、「核兵器のない世界の実現と維持に向けた多角的核軍縮交渉を前進させるための提案を策定する」ために、すべての加盟国を対象とした新たな国連ワーキンググループがジュネーブで会合を開始した。さらに、初めての国連核軍縮ハイレベル会合が9月26日にニューヨークで開催される予定もある。

平和市長会議は、核保有国を含むすべての国に対し、新たな国連ワーキンググループ、国連核軍縮ハイレベル会合、「核兵器の人道的影響に関する国際会議」メキシコ会合、および、2015年NPT再検討会議の準備に積極的かつ誠実に参加するよう求める。

緊要の課題への活動と並行して、私たちは、同じ人類家族としてのグローバルな共同体意識を育むための、より長期的な目標に向けた活動も拡大していく。このような意識の形成は、究極的に世界恒久平和の基礎となるものである。

平和市長会議がこの野心的な課題に取り組むため、加盟都市をさらに拡大するとともに、地域レベルでの自主的で独立した活動を展開していかなければならない。さらに、世界中の人々に、平和に向けた被爆者の真摯な願いを訴えることが必要である。「ヒロシマ・ナガサキ」の被爆の過酷な実相について、可能な限り広く、特に将来の世代に向けて、世界中の意識を高めるためには、国連や議員、自治体連合、赤十字国際委員会、国際平和組織、その他の平和・人権・環境保護に取り組む組織、文化・芸術・スポーツの分野での著名人との関係を強化しなければならない。私たちの協働活動は、平和に向けて幅広く国際世論を動かす力となる。

私たちは、加盟都市の数を拡大し、既存の加盟都市の取組を深化させるとともに、様々な組織とのネットワークを強化することで、国籍、人種、宗教に基づく相互不信の壁を乗り越え、同じ人類家族の一員としてのグローバル共同体意識に根差した新たな安全保障体制を構築していく。

ハラブジャに対するガス攻撃から今年で25年目を迎え、さらに、初めての大量破壊兵器がイーペルで使用されてから2015年で100年目を迎えることにかんがみ、平和市長会議では核兵器以外の大量破壊兵器が使用された悲惨な例にも学び、「核兵器のない世界」という目標に向けてまい進していく。



平和市長会議は、広島・長崎の両市長が 1982 年に設立して以来、人道組織として活動してきた。各都市は、何よりもまず、広島と長崎の人々（特に 1945 年の生存者）との間の人間の連帯感から、この会議に参加している。現在、加盟都市は世界 157 か国・地域の 5,712 都市に及び、10 億人以上の人々を代表している。私たちは、加盟都市のために貢献しその活動を支援するため、今後さらにその役割を強化することとし、さらに、他の都市にも核兵器廃絶および平和への取組の促進に向けて参加するよう働きかけていく。最後に、放射線の発生源のいかんを問わず、いかなる場所においてもこれ以上の「ヒバクシャ」を出さないよう全力を尽くさなければならない。

平和市長会議は、国連およびすべての政府に対して、次に掲げる措置を講じるよう求める。

1. 原爆がもたらす言語に絶する人類の悲劇について理解を深めるよう、核軍縮の責任者である為政者および政府・国際機関の職員が広島・長崎を訪れ、核兵器廃絶に向けた被爆者の心からの願いを発信するよう万全を期すこと。
2. 国家間の信頼醸成措置のための施策および枠組みを確立し、核兵器が二度と使用されないよう万全を期すこと。
3. 核兵器禁止条約の早期締結、または、「核兵器のない世界」を実現するためのその他の有効な措置の早期実施を目指し、具体的な交渉を開始すること。
4. 欧州連合（EU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）などの地域共同体で得られた経験を基に、現在の「核抑止」による安全保障体制（核兵器の脅しによって平和維持を図るもの）に替えて、人類家族の一員としての共通の共同体意識に根差す安全保障体制を実現するよう積極的に取り組むこと。

上記の諸点を踏まえ、第 8 回平和市長会議総会では 2013 年から 2017 年までのダイナミックな行動計画を採択した。私たちは、ここに、2020 年までの核兵器廃絶実現に向けて全力で取り組むことを誓うものとする。

2013 年 8 月 5 日広島にて

第 8 回平和市長会議総会

## 2020Vision—核兵器廃絶のための緊急行動—

### 趣旨

平和市長会議では、1982 年の設立以来、「核兵器の使用により最大の被害を受けるのは都市である」という認識の下、核兵器廃絶に向けた国際世論の喚起や核保有国等への要請活動などに取り組んできました。

しかしながら、核兵器を巡る現在の国際情勢を見ると、核保有国が核軍縮に一向に取り組もうとしないばかりか、新たな核拡散が現実のものとなるなど、核兵器廃絶に向けた唯一の国際合意である NPT（核不拡散条約）体制は、崩壊の危機に瀕しています。

こうした中、平和市長会議では、核兵器使用の危機が高まりつつあった 2003 年秋、2020

年までの核兵器廃絶を目指す具体的な行動指針「2020 ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を策定しました。以後、このビジョンを基に世界の都市、市民、NGO 等との連携を図りながら、核兵器廃絶に向けた様々なキャンペーンを世界的に展開しています。

2020 ビジョンのこうした活動には、各国の自治体組織等から賛同決議を、また、平和関連 NGO や市民団体等から協力・支援をいただくなど、世界的に賛同の輪が広がっています。

### 広島市 平和宣言（2003 年）

今年もまた、58 年前の灼熱（しゃくねつ）地獄を思わせる夏が巡って来ました。被爆者が訴え続けて来た核兵器や戦争のない世界は遠ざかり、至る所に暗雲が垂れこめています。今にもそれがきこの雲に変わり、黒い雨が降り出しそうな気配さえあります。

一つには、核兵器をなくすための中心的な国際合意である、核不拡散条約体制が崩壊の危機に瀕（ひん）しているからです。核兵器先制使用の可能性を明言し、「使える核兵器」を目指して小型核兵器の研究を再開するなど、「核兵器は神」であることを奉じる米国の核政策が最大の原因です。

しかし、問題は核兵器だけではありません。国連憲章や日本国憲法さえ存在しないかのような言動が世を覆い、時代は正に戦後から戦前へと大きく舵（かじ）を切っているからです。また、米英軍主導のイラク戦争が明らかにしたように、「戦争が平和」だとの主張があたかも真理であるかのように喧伝（けんでん）されています。しかし、この戦争は、国連査察の継続による平和的解決を望んだ、世界の声をよそに始められ、罪のない多くの女性や子ども、老人を殺し、自然を破壊し、何十億年も拭（ぬぐ）えぬ放射能汚染をもたらしました。開戦の口実だった大量破壊兵器も未（いま）だに見つかっていません。

かつてリンカーン大統領が述べたように「全（すべ）ての人を永遠に騙（だま）すことはできません」。そして今こそ、私たちは「暗闇（くらやみ）を消せるのは、暗闇（くらやみ）ではなく光だ」という真実を見つめ直さなくてはなりません。「力の支配」は闇（やみ）、「法の支配」が光です。「報復」という闇（やみ）に対して、「他（ほか）の誰（だれ）にもこんな思いをさせてはならない」という、被爆者たちの決意から生まれた「和解」の精神は、人類の行く手を明るく照らす光です。

その光を掲げて、高齢化が目立つ被爆者は米国のブッシュ大統領に広島を訪れるよう呼び掛けています。私たちも、ブッシュ大統領、北朝鮮の金総書記をはじめとして、核兵器保有国のリーダーたちが広島を訪れ核戦争の現実を直視するよう強く求めます。何をおいても、彼らに核兵器が極悪、非道、国際法違反の武器であることを伝えなくてはならないからです。同時に広島・長崎の実相が世界中により広く伝わり、世界の大学でさらに多くの「広島・長崎講座」が開設されることを期待します。

また、核不拡散条約体制を強化するために、広島市は世界の平和市長会議の加盟都市並びに市長に、核兵器廃絶のための緊急行動を提案します。被爆 60 周年の 2005 年にニューヨ

一クで開かれる核不拡散条約再検討会議に世界から多くの都市の代表が集まり、各国政府代表に、核兵器全廃を目的とする「核兵器禁止条約」締結のための交渉を、国連で始めるよう積極的に働き掛けるためです。

同時に、世界中の人々、特に政治家、宗教者、学者、作家、ジャーナリスト、教師、芸術家やスポーツ選手など、影響力を持つリーダーの皆さんに呼び掛けます。いささかでも戦争や核兵器を容認する言辞は弄（ろう）せず、戦争を起こさせないために、また絶対悪である核兵器を使わず廃絶させるために、日常のレベルで祈り、発言し、行動していこうではありませんか。

また「唯一の被爆国」を標榜（ひょうぼう）する日本政府は、国の内外でそれに伴う責任を果さなくてはなりません。具体的には、「作らせず、持たせず、使わせない」を内容とする新・非核三原則を新たな国是とした上で、アジア地域の非核地帯化に誠心誠意取り組み、「黒い雨降雨地域」や海外に住む被爆者も含めて、世界の全（すべ）ての被爆者への援護を充実させるべきです。

58年目の8月6日、子どもたちの時代までに、核兵器を廃絶し戦争を起こさない世界を実現するため、新たな決意で努力することを誓い、全（すべ）ての原爆犠牲者の御霊（みたま）に衷心より哀悼の誠を捧（ささ）げます。

2003年（平成15年）8月6日

広島市長 秋葉忠利

### 第19回非核宣言自治体全国大会決議（2004年）

広島・長崎に原子爆弾が投下されて59回目の夏、私たち日本非核宣言自治体は、それぞれが行った非核平和宣言の決意を新たにし、核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守るため、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命であることを改めて認識した。

北朝鮮の核兵器開発問題やパキスタンによる核関連技術の流出など、核拡散の懸念が深まる一方で、米国は、新たな小型核兵器の開発の動きさえ見せている。核保有国は、2000年の核不拡散条約（NPT）再検討会議において、「核兵器廃絶の明確な約束」を認めながらも、決してそれを果たそうとする姿勢を見せていない。核保有国が真摯に核兵器廃絶を目指さなければ、他国の核拡散を防げないのは明らかである。

私たちは、日本政府に対し、非核宣言自治体の声を受け止め、非核三原則を法制化し、国際社会において核兵器廃絶運動の先頭に立つことを求める。

核不拡散体制の崩壊が現実化しつつある中、来年開かれるNPT再検討会議は、核兵器廃絶を進めるうえで大変重要な意義を持つ。私たちは、この会議を人類が核兵器と決別する転機とするために、平和を願う世界の人々と手を携え、国内・外の世論の喚起に努めるとともに、平和市長会議の「核兵器廃絶のための緊急行動」を支持する。

私たちは、全国的な自治体再編が進められる中、地域の経営主体としての力を高め、平

和を求める住民の意志を実現しなければならない。唯一の被爆国である日本の自治体として、このような住民の意志を支えとして、これからも互いに手を携え、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を国内外に呼びかけ、その輪をさらに広げていくことをここに決議する。

2004（平成16）年7月30日  
第19回非核宣言自治体全国大会

**第80回全米市長会議年次総会決議（世界の核兵器廃絶へ向け行動すること、および核兵器に係る費用を自治体の急務となっている事業へ転換することにおいて、米国のリーダーシップを求める決議）**

（広島平和文化センター訳）

1. 冷戦終結後20年以上を経ても、20,000発近く存在する核兵器の95パーセント以上は、米国とロシアの武器庫に存在し、世界のあらゆる自治体や人々に対し、耐えがたい脅威をもたらし続けているが故に
2. 近年の研究によれば、広島へ投下された原子爆弾と同規模の爆弾を人口密集地域にわずか100発一すなわち世界の核兵器保有量の0.5パーセント未満一を使用する核戦争が起これば、世界の気候に壊滅的な影響が及び、それにより地球の平均的地表面温度の急激な低下、オゾン層の減少、農作物の生育可能な季節の短縮が引き起こされ、最大で10億人という世界規模の飢餓が起これるが故に
3. 2011年11月に採択された歴史的な決議において、国際赤十字・赤新月運動は「核兵器の使用の結果予想される計り知れない人間の苦悩、十分な人道的対応をする能力の欠如、核兵器使用を防止することの緊急性」を強調し、「いかなる核兵器の使用も国際人道法の条項と相容れないものである」と認識し、すべての国家に対して、「法的拘束力を持つ国際的合意によって、核兵器の使用禁止と完全廃絶を目指す、誠実かつ緊急で確固たる交渉の追求」を要請したが故に
4. オバマ大統領がプラハでいみじくも、「ひとつの都市で1発の核兵器が爆発すれば、それがどこで発生しようとも、世界の安全、安全保障、社会、経済、そして究極的には我々の生存など、その影響には際限がない」と述べ、2010年の米国「核戦略見直し（NPR）」では「約65年間の核兵器不使用の記録が永遠に延長され続けることが、アメリカにとっての利益であり、また他国にとっての利益である」と主張したにもかかわらず、NPRが通常攻撃を受けた場合に核戦争を始める選択肢を保持し、大陸間弾道ミサイルと潜水艦発射弾道ミサイルの即時警戒態勢のレベルを下げることを明白に拒否し、ヨーロッパにおける北太平洋条約機構（NATO）基地配備のものを含む戦術的戦闘爆撃機と重爆撃機への米国の核兵器の搭載能力を保持したまま、同兵器の近代化を進めているが故に
5. オバマ大統領が2010年に連邦議会に提出した計画によれば、2020年までに1,850億ドルを優に超える金額を米国の核兵器システムの維持と近代化のために投資するとし、そこには核弾頭の新たな製造施設の建設、新たな輸送システムの配備が含まれており、その

後の年次予算はこのレベルの資金供給に備えたものとなっているが故に

6. 2011年に米国は7,110億ドルを軍事費に費やしており、この額は世界の軍事費総額の41パーセントに相当し、また中国、ロシア、NATO加盟6か国およびNATO非加盟の主要3か国を含む2位以下の14か国の軍事費総額の2倍に相当するが故に

7. 現在も続く経済危機によって、市長や自治体は重要な公共サービスをさらに削減するという事態に陥っているが故に

8. 連邦政府によるプログラム、たとえば「地区発展助成金 (CDBGs)」や「住宅投資提携プログラム (HOME)」などの削減によって、自治体や地方機関、非営利組織が、職員を解雇し、サービスを削減または廃止し、インフラ整備を先延ばしにし、低所得・中間所得家庭への福祉プログラムを削減せざるをえない事態に陥っているが故に

9. 全米市長会議は、2004年と2006年以降毎年、平和市長会議と同会議が提唱する2020ビジョンキャンペーン、「都市を攻撃目標にするな (CANT) プロジェクト」への強い支持を表明する決議を採択し、2010年と2011年の決議では、核兵器に係る歳出の削減と、その削減資金を自治体が要求する事業に転換することを要請したが故に

10. 全米市長会議は、2011年年次総会において「軍事費を国内で必要とされる事業へ転換するよう米国連邦議会に要請する」第二決議を採択したが故に

11. 平和市長会議が、2011年9月21日、すなわち国連が提唱する「国際平和デー」に、加盟自治体が5,000を突破したことを発表し、153か国・地域の5,250を超える自治体が現在同会議に加盟し、世界の首都の半数以上、米国からは190を超える都市が参加しているが故に

12. 2011年全米市長会議年次総会での演説において、潘基文国連事務総長が、平和市長会議の重要性と全米市長会議への支持を認め、「この会議で採択される決議を歓迎し、とりわけ、私が提唱する『核廃絶に向けた5項目』に対して繰り返し支持が表明されている点を歓迎する」と述べ、「和平と進歩への道のりは、世界の都市や町のなかに延びている」と締めくくっているが故に

13. 全米市長会議は米国大統領に対し、平和市長会議が呼びかける核兵器禁止条約もしくはそれに相当する相互補完的な法的枠組が2020年までに合意・実行されるよう、国連事務総長による「核廃絶に向けた5項目」の提言実行に向け、直ちに他の核兵器保有国の指導者たちと共に行動することを再度要請することを決議し、かつ

14. 全米市長会議は米国連邦議会に対し、核弾頭と輸送システム、製造施設の近代化のための資金供給を打ち切り、核兵器への支出額を冷戦時をはるかに下回るレベルにまで大幅削減し、その費用を自治体からの急務となっている事業に充てるよう要請することを更に決議し、かつ

15. 全米市長会議は、世界中の核兵器廃絶が実現するまで、核の不使用期間を延長することを確実にするための段階的措置として、合衆国の戦術的核兵器を海外から撤去し、高度警戒態勢にあるあらゆる核武装の即時警戒態勢解除を要請することを更に決議し、かつ

16. 全米市長会議は、加盟都市に対し、5,000都市突破記念広島・長崎ポスター展を市庁舎で一般公開することにより、今も続く危機と核兵器に係る費用に関して市民の認識を高め、また平和市長会議理事都市であるモンリオール市が提唱する「平和を願う1分間の黙祷」、すなわち2012年9月21日「国際平和デー」の正午に1分間の黙祷を捧げようという世界への働き掛けに参加して、各都市でのイベントの様子を収めた写真やビデオを専用のインターネットサイトに投稿するよう、要請することを更に決議し、かつ

17. 全米市長会議は、平和市長会議に対し引き続き支援を表明し、新規加盟都市の勧誘にこれからも協力することを約束し、4年ごとに広島と長崎で開催される平和市長会議総会および平和市長会議2020ビジョンキャンペーン年次総会において、全米市長会議からの代表派遣を支援することを更に決議し、かつ

18. 全米市長会議は、この課題を2013年6月に開催される第81回年次総会で取り上げ、偶発的であれ故意的であれ、あるいは世界のどの地域でも起こりうる限定的な核攻撃の応酬に起因する破滅的気候変動がもたらす地球規模の飢饉によるものであれ、世界の自治体や市民が核による滅亡の脅威にさらされることがなくなるまで、市長たちがこの課題に関与し続けることを更に決議する。

#### 広島市 平和宣言（1997年）

五十二年前のきょう、広島市の上空で原子爆弾が爆発した。一瞬、天は千の太陽よりも明るく光り、巨大なきのこ雲が立ちのぼった。火の海の中で、多くの人が死に、放射線障害は生き残った者を苦しめている。

その事實は、今世紀に入って飛躍的に発達した科学技術文明のあり方に強い疑問を抱かせる。科学技術は、人間の生活に快適さ、便利さをもたらしたが、広島・長崎での大量殺りくの手段にも使われた。核兵器は人類の生存を危うくしただけではなく、それを生み出した文明は、地球環境にも大きな影響を与えるに至った。

広島は、核兵器が今なお地球上から消え去っていないことに、強い憤りを覚えるとともに、文明の未来に大きな不安を持つ。

国際社会は、包括的核実験禁止条約の調印によって、核爆発を伴う実験の禁止に合意したものの、条約発効までの道はなお険しく遠い。そのような折、米国は条約に触れないと主張して「臨界前核実験」を実施した。一方で、核兵器削減を約束しながら、他方で核実験に固執する態度は、人類共存の英知を欠くものと言わざるをえない。核兵器こそは、戦争に代表されるあらゆる暴力の頂点に位置するものである、とあらためて世界に訴える。

現在、広島で開催中の第4回世界平和連帯都市市長会議では、「核兵器なき世界」を目指して、核兵器使用禁止条約の締結、非核地帯の拡大を各国政府、国際機関に求める討議を進めている。広島は日本政府に対して「核の傘」に頼らない安全保障体制構築への努力を要求する。

世界の国々、とりわけ近隣諸国民との間には、言語、宗教、習俗などが異なるだけではな

く、歴史認識の違いも存在する。私たちは、世界の人々と率直な対話を進めることによって、明日への希望を共有したいと願う。

世界が激しい転換期に入っている今日、私たちは暴力、破壊、死と結びつく原爆被害の実相とともに、絶望的な悲慘を体験しながらも、なお未来へ向かおうとする人間の営みと生命のかがやきを、国の内外へあらゆる機会を通じて伝えていきたい。広島体験が再生の過程で生み出した平和の文化は、人類の希望の灯である。そして、「原爆ドーム」の世界遺産化は、核兵器を否定する人たちの願いの象徴である。

いま平和記念日を迎え、犠牲者の御霊に心から哀悼の誠を捧げるとともに、年ごとに高齢化していく内外の被爆者に対し、実態に即し、心のかよった援護の方策を求めていきたい。

「戦争は人の心から起こる、ゆえに平和の砦は人の心の上に築かれねばならない」—このユネスコ憲章の一節を胸に刻み、広島の決意とする。

1997年（平成9年）8月6日

広島市長 平岡敬

#### 広島市 平和宣言（2010年）

「ああ やれんのう、こがあな辛（つら）い目に、なんで遭わにやあ いけんのかいのう」—65年前のこの日、ようやくにして生き永らえた被爆者、そして非業の最期を迎えられた多くの御霊（みたま）と共に、改めて「こがあな いびせえこたあ、ほかの誰（だれ）にも あっちゃあいけん」と決意を新たにす8月6日を迎えました。

ヒロシマは、被爆者と市民の力で、また国の内外からの支援により美しい都市として復興し、今や「世界のモデル都市」を、そしてオリンピックの招致を目指しています。地獄の苦悩を乗り越え、平和を愛する諸国民に期待しつつ被爆者が発してきたメッセージは、平和憲法の礎であり、世界の行く手を照らしています。

今年5月に開かれた核不拡散条約再検討会議の成果がその証拠です。全会一致で採択された最終文書には、核兵器廃絶を求める全（すべ）ての締約国の意向を尊重すること、市民社会の声に耳を傾けること、大多数の締約国が期限を区切った核兵器廃絶の取組に賛成していること、核兵器禁止条約を含め新たな法的枠組みの必要なこと等が盛り込まれ、これまでの広島市・長崎市そして、加盟都市が4000を超えた平和市長会議、さらに「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同した国内3分の2にも上る自治体の主張こそ、未来を拓（ひら）くために必要であることが確認されました。

核兵器のない未来を願う市民社会の声、良心の叫びが国連に届いたのは、今回、国連事務総長としてこの式典に初めて参列して下さっている潘基文閣下のリーダーシップの成せる業ですし、オバマ大統領率いる米国連邦政府や1200もの都市が加盟する全米市長会議も、大きな影響を与えました。

また、この式典には、70か国以上の政府代表、さらに国際機関の代表、NGOや市民代表が、被爆者やその家族・遺族そして広島市民の気持ちを汲（く）み、参列されています。

核保有国としては、これまでロシア、中国等が参列されましたが、今回初めて米国大使や英仏の代表が参列されています。

このように、核兵器廃絶の緊急性は世界に浸透し始めており、大多数の世界市民の声が国際社会を動かす最大の力になりつつあります。

こうした絶好の機会を捉（とら）え、核兵器のない世界を実現するために必要なのは、被爆者の本願をそのまま世界に伝え、被爆者の魂と世界との距離を縮めることです。核兵器廃絶の緊急性に気付かず、人類滅亡が回避されたのは私たちが賢かったからではなく、運が良かっただけだという事実を目を瞑（つぶ）っている人もまだ多いからです。

今こそ、日本国政府の出番です。「核兵器廃絶に向けて先頭に立」つために、まずは、非核三原則の法制化と「核の傘」からの離脱、そして「黒い雨降雨地域」の拡大、並びに高齢化した世界全（すべ）ての被爆者に肌理（きめ）細かく優しい援護策を実現すべきです。また、内閣総理大臣が、被爆者の願いを真摯（しんし）に受け止め自ら行動してこそ、「核兵器ゼロ」の世界を創（つく）り出し、「ゼロ（0）の発見」に匹敵する人類の新たな一頁を2020年に開くことが可能になります。核保有国の首脳に核兵器廃絶の緊急性を訴え核兵器禁止条約締結の音頭を取る、全（すべ）ての国に核兵器等軍事関連予算の削減を求める等、選択肢は無限です。

私たち市民や都市も行動します。志を同じくする国々、NGO、国連等と協力し、先月末に開催した「2020核廃絶広島会議」で採択した「ヒロシマアピール」に沿って、2020年までの核兵器廃絶のため更に大きなうねりを創（つく）ります。

最後に、被爆65周年の本日、原爆犠牲者の御霊（みたま）に心から哀悼の誠を捧（ささ）げつつ、世界で最も我慢強き人々、すなわち被爆者に、これ以上の忍耐を強いてはならないこと、そして、全（すべ）ての被爆者が「生きていて良かった」と心から喜べる、核兵器のない世界を一日も早く実現することこそ、私たち人類に課せられ、死力を尽して遂行しなくてはならない責務であることをここに宣言します。

2010年（平成22年）8月6日

広島市長 秋葉忠利

### 広島市 平和宣言（2013年）

「あの日」から68年目の朝が巡ってきました。1945年8月6日午前8時15分、一発の原子爆弾によりその全てを消し去られた家族がいます。「無事、男の子を出産して、家族みんなで祝っているちょうどその時、原爆が炸裂（さくれつ）。無情にも喜びと希望が、新しい『生命（いのち）』とともに一瞬にして消え去ってしまいました。」

幼くして家族を奪われ、辛うじて生き延びた原爆孤児がいます。苦難と孤独、病に耐えながら生き、生涯を通じ家族を持たず、孤老となった被爆者。「生きていてよかったと思うことは一度もなかった。」と長年にわたる塗炭（とたん）の苦しみを振り返り、深い傷跡は今も消えることはありません。



生後 8 か月で被爆し、差別や偏見に苦しめられた女性もいます。その女性は結婚はしたものの 1 か月後、被爆者健康手帳を持っていることを知った途端、優しかった義母に『あんた一、被爆しとるんね一、被爆した嫁はいらん、すぐ出て行け一。』と離婚させられました。」放射線の恐怖は、時に、人間の醜さや残忍さを引き出し、謂（いわ）れのない風評によって、結婚や就職、出産という人生の節目節目で、多くの被爆者を苦しめてきました。無差別に罪もない多くの市民の命を奪い、人々の人生をも一変させ、また、終生にわたり心身を苛（さいな）み続ける原爆は、非人道兵器の極みであり「絶対悪」です。原爆の地獄を知る被爆者は、その「絶対悪」に挑んできています。

辛く厳しい境遇の中で、被爆者は、怒りや憎しみ、悲しみなど様々な感情と葛藤（かっとう）し続けてきました。後障害に苦しみ、「健康が欲しい。人並みの健康を下さい。」と何度も涙する中で、自らが悲惨な体験をしたからこそ、ほかの誰も「私のような残酷な目にあわせてはならない。」と考えるようになってきました。被爆当時 14 歳の男性は訴えます。「地球を愛し、人々を愛する気持ちを世界の人々が共有するならば戦争を避けることは決して夢ではない。」

被爆者は平均年齢が 78 歳を超えた今も、平和への思いを訴え続け、世界の人々が、その思いを共有し、進むべき道を正しく選択するよう願っています。私たちは苦しみや悲しみを乗り越えてきた多くの被爆者の願いに応え、核兵器廃絶に取り組むための原動力とならねばなりません。

そのために、広島市は、平和市長会議を構成する 5,700 を超える加盟都市とともに、国連や志を同じくする NGO などと連携して、2020 年までの核兵器廃絶をめざし、核兵器禁止条約の早期実現に全力を尽くします。

世界の為政者の皆さん、いつまで、疑心暗鬼に陥っているのですか。威嚇によって国の安全を守り続けることができると思っているのですか。広島を訪れ、被爆者の思いに接し、過去にとらわれず人類の未来を見据えて、信頼と対話に基づく安全保障体制への転換を決断すべきではないですか。ヒロシマは、日本国憲法が掲げる崇高な平和主義を体現する地であると同時に、人類の進むべき道を示す地でもあります。また、北東アジアの平和と安定を考えると、北朝鮮の非核化と北東アジアにおける非核兵器地帯の創設に向けた関係国の更なる努力が不可欠です。

今、核兵器の非人道性を踏まえ、その廃絶を訴える国が着実に増加してきています。また、米国のオバマ大統領は核兵器の追加削減交渉をロシアに呼び掛け、核軍縮の決意を表明しました。そうした中、日本政府が進めているインドとの原子力協定交渉は、良好な経済関係の構築に役立つとしても、核兵器を廃絶する上では障害となりかねません。ヒロシマは、日本政府が核兵器廃絶をめざす国々との連携を強化することを求めます。そして、来年春に広島で開催される「軍縮・不拡散イニシアティブ」外相会合においては、NPT 体制の堅持・強化を先導する役割を果たしていただきたい。また、国内外の被爆者の高齢化は着実に進んでいます。被爆者や黒い雨体験者の実態に応じた支援策の充実や「黒い雨降雨地域」

の拡大を引き続き要請します。

この夏も、東日本では大震災や原発事故の影響に苦しみながら故郷の再生に向けた懸命な努力が続いています。復興の困難を知る広島市民は被災者の皆さんの思いに寄り添い、応援し続けます。そして、日本政府が国民の暮らしと安全を最優先にした責任あるエネルギー政策を早期に構築し、実行することを強く求めます。

私たちは、改めてここに 68 年間の先人の努力に思いを致し、「絶対悪」である核兵器の廃絶と平和な世界の実現に向け力を尽くすことを誓い、原爆犠牲者の御霊に心から哀悼の誠を捧げます。

平成 25 年（2013 年）8 月 6 日

広島市長 松井一實

### 長崎平和宣言（2013 年）

68 年前の今日、このまちの上空にアメリカの爆撃機が一発の原子爆弾を投下しました。熱線、爆風、放射線の威力は凄まじく、直後から起こった火災は一昼夜続きました。人々が暮らしていたまちは一瞬で廃墟となり、24 万人の市民のうち 15 万人が傷つき、そのうち 7 万 4 千人の方々が命を奪われました。生き残った被爆者は、68 年たった今もなお、放射線による白血病やがん発病への不安、そして深い心の傷を抱え続けています。

このむごい兵器をつくったのは人間です。広島と長崎で、二度までも使ったのも人間です。核実験を繰り返し地球を汚染し続けているのも人間です。人間はこれまで数々の過ちを犯してきました。だからこそ忘れてはならない過去の誓いを、立ち返るべき原点を、折にふれ確かめなければなりません。

日本政府に、被爆国としての原点に戻ることを求めます。

今年 4 月、ジュネーブで開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議準備委員会で提出された核兵器の非人道性を訴える共同声明に、80 か国が賛同しました。南アフリカなどの提案国は、わが国にも賛同の署名を求めました。

しかし、日本政府は署名せず、世界の期待を裏切りました。人類はいかなる状況においても核兵器を使うべきではない、という文言が受け入れられないとすれば、核兵器の使用を状況によっては認めるという姿勢を日本政府は示したことになります。これは二度と、世界の誰にも被爆の経験をさせないという、被爆国としての原点に反します。

インドとの原子力協定交渉の再開についても同じです。

NPT に加盟せず核保有したインドへの原子力協力は、核兵器保有国をこれ以上増やさないためのルールを定めた NPT を形骸化することになります。NPT を脱退して核保有をめざす北朝鮮などの動きを正当化する口実を与え、朝鮮半島の非核化の妨げにもなります。

日本政府には、被爆国としての原点に戻ることを求めます。

非核三原則の法制化への取り組み、北東アジア非核兵器地帯検討の呼びかけなど、被爆国としてのリーダーシップを具体的な行動に移すことを求めます。

核兵器保有国には、NPTの中で核軍縮への誠実な努力義務が課されています。これは世界に対する約束です。

2009年4月、アメリカのオバマ大統領はプラハで「核兵器のない世界」を目指す決意を示しました。今年6月にはベルリンで、「核兵器が存在する限り、私たちは真に安全ではない」と述べ、さらなる核軍縮に取り組むことを明らかにしました。被爆地はオバマ大統領の姿勢を支持します。

しかし、世界には今も1万7千発以上の核弾頭が存在し、その90%以上がアメリカとロシアのものです。オバマ大統領、プーチン大統領、もっと早く、もっと大胆に核弾頭の削減に取り組んでください。「核兵器のない世界」を遠い夢とするのではなく、人間が早急に解決すべき課題として、核兵器の廃絶に取り組み、世界との約束を果たすべきです。

核兵器のない世界の実現を、国のリーダーだけにまかせるのではなく、市民社会を構成する私たち一人ひとりにもできることがあります。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」という日本国憲法前文には、平和を希求するという日本国民の固い決意がこめられています。かつて戦争が多くの人を命を奪い、心と体を深く傷つけた事実を、戦争がもたらした数々のむごい光景を、決して忘れない、決して繰り返さない、という平和希求の原点を忘れないためには、戦争体験、被爆体験を語り継ぐことが不可欠です。

若い世代の皆さん、被爆者の声を聞いたことがありますか。「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ」と叫ぶ声を。

あなた方は被爆者の声を直接聞くことができる最後の世代です。68年前、原子雲の下で何があったのか。なぜ被爆者は未来のために身を削りながら核兵器廃絶を訴え続けるのか。被爆者の声に耳を傾けてみてください。そして、あなたが住む世界、あなたの子どもたちが生きる未来に核兵器が存在していいのか。考えてみてください。互いに話し合ってみてください。あなたたちこそが未来なのです。

地域の市民としてできることもあります。わが国では自治体の90%近くが非核宣言をしています。非核宣言は、核兵器の犠牲者になることを拒み、平和を求める市民の決意を示すものです。宣言をした自治体でつくる日本非核宣言自治体協議会は今年、設立30周年を迎えました。皆さんが宣言を行動に移そうとするときは、協議会も、被爆地も、仲間として力をお貸しします。

長崎では、今年11月、「第5回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」を開催します。市民の力で、核兵器廃絶を被爆地から世界へ発信します。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、未だ収束せず、放射能の被害は拡大しています。多くの方が平穏な日々を突然奪われたうえ、将来の見通しが立たない暮らしを強いられています。長崎は、福島の日も早い復興を願い、応援していきます。

先月、核兵器廃絶を訴え、被爆者援護の充実に力を尽くしてきた山口仙二さんが亡くなりました。被爆者はいよいよ少なくなり、平均年齢は78歳を超えました。高齢化する

被爆者の援護の充実をあらためて求めます。

原子爆弾により亡くなられた方々に心から哀悼の意を捧げ、広島市と協力して核兵器のない世界の実現に努力し続けることをここに宣言します。

2013年（平成25年）8月9日

長崎市長 田上富久

### 「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組の推進についての要請書

内閣総理大臣 野田佳彦様

「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組の推進について（要請）

平和市長会議（会長：広島市長、副会長：長崎市長等世界の13都市の市長）は、昭和57年（1982年）の設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。平和市長会議には、現在世界の153か国・地域から5,111の都市が加盟しています。そのうち、日本国内の加盟都市は1,096に及んでおり（全市区町村の62.9%）、本年1月、初めての国内加盟都市会議を広島市で開催しました。

一昨年5月のNPT再検討会議において、核保有国を含む全ての加盟国が、核兵器廃絶に向け行動を開始することに合意し、最終文書が採択されたことには大きな意味があったと考えています。その一方で、最終文書に核兵器廃絶の具体的な期限が設定されなかったことなど積み残された多くの課題もあります。

こうした中、平和市長会議では、加盟都市の市民、NGO等と連携して、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」の積極的な展開を図っています。その一つが、核兵器の製造、保有、使用等を全面的に禁止する「核兵器禁止条約」の早期実現を求める市民署名活動の展開です。

唯一の被爆国である日本政府におかれては、核保有国の首脳に核兵器廃絶の緊急性を訴えけるとともに、世界の多くの市民が求める「核兵器禁止条約」の早期実現に向け、具体的交渉開始のリーダーシップをとっていただくよう要請いたします。

平成24年（2012年）1月26日

第1回平和市長会議国内加盟都市会議

代表 広島市長 松井一實

